

平成 28 年

3月熊取町議会定例会会議録

平成28年 3 月 1 日開会

平成28年 3 月 24 日閉会

熊 取 町 議 会

平成28年3月定例会会議録目次

(3月1日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	3
町長あいさつ	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
施政方針表明	8
提案理由説明	
議案第1号 副町長の選任同意について	15
質 疑	16
採 決	16
一般質問	16
1. 鱧谷陽子議員	16
1) マイナンバー制度の問題点について	
①通知が届いていない及びカードの交付を受けた方の人数とカード交付の顔認証システムの導入について	
②町へマイナンバーを届出しないといけない業務と届け出をしないことによる罰則規定について	
③マイナンバー制度はどのような制度になっていくのか、また、プライバシーは守られるのか	
2) 35人学級の拡大について	
①35人学級の町費での拡大について	
3) 子育て新制度の多子減免について	
①町での実施予定について	
2. 二見裕子議員	28
1) 地域公共交通について	
①ひまわりバスの利用状況について	
②高齢者運転免許自主返納支援事業の状況について	
③ひまわりバスの運行見直しについて	
2) ヘルプカードについて	
①障がい者手帳を取得されている方の人数について	
②障がい者の方の支援はどのようなものか	
③「ヘルプカード」の導入について	
3) スクールソーシャルワーカーについて	
①本町での人数、配置について	
②今後の増員について	
3. 坂上昌史議員	35
1) 街頭防犯カメラについて	
①警察との連携について	
②防犯カメラ設置の自治会からの要望について	
2) 熊取町青年団について	

①青年団の現状について	
②活動の拡充について	
3) 人工内耳装用児童、生徒の教室の音環境について	
①現在の状況、取り組みについて	
4. 服部脩二議員	40
1) 安心安全な熊取町づくりについて	
①道路の幅員が狭い四差路の交差点の歩行者・自転車・自動車の安全対策の推進について	
②商業施設周辺・小中学校周辺・病院・診療所周辺の信号機のある交差点の「歩車分離交差点」への変更について	
③幹線道路の大きな交差点への防犯カメラの設置について	
5. 文野慎治議員	44
1) 新町長の下で、損害賠償金の早期回収を含む「談合事件」の終結へ向けての取り組みについて	
①現状の認識・問題点について	
②現行の顧問弁護士について	
③業者間の不公平に対する処置の強化について	
④現行「入札制度」の問題点について	
2) 投票率の向上について	
①今回の町長選挙の投票率の分析について	
②今後の対策について	
6. 浦川佳浩議員	54
1) グローバル人材の育成を目指した本町の取り組みについて	
①本町の小学生・中学生における、年間の学年別英語授業時間数について	
②本町の「英語教育特区」への検討状況について	
③土曜日の教育活動推進に向けた取り組みについて	
④外国人との交流のための空き教室、空き家などを活用したコミュニティ支援について	
2) 「子どもの貧困」の現状と対策・環境整備について	
①小・中学生を対象とした、本町の子どもの貧困状況及び子育て支援課、教育委員会等への相談件数の推移等（①子どものいじめの件数、②不登校児童・生徒人数の年次別推移、③子どもの貧困に対する今後の課題）について	
②本町の就学援助金の支援状況及び今後の取り組み課題について	
 (3月2日)	
出席議員	67
議事日程	67
提案理由説明	
議案第2号 固定資産評価員の選任同意について	69
質 疑	69
採 決	70
提案理由説明	
議案第3号 監査委員の選任同意について	70
質 疑	70

採 決	70
提案理由説明	
議案第4号 教育委員会委員の任命同意について	70
質 疑	71
採 決	71
提案理由説明	
議案第5号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例、議案第6号 常勤特別 職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を 改正する条例、以上3件一括付議	71
質 疑	73
採 決	73
提案理由説明	
議案第8号 町長の給与の特例に関する条例	74
質 疑	74
採 決	82
提案理由説明	
議員提出議案第1号 町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議	82
質 疑	83
採 決	83
提案理由説明	
議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	83
質 疑	85
採 決	85
提案理由説明	
議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	85
質 疑	86
採 決	86
提案理由説明	
議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議 案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2 件一括付議	86
質 疑	88
採 決	88
提案理由説明	
議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	88
質 疑	90
採 決	90
提案理由説明	
議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）	90
質 疑	91
採 決	91
提案理由説明	
議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	92
質 疑	94
提案理由説明	

議案第16号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	94
質 疑		95
提案理由説明		
議案第17号	退職管理に関する条例	95
質 疑		96
提案理由説明		
議案第18号	非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例	96
質 疑		97
提案理由説明		
議案第19号	議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例	97
質 疑		98
提案理由説明		
議案第20号	消費生活センター条例の一部を改正する条例	98
質 疑		99
提案理由説明		
議案第21号	学童保育所条例、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例、	
以上2件一括付議		99
質 疑		102
提案理由説明		
議案第23号	保育所条例等の一部を改正する条例	103
質 疑		104
提案理由説明		
議案第24号	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	104
質 疑		105
提案理由説明		
議案第25号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	105
質 疑		107
提案理由説明		
議案第26号	介護保険条例の一部を改正する条例	107
質 疑		108
提案理由説明		
議案第27号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例、議案第28号 指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、	
以上2件一括付議		108
質 疑		111
提案理由説明		
議案第29号	南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地） 地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、以上2件一括付議	112
質 疑		114
提案理由説明		
議案第31号	泉州南消防組規約の変更に関する協議について	114

質 疑	115
提案理由説明	
議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて	116
質 疑	116
提案理由説明	
議案第33号 町道路線認定について	117
質 疑	117
提案理由説明	
議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	117
質 疑	123
提案理由説明	
議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）	123
質 疑	124
提案理由説明	
議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	124
質 疑	126
提案理由説明	
議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）	127
質 疑	127
提案理由説明	
議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	128
質 疑	128
提案理由説明	
議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	128
質 疑	129
（3月4日）	
出席議員	131
議事日程	131
提案理由説明	
議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算、以上7件一括付議	132
会派代表質問	
1. 新政クラブ 矢野正憲議員	152
2. 熊愛の会 文野慎治議員	165
3. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	176
4. 未来 阪口 均議員	185

（3月7日）

出席議員	199
議事日程	199
会派代表質問（続き）	199
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員	199
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	212
予算審査特別委員会正副委員長の選任	212
（3月24日）	
出席議員	215
議事日程	215
委員会報告	216
議会運営委員会報告	216
議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第17号 退職管理に関する条例、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）、以上6件一括付議	217
総務文教常任委員会委員長報告	217
質 疑	218
採 決	218
議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例、議案第21号 学童保育所条例、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて、議案第33号 町道路線認定について、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）、以上20件一括付議	219
事業厚生常任委員会委員長報告	219
質 疑	221
討 論	221
採 決	221

議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算、以上7件一括付議	230
予算審査特別委員会委員長報告	231
質 疑	235
討 論	235
採 決	236
提案理由説明	
議案第48号 教育長の任命同意について	238
質 疑	238
採 決	238
提案理由説明	
議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	238
質 疑	241
採 決	241
提案理由説明	
議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	241
質 疑	242
採 決	243
議会選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙	243
採 決	244
提案理由説明	
議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書、議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書、議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書、以上3件一括付議	244
質 疑	247
採 決	247
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	247

3月熊取町議会定例会（第1号）

平成28年3月定例会会議録（第1号）

月 日 平成28年3月1日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	西牧 研壮	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	泉谷 徹	総 務 部 理 事	阪上 敦司
総 務 部 理 事	田宮 克昭	住 民 部 長	貝口 良夫
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	中谷ゆかり
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	山戸 寛
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	下中 博之	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	小山 高宏	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

議案第1号 副町長の選任同意について

一 般 質 問

議案第2号 固定資産評価員の選任同意について

議案第3号 監査委員の選任同意について

議案第4号 教育委員会委員の任命同意について

議案第5号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例

議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第8号 町長の給与の特例に関する条例

議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第17号 退職管理に関する条例
- 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 学童保育所条例
- 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例
- 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて
- 議案第33号 町道路線認定について
- 議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算
- 議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算
- 議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算
- 議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算
- 議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成28年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

最初に、まず本日の3月議会の初日、非常にたくさんの方が傍聴に来ていただきまして、本当に

ありがとうございます。

さきの1月の町長選挙においては、5人の立候補者の中から藤原町長が選出されましたことに、改めましてお祝いを申し上げます。この選挙結果には、多くの住民の方々のさまざまな思いが込められています。

藤原町長は、前の中西町長に対峙して立候補され、多くの公約を示されました。熊取町も少子高齢化が進み、人口が減少していくことが予測されていますが、その環境に流されていくのではなく、熊取町の将来に夢を抱かせる種々の施策の実現に全力を尽くしていただきたいと思います。

熊取町議会は、二代表制の一翼を担い、真に熊取町の将来と熊取町の住民のためになる施策の提案を含めた協力をしてまいりたいと考えます。

前町長は、対話や協調をどちらかと言えば軽視され、我が思いの実現に傾注された感があります。しかしながら藤原町長は、町政運営に当たり情報開示と対話を強調されています。これからは、町議会議員も熊取町職員も新町長のもとで新たな意識を持って町政にかかわっていくべきと考えます。

さて、本定例会では平成28年度の行政運営の予算についてご審議いただくことになります。町長交代期における骨格予算の審議とはいえ、配付された28年度の一般会計予算書には、既に27年度予算の98.0%の金額が掲載されております。したがって、本会議での予算審議は非常に重要なものになると思っております。

後ほど藤原町長より所信表明と町政運営方針の説明がありますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、常に熊取町の将来と住民福祉の向上に意を注ぎたいと思います。あわせて、皆様方には円滑な議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時03分」開会)

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成27年12月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、12月21日、1月18日、2月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成28年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	5億9,817万9,012円
下水道事業特別会計	1億3,317万4,922円
国民健康保険事業特別会計	6,239万1,682円
介護保険特別会計	8,221万8,759円
墓地事業特別会計	3,371万2,623円
後期高齢者医療特別会計	3,130万9,161円
水道事業会計	5億 645万8,424円
歳入歳出外現金	4,632万6,864円

となっております。

次に、定期監査でございますが、平成28年2月3日に会計（会計課）、上下水道部（上水道課、下水道課）、議会事務局（議会総務課）について監査されたということでございます。その定期監査の結果につきましては、皆様方のお手元に「平成27年度定期監査結果報告」の写しを配付してお

りますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会を招集申しあげましたところ、議案審議のためご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成28年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、今後の町政運営における私の所信の一端を述べさせていただきます。

このたび、私は「熊取を良くしたい。その思いは誰にも負けない。」という一心で立候補を決意し、さきの町長選挙におきまして住民の皆様からのご支持をいただきました。その結果、当選の栄に浴し、熊取町長として町政をおあずかりさせていただくこととなり、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、このふるさと熊取で生まれ、育ち、熊取に住み続けて63年となります。この間、熊取町の発展を身をもって感じてまいりました。これもひとえに、先人の皆様、そして住民の皆様を初めとする多様な関係者の方々のご努力により実現されてきたことは言うまでもありません。そして、この発展の歩みをとめることなく、次世代のために、このすばらしいまちを引き継いでいくことが町長としての私に課せられた責務でございます。

今日、我が国は、少子高齢化社会の進展と人口減少時代の到来が不可避の状況にあります。特に地方においては、国立社会保障・人口問題研究所や民間機関の将来人口推計が示すとおり、多くの地域がこれまで経験したことのない急激な人口減少に見舞われ、この影響は一つの地域の問題にとどまらず、日本全体の社会構造そのものを大きく変えることが予想されております。

このことは、本町においても例外ではなく、同研究所の推計によれば、今後、人口は減少を続け、25年後の平成52年には4万人を割り込む水準にまで減少すると見込まれております。

今こそ、子育て支援などの福祉サービスの提供や、戦略的な産業の振興を初め、行財政改革を進めながら、人口減少社会を乗り越え、まちの活力やにぎわいの維持・創出に向けた取り組みを通じて、住民の皆様が安心して暮らしていただけるまちづくりを一つ一つ着実に進めていくことが、町政運営を任された私の大きな役割であると認識しております。

それでは、今後4年間、町政を推進する上で、特に重点的に取り組んでまいります施策について申し上げます。

まずは、行財政改革の推進です。

国全体では、緩やかな景気回復に向けた期待が持たれておりますが、本町を初め地方公共団体においては、少子高齢化の影響などを受け、依然として厳しい歳入環境が続いており、財政状況は決して楽観できるものではありません。今後も、真に必要な行政サービスを最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、また住民ニーズに的確に応えるため、選択と集中のもと、限られた資源を有効に活用し、行財政改革を推進するとともに、人口減少社会に適正に対応した町行政の運営体制を構築してまいります。

そして、まず、先頭に立って改革を推進する立場にある者として、私の在任期間中、給料の2割カット、1期4年の退職金廃止を実行します。加えて、住民の皆様への高度化・多様化するニーズに対応するとともに、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るため、新たな職員評価制度の構築を目指します。また、本町以南3市3町の自治体による広域連携の取り組みなど、広域行政を推進します。

これらの行財政改革を進めることにより、少子高齢化・人口減少社会にあっても、住民サービス

を低下させることなく、効率的・効果的な行政運営を行います。

次に、教育の充実です。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来は、もはや避けることができない現実として受けとめなければなりません。こうした状況の中、まちの将来を支える次世代を担う子どもたちの育成が極めて重要であることは言うまでもありません。熊取町の教育については、半世紀以上も続く全小・中学校での学校給食を初め、学校プールや武道館の設置など、子どもたちが学びやすい環境整備に努めるとともに、学習において、基礎・基本の習得を徹底し、一人一人に応じた能力の伸長を図り、学習意欲の喚起や生涯にわたる学習の基盤づくりとしての学習習慣を育成してまいりました。その結果、本町の教育内容や教育環境に対し、町内外から高い評価をいただいているところです。これらの特長を生かしながら、さらなる教育内容の充実を目指します。

一例を申し上げますと、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上として、外国語指導助手の増員を初め、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、英語力の向上に努めてまいります。加えて、いじめ、不登校など子どもを取り巻くさまざまな問題に対しては、スクールソーシャルワーカーを初めとした専門職を配置し、学校と教育委員会、福祉部局、子ども家庭センターなどの連携を生かした、きめ細やかな相談体制の充実を図り、教員がより教育に集中できる環境整備に努めてまいります。

さらに、子どもたちがより授業に集中できる環境を整備するため、小・中学校普通教室へのエアコン設置を進め、教育内容はもとより、教育環境においてもさらなる高みを目指し、「教育のまち“くまとり”」としての熊取ブランドを確固たるものとしてまいります。

次に、子育て支援の充実です。

将来にわたり、活力ある地域社会を維持するため、若年世代が定住し、熊取町で子どもを産み育て、その子どもたちが親となり、さらに次の世代を育てていくというサイクルの確立を目指します。

本町では、これまでも、地域のボランティアの方を初め、多様な関係者との協働による「ホームスタート事業」や「ファミリーサポート事業」といった子育て支援の取り組みが継続的に行われ、このことを通じて地域全体で子育てを支援するという機運が醸成されております。

このような本町の強みを生かし、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援をしっかりと継続することで、若年世代に選ばれ続けるよう「子育てしやすいまち“くまとり”」のさらなるブランド力の向上を図ってまいります。

次に、高齢者支援の充実です。

住みなれた地域で健康に、そして活動的に暮らしたい。いつまでもそう思いながら生活していただけるよう、また、その多様な知識や経験を地域を支える源として生かしていただくために、高齢者の方々を支援してまいります。

まずは、主体的に健康づくりに取り組んでいただくための環境づくりとして、町内大学や住民活動団体との連携による高齢者の健康づくりを支援する取り組みを進めるとともに、気軽に自発的に参加できる地域で暮らす方たちが集まり、交流できる機会づくりに努めてまいります。また、町内の医師やケアマネジャーなどの多様な職種の方に参画していただいている「医療介護ネットワーク連絡会」を活用した医療と介護の連携強化に努め、地域における質の高い在宅医療の提供を目指します。

これにより、健康寿命を伸ばし、生き生きとした日々を過ごしていただけるよう努めてまいります。

次に、道路交通網の整備です。

熊取町は、大阪みどりの百選・全国水源の森百選に選ばれた「奥山雨山自然公園」や、全国ため池百選に選ばれた「長池オアシス」を初めとする豊かな自然環境に恵まれながら、大阪都心部から約30キロ、JR天王寺駅から快速で約30分という大都市への利便性の高いアクセスを持つ、まさに“トカイナカ”と呼ぶにふさわしいベットタウンとして、まちの魅力を拡充させてきました。この

利便性の高いアクセスは、大阪外環状線や府道泉佐野打田線、府道岸和田南海線を初めとする主要幹線道路と町道による道路交通網の整備なくしては実現できないものであり、今後もその推進が求められるところです。

そこで、引き続き、大阪岸和田南海線の早期整備、大阪外環状線の4車線化及び泉州山手線の早期事業化について、国・大阪府に対し災害時における物資輸送路としての観点からも、ミッシングリングとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、より強く要望を行ってまいります。また、地域幹線道路の整備では、町道小谷穴釜線道路改良事業の事業完了に向けた推進や、東和苑西交差点及び野田交差点の改良事業を完了させるなど、本町道路整備計画に基づき、鋭意取り組んでまいります。

加えて、熊取駅西地区の整備については、泉佐野市と連携しながら、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めてまいります。このほか、高齢者の方のもとより、子ども、学生など、多世代の方にご利用いただけるよう、土・日における運行を初め、サービス向上・路線拡充に向け、「ひまわりバス」の運行を見直します。これらの取り組みを通じて、およそ17平方キロの区域に4万4,000人近くの方が暮らす効率的な人口分布という特徴を生かし、より利便性の高い交通を実現します。

次に、戦略的なまちの活性化です。

熊取町の人口は、平成22年度以降、平成24年度の微増を除いて減少傾向にあります。人口減少は消費や地域経済の規模を縮小させると同時に、社会生活に係るさまざまなサービスの低下を招き、さらなる人口減少を引き起こす要因となり得ます。こうした負の連鎖を断ち切り、熊取町が将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、本町の強みを生かした取り組みが急務です。

外国人利用客が急増する関西国際空港に隣接するまちとしての利点を生かし、インバウンド需要の取り組みに向け、観光客用宿泊施設の誘致を検討してまいります。また、本町に所在する京都大学原子炉実験所における研究で特に大きな成果を上げているホウ素中性子捕捉療法、いわゆるBNCTについて、同実験所や大阪府を初めとする関係機関と連携し、早期実用化に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、町内外から英知を結集した、施策の企画・提言を行う組織として「熊取創生プロジェクトチーム」を立ち上げ、これまで申し上げた取り組みを初め、戦略的なまちづくりを推進し、住民の皆様一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成してまいります。

次に、安全・安心なまちづくりです。

日々、凶悪犯罪や、子どもが巻き込まれる事件などの報道に触れるたび、犯罪被害に遭わないことはもちろん、安全・安心に暮らせる地域社会を守り続けることが極めて重要であると改めて認識するとともに、安全・安心な暮らしの確保は住民の皆様のご切なる願いであると考えているところです。幸いにも、熊取町では、古くから地域の皆様のご協力により、子どもの見守り活動を初め、地域の安全は地域で守るという意識のもと、住民、各種団体、行政等の協働によるさまざまな取り組みが根づいております。

しかしながら、近年の急激な社会情勢の変化によって、価値観や生活様式が多様化し、地域社会の連帯感や地域の規範意識も少なからずその影響を受けており、自助・共助の意識の醸成に加え、新たな安全・安心な暮らしを守る取り組みが必要であると考えます。

そこで、自治会を中心に、住民の皆様のご意見・ご要望をお伺いしながら、計画的かつ効果的な防犯カメラの設置を推進してまいります。

このように、住民の皆様とともにさまざまな取り組みを推進することにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現します。

以上、町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、私が言うまでもなく、まちづくりの主役は住民の皆様一人一人であります。住民の皆様を思いやる気持ちを形

にしていくことが私の責務であり、あわせて住民の皆様との協働のまちづくりのための環境づくり、後方支援にも注力してまいりたいと考えております。そして、そのために、行政活動におけるコストを明確にするなど、行政情報の共有による透明性の高い、説明責任を果たす行政運営を心がけてまいります。

また、私も含め5人の候補者による選挙戦では、多様なまちづくりに対する思いがあることを改めて認識いたしました。各施策の推進に当たっては、このことを深く胸に刻みながら、議員の皆様にしっかりとした説明をした上で、じっくりと時間をかけた議論をさせていただき所存でございます。

先人から引き継いだこのすばらしいまちを、より一層魅力ある「住んでみたい・住んでよかった・住み続けたいまちくまとり」の実現に向け、住民、議会、行政がさらに強固な一枚岩となって取り組んでまいります。

つきましては、議員各位を初め住民の皆様におかれましては、今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

続きまして、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、選任及び任命の同意につきましては副町長の選任同意ほか3件、一部改正条例につきましては一般職職員給与条例等の一部を改正する条例ほか12件、条例制定につきましては町長の給与の特例に関する条例ほか6件、その他、泉州南消防組合規約の変更に関する協議について、環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて並びに町道路線認定をご提案申し上げます。

また、補正予算につきましては平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）ほか12件、新年度予算につきましては平成28年度熊取町一般会計予算ほか6件を、また、追加議案として平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）及び平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1号）をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞご審議を賜り、原案どおりにご可決いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君） それでは、本日の日程に入ります。

この後、会議録署名議員の指名、会期の決定、町長施政方針表明、それから副町長の選任、それから一般質問、その後、議案の説明がありまして、会派代表質問という進行になります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席10番 佐古議員、議席11番 矢野議員、以上2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君） それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月24日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日3月1日、2日、4日、7日及び24日の5日間といたします。

各常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月11日に、事業厚生常任委員会を3月9日に開催していただきます。

また、平成28年度の各会計予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月16日、18日、22日及び23日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会は3月9日に開催し、議員全員協議会を3月11日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月1日から3月24日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月24日までの24日間と決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）3月の定例会の開催に当たり、平成28年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

昨年は、10月に発足した第3次安倍内閣のもと、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる経済政策が進められてきました。その結果、企業収益、雇用情勢は改善し、消費者物価も緩やかに上昇しており、個人消費は、総じて見れば底がたい動きとなり、先行きも、雇用・所得環境の改善が続く中、各種の政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されております。

その一方で、我が国の合計特殊出生率が9年ぶりに低下するなど、人口減少幅は年々拡大するとともに、東京圏への人口集中の傾向はますます加速しており、その影響で、地方における人口減少対策が急務となっております。

こうした状況を打開するため、政府においては、「東京一極集中」の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現などを基本的視点とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、地方における安定した雇用の創出や地方への新しい人の流れをつくるといった目標を掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、地方も巻き込んだ国全体の取り組みとして地方創生を推進しているところです。

また、大阪府においても、魅力ある都市として成長し続けるため、多様な産業が集積していることや、「住みやすさ」と「働きやすさ」の両立といった大阪の強みを生かして、若者が活躍でき、子育て安心の都市「大阪」の実現や、東西二極の一極としての社会経済構造の構築等を目指し、大阪府版の地方創生総合戦略の策定を進めているところです。

こうした地方創生の流れの中で、本町においても、「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、都市間競争において優位性を確保するため、さまざまな施策を実施したところです。とりわけ、子ども医療費助成制度の対象を中学校卒業までに拡充し、子育ての経済的負担を軽減するとともに、本町待望の大型公園「永楽ゆめの森公園」をオープンさせ、熊取町で安心して子育てをしていただける環境整備に努めたところです。一方で、台風を初めとする自然災害発生時等における緊急情報等の円滑な伝達が可能となるよう、防災行政無線のデジタル化工事を実施するなど、安全・安心なまちづくりの取り組みも進めました。

平成28年度においても、子育て支援等の福祉サービスの提供や戦略的な産業の振興を初め、行財政改革を進めながら、人口減少社会を乗り越え、まちの活力やにぎわいの維持・創出に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、28年度当初予算の概要ですが、予算編成作業が町長選挙と重なっていたため、経常的な必要最小限の経費と、既に政策決定済みの経費のみを予算化した骨格予算となっており、政策的判断が必要となる経費につきましては、年度途中の補正予算、いわゆる肉づけ予算において予算化する

こととなります。

歳入においては、納税義務者数の減少や固定資産の時点修正などの影響により町税が減少しているものの、地方交付税に加え、地方消費税交付金が増加していることなどにより、基金繰入金を除くとほぼ前年度並みに推移しております。

一方の歳出においては、政策的な事業を除いた一般行政経費と、前年度以前より継続実施している投資的事業に係る経費により、骨格予算として編成いたしました。各特別会計への繰出金や4月に開園予定の民間保育園などの経費が増加したことにより、前年度の大型事業の完了に伴う減額の影響が小さくなったところがございます。

続いて、28年度予算についてですが、一般会計については前年度に比べ2.0%減の127億9,118万円、下水道事業特別会計は前年度に比べ10.8%増の13億6,866万8,000円、国民健康保険事業特別会計は前年度に比べ1.7%増の63億4,598万2,000円、後期高齢者医療特別会計は前年度に比べ3.7%増の4億9,155万5,000円、介護保険特別会計は前年度に比べ4.8%増の33億4,625万円、墓地事業特別会計は前年度に比べ22.0%減の4,165万4,000円、水道事業会計は前年度に比べ5.5%増の14億8,227万7,000円であり、これらの総額は前年度に比べ0.9%増の258億6,756万6,000円の規模となっております。

それでは、第3次総合計画に定める6つのまちづくりに従い、28年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し上げます。

1つ目は、「みんなが主役の未来かがやくまちづくり」です。

初めに、「住民が主役となったまちづくり」です。

住民の皆様とともに進めている「協働のまちづくり」については、全39自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」などを通じて、地域と行政が緊密な連携を図るとともに、住民提案協働事業制度による事業を実施します。具体的には、「住民提案型」の協働事業として3件、町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集を行い実施する「行政提案型」の協働事業として2件の事業を実施します。また、町内大学との協働については、現在、連携・協力して進めている事業はもとより、新たな取り組みを検討し、多様な事業展開につなげてまいります。

このほか、「地域対話」や「わが町提案箱」など、住民の皆様の町政に対するご意見やご提案をお聞きする機会づくりに努め、住民参加のまちづくりを推進するとともに、広報紙やマスコットキャラクターを初め、あらゆる媒体を戦略的に活用し、町政情報やイベントPR、町への愛着醸成に努めてまいります。

次に、「非核平和のまちづくり」「基本的人権を尊重する社会づくり」「男女が共同し参画できる社会の実現」です。

広報紙やホームページを活用した周知活動を実施するとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワークなどを通じ、平和意識を醸成するとともに、人権相談事業を初め、講演会、地域映画会、ポスター展、街頭啓発などを通じ、幅広い年代の方々の人権意識の高揚に努めてまいります。

また、「男女共同参画推進条例」及び「第2次男女共同参画プラン」に基づき、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を發揮し、ともに協力しながら責任を分かち合う社会の実現を目指し、情報誌の発行や男女共同参画社会講演会などにより、住民意識の高揚に努めてまいります。

次に、「情報化の推進による行政サービスの向上」です。

「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）につきましては、住民の皆様の利便性向上と行政の効率化を図るため、個人番号カードの適正な交付を実施するとともに、29年7月開始予定の情報連携に向けた情報システムの整備を進めてまいります。

次に、「行財政改革による健全な行財政運営」です。

「熊取町第3次総合計画 第3次実施計画・財政計画」及び「熊取町行政運営アクションプログ

ラム」に基づき、これまでの行財政改革の取り組みを引き継ぎながら、限られた経営資源を最大限活用し、新しい行政需要への対応、住民サービス向上に資する取り組みを重点的・計画的に進めてまいります。

地方分権の推進については、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の広域連携の取り組みをさらに進め、28年4月から、新たに農林分野12事務、保健分野2事務について大阪府から事務移譲を受けることとしております。

また、公共施設などの全体を把握し、長期的な視野を持って更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を策定します。

2つ目は、「生涯の学びを通じてひとを育むまちづくり」です。

初めに、「生涯学習社会の実現」「文化・芸術の振興」「スポーツ・レクリエーションの推進」です。

学習活動・社会教育、文化・芸術及びスポーツ、レクリエーションの各分野の指針である「くまとりみんなの学びづくりプラン」に基づき、多種多様な取り組みを実施してまいります。

学習活動・社会教育では、「熊取ゆうゆう大学」について、一定数の講座を修了した方に対する記念品の贈呈など、さらなる学びへの動機づけにつながる取り組みを実施します。公民館講座では、保育つきの講座を実施するなど、学びやすい環境の整備に努めてまいります。また、学校と地域が協力して子どもの学びや育ちを支え、地域の教育力を高めるとともに、「くまとり元気広場事業」や「放課後学習」に加え、町内3中学校の余裕教室を活用した「放課後自習室」について、大阪府の100%補助を受け引き続き実施し、放課後の子どもの安全な居場所づくりを進めてまいります。

文化・芸術では、冬の風物詩イベントとして定着した「くまとりイルミネーションナイト」を開催するとともに、煉瓦館、町民会館ホールなどでの企画展や文化公演の開催を通じて、文化・芸術に触れる機会を提供します。また、重要文化財来迎寺本堂建具の修復を支援するとともに、国史跡に指定されている「土丸・雨山城跡」について、泉佐野市と共同で、史跡整備の基本方針となる保存活用計画の策定に着手します。

ひまわりドームについては、温水プール用ろ過設備や空調設備の修繕を初め、施設・設備の長寿命化を図るとともに、トレーニングマシンを更新するなど、スポーツ環境の整備に努めてまいります。

図書館については、大阪観光大学との連携による講演会の開催、妊婦の方などを対象にした「マタニティ&ママ♪パッピーコンサート」や、子どもの調べる力をつけるための「調べる学習コンクール」、住民の交流を図るための「図書館で“そとみせ”」を引き続き開催します。

次に、「学校教育の充実」です。

学校教育については、熊取町教育大綱に基づき、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む教育を目指して取り組んでまいります。

まず、児童・生徒に基礎・基本や学習習慣などを定着させる取り組みとして、町内大学との連携によるインターンシップ事業や、学生や地域人材による学習支援ボランティア派遣事業を実施するなど、一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導・支援を行うとともに、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを生かした特色ある学校づくり」を積極的に進めてまいります。

また、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上として、全小・中学校に外国語指導助手を配置するとともに、フルタイムの外国語指導助手を2人増員し、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、英語力の向上に努めてまいります。

子どもたちの安全を守る取り組みについては、全小学校区へのスクールガードリーダーの配置や、小学校での登下校管理システム及び校門のモニターカメラの運用などにより、安全確保に努めるとともに、今後も地域の皆様にご協力をいただきながら、子どもの見守り活動を進めてまいります。

学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻くさまざまな問題に対しては、多

面的な支援を実施するため、引き続き、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士を配置し、本町の特徴である、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センターなどの連携を生かした、きめ細かな相談体制の充実に努めてまいります。

このほか、各小・中学校において設備・施設の適正な維持管理に努めるとともに、学校給食についても、小・中学校における食器などの入れかえや、小学校のドライ3槽シンク導入などを計画的に行い、引き続き、安全でおいしい給食の実施に努めてまいります。

次に、「国際化の推進」です。

本年は、本町とミルデューラ市との交流開始30周年・姉妹都市提携15周年の記念すべき年であり、青少年12人を中心とした親善訪問団を派遣し、青少年の国際感覚の醸成に努めます。

3つ目は、「健やかでいきいき暮らせるまちづくり」です。

初めに、「子ども施策の充実」です。

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援をさらに推進すべく、府内トップクラスの「妊婦健診公費負担」や「子ども医療費助成」を継続することはもちろん、新たに、産後2週間ごろの産婦に対する心身のケアや育児サポート、乳児の発達状況の確認などを行う「産後2週間サポート事業」を実施し、産後間もない時期の子育ての不安解消を図るとともに、ホームスタート事業やファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業については、地域団体と連携しながら、引き続き増加する利用ニーズにしっかり対応してまいります。

さらに、成長・発達上、個別のサポートを必要とする子どもたちへの支援についても、「すこやか一む」を中心に、保育所や障がい児通園施設等との連携を図ってまいります。

また、子ども総合相談の体制については、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事案等への迅速かつ適切な対応に努め、本町の取り組みの特徴である教育・福祉・保健の連携を生かした相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施します。

保育所においては、民間保育園等とも連携し、待機児童“ゼロ”の継続に取り組み、安全で質の高い保育を提供してまいります。

具体的には、北保育所において、耐震補強工事を実施するとともに、29年度からの0・1歳児保育の実施及び朝7時から夜7時までの保育時間の拡充に向け、施設整備等に取り組んでまいります。

また、多様な保育ニーズや利便性の向上に資するため、4月から熊取駅近傍で、新たな認可保育園として開園する「すみれ保育園」が、アトム共同保育園に次いで実施する夜10時までの延長保育や休日保育のほか、一時保育、産休明け保育といった取り組みを支援します。

さらに、学童保育事業については、指定管理者制度の導入に向けた取り組みを進めるなど、継続して子育て支援の充実に努め、取り組んでまいります。

次に、「地域福祉の推進」です。

地域福祉の重要な担い手である「社会福祉協議会」や「民生委員児童委員協議会」への活動支援を初め、地域福祉の向上を図ります。また、「まちぐるみ支援制度」に基づき、災害時の避難行動に支援を要する方々の名簿を作成し、自治会や住民の皆様のご協力によって、要支援者ごとの避難支援者や避難方法などの具体的な支援内容を定める個別計画の策定が進むよう支援してまいります。

次に、「健康づくりの充実」です。

「第2次健康くまとり21」に基づき、町内の健康づくり住民活動グループとの協働により、多様な事業を進めてまいります。特に、食育に重点を置き、乳幼児期から高齢期まで、朝食摂取やバランスのよい食事の重要性などを啓発してまいります。

また、「住民提案協働事業」として、大阪体育大学が実施する「体力若返り講座2016」の支援を引き続き実施します。

さらに、検診の受診勧奨の取り組みとして、乳がん及び子宮頸がんのがん検診無料クーポン券配付や、大腸がんの無料個別検診及び集団検診を実施するとともに、新たに、医療機関の協力のもと、かかりつけ医からの受診勧奨やがん検診の精密検査対象者への受診勧奨強化など、さまざまな機会

を活用して、住民への周知と啓発に取り組んでまいります。

次に、「高齢者福祉の展開」です。

要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者をできる限り把握するための調査を実施しながら、「ふれあい元気教室」など、介護予防教室への参加促進に努めてまいります。また、介護予防の取り組みが継続的に拡大していくような地域づくりを目指し、住民活動団体との協働をさらに深めるとともに、誰もが気軽に自発的に参加できる「住民運営の通いの場」を希望のある地域で試行的に実施します。

さらに、地域包括支援センターについて、総合相談や高齢者の権利擁護などの業務を委託するとともに、町においては、受託事業者に対して、円滑な地域包括支援センター業務の支援や連携強化を図りながら、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れることを目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みや認知症高齢者支援策の充実を進めてまいります。

加えて、町内の医師やケアマネジャーなどの多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」において、困難事例に係る検討会や認知症施策のための研究会を開催し、引き続き、医療と介護の連携強化に努めてまいりますとともに、29年4月からの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に向け、事業の周知や、事業の要となる生活支援コーディネーターの育成支援に努めてまいります。

次に、「障害者福祉の展開」です。

「第4期障害福祉計画」に基づき、障がい者の生活を支援する居宅介護などの自立支援給付事業や、障がい者の社会参加を支援する移動支援事業などの地域生活支援事業を行うほか、引き続き、精神保健福祉士、社会福祉士、手話通訳者を窓口を設置し、専門的な相談体制を整えてまいります。

また、「第2次障害者計画」の計画期間が満了するため、「第3次障害者計画」を策定し、障害者施策を総合的に推進していきます。

次に、「生活を支える社会保障の推進」です。

子ども医療を初めとした、老人医療、身体障害者等医療、ひとり親家庭医療に対する助成及び未熟児養育医療事務について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「自然と共生する快適で美しいまちづくり」です。

初めに、「みどり豊かな環境の創造」です。

公園については、引き続き国の交付金を活用し、昨年11月に開園しました「永楽ゆめの森公園」に隣接する奥山雨山自然公園内のハイキングコース改修工事を計画的に進めるとともに、住民サービスの向上と効果的・効率的な管理運営を図るため、「永楽ゆめの森公園」への指定管理者制度の導入を検討してまいります。

また、まちなか公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的・継続的に遊具などの更新を実施します。

河川については、引き続き大阪府策定の「2級河川住吉川整備計画」に係る協議を進めるとともに、現状河川での大雨時の溢水を防除するため、河床しゅんせつの協議を進めてまいります。

また、普通河川雨山川の朝代地区において、計画的に河川内で流水を阻害している堆積土砂などの除去を行います。

次に、「快適な住環境の創造」です。

「美しいまちづくり条例」及び「美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」を目指し、路上喫煙禁止区域である熊取駅周辺の路上喫煙防止や、ポイ捨て対策のパトロールを初め、住民の皆様との協働により地域の美化活動を進めるとともに、ごみ収集などに使用するダンプ車の更新を行います。

また、熊取永楽墓苑について、永楽ゆめの森公園との調和を図りながら適切な維持管理を行うとともに、町営斎場については、火葬炉の補修など計画的な維持管理に努めてまいります。

次に、「循環型社会づくりの推進」です。

ごみの減量化・リサイクルの推進については、引き続き資源ごみの抜き取り防止対策を実施するとともに、「第2期一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」と連携し、地域ぐるみでごみの減量化・リサイクルの普及啓発に取り組んでまいります。また、役場及び駅下にぎわい館での小型不燃ごみの拠点回収を実施するとともに、使用済み小型電子機器等を回収し、リサイクルの促進に努めてまいります。

し尿処理施設については、大原衛生公苑の適正な維持管理を引き続き行うとともに、脱臭ファンの更新など機能維持に努めてまいります。

環境センターについては、効率的かつ安全なごみ処理に不可欠な設備である固化物バンカー等を更新し、安定的な運営及び施設の長寿命化を図るとともに、あわせて、泉佐野市田尻町清掃施設組合が設置する「ごみ処理広域連携検討会」に引き続き参画し、広域化の可能性などの検討を進めてまいります。

5つ目は、「利便性が高く安全で安心なまちづくり」です。

初めに、「防犯対策の充実」です。

「防犯対策の充実」については、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施するとともに、防犯上必要な箇所について、LED防犯灯の新設を進めるなど、安全・安心はまちづくりに努めてまいります。

次に、「防災対策の充実」です。

災害時における緊急情報等の伝達を強化するため、27年度にデジタル化しました防災行政無線を初め、「おおさか防災ネット」や「大阪府防災行政無線」を活用した災害情報伝達や状況集約を円滑に行える環境を整備し、災害に強い安全なまちづくりに努めます。

また、大規模災害に備え、現在、組織数36自治会、97%の結成率となった自主防災組織を初め、住民の皆様や各種団体の参加のもと実施する総合防災訓練のほか、各種訓練などを行うとともに、南海トラフ巨大地震に係る被害想定により見直した大阪府地域防災計画に基づく災害用備蓄物資の更新を行うなど、地域防災力の向上や住民の防災意識の高揚を図ります。

また、ため池の耐震対策事業について、柿木谷池において、耐震性の調査を実施するとともに、永楽池とあわせてハザードマップを作成します。

大阪府の新たな耐震改修促進計画を踏まえ、「熊取町耐震改修促進計画」の見直しを行うとともに、住宅の耐震化率の向上に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、転入・定住促進の一環として、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用や耐震シェルター設置費用、木造住宅除却工事費用に対する補助を引き続き実施します。

京都大学原子炉実験所を初めとする放射線取り扱い施設の安全対策については、国の動向を踏まえながら、原子力防災に関する「屋内退避・避難誘導計画」を見直すなど、防災意識の普及啓発に努めます。

次に、「消防・救急体制の確立」です。

泉州南消防組合による広域的な消防・救急業務を実施するとともに、消防団を中核とした地域防災力を強化するべく、消防団員の装備を計画的に充実させ、加えて大規模災害時における消防団活動が円滑に行えるよう、全ての消防団分団庫の耐震化に向け、耐震診断を実施します。

次に、「交通安全の確保」です。

通学路の安全確保については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、路側帯のカラー化を主とした安全対策を引き続き実施してまいります。

また、自治会などと連携し、防護柵や道路反射鏡の設置などを実施するとともに、信号機や横断歩道の設置などの交通規制については、適宜、泉佐野警察と協議を行います。

次に、「市街地の整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地を形成するため、隣接する泉佐野市と連携の上、用途地域を近隣商業地域に変更した区域において、引き続き地権者などと区域

内の整備手法等について調査研究を進めるなど、まちづくりの検討に取り組むとともに、都市計画施設である熊取駅西交通広場において、事業着手のための都市計画法に係る事業認可取得に努めてまいります。

次に、「道路・交通網の整備」です。

都市計画道路の整備促進については、27年10月に岸和田市、貝塚市及び泉佐野市との3市1町で「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化への要望に努めてまいりました。今後においても、引き続き、大阪岸和田南海線の早期整備、大阪外環状線の4車線化及び泉州山手線の早期事業化について、国・大阪府に対し災害時における物資輸送路としての観点からも、ミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、より強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道小谷穴釜線道路改良事業については、27年度に合意いただいた事業用地の取得を進め、道路改良工事の進捗に努めてまいります。また、町道貝塚日根野線東和苑西交差点改良事業については、既に地権者の京都大学原子炉実験所との協議が調っており、原子力規制庁による変更承認後においては、遅滞なく事業用地の取得を進め、右折レーンの設置による交差点改良工事を実施し、渋滞の解消に努めてまいります。

さらに、町道野田中央線野田交差点改良事業については、交差点改良工事を実施し、交通安全対策を図るとともに、町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全・安心な歩行空間を確保するため、27年度の子備設計事務に引き続き、詳細設計業務を実施してまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、歩道部分を含めた舗装修繕工事及び道路橋りょうの修繕設計・工事を計画的に進めるとともに、道路附属物修繕事業については、26年度に実施した点検調査の結果に基づき、美熊台地区の横断歩道橋の修繕工事を実施すべく詳細設計業務を実施してまいります。また、永楽ダムの周回道路については、安全性の向上を図るため、法面修繕工事を実施します。

ひまわりバスについては、今後、より一層のサービス向上を図るため、車両を更新してまいります。

次に、「上・下水道の整備」です。

上水道整備については、16年度から取り組んでまいりました4配水区域への統廃合最終年度として、第2配水区域を第3配水区域へ統合するための拡張整備工事を実施します。また、重要給水施設へ供給する管路の耐震化として、28年度においては、災害医療センターである永山病院へ至る管路の耐震化工事に向け、配水管布設替詳細設計業務を行います。

下水道整備につきましても、年度末人口普及率78.8%を目標に大宮、久保、小垣内、山の手台地区において公共下水道の面整備を実施するとともに、国の交付金を活用した施設の長寿命化を引き続き進めてまいります。また、下水道事業への公営企業会計制度の導入については、導入に向けた財務システム構築を初め、関連業務に本格的に着手し、30年度予算からの制度導入を目標に取り組んでまいります。

6つ目は、「活気あふれるにぎわいのあるまちづくり」です。

初めに、「商工業・サービス業の振興」です。

地場産業や中小企業の活性化を図るため、「産業振興ビジョン」に基づき、にぎわい創出に向け、各施策を実施してまいります。

まず、地域産業の活性化を図るため、「産業活性化基金」について、中小企業者向け融資制度に対する補助に加え、「熊取ブランド」創造に向けた事業や「熊取ふれあい農業祭」に対する補助を実施するとともに、「永楽ゆめの森公園」において、来園者向けの出店や地元野菜を提供するコーナーを設けるなど、にぎわい創出に努めてまいります。

また、引き続き、商工会の「町内商店の割引券付イラストマップ」作成を支援し、転入・定住促

進及び地域活性化につなげてまいります。

地域資源の活用と交流の促進については、出会いとにぎわいの拠点に位置する「駅下にぎわい館」について、引き続き、土曜日の午後、日曜日、祝日を観光案内所として開館し、ご利用いただくとともに、町外から訪れた方が気軽に町内を移動していただける手段の一つとして、レンタサイクル事業に引き続き取り組んでまいります。

加えて、大阪観光大学との協働により、「行政提案型」協働事業として、転入・定住促進に資するバスツアーの実施や同大学吹奏楽部のイベント盛り上げ隊など、“まち”のPR活動に努めてまいります。

また、引き続き「くまとりにぎわい観光協会」などと連携しながら、にぎわいづくりを進めるとともに、堺市以南の泉州地域9市4町で構成する「泉州観光プロモーション推進協議会」などによるPR活動を通じて、観光振興による泉州地域の活性化に取り組んでまいります。

「熊取アトムサイエンスパーク構想」の推進については、一日も早いホウ素中性子捕捉療法（BNCT）の早期実用化に向け、BNCT相談室の運用や京都大学原子炉実験所及び大阪府と連携したBNCTの周知に努めてまいります。

次に、「農林業の振興」です。

地産地消の取り組みとして、地元産の旬野菜や新米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」の開催などを通じて、地元産農産物のPRに努めてまいります。

また、引き続き、レクリエーション農園のあっせんや、小学生を対象とした「農業体験学習」を実施するなど、農業に触れる機会を提供してまいります。

このほか、国の100%補助である「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、イノシシの捕獲に努めるとともに、アライグマの捕獲おりの貸し出しや、防除機材の購入補助制度の利用促進を図り、農業生産性の向上に努めてまいります。

また、「熊取町 人・農地プラン」に基づき、地域農業の担い手の把握に努め、新規就農者への支援や遊休農地化の防止など、効率的で生産性の高い農業を目指してまいります。

次に、「勤労者対策の推進」です。

就労困難者などを対象に、就労相談のほか、引き続きフォークリフト技能講習など就業能力向上講座を実施するほか、「有給インターンシップ事業」を引き続き実施し、臨時職員採用に若者就労困難者雇用枠を設け、就労支援に努めてまいります。

次に、「消費生活の質の向上」です。

「消費生活の質の向上」については、「消費生活センター」を週4日開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に迅速に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会などの関係機関との連携を図り、円滑な相談対応に努めてまいります。

さらに消費生活相談員のスキルアップを図るべく、各種研修会への参加を行うとともに、5月の消費者月間における集中相談ウィークには、弁護士同席による相談を行うことで、より専門的な相談環境の提供を図ってまいります。

以上、28年度における主要な施策について申し述べましたが、これらの施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましては、深くご理解いただき、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成28年度町政運営方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、施政方針表明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、日程第4 議案第1号 副町長の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第1号 副町長の選任同意についてご説明を申し上げます。

前副町長の清水正弘氏につきましては平成28年1月26日付で退職しましたので、その後任として中尾清彦氏を選任したいと考えておりますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、議案書2ページのとおり、昭和57年3月に大阪経済大学経営学部を卒業後、昭和57年4月に本町に採用されました。その後、平成22年4月に総務部理事、平成23年4月に健康福祉部理事、平成24年4月に総務部長、平成26年4月に健康福祉部統括理事、平成27年4月に議会事務局長、平成28年2月に企画部統括理事を歴任し、平成28年2月29日付で本町を退職されております。

在職中は、本町の中核部門を歴任され、また、その間の業績もすぐれており、今後は、これまで養われた知識と経験を生かし、副町長としての職責を十分に全うしていただけるものと考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これに異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 副町長の選任同意についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案に同意することに決定いたしました。

議事の途中ですが、副町長辞令交付のため、ただいまより11時35分まで休憩いたします。

（「11時24分」から「11時35分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副町長に選任されました中尾清彦さんから挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは副町長の選任についてご同意を賜り、まことにありがとうございます。

また、先ほど町長のほうから副町長の辞令をいただきました。大変光栄に存じておりますとともに、職責の重さに身の引き締まる思いがいたします。もとより微力ではございますが、住民福祉の向上のため、また町の発展のため、全力で傾注してまいります。

つきましては、議員皆様の温かいご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

議長（重光俊則君）以上で、中尾副町長の挨拶を終わります。

議長（重光俊則君）次に、日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）おはようございます。議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、初めはマイナンバー制度の問題についてであります。

私は、プライバシーの権利が侵害されるおそれが多いこと、限らないマイナンバーへの利用拡大が進められようとしていることが大きな問題だと考えております。NHKの受信料の徴収にマイナンバーを使う話、カードを健康保険証に使う話、さらにはポイントカードやクレジットカードの機能もつけようとの話までが出ております。今は氏名や住所などしか入っていないそうですが、これからひもづけされるこのようなカードを持ち歩くなるとんでもないと考えます。皆さんは、不安なくカードの申請をして、カードの交付を受けていらっしゃるのでしょうか。

昨日も、2人の方に同じカードが、また、別の方には顔と氏名、住所が違うカードが渡されたという報道がありました。1月から制度が始まりましたが、まだ番号が届いていない方は何世帯、何人ぐらいでしょうか。カードの交付を受けた方は何人でしょうか。また、カードを手渡すとき、国は顔認証システムを使うことを推奨し、できない場合は当該判断を行った担当職員と日時について記録することとしていますが、職員に責任を負わずことになるのでしょうか。熊取町の場合はどうされていますか、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）マイナンバー制度の問題点について、1点目の通知カードが届いていない方とマイナンバーカードを交付した方の人数及び顔認証システムの導入に関するご質問に対し、答弁させていただきます。

まず、通知カードが届いていない方について、これまでの経過を踏まえご説明いたしますと、平成27年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されたことを受け、昨年11月23日から町内全1万7,540世帯宛てに通知カードの発送を開始し、12月10日までに郵便局での配達が一応終了したところでございます。この通知カードの送付方法は簡易書留郵便によるもので、不在等の理由により未達となったものは郵便局から本町へ返戻されることとなっており、結果として昨年12月中旬までに1,370世帯分の通知カードが返戻されております。

これらの返送分につきまして、速やかに昨年12月中旬に各世帯宛てに通知カード受領のための来庁を促す案内状を送付し、随時、住民課窓口において通知カードの交付を行っているところであり、2月28日現在で通知カードをお受け取りいただけていない世帯はあと378世帯でございます。なお、行政側において世帯単位で返送されている封書を開封することは原則認められておりませんので、世帯数でのご報告とさせていただきます。

次に、現時点でマイナンバーカードの交付を受けた方の人数でございます。

本町では、本年1月22日からマイナンバーカードの交付を開始し、2月28日現在で1,655人のカードを地方公共団体情報システム機構から受領しており、このうち316人の方に交付しております。

なお、本町では、マイナンバーカードを速やかに交付するための取り組みとして、この3月には日曜日を中心に毎週1回、休日窓口を開設することといたしております。

最後に、顔認証システムの導入についてですが、このシステムは、国の事務取り扱いのもとに、マイナンバーカードに添付された写真と窓口に来られた申請者が同一人であるか識別できない場合に使用するものであり、本年1月からマイナンバーカードの交付に際し、既に運用を開始しているところでございます。

しかしながら、現時点においてそういったケースはなく、活用実績はございませんが、今後、当該ケースが発生した場合には、ご本人にシステムの説明を行い、了解を得た上でシステムを活用したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ご答弁ありがとうございます。まだ受け取っていらっしゃらない方が378世帯ですか、まだ届いていらっしゃらないということというのは、とりに来る時間がないという方もある

でしょうけれども、転入や転出届を出していらっしやらないというふうなことは、転出届を出してなくて、実際にはいらっしやらないけれどもここにいるような形になっているというふうな方も含まれているのではないかとこのように考えるのですが、そういう方に対してはどのような取り組みができるのか。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）ご指摘の点は非常に重要かと思えます。本町に限らず全国的な取り組みでございまして、まだパーセントで申し上げますと2.2%の世帯で、人口に直してもほぼ同様かと思えますけれども、2.2%の方がまだ受領されておられないと。こういった方には再度、先週末にも受領の通知の第2回目を送らせていただいて、窓口のほうに来庁いただくようお願いする、そういった文書を送付させていただいております。ただ、国のほうからは、通知カードを将来的にずっと各自治体が保存しておくというのではなく、一定、最短でこの3月末で保存の期限というのが一旦到来します。ただ、一方で国のほうからは、できるだけ市町村のほうで安全に保管して、来られた方に交付するように、そういった指示等も来ておりますので、府下の状況、近隣の状況を見まして、できるだけ精力的に、積極的に対応したいと考えております。

ただ、ご質問のように、もしいらっしやらない世帯とか不明で宛てどころにそういった方がいらっしやらないと、そういった場合は一定、現場確認等、住民課の職員で実際に現地に出向たり、そういった対応も今後考えてまいりたいと考えております。できる限り早急に配付できるように頑張ってみようと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。その方々を捜すというのは非常に困難な業務になるかとは思いますが、一旦籍を置きながら住民票を持たずにどこにいらっしやるかわからないということは、国のほうも町のほうでもなかなかつかめないというんですか、そういう方に対しては、もう後は国が措置をしていくという形に、町からは一旦国のほうへお返しして、国のほうで措置をしていくという形になっていくということではないでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）最終的には、国のほうにカードを戻すのではなく、各自治体の責任のもとで破棄、融解といいますか、基本的には溶かしたりとか、そういった自治体のほうの責任のもとに行っていくというふうに取り扱いではなっております。先ほど申し上げましたように、1世帯、多分今、関係自治体のほうともそういった移動の状況等を連携して相互に把握をしつつ、できる限り、先ほど申し上げましたように配ってまいりたいと考えております。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）破棄してしまったカードというのは、後から本人が申し出て、まだカードを受け取っていない、こういうふうなところで住んでおりましたというふうな申し出があると再度つくっていただけるということは、国のほうでできるということになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）再度おつくりするのは可能です。ただ、もうこの時点で破棄した段階では再交付という形になりますので、昨年9月議会で手数料条例を改正させていただいた、通知カードについては500円、マイナンバーカードについては800円いただくような形になります。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。できるだけいろいろなケースが、DVなどで住所を明らかにされない方とか、なかなか重要なものと認識できない認知症の方とか、いろいろな状況の方がいらっしやると思いますので、その辺のところは、またお手数ですがけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

顔認証システムのことですが、これは、いらっしやった方とその方が少し感じが変わっていらっしやるというときにはのみお使いになるということで、ふだんは使っていないということになってい

るんですよ。顔認証システムというのも、私も外国へ行って通関でしたことがありますけれども、何か犯罪者扱いで、ここを眺めてくださいというみたいな形で非常に気分が悪かったことを覚えております。でも、そうしますと、この人にちゃんと渡しましたということは職員のお名前と日付を書いてちゃんと置いていくということになるというんでしょうか。

そのときに、江川議員の質問のときには正職員じゃない方にカードを渡してもらうようなお仕事もしてもらいますというような答えがあったかと思うんですけれども、10年間カードは有効だということですので、責任のある正職の方の仕事としていただきたいと思うんです。その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）総括的にお話ししますと、顔認証システムのほうは、パソコンがありまして、スキャナーでマイナンバーカードを読み込んで、もちろん慎重に扱う必要があるので本人に事前に同意いただいて顔を映して、あとソフトは国のほうから各自治体に無償で配られておりまして、システムはポイント制になっておりまして、100ポイント、100点満点で60ポイント以上同一性があると機械上判断されれば本人というふうな、そういう仕組みでございます。

ただ、近隣等を調べましたら、まだ泉佐野市も貝塚市も使用実例とかなく、今後、ご指摘いただいたようなどういう形で記録を残すとか、そういったところの問題点等は今後検証してまいりたいと考えております。

それともう1点、職員での対応ですけれども、やはり法に基づいて、おっしゃられたように江川議員のときにご答弁させていただいたように、指導管理のもとに一定のそういった研修を受けた職員、本町であればこの3月末まで2名臨時職員、4名雇い入れて毎日、午前、午後で2名交代で進めています。そういった方で運用しておりまして、職員7名とその2名の方、9名で、実際さわれるのはそういった方ということで限定的にやっております、今後もプライバシーに関する番号等非常に重要かと思われますので、その点は十分配慮して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、もし初めから番号を売られたりして別人の写真が張られていたりしたら、どうしようもないような話になるのではないかなというふうな危惧も持っております。カードを受け取った方も、まだカードをどれだけ申請されているかというのはわからないんですけれども、1月から2月末までで1,655名というのはまだまだ多くない数ではないかなというふうに感じます。まだまだ国民の中にもカードに対する不安が多いためだというふうに思うんですけれども、やはりこれから大きな問題がいろいろと出てくるように感じますので、その辺のこともまたよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきますが、いいでしょうか。

議長（重光俊則君）はい、どうぞ。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）町役場にマイナンバーを届け出しないといけない業務は何でしょうか。私は、確定申告に必要なだと事務局から提示を求められましたが、届けておりません。罰則規定があるのでしょうか、その辺についてお答えください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）よろしくお願ひします。

それでは、企画部のほうから2点目のマイナンバーの届け出が必要な業務、それと届け出をしないことによる罰則規定につきましてご答弁申し上げます。

役場の窓口におきまして申請、届け出などを行っていただく際マイナンバーを記載していただく必要のある業務につきましては、社会保障分野や税分野に関する事務などとさせていただきます。

一例を申し上げますと、社会保障分野では国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届け出など、

税分野では、町税の申告などの手続において氏名、生年月日などといった従前の記載、こちらにあわせて新たにマイナンバーを記載していただくこととなっております。

なお、これらの記載を行う様式へのマイナンバー記載欄の追加につきましては、本年1月1日のマイナンバーの施行、利用開始に伴い、関係規則を改正し、同日からその運用を開始してまいります。

また、申請書等にマイナンバーを記載していただけない場合に対しましての罰則規定、こちらはございませんので、ご安心いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ありがとうございます。罰則規定がないということで安心をいたしました。マイナンバー法第14条では、求めることができるだけで、法的義務はないはずだというふうに言われております。ただ、内閣府が地方自治体へ行った説明には、法的な義務であることを説明し、書いていただくようにというふうになっております。これは趣旨を逸脱したものであると思います。郵便局というんですか、かんぽのほうからもマイナンバーの提出を求められたんですが、電話しますと、いろいろおっしゃった後に、これは任意ですからと答えてくださいました。しかし、かんぽのほうから届いた手紙の中には、任意だという言葉は一言もありませんでした。

番号法第14条第2項で、記載を拒否された場合は、住基端末を利用して個人番号を含む本人確認番号を受け取ることができるとなっております。自治体は提出しない方の番号をきちっと知ることができているのですね。そのことについてお答えいただけますか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 本町の各窓口における実績をまずご報告させていただきますと、各窓口担当で確認しましたところ、現在、窓口でマイナンバーや通知カードをご持参いただいているという住民様なんですけれども、残念ながら今、現時点、ほとんどいないという、そういった現状でございます。なお、近隣のほうにも確認いたしましたが、近隣も同様ということで、先ほどのかんぽ等々と同様であるというような社会的な状況かなというふうに感じております。

あと、その分につきましては対応なんですけれども、先ほど議員ご指摘の法14条第2項、こちらに基づきまして職権により職員が住基から確認の上、記載をしているということでございますので、今現時点、住民のほう先ほどおっしゃられたようにマイナンバーを記載しないからといった罰則規定は当然ございませんし、また、その義務的なものも法的な義務化というようなところまではまだ至っていないというような、そんな状況でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

ちょっと待ってください。傍聴席、すみませんが、お話しされるのであればちょっと退席していただけますか。傍聴席、すみません。傍聴席、お二人、すみません。お話しされるのであれば退席をお願いします。鱧谷議員。

（傍聴席より発言する者あり）

議長（重光俊則君） 聞こえます。すごく聞こえます。

12番（鱧谷陽子君） 国は、個人からの提供を受け、そのような形に従っているような感じに思えて仕方ありません。各地のところでも国のほうに、国というんですか、制度にのっとって調査すればわかるのに、個人にそれを書かせてみずから提出しましたよというふうに思わせているというふうに感じて仕方がないんです。そのような国のやり方にはどうも反感というか、おかしいなというふうに感じております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）では、続けさせていただきます。

マイナンバー制度は社会保障と税に係る番号制度とありますが、どのような制度になっていくのか、またプライバシーは守られるのか、ご説明よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして3点目のマイナンバー制度はどのような制度になっていくのか、また、プライバシーは守られるのかにつきましてご答弁申し上げます。

昨年、本町に住民票を有する方にマイナンバーの通知が行われ、本年1月からはマイナンバー利用が開始されるとともに、先ほどの住民部の答弁のとおり、マイナンバーカードの交付も始まってございます。

今後、制度がどのようなのかでございすが、平成29年1月からマイナンバーを含む個人情報について、誰が、なぜ提供したのかを確認できるマイナポータルというシステムが稼働予定で、当面7月からは国や他の地方公共団体などとの間でマイナンバーを介した情報連携が始まる予定でございす。これらにより、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化といった本制度の3つの目的、効果の実現により、国民にとって暮らしやすく、より利便性の高い制度になっていくものと国のほうでは想定されているところでございす。

次に、プライバシー保護についてですが、マイナンバー制度の運用に当たりましては制度面とシステム面の両面で保護措置が講じられてございす。

まず、制度面の主な保護措置といたしましては、法律に定めがないものへのマイナンバーの収集や保管の禁止はもちろんのこと、成り済まし防止対策として、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられ、法律違反に対する罰則強化などの措置が講じられております。

一方、システム面では、特定の行政機関による一元管理ではなくおのおの分散管理を行うことによる芽づる式の情報漏えいの防止策や、システムにアクセス可能な者を制限、管理し、通信する場合は暗号化するなどの対策が講じられており、本町においてもこれらの対策に従うとともに、職員への研修等を通じた個人情報の厳格な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）答弁ありがとうございました。

これから暮らしやすくなっていくというふうに国のほうは言っていられしいですが、とてもそうは考えられないのがマイナンバーではないかと感じております。マイナンバー法では、情報管理、個人番号を利用して行う行政事務については98が示されて、情報ネットワークシステムを利用する行政機関、団体については120項目が列挙され、情報照会者から求められたときには、情報提供者は情報を提供しなければならないとなっております。暗号とかいろいろと国のほうはシステムを構築されているとは思いますが、私の資料1をごらんください。

これがマイナンバー利用制度利活用推進ロードマップでございす。このとおり進むかどうかというのはまだまだ定かではありませんが、小さな字で何が書いてあるのかよくわからないと思ひますけれど、これだけの広がりをもってこれから進められていこうとしているのがマイナンバーであるのかと考えております。

2月12日には、公的認証サービスを利用できる民間業者3業者を初認定したそうです。これらがどんどん進んでいくとすると、情報がどこで漏れたのかわからなってしまうのではと私は危惧してあります。

マイナンバー制度では、預貯金口座とひもづけられることが決まりました。参議院の代表質問で共産党の辰巳孝太郎議員が番号法の改正案について、高齢者の金融資産を調べ医療、介護の負担を

引き上げる、これが狙いではないのかと追及しました。これに対して麻生太郎財務大臣は、社会保障制度を維持するためには負担能力に応じた負担を求めることが必要だと述べ、指摘を認めました。勤勉で貯蓄が多かった日本、そのような勤勉を旨とする日本人が変わってくるのではないのでしょうか。貯蓄をすると制度によって社会保障に払うお金が多くなるとすると、若い人はそれこそ貯蓄をしなくなっていくのではないのでしょうか。

また、社会保障の生活保護申請時にも資産情報が活用されるかもしれません。それは、申請本人だけでなく、親族に及んでいくのかもしれませんが。政府は、戸籍へのひもづけ法案を2019年に出すとしております。親族を調べて、そこへ相談するようと言われるかもしれません。今でも生活保護を申請するようになって、親戚に通知されるからと言ってがんと断られる老人の方がいらっしやいます。このような方がどんどんふえていくのではないのでしょうか。

社会制度がよくなっていくとは考えにくいんですが、社会制度の面でマイナンバー制度を使ってこういうふうになっていくというのがありましたらお知らせいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）社会保障に限って何かということですが、国のほうではマイナンバー制度を活用することによって3つの効果、目的を目指しておるところでございます。まずその一つ、大きなものが、公平・公正な社会の実現というところでございます。これが、先ほど議員ご指摘されました要は自分たちの情報、年金情報であったりということで、それが漏れていて過重な負担が今まで以上にかかるのではないかとといったような、そういった懸念でございますが、それはそれとしまして、一方で逆に負担を不正に免れること、また不正な受給の防止ということで、要は税金を適正に、本当に困っている方に税金を投入することができるというそういった利点ができるということで、公平・公正な社会の実現というのを国のほうは目指しているというところでございます。

あわせて、当然あと2つのメリット、国民の利便性の向上、また行政の効率化といった今まで証明書を添付しないといけなかったものが不要になったりであったりというような、そういったところにもつながっていくということで、トータル的に国のほうでは、一概に社会保障の負担増につながるというものではなく、社会全体でマイナンバー制度を導入することによって公平・公正な社会の実現、これを目指していくものということでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）公平・公正とおっしゃいますが、ただ、本当に不正に逃れている方というのはそれほど多数があるとは考えにくいと思います。また、利便性の向上と言いますが、私たちがいろんなところで証明書をとるといっても、年に10回も20回もとられる方はないと思います。二、三回のことだろうというふうに考えます。また、町のほうとしてはマイナンバーを使って税金の仕事がやりやすくなったとか、そういうことは考えられるだろうと思いますが、庶民にとって本当にマイナンバー制度がいいものなのかどうなのかというのは非常に疑問符が残っております。

また、麻生太郎大臣は維新の会の議員の質問に答えて、健康であれば保険料が安くなるような制度をつくらないと日本はだめになるとおっしゃって、私は72歳だが病院に行ったことはない、朝歩いたり腹筋や腕立てをしている、飲みただけ飲んでやりたいだけやっている人たちの病院の医療費は俺が払っていると思うとばかばかしくなるんだと言っております。

2014年の提言では、個人の健康予防に向けた取り組みに応じて、保険者は保険料率や医療費個人負担を一定の範囲で増減することで、努力した者がしっかりと報われるようにしております。番号法の改正で特定健診に関する事務が個人番号の利用も可能になってきました。病気も自己責任で保険料が上がったりするような時代が来るのではないかと危惧します。

しかし、時間的に余裕や健康に気を使える人は高齢者でお金持ちだけです。所得の少ない人ほど時間的余裕もないし、健康を維持するのに使えるお金もありません。このような格差社会を先になくしてからこういう制度をつくっていかないといけないのではないかと考えております。

他の外国の例を見てみますと、イギリスでは2010年に恒常的な人権侵害である制度として廃止し、データを2011年に廃棄いたしました。ドイツは2007年から税務だけに使う税務番号を使っていますが、行政機関や民間企業が利用することは禁止されています。アメリカでは、社会保障番号が民間も含めさまざまところで利用されています。しかし、アメリカは住民登録制度がなく、番号の扱いは任意となっており、日本のような制度ではありません。しかし現在では、番号が漏れたり売り買いされたりすることで成り済まし犯罪者天国になっております。韓国では1962年に制定された住民登録法があります。これは北朝鮮からのスパイへの対策が目的でされましたが、行政と民間で利用されてきたため番号の流出が頻発し、プライバシーの侵害や成り済まし社会問題となっています。2014年にクレジット会社から、偽造カード識別など情報セキュリティ会社の職員が個人情報を不正に持ち出して一部を売りさばいたため、1億4,000万件の個人情報が流出する事件が起こっております。この情報には電話番号、銀行口座、クレジットカードの詳細、収入、パスポート番号などが含まれていたそうです。

私は、このような事態を防ぐためには、プライバシーと人権を侵害するマイナンバー法は廃止するしかないと考えております。町としては国の指示に従うことではあると思いますが、町民に不安を与えないように、国からの情報はいち早くお知らせいただけますようお願いいたします。よろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）マイナンバー制度に対するご不安と申しますか、先進国の事例もご紹介いただいたわけなんですけれども、マイナンバー制度につきましては、もうこれ法で定められたいわゆる法定受託事務でございます。したがって、熊取町のみがこの制度を導入しないということはありません。この点だけはまずご理解いただきたいと思います。

ただし、町としましては、大切な大切な住民の個人情報、これを扱っているわけですので、今、議員ご指摘いただきましたように、国からの指導、当然先進国の事例も踏まえた対応というのは国は後発ですので検討されていくと思います。そういった国からの情報、それをしっかりと確認しながら、またシステムの整備やルールの徹底を強化して対応してまいりたい。については、新しい国からの情報、これにつきましては議員も含め住民のほうに速やかに適正に送達していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）どうか情報開示だけはよろしく願いしておきます。

次に、35人学級の拡大について質問いたします。

高槻市は、府内で初めて昨年より小学校全学年で35人学級を実現いたしました。子どもたちの発言や発表の機会がふえ、主体的に授業に参加するようになり、教師も子どもたちのつまづきを見つけやすくなり、きめ細やかな指導ができています。また、教員が子どもたちや保護者と話す時間を確保しやすくなり、子どもは安心して学習に取り組んでいると高槻市の教育長は述べております。お隣の泉佐野市は、この4月より4人の市費教職員を雇い、3年生、4年生に35人学級を拡大する予定です。

教育のまち熊取町として35人学級を拡大していく予定はありませんでしょうか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、35人学級での町費での拡大についてのご答弁を申し上げます。

35人学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、小学1年生を対象に実施することが規定されております。また、小学2年生につきましては、府費で大阪府下の全公立小学校において実施されております。

文部科学省は、平成27年度からの10年計画で教員定数の改善を目指しましたが、財政的な理由等

から実現が見送られました。文部科学省の教職員等の指導体制のあり方に関する懇談会提言では、児童・生徒の興味関心や習熟等に応じ、個別化した学習を進めるなど、きめ細かで多様な学習を実現する必要があり、そのような学習を推進する指導体制を検討することも必要となってくると述べております。

本町におきましては、小学1、2年生の35人学級の実施とともに、大阪府から小・中学校8校に加配されている16名の少人数担当の教職員を有効に活用し、小・中学校における少人数・習熟度別指導を実施しております。個に応じた学習を展開するため小学校3年生から算数等において少人数習熟度指導を行っており、指導方法の工夫、改善に取り組んでいるところでございます。また、それに加えて小・中学校8校に学習支援ボランティアを119人配置し、授業への入り込みや学習補助を行い、児童一人一人に対してきめ細やかな授業が行えるよう配慮しております。このようなことから、本町といたしましては現在のところ町独自で35人学級の実施は検討しておりません。

今後、国の動向を注視するとともに、現在の制度の中で学校教育のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ご答弁ありがとうございます。以前質問したときにいただいたご答弁とほとんど一緒であったというふうに感じております。

習熟度別での指導で子どもたちは理解度が深まっていくかとは思いますが、人間関係とかということに関しましては、やはり担任として子どもとの関係というのは小学校6年生までの間は本当に非常に大事なものでして、そのような習熟度別では築けない先生と子どもとの人間関係を築いていくためには、やはり35人学級と40人学級というのでは全然違う感じがします。

私も幼稚園で担任しておりましたときに、そのときは35人学級だったんですけど、35人学級でもクラスによりましては20人ぐらいになることがあります。35人いっぱいするときと20人のときでは、やはり20人になると一人一人の子どもがこれだけよく見えるのかというふうに感じました。

子どもというのは、それぞれ一人一人がその先生に見てもらいたいという思いで学校で生活していると思うんです。そのときに、子どもが1人、2人少ないというだけで先生たちの負担も減りますし、子どもたちが先生に話しかけようとする時間もふえますし、親御さんに対して先生がお話できる時間もふえてきます。その辺を考えていただいて、ぜひ35人学級を導入するというふうなお考えに立っていただけないかと思えます。

また、秋田県では去年からですか、中学校3年生まで30人程度学級という感じで、あの辺は子どもが減ってきているというふうなこともあるかと思いますが、秋田県は学力テストでずっと1位を保持してきております。また、岩手県でも少人数学級を進めてきて、いじめや不登校が減ったと言われております。その辺のことも、やはり一人一人が先生とかかわれるという時間とかそういうのが変わってくるということで、なるべく中学校も35人学級にさせていただきたいんですけども、小学校の時代はぜひ35人学級を進めていただきたいというふうに願っていますが、どうでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、議員からお話がありましたように、子ども一人一人に対してきめ細やかな指導、あるいは子どもをしっかり見ていきながら子どもの変化に気づいた指導というのは本当に重要であると我々も常々考えながら、学校のほうには指導させていただいております。

例えば、来年度の状況になりますが、これはまだ転出入がございましてので確実なことは申し上げられませんが、小学校6学年全てで99学級ございます。そのうち、35人を超える36人以上の学級は20学級です。ですから79学級は35人よりも少ない人数、つまり40人学級、35人学級といえますのは、全てが40人になっていくわけではなくて、40人を超えない40人以下学級、35人以下学級、例で申し上げますと、中央小学校になりますと1年生が28人、2年生が30人、3年生が33人、4年生が30人、5年生は34人、6年生は32人というふうな状況になります。ですから、35人以下学級、40人以下学

級といいましてもそれほど子どもの数に大きな差が出るというわけではございませんので、当然ながら、その年々の児童・生徒数によりまして一クラスの数というのは変わってまいります。

ですから、今現段階でも教職員に対して、あるいは各学校におきましては、そういった中で子ども一人一人をしっかりと見ていうというふうなことに力を入れていただいておりますし、先ほど申し上げました例えば加配教員を活用した少人数指導になってきますと、小学校でありましたら算数やら、あるいは理科やら国語やらといったような授業におきまして3つのクラスを5つに分けます。だから、例えば38人学級が3クラスあるとします。114名、それを5クラスに分割します。ですから一クラス二十二、三、四人ぐらいで授業を実際に行っている。

ですから、学校教育活動の中でやはり学習活動というのは子どもたちにとって一番大事なものであると。当然ながらとっている時間も一番多いという状況の中で、子ども一人一人を授業でも見、当然休憩時間にも見ます。そういった形で今現段階でもしっかりと指導はさせていただいているというふうに我々のほうでは現段階では認識しておるというふうな状況でございますので、今後もそのように取り組んでいきたいと思っております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 36人以上学級がもう20しかないというふうなお話でしたら、3年生をもし35人以下学級にするとしたらもうほんまに数人の先生でできてしまうということになってしまいうんではないでしょうか。その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） まず一つお伝えしておきたいのが、これは従前から申し上げておりますが、当然ながらクラス数をふやせば教職員の数をふやさないといけないという現状がございます。ただ、ご存じのとおり、大阪府下では教職員、ここ10年間で毎年2,000人規模の初任者を採用しているというふうな状況がございます。若手教員がどんどんふえているという状況でさらにこれからクラス数をふやすとなりますと、さらに先生を集めると、つまり講師で対応するとなったときに、力のある先生を入れさせていただくことによってやっぱり学校は円滑に進んでいくと。当然、我々はそういった先生方をしっかりと育てるという仕事はしておりますが、残念ながら、なかなかしんどい、力の若干不足するかなという先生が入られた場合には、結果的にはそこにまた違う先生が入り、力を入れれないといけないというような現状も実際ございまして、そういったもろもろの状況、環境を考えた場合には、やはり現状でしっかりとやっていくというふうなことが今は一番大事なのではないかなと我々は考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） ちなみに、3年生を35人以下にするとかクラス必要というんですか、何人の先生が必要になるんでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今のところ、3年生では2名ということになります。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君） 前のときに質問したときにも、1人の先生に700万円から800万円のお金、1,600万円のお金がかかるんだというふうな感じで答弁いただいたと思うんですけども、教育のまち熊取町として一歩でもその辺のところを進めていくということが、泉佐野市が4年生まで35人学級とうたってやっているときに、熊取町としても3年生、4年生、4年生までいかなくても3年生だけでもというふうな形で進めていってもらえるというのがいいんじゃないかなというふうに感じております。

難しいとは思いますが、ちょっとお聞きしたいのは、この情報はちょっと違うのかもしれませんが、国は定数改善等予算措置によって35人学級を小学校1年生に、それで加配措置を2年生に広げたというふうに聞いているんです。これは、大阪府で実施していた2年生の分を3年生に回していただくというふうなことで措置できないかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）大阪府教育委員会の方針としましては、それを3年生まで広げるというふうなことではなく、先ほど申し上げました例えば少人数の加配でありますとか、あるいは生徒指導困難校に対する加配教員を入れてやるとか、そういったところへこれは回すというふうな方向で今考えておるといことでして、3年生まで広げるというようなことは現段階では考えていないというふうに聞いてございます。

従前は、3年生、4年生というふうなお話も文部科学省が予算要求を上げられたときにあったんですが、結果的にそれがなかなか進まないという状況、財政状況等も含めてやっぱりしんどい状況にあるというふうに話は聞いております。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）町長にお伺いしますが、そういう話は府会議員の中ではなかったのでしょうか。2年生までの国での措置が、あと府のほうから町のほうへというふうなことで少人数学級へということとは全くありませんでしたか、府議会の中では。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）府会議員4年間在職いたしまして、各常任委員会がいろいろございます。私は、総務常任委員会に2年属しまして、後半の2年を環境農林水産常任委員会というところで所属して、大阪府のそういう行政に関していろいろと活動なりをさせていただいたんですけれども、そういうわけで、常任委員会がたくさんございます。教育常任委員会もあるんですけれども、そこに属していない中でいろんな情報をもらうんですけれども、その情報に関しては、ちょっと情報収集に力が足りなかったのかなと思いますけれども、そういうことでございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

なかなか府会のほうもたくさん常任委員会があるそうで、議論はなかったのかなと思いますが、吹田市は昨年、6年生まで35人学級を、予算9,800万円をつけて進めました。枚方市では市独自の予算で小学校3年生から4年生までに拡大しております。府のほうへ3年生までの拡大をお願いしていただいて、泉佐野市と同じようにしていただけるよう、またご配慮をよろしく願いいたします。

小学校3年生、4年生はギャングエイジと言われ、扱いにくく、また学習も思考の世界に入りまして、すごく難しくなってます。このような年齢だからこそ、丁寧な指導を少人数で、担任の先生と子どもという人間的なつながりを持って指導していただけることをお願いいたします。よろしく願いいたします。

次に、最後ですが、子ども・子育て新制度の多子減免についてお尋ねいたします。

私の資料2を見てください。

12月議会で多子減免について質問いたしました。その時点では幼稚園が3歳から小学校3年生までの6年間を基準とし、保育所はゼロ歳から6歳までを基準としているので、同じ算定対象はできないとのお答えでしたが、国は12月25日に予算案を出し、年収360万円未満の世帯は第2子以降の負担減免の完全実施を決めました。町での実施予定はどうなっているのでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、子育て新制度の多子減免についてご答弁申し上げます。

昨年12月に国の平成28年度予算案の概要が示され、その中で多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担軽減を拡充することが盛り込まれましたが、国からは現在、制度の詳細がまだ示されておりません。本町におきましては、保育料の設定を国基準に準じて設定しておりますことから、今回の軽減拡充につきましても実施する方向で準備を進めてまいりたいと考えているところでございますが、詳細が不明であるため対象世帯の抽出作業なども行えない状況でございます。

なお、現在の保育料の多子軽減の取り扱いにつきましては、所得に関係なく、幼稚園児などの1号認定の子どもの場合は年少である3歳児から小学3年生までの6学年を、保育所園児などの2号、3号認定の子どもの場合は0歳児から小学校就学前である5歳児までの6学年を対象としており、それらを超える年齢の子どもについては算定対象外となっております。

現在、国が示している軽減拡充の内容については2点ございます。1点目は、多子世帯で年収が議員ご指摘のとおり約360万円未満の場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の無償化を完全実施するものであります。2点目は、ひとり親世帯等で年収約360万円未満の場合は第1子の保育料を半額、第2子以降を無償化するというものであり、それぞれ平成28年度からの実施を予定しております。

これら軽減拡充に係る岸和田市以南の各市町の準備状況につきましても本町と同様の状況であると聞き及んでおりますので、引き続き、国の動向を注視しつつ、情報収集や近隣市町の取り組み状況の把握等を積極的に行い、遺漏のないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）一つ確認したいんですが、今、町は所得制限なしということでやっているということではないでしょうか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）現在の制度は、所得制限はございません。今回新たに拡充される部分につきましては360万円未満の年収という形の、ただし、その年収の捉まえ方が、詳細がまだ示されておらないというところでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）では、国に準じてということですから、360万円以下の方に関しては同じようにしていくということで理解していいんですね。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）基本的には同じように、先ほど言いました年収の取り扱いがどうなるかというのは別にしまして、同じ取り扱いをするというところでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）年収の取り扱いについては、各市町村じゃなしに一括、どこの市町村も一律360万円という形になるということで理解していいのでしょうか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）そのとおりでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。

360万円といったら多いのか少ないのかといったらちょっとよくわかりませんが、こういう制度ができたということですので、28年度中には実施して、払い過ぎた方には戻すという形をとられるということで理解していいのでしょうか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）まだ先ほども言いましたように正式に示されておりませんが、28年4月に実施予定でございます。ただ、現状まだシステム改修等もできておらない、人数的にも恐らく300人を超える対象者になってくるのかなというところを考えますと、どうしても後からの還付という形に実際上はなってくるのかなというところでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）わかりました。できるだけ早く各市町村足並みをそろえて実施していただけますようお願いいたします、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして項目ごとに質問をさせていただきます。

まず初めに、地域公共交通についてであります1つ目のひまわりバスの利用状況はどのようになっていますでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それでは、ご質問の地域公共交通についての1点目、ひまわりバスの利用状況についてご答弁申し上げます。

ひまわりバスにつきましては、現在、4コース、1日8便の合計32便を運行してございまして、利用状況につきましては、コース見直し前の23年度が2万6,400人、23年度をベースにしますと、コース見直しを実施しました24年度が2万8,784人で0.9%の増加、25年度が3万2,319人で22.4%の増加、26年度が3万6,328人で37.6%の増加と、年々増加傾向でございます。また今年度におきましても、2月末時点の集計でございますが、3万5,995人にご乗車いただいております、年度末予想といたしまして3万9,000人を超えるものと見込んでございます。

ひまわりバスの利用状況につきましては、毎年確実に利用者数が増加しており、またコース見直し後はひまわりバスに対する苦情のお問い合わせなども担当課に届いていない状況でございまして、住民の皆様の移動手段として定着しているものと考えているところでございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

そうしましたら、毎年増加しているということでもありますけれども、くまもり創生戦略での平成31年度の目標としまして5万7,000人というふうに記されていたかと思うんです。今後、苦情とかも何もないということで、コースも見直しして、いい形で利用していただけるということですが、5万7,000人に向けてはどのような増員を図られていくのでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）人口の推計もあるんですけれども、ひまわりバスにつきましては、一人でも多くご利用されますように日々利便性を考えまして、議員の皆様、住民の利用者の皆様からまたアンケート調査を定期的に行っていきます。その中で利便性を考えて工夫していきたいというふうに考えておりますので、数字としては特にございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）今、アンケートというふうなご答弁がございましたけれども、アンケートに関しては大体どれぐらいの頻度でされているのでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）先ほどちょっとご答弁の中でも言わせていただいたんですけれども、23年度に一度アンケート調査をしております。23年度の8月25日から9月15日まで実施しております。それからその後、平成26年1月14日から26年1月31日まで、25年度であるんですけれども、これを今のコースに見直してからアンケート調査を実施してございます。ですので、定期的にまた状況を見ながら、住民の皆様のお声を聞いていきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、2番目になるんですけれども、高齢者の運転免許証自主返納事業ということで、運転免許を返したときにはひまわりバスの5年間の乗る無料クーポンをいただけるということです。これにつきましてはどのようなものでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それでは、続きまして2点目の高齢者運転免許自主返納支援事業についてご答弁申し上げます。

高齢者運転免許自主返納支援事業につきましては、24年7月より高齢者の事故防止対策といたしまして、満65歳以上で運転免許の全部を自主的に公安委員会に返納した方からの申請により、有効期間5年間のひまわりバス無料定期乗車券の交付を実施しているものでございます。

事業の開始から約3年半が経過し、開始年度の24年度には35名、25年度が17名、26年度は47名、27年度に入りまして27年度の昨日ですけれども2月末までで57名の合計156名の方に無料定期乗車券を交付してございます。

ご利用回数につきましては、制度開始から28年1月末までで延べ9,126回のご利用をいただいていることから、運転免許自主返納者の方々の自動車にかわる交通手段として効果を上げるとともに、ひまわりバスの利用促進にもつながっているものと考えているところでございます。今後におきましても、本支援制度を多くの方々にご利用いただき、高齢運転者の交通事故防止の一助になるよう引き続きPRに努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

運転免許を返納したときには気がつかなかったひまわりバスが利用をしっかりとできていればいいんですけれども、不便さを感じられている方も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。医療機関では今、割と送迎をしていただける病院とかがふえていますので、そんなふうには感じておられないのかもしれないんですけれども、やはりマイカーで買い物をする場合でしたら、重たい荷物も車に積んでということで買い物もしやすかったなとか思うんですけれども、重たい荷物を持ってひまわりバスを利用してとかという形で不便さを感じておられる方も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思うんです。町としまして、また何か違う形でのそういう公共交通というんですか、何か支援というのは考えられていないでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）公共交通の支援ということなんですけれども、熊取町内には、議員の皆様ご存じのとおり、特に路線バス、それから今のひまわりバス、循環バスです。これが、路線バスは特に南海バスの中でも熊取町のシェアは割と多くございます。隣の泉佐野市なんかかなり路線バスは減ってきております。ですので、路線バスにつきましては、特に駅方面への縦方向の公共交通、それからひまわりバスにつきましてはそういう公共機関を結ぶ循環バスです。そういう役割分担をしながらやっておりますので、当分、今のところは、これで先ほど申しました利便性考えながら工夫していきたいというふうに考えてございます。特にほかの方法は、今は考えてございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）状況的には違うのかもしれないですけど、群馬県の前橋市のほうでは、高齢者の方、運転免許自主返納者に限ってですけども、町内移動に限ってタクシー料金の補助をしているという制度をつくられていたりするんです。1回の利用の運賃の半額を支援して上限1,000円とかということを設定しまして、1日2回利用可能ということで、ひまわりバスの利用とともに高齢者の方が家でこもっていかないように、どんどん外に出ていただくという部分で、高齢者の支援という部分で考えるということはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）高齢者の方々を外に出ていただくというのは非常に重要なことでございますが、先ほど事業部長も答弁させていただきましたように、公共交通機関との関連というのがございます。その中で公共交通機関、いわゆる南海バスが撤退されたとき、逆に住民の方々にご不便をかけるということもございますので、そのあたりは非常に慎重に検討していくべき事項ということで我々も捉えてございます。事業部とともに、いろんな方策がないかというところをたどりま勉強させていただいている最中ではございますが、過疎のまちであるとかちょっと交通に不便なまちというところと本町の場合の条件が全く違いますので、熊取町に合った住民の方々の利便向上の施策

というのがないのかということの勉強を今させていただいているところでございます。いましばらくといたしますか、ちょっとお時間をいただきたいところが本音でございますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。

そうしましたら、3点目のひまわりバスの運行の見直しという部分ではどうでしょうかということで、先ほどのくまとり創生戦略における地域公共交通の推進を見れば、17.24平方キロメートルの行政区域での買い物弱者への支援などに対応するため、商業施設及び医療施設へのアクセスや土日における運行の検討を含め、コミュニティバス等の交通ネットワークの充実というふうに乗っていたかと思うんですけれども、この辺の部分は具体的にどのように進めていくのでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）続きまして、3点目のひまわりバスの運行見直しについてご答弁申し上げます。

先ほどの1点目のご質問の際にもご答弁いたしました。23年度の利用者アンケート調査の結果を受けまして24年7月にコースの見直し、停留所の増設及びダイヤ改正などを行い、その後、26年1月に現在の運行状況についての利用者アンケート調査を実施したところです。

その結果につきましては、調査項目の中で現在の満足度については、「満足」が18%、「やや満足」が24%、「普通」が23%で、合計65%の方が「やや不満」や「不満」のシェアを上回っております。さらに満足・便利であるという感じる点については、運行便数、運行コース、運行時間、目的地まで早く行ける、大きなイベント時には休日運行しているなど、合計77%ございました。

以上の利用者アンケートの結果や先ほどご答弁いたしました利用状況などにより、新たな運行見直しは現在考えてございませんが、利用者アンケート調査の項目で不満・不便であると感じる点としまして、休日運行していないが23%と最も多くございました。休日運行につきましては、利用者アンケート調査の結果を踏まえるとともに、永楽ゆめの森公園の開園後の利用状況などからも早期に見直しが必要と考えてございます。今後におきましてもひまわりバスの利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

今回、私もひまわりバス全線にちょっと乗らせていただいたんですけれども、本当にどのコースも1便当たり役場から役場へ30分ほどでぐるっと回って帰ってくるので便利だなというふうに関心しましたし、南海バスでは通れないような急な細い道路も通っていただいているところもあって、すごくうまく運行されているなというふうに関心したんですが、できれば、本当にもっと南海バスが通っていないところを通っていただいたらすごく便利になるんじゃないかなというふうに関心しています。

現在、ひまわりバスの停留所というのがほとんど南海バスの停留所を兼ねていますので、大きい道で南海バスが通っている道であるなというふうに関心しています。ひまわりバスというのはすごく小型なバスです。実際私、乗らせていただいて、こんなところをひまわりバスが通れるんやというふうな地域も通ってまして、もっと中の細い道をこれぐらいで通れるのであればそういうところをふやしていただければ、先ほどもご答弁のほうにありましたけれども、南海バスとの共存もしながら、南海バスが通っていないところをもうちょっと重点的にひまわりバスが回っていただけることによって、本当に坂があつてなかなか大きい通りまでバスに乗りに行けない高齢の方とかが、もうちょっと家の近くに入っていただいたら利用しやすくなるのではないかなというふうに関心しています。その辺の運行的な見直しは考えておられるのでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）ご要望はよくわかるんですが、実は陸運局の許可とか南海バスはとるわけなんですけれども、その中で勾配がきついか道路の幅員とか、やはり入れないところもございます。

それとあと、循環バスを今2台で4コースを回しているんですけども、大体1コース当たり30分
からないし38分という時間の縛りもございますので、今後、部分的には、その範囲の中では多少変
更は可能かなと思うんですけども、よっぽど細いところとかそういうところは、今言わせてもら
いました道路の幅員とかございますので、ちょっと時間的にも難しいかなと思います。ですので、
コースの例えばバス停の追加とか、ちょっとこの辺をこっちに回ってほしいとか、時間の範囲内で
その辺の工夫は努めてやってまいりたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）先ほども、現在2台のバスで、1、2コース、3、4コースという形で運行されて
いますので、無理なのかもしれないですけどももう1台ふやすというふうなこととか、高齢者が
これからますますふえていきますので、多分今よりはどんどん利用者はふえていくのではないかな
というふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）ちょっとお金の話になるんですけども、今、26年度のバスの運行経費が約
3,000万円かかっています。それから運賃収入につきましては、26年度219万円ほど、差し引き
町負担が2,800万円ほど補助金をバス事業者に出しているということでございますので、これが今、
交付金というのはございませんので、全て町単費になります。

先ほど申しました休日運行、それは早期に来年度取り入れたいと今考えてございますので、これ
を合わせましたら大体4,000万円ぐらいの町の負担額がでございます。それは全部単費になりますの
で、それからまたバスをもう1台ふやすとなればちょっと厳しいかなということで、皆さんのご要
望の中でいまでできる範囲で工夫してまいりたいと思っておりますので、1台の増便というのはちょっ
と今は考えてございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

永楽ゆめの森がオープンしたことによって、先ほどこれから検討していただくということで、土
日は駐車場も混んでいるということで、マイカーでの来園ではなくてひまわりバスの利用の推進の
ために土日の運行もお願いしたいなというふうに思いますし、また、駅の乗り入れ云々ということ
もあるかなと思うんですけども、駅に集中してしまうと南海バスの絡みもあるのではないかなと
いうふうに思うんです。防災コミュニティ公園前というのが駅に近いですし、そこから乗り降りす
るほうが駅の周辺が混まなくて済むのかなというふうに私もバスを乗っていて思ったんです。駅か
らの直行便というんですか、そういう永楽ゆめの森に行くための土日の便みたいなのはお考えでは
ないですか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）その辺につきましてはバスの事業者ともちょっと話の中でしたことがあるん
ですけども、ひまわりバスで駅からとなったら、駅の乗り入れとかになったらちょっとまた料金が
100円で路線バスよりかなり安いということになりますので、やはり路線バスの経営圧迫につな
がるということでお聞きしております、永楽ゆめの森にバスの乗り入れを考えていただきたいとい
うことでバスの事業者には提案をお願いしているんですけども、まだそういう最初に振ったよう
な、こういうふうな段階でございますので、なかなかその辺は難しいかなと思っております。

路線バスだけでゆめの森に駅からというのはちょっと難しいかなと思いますけれども、何かいい
方法はないかということでは、バスの事業者に依頼はしているんですけども、ひまわりバスにつ
いては、そういう駅からゆめの森にというのは今は考えてございません。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。じゃ、南海バスのほうには一応依頼していただいていると
いうことで、わかりました。

ひまわりバスの利用がどんどんふえていっているような現状かなというふうに思いますので、さ

らなる町内の交通ネットワークの充実をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

ヘルプカードについてということで、まず1点目ですけれども、本町における障害者手帳を取得されている方の人数というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ヘルプカードについての質問のうち、まず1点目の障害者手帳を取得されている人数についてでございますが、平成27年3月末時点で身体障害者手帳は1,734人、療育手帳は276人、精神保健福祉手帳264人となっており、重複して所持されている方もおられますが、合計で延べ2,274人の方が手帳を所持しておられます。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

また、2点目の障がい者の方の支援というものはどのようなものがありますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、次に2点目の障がい者の方への支援についてでございますが、まず、障がいのある方がどのようなことでお困りか、またどのようなサービスを必要としておられるかなどについてお伺いし、その方の現在の生活の状況、希望する生活を踏まえ、必要な障がい福祉サービスを提供することとしております。

障がい福祉サービスの主なものといたしましては、ヘルパーを派遣する、家事援助や移動が困難な方への移動支援、また、障がいのある方に働く場を提供する就労継続支援、障がいのある方が支援を受けて共同生活を営むグループホームの利用などがございます。

町独自の事業といたしましては、障がいのある方の社会参加を促進するためにタクシー料金の一部を負担する福祉タクシー事業など、障がいのある方が安心して生活できるようさまざまな支援を実施しております。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

障がい者支援ということでさまざまなニーズに対応したサービスというのがあるかなと思うんですけれども、またそれとは違う形の支援ということで、今回、ヘルプカードの導入ということでご提案させていただいております。資料につけさせていただいたんですけれども、柏原市のほうでは昨年の12月からヘルプカードというのを導入されたということで、実物のヘルプカードというのはこんなような、2つに折ったらこれぐらいの大きさなんですけれども、この中に住所、氏名、生年月日、血液型、また電話番号とか病気の名前を書いたりとか、あと非常時の連絡先を2つぐらい書けるようになっていまして、折ったところに自由記入欄というのがございまして、そこに自分のやっていただきたいこととか、困難なことを書き記して携帯しておくというようなカードであります。

ヘルプカードというのは、障がいを持っておられるといっても内部障がいの方であったり、内部障がいと精神的とか知的な部分とかもいろんな障がいがありますので、障がいのある方や難病のある方が災害時や緊急時、道に迷ったとか何か困ったことがあったときに必要な支援、どうしても口で説明できない方とかいらっしゃるかなと思うんですけれども、それを周囲の方に見せて、周囲の方が手助けを、ああこういうふうにしてあげたらいいんやなというふうにするようなカードであります。

身体障害者手帳というのを障がいの方はお持ちだと思うんですけれども、障害者手帳には、そのような何か困ったときにこれをやってほしいとか、何か支援をしてほしいというのを級は載っていますけれども、そういうのを書く欄はありませんので、ヘルプカードを持つことによって、どうい

うふうにサポートしてあげたらいいかなというのが明確にわかるんじゃないかなというふうに思います。

ヘルプカードというのは東京都から始まっているものなんですけれども、今全国に、もう自治体で少しずつではありますが広がりつつある制度であります。これは、東京で自閉症の障がいを持っておられるお母さんが、子どもがやがて一人で社会参加ができるようになったときに、災害や事故に遭っても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような、そんな社会をつくってほしいというところから始まりました。手助けが必要であっても自分からなかなか説明できないという方は本当にたくさんおられると思います。このカードを常時携帯して、何かあったときにこれを見てという感じで見せて支援を求められるという、これを持っていればというそういう安心感の意味でもヘルプカードの導入をお願いしたいなというふうに思います。大きな災害のときにもまた手助けになるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の本町におけるヘルプカードの導入についてでございますが、ヘルプカードは、障がいのある方など、あらかじめカードに緊急連絡先や必要な支援内容を記載し、緊急時や災害時、また日常生活の中で困った際に提示することにより、周囲に支援や理解を求めるためのカードでございます。大阪府内では柏原市で導入されております。

ヘルプカードの活用は、緊急時などの支援に有効であるほか、ヘルプカードを持つことにより、本人にとっての安心、家族・支援者の安心、情報コミュニケーションの支援、障がい者に対する理解促進の役割があるとされておりますが、ヘルプカードに記載された個人情報が悪用されないかの検証が必要であるなどの課題も上げられております。

本町といたしましては、このような状況を分析するため、先進的な自治体の取り組みなどの情報収集を初め、大阪府や近隣自治体とも情報共有を図りながらヘルプカードについて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

プライバシーというか、それが漏れたときとおっしゃるのかもしれないですけども、実際、東日本大震災のときでも、首都圏のほうでは多くの方が帰宅困難者という形で家に帰れないというふうな状況の中で、その中でも障がいの方がおられて支援を必要とされていたんです。その当時はヘルプカードとかいうものはなかったのかと思うんですけども、周りが誰も気づいてもらえないということで、自分の家とは違う道のところで、全然違う場所で保護されたというケースもあったということで、大阪におきましてもこれから南海地震など大きな地震がいつ来るかわかりません。町としましても避難行動要支援プランというのをつくっていただいているかと思うんですけども、災害時だけではなく、本当にいつでも誰もが何かあったときにすぐに支援の手を差し伸べていけるようなことがすごく重要じゃないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、ヘルプカードについての有効性であるとか必要性であるとかというのは認識しております。また、ちょっと先ほども話をさせていただきましたけれども、個人情報の関係とか、あと、これを入れるに当たってやはり広域的に活用できないか。先ほど議員のほうからも東京都の話がありましたけれども、東京都主導で都内のまちに統一的なカード導入ということで進めていっているようですが、そういった意味で少なくともこの近隣の3市3町を中心にまた考えなくてはいけない、また、ちょっと広げて大阪府内でもしっかりと議論をやっていただいで、広域的にやっていくというところも必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

町単体としましても必要性がありますので、そういった大阪府内の自治体、近隣の団体とも情報

共有しながら、今後また考えていきたいなと思っております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）大阪府のほうにも住民のほうからヘルプカードの導入ということで意見が上がっているものを見させていただいたりしたんです。3市3町という部分も大事かと思うんですけども、まずは熊取町が先導していただいてやっていく中でのヘルプカードではないかなと、その中で広がっていくものじゃないかなというふうに思います。いろんな研究をしていただくということですけども、導入をよろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、3点目になりますスクールソーシャルワーカーについてお聞きいたします。

まず、本町では何人の方がいらっしゃる、また配置はどのようになっていますでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、スクールソーシャルワーカーについてのご質問にご答弁いたします。

まず、1つ目の本町では何人いるのか、また配置はについてでございますが、現在、熊取町では、スクールソーシャルワーカー活用事業として、国の地域福祉・子育て支援交付金を活用し、2名を嘱託員として雇用しております。週4日、朝の登校支援や家庭訪問、教室に入りづらい児童・生徒の対応などに、担任と情報共有を密にしながら丁寧なかかわりを行っております。

本年度につきましては中央小学校に1名、北中学校に1名配置しておりますが、配置校を離れ、要望のある学校で活動することもございます。配置校や配置体制につきましては、来年度に向けて学校やスクールソーシャルワーカーの声を聞きながら検討し、丁寧に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

町としての役割ということでしたら、子どもからお話を聞く相談であったりとかおうちのほうから聞き取りをするとかして、学校と連携して支援方法を提案していくような仕事だというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、議員がご理解いただいているような捉えで結構かというふうに思います。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）2点目になりますけれども、教育相談の体制の充実のため今後の増員ということで、どうかなというふうに思うんです。

文部科学省のほうでは、チーム学校ということの流れに沿って教員以外のさまざまな人材の充実を進めているかと思ひます。貧困や虐待といった家庭環境などの問題というか課題に取り組みために、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーをふやすことが重要であるというふうなことで、20年度から計画的に配置というふうな流れになっていると思うんですけども、町としましては現在2名で、全学校にとかというふうなお考えとかどうでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、2つ目の教育相談体制充実のため今後増員はどうかのご質問でございますが、現在、中学校では府配置のスクールカウンセラーを3名、教育委員会においては4名の臨床心理士を配置しております。それに加えて教育相談コーディネーターを2名配置しており、保護者の方あるいは子どもたちの悩みの相談や進路相談等を行っております。また、健康福祉部子育て支援課のケースワーカーがタイムリーに家庭支援を行う体制も整えております。

このように教育、福祉が日常的に連携し、充実した体制のもとで支援を行っておりますが、今後は学校の状況を見ながら段階を追って増員に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）段階的に、じゃふやしていく方向であるということですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）学校の状況を見ながらふやしていきたいと。

ちなみに現在、泉南地区のスクールソーシャルワーカーの配置状況を確認したところ、岸和田市は4人、6時間で1人55回、延べ220回ということになります。貝塚市が2人、6時間で40回、延べでは80回ということになります。泉佐野市はなし、田尻町がなし、泉南市が1人、6時間で40回、週1回の計算です。阪南市はなし、岬町は1人で6時間で15回というふうな状況。本町におきましては2人を嘱託ということですので、2名が7時間15分から30分、フルタイムで週4日で12カ月間ということになります。また、これ夏休みや冬休み、春休み、特に長期休業中、やっぱり学校に来ていない間の子どもの支援ということも必要な状況がございますので、長期休業中にも配置をしておるといことで、延べで言えば384回ですが、当然時間数も長くなってまいりますので、地区の中においても充実した形では取り組みさせていただいておるかと思っております。

そういった中ではございますが、今後、学校等の状況を見ながら、ふやすことも含め検討して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。熊取町は本当に教育のまちということで、その辺に関してはすごく進んだ対応をさせていただいてるのかなというふうに思います。

子どもたちの問題行動の背景には、多くの場合、子どもたちの心の問題とともに家庭であったり友達の関係であったり、地域、学校、子どもたちの置かれている環境が問題であったりというふうな場合で、いろんな問題が複雑に絡み合っているのかなというふうに思います。

子どもたちの問題行動のみ着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決することができないのではないかなというふうに思います。学校現場でより効果的に対応していくために、学校の先生、もう本当に勉強のほうでしっかりとクラスを見ていただいて、心の問題であるとか、そういうのはスクールソーシャルワーカーであったりとか、またカウンセラーの方であったりとか、そういう福祉の専門家である方をしっかりと活用していただいて、子どもたちのさまざまな情報をまた仕入れていただいて、学校の先生とチームでしっかりと子どもたちの支援をしていただきたいなというふうに思います。学校で子どもたちがしっかりと学習に取り組めるように、またよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

私自身としては3回連続となりますけれども、街頭防犯カメラについてお伺いします。

泉佐野警察署管内では、ことし3月から田尻町で新たに10台、4月から泉佐野市で新たに13台の運用が開始されるそうです。藤原町長の所信表明にもありましたので、期待してお聞きします。

まず、街頭防犯カメラの設置については、町が主体となって積極的に設置するという捉え方でよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そのとおりでございます。

議長（重光俊則君）補足はよろしいですか。南企画部長。

企画部長（南 和仁君）申しわけございません、質問の順番を私は勘違いしておったものですから。

先ほど町長が申し上げましたとおり、選挙の公約マニフェストにもございます。防犯カメラの設置の推進と明記してございます。私どももその取り組みに向けて、これまででしたらどちらかというところと待っている側で防犯カメラの要望の取り組みをしておったところでございますが、28年度から

は能動的に、積極的に働きかけを行いながら防犯カメラの設置に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、1番目の警察との連携についてですけれども、泉佐野市は警察と協定を結んで、警察が防犯カメラのデータを欲しいときに警察だけで情報をとれるようなんです。熊取町で現在設置している防犯カメラについてはどのようなことになっていますか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）本町は現在、街頭防犯カメラにつきましては計10台設置してございます。そのうち3台につきましては自治会で現在のところは管理しているというような状況になってございまして、いずれにしても、警察から捜査支援ということで画像の提供等がありましたら、それに応えて私どもも防犯カメラに映された画像データを警察のほうに提供するというような形で取り組みを進めてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）警察から要望があればデータを取得できるということですが、それは警察だけでできるのでしょうか。それとも町の職員が現地まで行って、警察と一緒にカメラからデータを取り出すというふうなことになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）基本的に町の職員が操作というか、その作業をいたします。それで、警察のほうも都合がつけば一緒に立ち会いをしていただいて画像を取り込む作業を行うということになりますので、主体的には町の職員が、防犯カメラについてはSDカードで録画していますので、それを取り出してノートパソコンに接続して画像の時間とか、そういった正確な時間とのずれがないかとかいうような細かい作業は、全て私どもがやっておるところでございまして。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）町の職員がやっているということですが、泉佐野市は協定を結んで、警察だけでカメラからデータを取り出せるようになっているようです。これは警察のほうでお聞きしたので間違いはないと思うんですが、これから町が主体となってどんどん防犯カメラをふやしていくということになれば、町の職員が出ていって作業するというのもふえてくると思いますので、泉佐野市同様、熊取町が警察に協定を結んで、もう町の職員が行かなくてもデータをとれるような状況は今では考えていないのでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防犯カメラの設置に関しましては、従前からお話しさせていただいておりますように、設置箇所につきましては自治会様、学校関係者、そして警察のご意見を聞きながら設置箇所を特定していった設置に向けていくわけですが、当然その中では、その後の管理であるとか、先ほどお話しさせていただいた画像のデータをどのような形で警察に提供していくのかというような細かい部分での協議が始まるんだらうと思っております。そのときに警察のほうで、主体的に管理していただいて画像データも自分のところでとりますよというような話であれば、これは協定を結ぶことができるんですが、こっちもこっちサイドの思いもありますし、警察側にも警察側の考えもあろうかと思っておりますので、そういった部分については今後、検討の中で、協議の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ぜひ、町の職員の方の負担がふえないような方向で持っていったら

しいと思います。

それでは、町が積極的に設置していくということですが、今後のタイムスケジュール、どれぐらいまでに何台つけるとか、そういう目標とかはあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）防犯カメラにつきましての財源措置なんですけれども、公益財団法人大阪府市町村振興協会という組織がございまして、これは大阪府の外郭団体になっておるわけなんですけれども、この協会のほうで平成28年、29年、この2カ年にかけて安全・安心に関するまちづくりの推進助成金という制度を創設されました。その情報も私もこの1月に入ってまいりまして、28年、29年に2カ年にかけて1団体500万円上限で交付されるものでございます。ですから単年度で250万円、28年度で250万円、29年度で250万円、トータル500万円、これが上限になります。ですから、私もとしてはこれを100%取りに行きたいと思っていますので、28年度で250万円を設置できる台数、29年度は250万円だと考えてはおりますが、若干の一般財源はやっぱり入れることになるのかなというのを想定しておるんですけれども、いずれにしてもこの2カ年で、先ほど言った各方面からのご意見をいただいて設置に向けて取り組んでいきたいと。

当然のことながら、想定する台数とかというのは全くこの段階で明確に答えることはできませんし、困難な状態でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

台数的にはわからないということなんですけれども、今現状ついている若葉とか青葉台のものについては、大体値段的に幾らぐらいものがついているのでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）大体、本体そのもので20万円から25万円程度です。ただ、本体だけでは防犯カメラはつきませんので、適当なところにつけることができればいいんですけれども、なければポールを立てて、そういった設置箇所も一からつくっていかないかんということで、本体の防犯カメラよりもよりそちらのほうが高くつくというような場合もございまして、そういった意味では、いろいろと最終的な価格差は1台当たりかなり出てくるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、つける場所なんですけれども、大体町のイメージとしては通学路をメインかなと考えているのか、それとも人通りが少ない陰になっているところとかを考えているのか、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）自治会、学校の関係者、また警察、大きく分けるこの3つの団体等々からご意見をいただくこととなりますので、当然学校関係者にお話を聞けば通学路がメインになろうかと思えます。自治会からご意見いただく場合は本当に自治会の状況に合ったところ、自治会の入り口とか自治会の出口とかそういったところというようなお話も出るかと思えますし、また警察は警察でプロの目で、やっぱり犯罪の発生件数の多いところ、犯罪が起こる可能性が高いところということでそういったご意見も出るかと思えますので、そういったところを全部集約して、最大公約数といえましょうか、一番適切なところに設置を考えてございます。そのときには当然、それぞれのご意見も十分聞かせていただいて決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。僕としては、子どもたちが多く通る通学路をメインで先に進めてい

ってほしいかなという印象があります。

今、現代社会では防犯とか犯罪が起こった後も防犯カメラが必要不可欠なものとなっています。ぜひ、このまま積極的に進めてほしいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

熊取町青年団についてと、書かせていただきました。まず、1つ目です。青年団の現状についてお伺いします。

熊取町の青年団は、泉州の他の青年団とは異なり、熊取町全体で一つの青年団、そして各区に支部を置いています。また、熊取町青年団は、熊取町のさまざまな会議に出席して、いろいろな場面で若い世代の意見を反映できるすばらしい仕組みだと私自身思っております。また、青年団は自治会活動の入り口としても、青年団活動をした方はその後、子ども会とか消防団などの役を受けてくれる方が多いと聞いています。私自身もそんな印象です。そして、盆踊りやだんじり祭りには、なくてはならない組織です。

現状は10年以上前と比べても減っていると私自身感じているのですが、熊取町として、コミュニティの維持、そしてまた文化の継承という観点から現状をどう捉えているのでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、熊取町青年団の現状についてご答弁させていただきます。

熊取町青年団は町内12地区の青年団支部により組織され、団員数につきましては、各支部の地道なPR活動が継続的に実施されていることもあり、近年は650名から700名の範囲で推移しているとご報告をいただいているところでございます。

また、活動内容につきましては、駅伝競走大会やバレーボール大会等の団員の体育の発展向上に資する事業、また盆踊りや秋祭りといった郷土文化の発展及び保存に関する事業を行うとともに、町民総合体育大会やくまとりロードレース等への運営協力を初め、献血キャンペーン等の社会貢献事業への協力など、年間を通して幅広い活動に取り組まれているところでございます。

以上で、熊取町青年団の現状についてのご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） 現状はそういうことだと僕も理解しているんですけども、10年以上前から見て減っていると思うんです。このまま、熊取町に青年団事務局というのがありますけれども、何か青年団に対して手を加えて拡充とかというのはないのでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 青年団の活動と申しますのは、先ほども議員からもご紹介いただきましたように、より幅広くと申しますか、たくさん社会貢献活動もやっただいておりますし、町行政にもたくさんのご協力をいただいているところでございます。

本町におきましては、これからも現在のように活動補助金の交付、また各施設使用の際に使用料の減免であるとか、事務局としての会議資料の作成から、行事のときになりましたら警察への関係の資料でありますとか、そういった作成の補助もこれまでどおりさせていただくということを通じまして、これまでのどおりの支援をしまいたいと考えております。

それで一方、熊取町青年団の規約の中にもありますように、やはり活動そのものといいますのは、熊取町青年団の最高の議決機関であります支部長会でどのような例えばご意見とか議論になるかというところが大事であると思っておりますので、そのあたりを踏まえて今後も支援をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） わかりました。

僕自身も団長をさせていただいたときの思いをちょっと言わせていただきます。

僕自身、青年団の活動の拡充なんですけれども、行政のサポートが必要だと思います。現状の熊取町青年団の役員は1年で交代していきます。何か変えようとしても、中長期の計画を立てたくても、1年間の行事をこなすだけで精いっぱいな状況かなと思うんです。青年団の組織の拡大の戦略を立てて青年団に提案することは行政としてできないでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ただいま熊取町青年団の事務局を担当させていただいておりますので、会議で例えばこういうこと、今組織のことをおっしゃられましたが、規約のほうで任期についても1年だということも決められておりますので、これを改正しようとなりますと当然半数以上の方の出席をいただいて、その中で3分の2以上の同意を得て改正というふうなことになりますので、どうでしょうかというふうな提案というんですか、そういったものはできると思うんですけれども、最終的にご判断いただくのはやはり青年団の団員の方と支部長ということになると思います。以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） わかりました。

支部長会を2年とかにするというのは、僕もちょっと現実的ではないのかなと思います。例えば、毎年行われています駅伝のコースの見直し、今、中央小学校より山側中心で回っていますけれども、熊取町全体を使ったコースに見直すですとか、駅伝とかバレーボール大会に中学校の陸上部の選抜チーム、またバレーボールとかでしたら各熊取町内にある大学の選抜チームを招待したりするとか、その大会の様様を録画して熊取町のホームページにユーチューブのリンクを張ったりすることとか、そういう提案とかはどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 今、いろいろな行事のお話が出ましたけれども、まず駅伝競走大会につきましては、本町のみでコースを変更できるかということをご答えすることできません。警察のほうで道路使用許可をとる必要がございますので、そちらとの協議を踏まえた上でどうなるかということになるかと思えます。

また、バレーボール大会等に大学のチームであるとか中学とかのチームをご招待するといえますか、お声かけさせていただくというようなことは、できないことはないと思います。それをするしないを決定するのも、最後の議決機関の支部長会のご判断ということに最終になると思います。

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） わかりました。

僕も団長をした経験上、事務局からそういった積極的な提案があったほうが、いろいろな新しい取り組み、僕が団長をさせていただいたときも、バレーボールのときに新しく献血をさせていただきましたので、ぜひこれから新たな取り組みとかというのは事務局から積極的に言っていただけたらなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

人工内耳装用児童、生徒の教室の音環境についてということで、私の周りにも人工内耳装用児童、まだ小学校に上がっていないんですけれども、もうすぐ小学校に上がる子どもが何人かいます。この子どもたちが町内の小学校に入学した場合の環境整備についてお伺いします。

現状は椅子や机の足にテニスボールをつけている教室もあるようですが、そのほかはどのようなのでしょうか。また、今までに取り組んだことのある事例があれば教えてください。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） では、坂上議員の人工内耳装用児童、生徒の教室の音環境についてのご質問にお答えします。

本町におきましては、小学校に1学級、中学校に1学級の難聴学級を設置しておりますが、現在、

人工内耳を装着している児童・生徒は在席しておりません。

音に関する環境整備といたしましては、教室内の椅子や机の足にテニスボールをつけ雑音の軽減に対応したり、難聴学級の教室を児童・生徒の往来の少ない静かな場所に設置したりしております。

また、聴覚に障がいのある児童の就学に当たりましては、児童・生徒の将来を見据え、学力保障や社会性を身につけるための方策について保護者と話し合いを重ね、児童・生徒にとってどうすることがよいのかをしっかりと考えております。さらに、専門性の高い聴覚支援学校と連携を図り、障がいの特性、指導方法、環境整備等について研修を行い、学校の教職員全体で理解を図っております。

今後も、全ての児童・生徒の学力保障や充実した学校生活を送ることができるよう適正に環境整備を進め、保護者との合意形成のもとで合理的配慮を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。思っていたよりもすごい取り組みをされているなと思いました。

その中で、人工内耳装着児童はFMマイクとかあると思うんですけども、FMマイクとかは難聴学級には配備されていますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）実は現在、本町におきましてもFMのマイクを装着した状況で授業を受けている児童がおります。このマイクにつきましては、各個人個人で持っていて、当然ながら周波数を合わせたりするという作業が必要なんですけれども、それぞれ個人が持った状況で対応させていただいております。

ちなみに、議員からご質問ありました人工内耳の装着児童への対応についてでございますが、大阪府下の他市町の状況を聞かせていただきますと、やはり数名登校しておる児童がいてるというふうに聞いておりますが、特に教室の環境を何か変えるであるとかといったような特段の対応はしていないというふうな情報はいただいております。ただ、本町がしておりますように、例えば雑音を軽減するためのボールでありますとか、静かな場所に置くであるとか、当然ながらどういった児童に対しても平等にしっかりと学力をつけてほしいという意味での対応をさせていただいておりますので、そういった意味では、特段の配慮ということよりも子ども個人個人の状況に応じた対応をしっかりとするということが何よりも大事なというふうに思っております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）FMマイクについては自己負担で用意しているということですね。

（「はい」の声あり）

5番（坂上昌史君）わかりました。

人工内耳の器具なんですけれども、結構高価なんですよ。1個60万円するものもありますし、バッテリーだけでも2万円、結構負担が大きいので、もしできるなら難聴学級で1個FMマイクを配備できたら、家庭の経済の負担も少なくなるのかなと思います。

熊取町の教育環境なんですけれども、近隣の市町村からも結構いい評価をいただいていると思うんです。やっぱり、熊取町内に住んでいて、この環境で教育受けさせたいと思うことは当然やと思いますので、現在の取り組みにもう一歩進んだ取り組みをしていただいて、環境づくりをしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（重光俊則君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、服部議員。

9番（服部脩二君）議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、安心安全な熊取町づくりについての中で、1問目、紺屋とか野田とか五門等を初め、昔の村中は道路の幅員が非常に狭いです。四差路の交差点が非常に危険で、歩行者、自転車、自動車が

安全に通行できない。これについて、平成28年度の新予算でどのような対策が推進されるのでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それでは、ご質問の1点目、道路の幅員が狭い四差路の交差点の安全対策の推進についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の道路の幅員が狭い交差点につきましては、地元自治会からのご要望などにより、平成25年度から路面にれんが色にて表示しました交差点のカラー化を実施してございまして、カラー化することによる視覚的効果により通行車両が減速するなど、一定の効果があらわれているものと考えてございます。

本町の交差点のカラー化の実績につきましては、昨年度末までに11カ所の交差点についてカラー化を実施しており、今年度におきましては既に若葉地区の町道若葉1号線と同2号線との交差点において実施するとともに、年度末までに桜が丘地区の町道桜が丘1号線と同2号線との交差点及び五門地区の町道五門築留線と町道五門寺之下線との交差点のカラー化を実施いたします。さらに、28年度におきましても、地元自治会からご要望がある朝代地区の町道弘法池東1号線と旧府道との交差点、野田地区の町道野田泉佐野線と町道大久保野田七山線との交差点及び紺屋地区の町道五門七山線と町道下野田紺屋線との交差点などでのカラー化の実施につきまして、検討を行っているところでございます。

なお、道路整備計画に基づく交差点改良事業につきましては、28年度におきましては町道野田中央線野田交差点及び町道貝塚日根野線東和苑西交差点の交差点改良工事を実施する予定としてございます。

今後におきましても鋭意交差点の安全確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

いわゆる交差点であっても信号機が取り付けられない、そういった小さい交差点が頻繁にあります。そんな中で、私が住んでいる桜が丘の中でも1カ所、非常に事故が多かったです。そこを無理にお願いしてすぐさま赤いあれを塗っていただいたら、もうびたっと人身事故、交通事故、全然ありませんね。というのは、やはり今、部長がおっしゃっておられたように、赤いのあるから運転手はそれを見たらちょっとブレーキを踏むんです。そして、一旦とまれのあれがなかったもとまって確認をしてから皆進んでおります。これは非常にすばらしいことだと思います。

それと夜間に、その上に信号機がつけられないので、その交差点の真ん中に赤い球で夜だけ光るやるがあるんです。あれはかなり遠いところからでも視認性があるって、あつ、あそこに何か光ってるな、あれ交差点やな、とまらないかなということ、皆とまれの標示がないのにとまって確認をして通行していると、こういう現状がありますので、これをどんどん進めていってほしいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2番目、昨年12月に開店した紺屋の万代の出入り口になっている外環状線の紺屋北交差点で既に3件の人身事故が発生しているが、ここを含めて商業施設周辺、小・中学校周辺、病院・診療所周辺の信号機のある交差点について、歩行者の安全を最優先に考えて歩車分離式の交差点に適宜変更することはできないでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）続きまして、ご質問の2点目、商業施設等周辺の信号機のある交差点における歩車分離交差点への変更についてご答弁申し上げます。

歩車分離式信号交差点につきまして泉佐野警察に確認しましたところ、信号機による通行処理が2現示から3現示となることにより、歩行者の通行時間帯が設けられ、歩行者が車両と交錯せずに安全に横断できることや右左折車両の通行が円滑になるなどの大きな利点がある反面、車両の待ち

時間が長くなることによる渋滞の発生や、待ち時間が増加することによる信号無視の誘発などのおそれがあるとのことでございまして、歩車分離式信号交差点への変更につきましては府警本部による慎重な判断を要する案件となっております。

また、歩車分離式信号交差点につきましては、車両の通行が比較的少なく常態的に歩行者の通行がある交差点であれば検討できる可能性がございしますが、議員ご提案の大阪外環状線の紺屋北交差点につきましては、車両の交通量が多く、さらなる渋滞につながる懸念があるため、歩車分離式信号交差点はなじまないとの見解でございました。

しかしながら、交差点内での交通事故の防止に有効な手法であると認識してございますので、今後におきましても、導入が必要な交差点につきましては泉佐野警察と協議してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

先月、2月18日の木曜日、晩の11時から毎日放送で「NEWS23」という番組がございまして、その中で歩車分離式信号交差点を取り上げておりました。これはどういうことかといいますと、ことし2月、小学校1年生の男の子が登校中、青信号で横断歩道を通行中、左折してきたトラックにひき逃げされて死亡したと、こういったことがありました。その前に去年、平成27年3月に東京の町田市でも、小学校3年の男の子が登校中、青信号で横断歩道を通行中、左折してきたトラックにひき逃げされて死亡したと。平成27年3月の件について、その地区の親が署名活動をして町田市と警察のほうに持っていかれました。そしたら、平成27年の秋にはすぐさま歩車分離式の交差点になって、ああこれで安心して子どもが信号に従って通行できる、通学できると喜んでおりました。こういったことが世界中で広まっております。

特に欧米先進各国は非常にこの問題について前向きに取り組んでおりまして、少ない国でも70%、多い国であれば90%の信号機が歩車分離式になっております。そんな中で、毎日放送の「NEWS23」でアナウンサーが言っていました。日本の信号機、日本全国で21万台あるんだけど、幾つの信号機が歩車分離式になっているか担当のほうはおわかりでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）私が持っている資料なんですけれども、これは全国の整備数のランキングもありまして、全国で歩車分離式信号のシェアが2.74%、その中でトップが神奈川県7.11%、その次に第2位が大阪府6.64%、3位がちなみに警視庁で6.37%ということで、大阪府は割とほかのところと比べて多いんですけれども、海外に比べては今、議員おっしゃるように少ない点はございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）この放送の中でおっしゃっておられたのは、日本に信号機は21万台あって、歩車分離式信号機はその中でわずか4%です。いわゆる8,400台が歩車分離式。

ところで、本日の一般質問を議会だよりに掲載しないかんで、そのときに写真をつけたくて、私、この前の日曜日、お天気がよかったので、高石市へ歩車分離式交差点を見に行きました。まず市役所を見に行ったのね。市役所の隣、北側の道路がありまして、その交差点は歩車分離式です。そして加茂小学校があつて、加茂小学校のもう一つ向こう側の北側の交差点も歩車分離です。そこから100メートル西へ下がったところの交差点も歩車分離です。その道路は、私はもう10年前に高石警察をやめたんですが、そのときにはまだ何もできていなかったんですが、自転車専用道路、青色の。あれを塗って工事中でした。そして、市役所の向こう側の学校と違う反対側の交差点も、みんなここも歩車分離です。商業施設の周りにはもう全部、20カ所以上やっております。

これ、こういった議会の場で理事者をお願いするのは非常に無理があると思うんです。議会と言うんなら大阪府の警察常任委員会、これで予算をとってもらおうというのが一番ベターなんです、もうこれはよくわかっております。そんな中で、やはり町の担当者と警察担当者がしっかりタッグ、

手を組んでどんどんやってほしいということを入れてもらったら、警察のほうもやってくれます。

といいますのが、私がちょうど高石警察をやめたのが平成18年なんです、その在籍中3年の間に警察本部の規制課から、歩車分離にする交差点はありませんかと高石警察の交通に電話がかかってきたんです。たまたま担当がおられなかった私が電話で聞いたら、いやどうしたんと言うたら、いや予算が大分余ってるんで、歩車分離式、あれさせてほしいんやと。わかりましたと言うて、それですぐ担当が帰ってきてから検討して、3カ所ぐらいお願いしようかということをお願いしたら、もう1週間もたたないうちにできました。

これ、そないお金がかかるものではないんです。新しい信号機であれば、普通の四差路の4つの信号機をひっくるめて、これを大体新しい信号機であれば35万円ぐらいできると。それでちょっと何年か忘れたんですが、それ以前の機械を使っておるんであれば大体100万円ぐらいかかると、こういうのを聞いております。

これは、山戸部長に余りしつこく言うのも申しわけないんですが、もう20カ所以上高石市はやっております。高石市の地域も非常に狭いです。人口も6万ちょっとぐらいなんです。そない交通量もあるとか歩行者のあれが多いということもないんです。そういったところできっちりそういうことができていのに何で泉佐野警察はしてくれないやと。泉佐野市内で二、三カ所やっている程度で、物すごくおくらしている。いわゆる開発の発展途上国並みより以下のあれしかできていない。やはり安全・安心について真剣に考えるんならば、こういったことも真剣にしっかり警察をプッシュしていただいて、小さい子ども、特に私よく感じるのは、ひまわりドームの前、ダンプがすごく多いです。学校へ行くとき、帰るとき見ておったら、低学年の子ども、青で渡りたいんだけど、向こうから車が来るときは怖い、なかなか行けないと、こういう状況が続いております。

そういった危険なところについては、やはり安全・安心が売り物の町長にひとつ、ぜひともどんどんつけていていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、最後の質問で、幹線道路の大きな交差点、とりわけ通学路に指定されている交差点に防犯カメラの設置を強く要望しますが、実施の計画はあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、3点目の幹線道路、とりわけ通学路における大きな交差点への防犯カメラの設置計画につきましてご答弁申し上げます。

現在、本町が設置している防犯カメラにつきましては、熊取駅間前広場に3台、つばさが丘地区の中学生が利用する通学路に2台、不法投棄防止システムのカメラ2台を設置しておりまして、各公共施設には55台のカメラを設置してございます。また加えまして、議員もご存じかと思いますが、昨年度におきましては大阪府の補助金制度を活用して補助も行った上で、青葉台自治会に2台、若葉自治会1台設置してございます。

ご質問の通学路等の交差点への防犯カメラの設置の計画につきましては、現在のところ具体的な段階には至っていないものの、今後はご質問の通学路の交差点を含め、先ほどの坂上議員のご質問でも申し上げましたとおり、地域における防犯カメラ設置に係る希望箇所、犯罪発生状況などについて警察、自治会、学校関係者を対象に調査を行うなど、要望をいただくのを待つのではなく、町が主体的に働きかけて必要箇所の情報を収集してまいります。そして、この情報に基づき、防犯カメラの必要箇所を積極的に判断して設置を推進し、より安全・安心なまちづくりを進めるべく必要な財源と予算を確保してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、服部議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時10分まで休憩いたします。

(「14時57分」から「15時09分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、文野議員。

1番(文野慎治君) それでは、引き続いて一般質問させていただきます。

藤原新町長のもとでの初めての一般質問でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

新町長のもとで、損害賠償金の早期回収を含む談合事件の終結へ向けての取り組みという一つの項目を挙げさせていただきました。

私自身、昨年6月、9月、12月、連続して談合事件ということの一つのテーマとして質問させていただいております。きょうの開会冒頭、開会の議長挨拶の中でも触れられておられましたように、どうもこの問題についての前町長の姿勢というのが一番端的に議長のご挨拶の内容をあらわしていたかというふうに私自身は感じております。1月の選挙で当選の栄を勝ち取られて、藤原新町長のもとでこの問題について、まさに今日の時点では早期回収をして談合事件に早く終止符を打つと、こういう思いがしております。期待もしております。

そこで、質問の要旨の1点目でございますが、現状の認識、問題点、この点について町長のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長(重光俊則君) 田宮総務部理事。

総務部理事(田宮克昭君) 文野議員のほうから町長の見解ということでございますが、まず私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、1点目の現状の認識、問題点につきましては、平成28年2月16日現在、損害賠償金等の回収額は、損害賠償金1億5,782万9,397円、遅延損害金5,037万7,111円、合計2億820万6,508円であり、損害賠償金の回収率としましては、住民訴訟の認定額3億7,474万9,725円に対しまして42.1%であり、未払い者である建設業者10者及び個人2人に対して鋭意債権回収に取り組んでいるところであります。

これまでも、財産開示手続など可能な法的手続の執行により、財産調査及び債権回収に努めてまいりました。しかし、損害賠償金は私債権に当たり、税や国保料などの公債権が有する調査権はなく、損害賠償請求訴訟の結果、強制執行が可能となる債務名義を取得しているものの、これまでの債務者の財産調査において、損害賠償金に充当できる財産の確認には至っておりません。今後も、私債権による財産調査を引き続き行ってまいりますが、新たな財産を把握することは厳しい状況であると考えております。

以上でございます。

議長(重光俊則君) 町長、引き続き答弁をお願いします。

町長(藤原敏司君) この事件に関しましては、平成19年ですか、談合事件というふうな、熊取町にとりましては本当に悲しい事件であったなというふうに思っております。

それでもって、裁判所のほうで談合業者については損害賠償を請求すべきやというふうなことの判決がありました中で、行政で努力をしまして、ある程度の損害賠償金額を回収できたわけですけども、その中でいろいろな企業なりがおられまして、なかなか応じていただけていないというふうなこともあります。これは、考えますと不公平というふうな感が否めません。この不公平をどういう形で解決していくか、いろいろな方策を考えていかなければならないと思っておりますけれども、私債権というそういう制約がある中で行政のほうとしても今とどまっているというのが現状だと思います。

私債権の回収について、新たなそういう回収方法があるのかなのか、いろいろな皆さん方のご

意見を伺った上で、そういう回収方法があるのであれば努力をしていきたいというのが私の今の考えでございます。

だから、新たなそういう意見をいただけるような方を見つける、そういう機関を見つけていきたいと、そういう努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと歯切れが悪いですね。今振り返っておられました平成19年、藤原町長が第2期目の議員の時代で、まさに議会基本条例をつくり、議長をされておったときにこの事件が発覚しました。同じ気持ちで、やはりこれはえらいことが起こったということで、真相の解明、同じ議員の立場でやったことを本当にきのうのこのように実は思い出します。

私も4年間実は離れており、町長も4年間府議会のほうで離れておって、私は6月の議会でも先ほど言いましたようにこの質問をさせていただいたんですが、まだこの問題がこんな状態で残っているのかということ中西町長に物を申し上げました。今、藤原町長のほうから、悲しい事件であった、行政は努力しておった、今この時点においてまた何か知恵があればまだ考えると、いえばそういうことかと思うんですけども、違うんですか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）あればということではなくて、能動的にこちらからそういうものを見つけてまいりたいと、そういう考えでおるということでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと能動的な中身はまた後で聞かせていただきます。

私も藤原町長も離れておる間、熊取町議会としてもこの問題の解決のために前のメンバーで精いっぱい、るる、賛否が同数になったりとかいろいろなことがありました。裁判のほうは着実に進んでおりまして、最終的には最高裁までいって、熊取町はこれだけの被害を受けた金額について業者から取りなさいと、まして、熊取町の行政としての立場は、町長に対してそれを本来取りに行かないかんのに住民訴訟というような形になり、その裁判についての非協力的な態度等を非難されるような判決文も実は出ておったわけなんです。そういう状況の中で、先ほど田宮理事のほうからございましたように、今日時点で42.1%というふうな回収率だと。

12月に私はこの資料、今一番最新の議会だよりの私の一般質問の中にも記事のところに入れておられるんですが、この表はごらんになり、町長に就任以降、担当課の皆さん方からそういうレクチャーはお受けになっておりますか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）損害賠償請求訴訟を含めて、この経過も含めて町長のほうには一定お話をさせていただいておりますが、先ほど文野議員がお示しになった表については、見ていただいております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）何を説明したかという内容なんだけれども、それは精いっぱいそういう形で、先ほど言われていた、町長も答弁の中で田宮理事と同じ言葉を使っておったけれども、私債権やからなかなかうまいこといけへんのやと、税の滞納みたいにいけへんのやというような形のことをおっしゃっていたように思うんだけど、そういう熊取町として、議会の中でこの問題の答弁でこう言っています、こういう状態です、精いっぱいやってこの状態ですというようなレクチャーを町長にしているということですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）過去の経過から含めまして順次説明をさせていただいたということで、現状はこうであるということのご報告はさせていただいております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういう意味では、非常に理事者側の皆さんが新町長を迎えて、その間やはりこの問題というのは直接接していなかったわけだから、私自身も自分のことを振り返って、4月にもう一度ここへ立たせていただく権利を得て、4年間どんなことが起こったかということについてはさまざまな議員の方、あるいは自分で調べるなりして質問という準備をしたわけなんですけれども、そういう意味で42%、しかし、これは議会も皆さん方もこういう形で、時間はこうやって同時に進行していて、たまたま町長選挙があってトップがかかったという状況だけでも、それを受けて私は同じ今回、談合問題ということで質問を出しているわけだから、議会側の文野のほうの質問はいつもこういう形で言っていたというような形を新町長には情報としてお伝えしていないんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）レクの資料の中で過去の質問の状況については掲載させていただいておりますが、それにつけ加えておった添付資料、そういうものについてはお示しをしておらないということで、過去に文野議員のほうから昨年の6月、9月、12月には談合事件についてのご質問をいただいておりますという項目については、ご説明をさせていただいております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）町長、やはり町長は、先ほど言っておられた経歴のとおり、熊取町議としての経験と府議の経験と、そして今、町長でこの問題、この熊取町をしょって立とうということで所信表明を述べられました。実は、きょう所信表明の中で談合事件ということが一言も触れられていなかったんで危惧していたんですよ。だから、やはり聞いてなかったら聞いてなかったでこれは仕方がないですけども、ぜひ、この表をまたお渡ししますから、今何で42%というような形で、判決は、損害賠償額は4億7,000万円、ところが、これは12月の資料ですから9月の実績なんだけれども、回収額は2億円なんですよ。2億7,000万円が未回収なんです。これをどうしようかということなんです。

そして、不公平という言葉が出たのは、これは説明をすると、10者は完納しているんですよ。10者は完納していて、その方々が1億7,000万円の36%を払ってくれているんですよ。そして、一番根元のところ、それには、後ほどまた顧問弁護士の話もしますけれども、やはり熊取町はそういう状況で、顧問弁護士の指導も受けながら、相談しながらやっているんだと思うんですけども、そういう状況の中で、私どもがこの議会に、熊取町にかかわっていなかった時代の議会の中で、債権者破産だとかいろいろそういう法律的な行為をやることによって回収を進めていこうという動きが議会の中であったんですよ。それが、議員が同数で議長採決だとかそういうふうな状況の中で、また表を見ていただいたらわかりますけれども、そこで町と分納の約束をしていた業者がびたっと払うのをやめたんです。最終的に、私が12月で説明させていただいたんですが、このままのペースで平成34年9月の最終までいくと、2億8,000万円の61%、それまで約束どおり和解終結ベースでいったら3億7,000万円の79%取れていたものが、2億8,000万円しか、これから分納で入ってきてもだめなんです。

だから、ここの分かれ目、幅があるんですね。目指さないかんのは100%なんだけれども、その手段ももちろんせないかんけれども、議会の中の議決ができなかったことによって業者が町の姿勢を甘く見て払わない状況が起こったがためにこういう幅ができてしまったんです。このことを今のこの時点になってもう仕方ないとかいうようなことではなくて、だから今の認識を、きょうの1問目に町長に就任されてどう思われていますかということを入れたのは、今まではどうあったか知らんけれども、よしやっぺいこうという姿勢を聞いたかった。100%のオーケーはそれやったんです。

しかし、後の部分にもかかわるかもわからないけれども、町長のほうへそういう説明が足らんかったんやなということで、ですから、ぜひこれはやっぱり熊取町が次の時代へ早くけりをつけないとだめだと思うんです。そして、ほっておく間に、さっき言うた町でそういう債権者破産とかいう判断が議会で議決できなかったことによって、どんどん会社を潰したり財産をよそへやったり、自分の持っている財産に担保をつけたり、担保で出して手をつけられなくなったり、そういったこと

が財産隠しが起こっているんですよ。それを何とかこっちも知恵を絞ってやらんといかん。これはもう当たり前のことですけれども、談合事件でしたから税金を取られたんですよ。そうですね。だから、業者間でも不公平起こっているけれども、町民の中でこんな不公平はないわけなんですよ。皆さんが納税義務を果たすために税金を真面目に払っているのに、こういう談合事件が起こったということを100%最高裁まで行ってこの金額は取りなさいと言っている部分について足踏みをしていたのが、残念ながら中西町政だったと僕は思っています。

そういう意味で、藤原町長は、どんどん情報公開ということもおっしゃられているとおり、やっていていただきたい、きょうはそれだけ理事の皆さん方から町長に本来ここへ出てきてやり合うぐらいの資料をお渡ししていないし説明していないということでございますので、しっかりやってほしい、このように思います。

議長（重光俊則君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）文野議員のご質問で町長にしっかり説明したのかということにつきまして、今、貴重な質問時間を割いてもう一度12月議会での資料を説明いただいたということにつきまして、事前に我々、町長のほうにレクチャーをすべき点につきましては十分でなかったということにつきまして、しっかりと丁寧に説明をしていきたいと思っております。

文野議員の今おっしゃられたいわゆる26年9月の債権者破産の請願のところが一つの潮目であったというふうなことにきましても、しっかりと文野議員の見解等々もお伝えしてご判断をしていただきたいというふうなことでやっていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひよろしくをお願いします。

ちょっと町長がしゃべっていただいたことと関連があると思うんです。これは2点目なんですけど、私は顧問弁護士を、ずっと言い続けているんですけども、かえないかんということの前町長にはもうずっと逆らって言っていました。

これは、藤原町長が議員のとき経験したように、まさに熊取町の顧問弁護士というのは、コンプライアンスのこの時代に法的に町の顧問弁護士やから、熊取町全体の町民のそういう法的な権利を侵されたり、そんなことについて町がお金を出して委託している顧問弁護士というのはバリアを張って、町民一人一人の弁護士やというような感覚やと思うんです。だから、その当時やっておった談合の制度にそういう悪い集まり、企てがあるようなときには、やはり法的バリアでそれをはねのけるというようなことがあれば、あるいは当時言われていたように、前々町長時代には業者が町長室にすんなり入って話をして実力以上のランクを上げてもらったりといったことが裁判の中でも明らかになっているんですよ。そういったことをやはり町の顧問弁護士というのは警鐘を鳴らしてやっていくというのが私は顧問弁護士の立場だと思っていましたし、そして、議員としてこの問題の解決のために当たっていくに対して、ことごとく町側と私の見解というのは対峙してきたわけなんです。それは、町の顧問弁護士はこう言うてるという背景があったと思うんです。

しかし、弁護士にもいろいろいらっしゃいます。ですからそういうことも、私も6月か9月のときにも言ったかわかりませんが、弁護士にもいろんな人がおるんだから弁護士をかえましようというふうなことも言いました。あるいは、藤原町長と一緒に私と町議のときにも、弁護士の委託料を払う決算について不認定をした、それも弁護士をかえなさいということを町がかえなかった、そのことについて、そういったことも経験をしてまいりました。

そこで、新たに先ほど町長おっしゃったように町長になって、やはりこの問題は負の遺産なんですよ。しかし、この賠償金をあとどんどん取っていくということは、藤原町長にとっても、たくさんマニフェスト出しておられる中で財源はどこにあるんやということに必ずぶつかります。これはやはり返してもらって、町民のためにいい施策をするための財源として使わないかんと思っています。

そういう意味で、町長、今の弁護士の問題、2項目めに顧問弁護士についてということで質問項

目を入れていますけれども、その点についてのお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）2点目の顧問弁護士についてでございますが、これまでの談合事件に係る訴訟の追行及び損害賠償金等の回収業務に係る裁判所などへの法的手続については本町の顧問弁護士に委任をしておりますが、一連の訴訟が終結したこと並びに債権の整理回収をより積極的に行う観点から、今後の顧問弁護士については十分に検討してまいりたいと考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）十分検討してください。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）顧問弁護士についてでございますけれども、そもそも私の思いは、損害賠償請求が裁判になる、そういうことからの問題やというふうに思っております。これについて、顧問弁護士がどのような発言をしてこういう裁判沙汰になったのかということはよくわかりませんが、あえて言うならば、そういうことがないような、そういうものを提案するというのも弁護士の仕事の一つではないかなと、そのように考えています。

いろいろな状況が考えられるんですけれども、顧問弁護士については、これからの債権回収についていろいろご意見なりをいただかないかというふうなことも考えまして、先ほど担当理事が申しあげましたように、十分に検討して前向きに進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくご了解のほどお願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）裁判にならんよというか、これはもう事件が起こった後やから、やっぱりボタンのかけ違えが起こったのは、町が主体となって裁判せないかんかったんです。そこが弁護士のサジェスチョンが間違っていたんです。住民訴訟で、住民の皆さん方のご苦勞でここまで来たんですね、それも最高裁まで。

だから、そういう意味合いの中で、そして今いみじくもおっしゃったように債権回収を早くしなければいけない、そういう状況の中で業者のこともわかっているということで、私は12月議会だったと思うんですが、いろんな弁護士がおる中で、それやったら住民訴訟でご苦勞いただいた弁護士だったら業者のこともいろいろ調べてわかっていますよというようなことも言わせていただいたし、あるいは我々、藤原議長のときに百条委員会、その後で4年目にも百条委員会2回目をつくりました。そのときにお世話になった弁護士さんなんかも熊取町の事情はよくおわかりになっています。

そういったことも、在野にはいろんな弁護士さんがいらっしゃいますから、どうか前々町長から引き継いできたような人脈の中で選ぶのではなくて、新たな発想で、それこそ大変重大な8年間を取り戻して信頼を回復していただけるまさに本来の、先ほど申しあげましたように、町にバリアを法的にかけて町民を守ってくれる、町の財産を守ってくれる、そういう弁護士さんをぜひ町長、見つけてください。よろしくお願いをいたします。

3点目に、業者間の不公平が存在する、逃げ得を許さない措置の強化ということを書かせていただいています。これもずっと言っています。一応答弁を用意してくれていると思うんで、お願いします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、ご答弁申し上げます。

3点目の業者間の不公平が存在する。逃げ得を許さない措置の強化につきましては、現在までに未納者に対しては、不動産、預貯金調査を行うとともに、大阪地方裁判所岸和田支部へ民事執行法に基づく財産開示の申し立てを行い、任意納付及び差し押さえにより31万2,883円を回収いたしました。

今後とも不動産、預貯金等の調査を継続し、強制執行が可能な財産が確認でき次第、速やかに差

し押さえなど法的手段を行使し、町のこうむった損害の回復に鋭意努めてまいりたいと考えております。

また、債権者破産申し立てについては、高額な予納金等が必要となること並びに他の債権者に与える影響も大きいことから慎重な検討が必要となりますが、債務者が資産等を隠匿していることが判明し、町の債権及び他の債権者に対し充当するに十分な資産が確認された場合においては、債権者破産申し立てを行う必要があると考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）もう何度もこれはやりとりした中身です。やはり債権者破産が議会で議決できなかってというようなことも含めてカーブが非常に下がってきた。私は、12月でも提案したように、1社でええと思いますよ、まず。今勝さんとかそれにかかわる人の名前を12月にも言っています。そういったところへ、やはり熊取町は本気やぞということをする。

それと、もう一つ12月にプラスして言うのは、今とまっている業者、全く払っていない業者、それを全て公表すべきやと思います、マスコミにも含めて。あらゆる情報を得る努力をしたらいいと思います。先ほどの2点目の中での弁護士さんを本当にかえるんだったら、早急に熊取へ来ていただいて、現状を相談して指示を受けてほしいと思います。早くそういう動きを議員側にも見せていただきたい、そのことを要望しておきたいというふうに思います。

町長、ずっと僕も言っているんです。町長も、先ほどあったように業者間の不公平、これは本当に悲しい事件だと思うんです。熊取町で建設業をなりわいとして公共工事をとろうと思ったら、当時あった建設業組合に加入せな会社として成り立たなかったんですね。だからみんなそこに入って、しかしその入ったは、もう以前から、設立当時から談合するためにつくっていた組織やということをお北川さんが供述しているように、周りで後から入った人、その人たちは、今の先ほどの、また表をお渡ししますけれども、ちゃんと払っていただいている業者がほとんどなんです、後に入った人は。

その人たちは、とにかく仕事をするがためにはそこに入らなあかんかった。やっていることは談合やとわかっていたけれども、仕事をするためには仕方なかった。しかし、事件が発覚してもう建設業組合は解散をした。その中では決められた金額をちゃんと払おうとしている10者があって、先ほどの41、何%のほとんどがその方々のきっぱり悪いことは悪いとして払おうというお気持ちの中で来ているんですよ。ですから、不公平を正すという意味では、先ほど言ったように債権者破産とかそういうふうな形で、それと個人の方で不真正連帯債務を負う方が2名いらっしゃいます。そういった方へ、きっちり取れるものは取るという姿勢を町が示す。これがやはり、時代が変わった、町長がかわったらこうなんや、こういうことにつながるというふうに思います。ぜひよろしく願いをしたいというふうに思います。

この点についての最後なんです、現行の入札制度の問題点ということで書かせていただいています。談合が起こった熊取町の中で今の制度がどうなんだということで、これもそのたびチェックをする意味で言わせていただいているんですが、今回のご答弁でまた聞きたいと思います。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、4点目の現行の入札制度の問題点についてご答弁させていただきます。

これまでの経過といたしましては、平成19年の談合事件の発覚後、平成20年度に入札制度の抜本的な改革として、建設工事等に係る関係要綱の全面的な見直しを実施し、制限つき一般競争入札や郵便入札の導入、予定価格の事前公表などの改革を行いました。これ以降も適時適切に制度の検証、見直しを行うとともに、さらには、平成21年度には外部の有識者による入札監視委員会を設置し、継続的に入札・契約事務についての審査を受け、意見の具申をいただき、現在まで入札、契約の執行状況については適正に処理されていると認められております。

今後も引き続き、同委員会による審査等を基軸に、さらなる競争性、透明性、公平性の確保を目指して、よりよい入札制度の構築に取り組むとともに、地元業者の振興対策及び育成も図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

やはり、先ほど最後になったように、地元業者さんも身近に工事をやっていただける、そういう環境を早くつくっていくためにも談合事件を早く終わらさないかん。ここまで来ているという認識は共有したいというふうに思います。

全て今は郵便で、昔やったら現場で顔を合わせてというようなことがあったけれども、今の状態は業者間でも誰がこれに入札しているのも何もわからない状態をつくっている、こういうことですね。町の入札というか、そういう登録業者がありますよね。町内業者、準町内業者、町外業者、それぞれが工事の種類を書いていたか、そういう表も公表されているんですけども、そういう状況の中でよく耳にするのが、中身が、そこが本当に看板だけで、ちゃんとした会社としてそれがあらんかなというふうな声をよく聞かされます。一つの大きな建設会社がそこにあるのはわかっているけれども、その横に看板がぱっぱと立っていて、そういう業者をホームページで見ると、準町内業者であったりとかそういうふうな形で実は出てきていますよね。そういう業者の実力、現状ということは、今の契約検査課の仕事としてはそこまでチェックできるのかどうか、お答えください。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）建設業者の登録については町のほうでさせていただいておりますが、建設業の許可については、大阪府のほうでチェックを受けて申請書類等を出していただいて許可されているということがまず事前のチェックになっております。それを前提として町のほうに指名登録願を出していただくと。そのときにその書面の写しであるとかというものをいただくということでもって、確認をさせていただいているということでございます。

今、文野議員おっしゃっていただくように、同じ住所に複数の業者があるというふうなことは大阪市内であってもよくあることで、一つの建物の中に複数の違った業者さんが事務所を構えるということも可能でございます。別に、これだから登録ができない、許可がもらえないということではないということの判断になりますので、町内におきましても、看板を上げておいて、その中に電話、ファクス等を完備していただいて職員がちゃんとおるというふうな状況であるというふうなことでもって指名登録の受け付けをさせていただいておるということで、うちのほうとしては登録の受け付けをさせていただいておるところでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）あくまで建設業許可、これは大阪府知事の許可行為ですけども、そういうものがちゃんとしているという前提でそれを受けていると、こういうことですね、町の立場はね。

先ほども早く解決したいという状況の中で、不幸にして大原住宅があったということについては、その当時は前々町長に働きかけて、自分の実力、身の丈よりも上のランクになって大きな工事がとれた。しかし従業員は、機器はないわ、それですと途端に丸投げしたということが談合事件だったんです。そういうようなことは、やはりこれからバリアを引いて厳しい目で、もう二度とそんなことはさせないというお互いの決意の中でこれからもやっていくんですけども、場合によったら多分抜き打ちでそこを見に行くとか、あるいは入札を受けた後の追跡をするとか、そういうふうな、人員とかそんなことも関係があると思いますけれども、そういうことまでは体制的にはできないの。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）ランクづけにつきましては、加算点というのは独自では一切ございません。

いわゆる経審点が全てでございますので、それでもってAからDまでのランクづけを工種ごとに行っておるということで、これは操作が入るものでも人為的にできるものでも全くございません。公

正な評価でもってついた点数でもってうちのランクづけを行っているということでございますので、この辺についてはまず問題なからうかと思えます。

あと、現状の確認でございますが、申請のときには現場の写真、事務所の写真等の添付を義務づけておりますので、これについては出していただく。その写真での確認というのは現在やっておりますけれども、一定の期間いろんな情報が入ってくるとかというふうなことであれば、現場に赴いて実際に本当にそのとおりになっているのかという確認をする必要があるんであれば直ちに、それは人数関係なく行うというふうなことも必要となってくるということは十分理解しておりますので、そういう体制はすぐに組ませていただくということになるかと思えます。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） よろしくお願ひします。

今、全て100%抽せんで最低制限価格という形ですよ。今自治体の中で広がっている動きとして、公契約条例というそういう条例を構えてやって自治体が出てきています。自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対して、地方自治体が指定された賃金の支払いを確保される、要はそこを入札で受けたと、そういう労働者を雇うと。しかし、そこで最低制限価格で落ちる、だから利益をちょっとでも生むために最賃とかそういうようなことを下回って労働者を働かせてはいけないという、公契約条例という自治体結構出てきているんです。

やはりこれからは、そういう地方自治体の税金を使って公共事業をし、そして公的な仕事をやっていただく相手先はそういうコンプライアンスも守って、最賃というのを無視してやっておられるというふうなことは決してあってはいけない、これは建設業だけではないんですよ。例えばひまわりバスであれば、バスを運行している南海とそういう契約をする。そこに働いておられる方の賃金が、運転されている方が現職の方ではないというのはわかるけれども、そういう方のドライバーさんの賃金までやはり最賃は必ず守らないかんよということを、自治体としてワーキングプアを阻止するためにそういう形の概念が今入りつつあるんですよ。

これは全然質問のあれにも入れていなかったんで申しわけないんだけど、そういうことも含めて、不幸にしてもう長年にわたって解決していないこういう大きな事件があった熊取町だからこそ、各部局で委託だとかいろんな形、物品のあれはないかな。特に工事関係だとか働いていただく方だとか清掃だとか、そういうふうなところに公契約条例の概念を入れて、そこに働いていただく方の人権、賃金、そういった最低法律で決まっているところはちゃんと守ったところに町は契約しますよという概念を、これはもう提言ですけども、そういったことも町長、一度また一つのメニューとして考えていただけたら、熊取町は本当に世間に恥かいた痛い代償を払ったけれども、それがゆえにそこまで、これはまだまだ多く広がっていない条例なんで、そういったことも町側が考えてやりましょうというふうな時代だというふうに思うんです。

ここは、そういう意味合いの中で逆に大阪府下の中でリードするような条例だというふうに思いますんで、そういったことも勉強していただいて、お互い切磋琢磨してやっていけたらなというふうに考えております。何か。

議長（重光俊則君） 中尾副町長。

副町長（中尾清彦君） 公契約条例につきましては、以前に他の議員のほうからも質問をいただいております。今また文野議員のほうからおっしゃられた件につきましては、状況も変わっておりますのでまた十分研究していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 一定、談合事件から入札制度も改善されまして、先ほど言われたとおり、最低制限価格というふうな公表があつて今ではくじを引いて業者を決めるというふうな、そういうシステムになっています。

しかしながら、これとてどういう状況が起こってくるかわからないということを考えますと、さらに高みを求めていきたいというのが私の信条です。それがひいては熊取町の住民さんの福祉向上

につながるということであればということを考えております。

そういうことで、さらなる高みを求めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ぜひよろしく願います。

理事が、初めのほうの答弁の中で町内業者の育成というようなこともおっしゃってました。大きな工事を分割して、泉佐野市の例なんかもあると思うんですけども、そういった形で大きな工事を複数分けてやっていく、それは一体でないといけないのももちろんあると思いますけれども、そういったふうな考えに基づいて、もう一つなんでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）一定額以上の工事についてということ考えるという方法もあろうかと思えます。ただし、それは契約担当のほうでできるものでもございません。事業原課のほうでそういう体制がとれるか。年度内完了とかいろいろな制約等もございますので、そういう事業について分割できるほうが、契約担当としてはいろんな町内業者さんに発注できるという意味合いではいいのかというふうな判断はできるんですけども、あくまでも原課のほうで事業が完璧に、良好な工事が完了できるのか、それとやはりコストの面も、分離発注するということになれば若干高目というふうなことに必ずなるという可能性が高いんでございますので、その辺の工夫もやっていかないと経費の高騰を招くというふうな、そういう反面性もございます。そういうところをいろいろと研究しながら、原課ともお話をしながら、できるのかどうかということについて検討してまいりたいと、研究というのをまずさせていただきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）実は、なぜこれを言うかということ、これはもう事業が進んでおって、例えばゆめの森の大きな会社で、あれは26年度予算ですか、発注しておって、27年の議会の中で議案に上がってきた問題なんかがありますよね。そしたら、一番初めに入札をした業者が今度は例えばゆめの森公園の斜面のところの植木の関係であるとか伐採であるとかだと思ってしまうんですけども、そういうようなところでまた工事がふえたから、もうそれは入札も何も関係なくて、もうその会社やというような形で事例がありましたですよね。

だから、今のそういうお話と絡めて言うと、そういうふうな大きな工事は受けておられた業者で、A社でないとかできへんかったかもわかれへんけれども、ほかの、公園の中のその一部分がふえたからまたそこに金額を訂正してふやすというような形で実は契約をされていたなということは今思い出したんです。そういうふうなものなんかは、逆に地元にある公園だからそういう地元の業者に、これは町が発注するわけけれども、そういう小さな、大きな全体の中で億という公園の中での話からしたら何百万円という仕事だけれども、そこはそれに分けて発注をするというようなことも今後やはり考えていく。町内業者云々というお言葉が出たから今思ったんですけども、そういうふうな形もぜひ、各部局の中で多々あると思うんで、これは要望としてお聞きいただけたらと思います。

投票率、6月も時間配分があれで申しわけなかったです。

町議会選挙が終わって、6月のときも投票率のことを言わせていただきました。藤原町長が当選した投票率が48.38%、当日の有権者で割ると30.3、全体の有権者でいうと14.7という得票で、5人が出たという選挙の中で町長が決まってくると、こういう本当に予想に反して低い投票率でございました。この分析についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）それでは、選挙の投票率向上についての1つ目、今回の町長選挙の投票率の分析についてご答弁させていただきます。

今回の町長選挙におきましては、史上最多となる5名の方が立候補され、マスコミでも取り上げ

られるなど関心の高い選挙であるとの認識でございましたが、投票率につきましては48.42%、前々回が57.73%、前回は無投票となっております。前々回の平成20年の選挙と比べますと、投票率が9.31ポイント下回る結果となりました。

また、本町において昨年実施された選挙における投票率を見ますと、大阪府知事選挙が44.83%、前回比で6.12ポイントの減、同じく大阪府議会議員選挙では投票率は40.50%、前回比6.92ポイントの減、町議会議員選挙では48.00%、前回比4.01ポイントの減となっており、いずれの選挙も前回の投票率を下回っております。

このような中で、今回の町長選挙の投票率が平成20年の選挙と比べ低下した理由としましては、平成20年の選挙は大阪府知事選挙と熊取町議会議員補欠選挙も同日で行われたトリプル選挙であったため投票率が高かったこと、選挙当日が雪がちらつくという寒さの厳しい天候であったことなどが大きく影響しているのではないかとこのように考えてございます。

また、投票率が低下傾向にあることは、本町だけに限らず全国的に見ても大きな課題であり、地方公共団体においてもそれぞれ対策に苦慮している状況にあります。

本町の取り組みとしましては、昨年11月の大阪府知事選挙から、大阪府内で初めての試みとなる期日前投票所をJR熊取駅に増設し、有権者の利便性を図るとともに、広報やホームページ、広報掲示板にポスターを掲示するなど選挙PRを行っているところでありますが、今後におきましても、他市町村におけるさまざまな取り組みも参考にし、引き続き投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

対策ということで3つ挙げさせていただいています。高齢者への対応策、交通弱者という括弧書きをさせていただいているんですが、非常にそういうお声があるんです。熊取の投票区が11あります。その中でも、本当に投票率を上げるというのは行政のそういう仕事と、やはり議員である我々も責任はともに負わなければいけないし、選挙って大事やと思ってもらえないかん政治状況をつくらないかんわけなんですけれども、これは私も肝に銘じての話なんです、そういう状況で、やはり足が、若いころは行けたけれども、ある統計によると投票所が20分以内であれば何%、それが30分を超えるか、熊取は小さいですからね、もともと。そういうことはないと思うんですが、ぜひそういうところ、それと投票所の見直しということについても、今の国会の中に法律が提起をされておりまして、比較的自治体で裁量がきくような形になってくる。これが今年度中に成立すれば次の参議院選挙からなるというふうに思っています。

そういう意味合いの中で、各自治体どこでもです、今ご答弁あったように。これは課題です。しかし、少なくとも過半数を超える6割の人が選挙に行く、これでも少ないと思いますよ。しかし、そういうふうな形でいかなければいけないというふうに思っています。

ある自治体の取り組みで、有権者に寄り添う、有権者に知ってもらい、そして未来の有権者を育てる、そして府・市町村全体で取り組む、こういうふうな4点が課題やなというふうなことが研究のレポートで出ているようなのも見させていただきました。我々議員もそういう啓蒙に努めなければいけません。

我々熊取町の学校の所管という意味合いでいえば、小・中学校でかつてあった子ども議会だとか、あるいは児童会の会長を選んだり、そういう学校の中の選挙にも選管にあるグッズを使って、投票箱にそれを使ったり記入台をやったりとか、そういうふうなことでそういう経験をさせる、あるいは立会人なんかをその年の成人式を済ませた人に当てていくとか、投票所を出前で、特にもう坂で、極端に、数字を精査していったら投票所になかなか行けないよなというところには、あるいはきょうはひまわりバスの運行なんかも出ましたけれども、そういう期日前投票所に選挙に行くために出前で便を出していく、あるいは今回非常によかったと思いますけれども、JR熊取駅、木、

金、4時から8時でしたか、それをもう少しまた延長していく。ああいう規模であの陣容でできるのであれば、もう少し細かく出前で自治会に出向いて試しにやってみる。全部やるにはあれだけでも、だから今回、今、国会にかかっている法律案が通っていきますと、知恵を絞ってどこかが何かをやってみて成功例ができればそういう投票率が上がってくるよねというような研究の今、時期だというふうに思います。

政治が劣化していて関心が薄くなっている、議員の責任もあるし政党の責任もあるし、もうみんなやと思うんですけれども、やはりこれは民主主義の危機やということをお互い共有しながら、この問題、皆さん方は行政の立場でご奮闘いただけたら、我々もまたこの議会の議論を通じて参加をさせていただきたいというふうに思っておりますので、答弁をいろいろ用意していただいたと思うんですけれども、申しわけございません。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、議長のお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、1点目のグローバル人材の育成を目指した本町の取り組みについて伺います。

子どもたちのグローバル人材の育成を目指した本町の取り組みについて、4つの視点から質問させていただきます。

今や、国際社会を生きていく子どもたちにとって言語能力、コミュニケーション能力、異文化を理解する能力などを培うことは必須となっており、幼稚園児から小学生、中学生といった幼小中の期間中にこれらの能力を養うことが、子どもたちの将来の糧につながるというふうに考えております。

そこで、まずは本町の英語教育について、小学校、中学校における年間の学年別英語授業時間数について現状を伺います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、浦川議員のグローバル人材の育成を目指した本町の取り組みについてご答弁申し上げます。

グローバル化が急速に進展し、異文化理解や外国語によるコミュニケーション能力の育成が必要とされる中、学校教育において英語教育の重要性がますます高まっているところであります。

まず、1つ目の年間の英語授業の時間数でございますが、学習指導要領にのっとりまして、小学5、6年生では週1時間、年間で35時間の外国語活動を、中学校1から3年生では週4時間、年間140時間の英語の授業を行っております。また、小学1から4年生では、学習指導要領では定められていませんが、各校の裁量により、総合的な学習の時間等において年間複数回、外国語活動の授業を実施している学校もございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、学習指導要領では小・中合わせて490時間というふうに決まっているという認識かなと思ったんですけれども、どうなのでしょう。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）小・中合わせてというふうなことではございませんで、今申し上げたとおり定められているということでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

多くの自治体で、子どもたちを幼少期から英語になれ親しませ、国際感覚とコミュニケーション

力を身につけることを目指すなど、小中一貫の英語カリキュラムなどが平成15年度より導入されてきておりますけれども、本町として英語教育特区の導入等についてお考えになったことがあるのかどうか、今後の検討状況について教えてください。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、2つ目の英語教育特区の検討状況でございますが、議員ご承知のとおり、平成15年に構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、地方公共団体が構造改革特別区域、いわゆる特区において、学校教育の目標等を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程の編成、実施を可能とするため、文部科学省告示により制度化されたものであります。その後、平成20年に制度改正され、特区から教育課程特例校という名称に変更されました。

本町においては、従前より先進的に英語教育を進めており、平成19年よりALT（外国人英語指導助手）を全小・中学校に配置しております。授業でALTとコミュニケーションを図ることで、英語を用いた具体的な活動場面を設定でき、児童・生徒にコミュニケーションの楽しさを味わわせたり、さまざまな国の文化を理解させることができていると考えております。

平成28年9月からは嘱託員ALTを2名増員する予定であり、ALTと交流できる機会をふやし、子どもたちのコミュニケーションや英語学習への意欲を向上させてまいります。さらには、小・中学校間での相互授業参観等を通して、小中9年間を見据えた英語授業研究を進めてまいります。現在、教育課程特例校の申請は考えておりませんが、以上のような取り組みを地道に、そして着実に進め、子どもたちの外国や外国語、外国の人への興味関心を育てていくとともに、英語力やコミュニケーション能力の向上に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

教育課程特例校についての記事もそうなんですけれども、連日新聞等で、多くのメディアで各自自治体の英語教育活動についての報道をよく見るんです。先日も日経新聞で、岡山県総社市が英語教育特区に認定されたと。幼稚園からALTによる英語体験をスタートさせ、小・中で合わせて755時間の英語授業を行うといった内容が大きく掲載されていまして、総社市は、それを読むと、子どもたちのグローバル化を視野に入れた英語教育に力を入れているといったようなことが非常に大きく紙面で掲載されていました。また寝屋川市でも、国際化時代を生き抜く国際コミュニケーション力を備えた子どもの育成を教育目標に掲げ、2005年度から英語特区としてスタートしておりますけれども、英語の履修時間の増加に伴って子どもたちの英語のスキルの向上が認められているといったような成果も出ています。

このように、今や国際化、グローバル化というキーワードとともに、英語活動に関しては各自自治体によって格差が出てきているといったような状況かなと思います。この自治体は英語活動に力を入れているまちなんだということを新聞等メディアでもはっきりわかるような形で大きくPRすることができれば、国際化、グローバル化を意識している子育て世代がこのまちに住んでみようというような形で、転入促進にもつながるのではないかとというふうに私は考えています。

自治体によって英語の格差、それぞれ教育内容が違うといったようなところで格差が生じてきていると思うんですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点、いろいろな例をお示しいただきました。当然ながら、特区をとって英語の授業実数をふやしているというふうな自治体もあるというふうな状況の中で、まず本町において大切にしていきたいのは、当然ながら英語教育の充実ということ、これはもう大阪府下では、寝屋川も今挙げていただいておりますが、非常に早い時点から小学校での英語、外国語活動を取り入れ、取り組んできておるというふうな実績でも本町ではございます。

ただ、これは英語教育だけではなくて、当然ながらそれ以外の国語、算数、社会、理科あるいは

体育でありますとか、他の教科においても子どもたちに必要なときに必要なことをしっかり学ばせていきたいというふうに我々は考えております。

そういった中で、先ほどのご答弁の中でA L Tを2名増加させるというふうに言わせていただきました。これにつきましては、2名増加することによって合計5名の嘱託員のA L Tを配置することになります。そのうち3名は中学校に常時、5日間全て中学校に配置します。ですから、毎日学校にいればA L Tの方と接することができる、話をするすることができる、授業も受けることができる。あと2名につきましては、小学校に専属でA L Tを配置しようというふうに考えてございます。

そういった意味で、授業時数の増加というふうなことには至りませんが、ただ、日ごろ日常生活の中で子どもがA L Tと会話をする機会をふやしていきたいというふうなこと、また、あるいは小学校と中学校の教職員の相互交流を実際に行いたい。ですから、来年度は中学校の英語の教職員を小学校に派遣し、これは府に申請を上げまして兼務体制をとって小学校で英語の授業を教えるというふうな状況で、いわゆる小・中9年間を見据えたカリキュラムづくり等も考えていきたいと今思っております。

それに向けて今着実に計画を進めているところでございますので、特例校になる、ならないは別として、やはり熊取町は地道に今まで積み上げてきたものを大切にしていきながら、さらに英語教育もそれ以外の教育についても充実したものにしていきたいと考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

英語に関しては、保護者の方からの視点で見ても非常に重要だという認識はすごく持っていると思うんですよ。そんな中で、熊取町独自の、先ほどの施策も同じかと思うんですけれども、非常にPRしていくというか、そういった視点がとても重要なんじゃないかなと。

私自身は、こういう話させていただいている中で、全国でA L Tの数にしてもそうですし教員の数もそうだと思うんですけれども、熊取町だけがたくさん配置するというのは数に限界があるというか、非常に時間がかかるんじゃないのかなというのも思っています、当然、そういった人たちをたくさん雇用するということになると人件費の問題も出てきて、じゃ今度はどこからその財源を捻出するんかといったような議論にもなるのかなと思っています。

そこで、次の土曜日の教育活動推進に向けた取り組みについて質問に入りたいと思います。

子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を過ごすことは非常に重要であり、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要があるというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、3つ目の土曜日の教育活動推進に向けた取り組みについてご答弁させていただきます。学校教育という立場でご答弁させていただきます。

学校教育においては、月曜日から金曜日の授業時間内で、子どもたちの学力の定着を図るとともに、地域の方々の協力を得ながら体験活動を取り入れた学習を充実させております。授業時間外の土曜日等は、子どもたちにとって家庭や地域社会における身近な人との交流、生活体験や社会体験が経験できるいい機会であるというふうに考えております。

引き続き、授業時間内の教育活動を充実させ、学校、家庭、地域社会が相互に連携、役割分担をしながら、子どもたちにさまざまな活動を経験させ、みずから学びみずから考える力や豊かな人間性を育ててまいりたいと現段階では考えてございます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

私のイメージとしても、土曜授業じゃなくて土曜学習というんですか、課外授業というんですか、そういったイメージをしているんですけれども、それとは別で、土曜授業に関する検討チーム、これは文部科学省が平成25年に出した調査のデータを見たんです。小学生の土曜日の午前中の過ごし

方について、これ第1位が家でテレビなどを見たりゲームをしているといったような方が半数以上いたと。このアンケートに答えるような形で保護者の要望として、お子さんに土曜日の午前中どのような過ごし方をしてほしいですかといったような質問に対して、先ほど理事がおっしゃった家族と過ごすということであったり地域の活動に参加するといったようなことも挙げられていましたけれども、学校で授業を受けてほしいというような声も4割近くございました。親御さんの意思としては、テレビ、ゲームをして午前中を過ごすのであれば学校に行ってしっかり違うことを学んでほしい、地域の活動に参加してほしい、そういったようなことを願っている保護者さんもいらっしゃるということが、文部科学省のアンケートに裏づけられています。

そういった意味で、学校、家庭、地域の3者が連携し役割分担しながら土曜日の教育環境を豊かにしていくといったような取り組みは、親御さんの意思を反映させていくというような位置でも重要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）ありがとうございます。今、アンケート調査の結果ということをお教えいただいたわけなんですけれども、まず、一つ常々我々が考えておるところ、いわゆる今マスコミ、世間一般で言われている家庭教育力の低下というふうなこと、これも一つ大きな課題になっていようかというふうに思っております。

ただ、これに関しましては、当然ながら保護者や地域の意識の改革も必要でありましょうし、あるいは社会全体の学ぶ環境、子どもが育つ環境というものをどう変えていくかという、非常に大きな視点で見えていかないといけないといけない部分もあるかというふうに思っております。

そういった中で、学校教育の果たす役割というふうなことを考えた場合に、当然ながら、学校は学校の中で子どもに学ぶ習慣をつけるというふうなことをまず第一義に考えていきたいというふうに思っております。ただ、その中で保護者に対する啓発活動というのもやっていかなければならないというふうに思っておりますが、ただ、土曜の保護者のそういったご意見、意識の中で1点気になるのが、子どもたちがテレビを見て過ごしている、だからその分学校で授業をしてくれば子どもたちはそこで授業をするだろうというふうな考え方、これも一つの発想、考え方もかもしれませんが、だからこそ、じゃ家庭で何ができるのか、地域で何ができるのか、保護者の方が子どもたちに望むことを子どもにどう伝えれば子どもたちはわかってくれるのかということも、ともに一緒に考えていけるというふうなことが大事なことはないのかなというふうにも考えております。

だから、そういったところを学校としては保護者への啓発活動でありますとか、当然子どもの休日の過ごし方等についても我々はきっちりと子どもたちに指導していくことが必要であるというふうに考えておりますので、そういったところで取り組みを進めていくことが必要だというふうに考えております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）では、ちょっと別の視点から伺いたいと思います。

ベネッセ教育総合研究所が、よりよい学びのあり方を知るために、全国の小学4年生から中学2年生の子どもとその保護者5,409組を対象に小中学生の学びに関する実態調査を行っております。この調査を見ますと、小学生の勉強する理由として挙げた回答に、自分の夢をかなえたいからという子どもたちが71%いました。

先日教育委員会から配付いただいた平成27年度全国学力・学習状況調査熊取町の分析結果、こちらを拜見させていただきました。本当に詳細に分析されていて非常に勉強になったんですけれども、こちらを見ても同様に、将来に関する意識調査で将来の夢や目標を持っていますかという質問に対して、「持っている」と回答している小学生の割合が74%、私自身はすごく高いなと思ったんですけれども、非常に感銘を受けました。70%以上もの子どもたちが将来の夢を持っていて、そして今の勉強につなげている、取り組んでいると。

しかしながら、中学生になって同様の質問をすると、45.9%と急激に半分以下に落ちてしまうと。

ベネッセ総研の実態調査でも、やはり同じように64%に下がっています。要は、中学生になると夢をかなえるために勉強するという子どもたちが減ってしまうということを両者の調査でうかがい知ることができます。

では、何を子どもたちに与えれば、どんなことに取り組みば子どもたちの夢をかなえるための応援ができるのかなと私自身考えました。これが正解という単純なものはないと思うんですけども、自分自身思うのは、たくさんの選択肢、たくさんの視点というものを子どもたちに見せてあげる、そういうことから夢を持ち続けることができるのではないかなと。

やっぱり小学生から中学生に上がって夢を失ってしまうというのは非常に大きな問題だと私は感じています。私自身も小学生のころ自分の夢を持っていて、たくさんの人たちに支えられて自分の夢というのを幾つかかなえさせていただきました。それはやはり、自分の夢を実現している身近な人たちが周りにいて、たくさん刺激をいただいて、ずっと夢を持ち続け、新たな夢をまた探し続けることができたのかなと。そういった意味で英語教育というのがいかに重要になってくるかと私自身話させていただきたいと思うんです。

例えば、小学校のころにケーキ屋さんになりたいという友人がいました。昔とは違って、今や外国人の方がケーキを買いに来るとするのは容易に想像できると思うんですよ。そういった外国人の人たちとの交流というものを積極的に行う、そういった環境づくりを実施し、子どもたちが今まで学んだ英語を使う場所をたくさん用意してあげ、通じることの喜びや自分の知らない外国人に対して物おじせず話せる環境をつくってあげたいというふうに思っています。ケーキ屋さんになる夢を持って今勉強している子どもたちに、実際にケーキ店を営んでいるオーナーに出前授業で学校に来てもらって、ゲームとは違うリアルな世界を教えてあげてほしい、ケーキ屋さんになるのであれば英語も必要なんだと。電車の運転手、パティシエ、スポーツ選手、今も非常に人気がありますけれども、そういった人たちに、子どもたちに大きな世界観、だから自分は英語を学ぶ必要があるんだということを伝えてほしい。そういった取り組みをぜひともしていただきたいなと思っています。

そういった意味で、次の外国人との交流を積極的に行うための取り組みを目的とした、空き教室、空き家などを活用して子どもたちの夢を実現させていく取り組みを応援したいと思っております。本町のお考えをお願いいたします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、ベネッセの結果に関して、我々も小から中へどうしてこうパーセンテージが落ちるのか、もっと言えば、これは数値としては私ども把握しておりませんが、これが高校、大学生になればなるほどそういったところがどんどん下がっていくと。大学になぜ入りましたかと聞くと、何となくとりあえず大学に入りましたという若者が多くなっている。これは、まさしくそういった結果を見ながら教育として考えていかなければならない課題であるというふうに考えております。

4つ目の外国人との交流を積極的に行うための取り組みを目的とした空き教室、空き家などを活用したコミュニティ支援についてご答弁させていただきます。

学校におきましては、授業や休み時間でのALTとの交流や、遠足等で外国人にインタビューを行うなど、学んだ英語を活用できる機会を設け、子どもたちの英語で伝えたい、相手の話す英語を理解したいと思う気持ちを育てております。また、熊取ゆうゆう大学公民館講座として、小学1年から3年生を対象に子ども英語講座を実施しております。さらに、平成26年よりALTを講師といたくまもり英語村を実施しており、多くの小学生が参加し、楽しく英語を学ぶ機会を提供することができております。英語村のさらなる充実を目指し、子どもたちが外国人と接する機会を設けてまいりたいと考えております。

今後も、全教育活動において子どもたちの基礎基本の力、考える力や表現する力を育むとともに、多様な言語や文化を理解、尊重しながらコミュニケーションできる人材を英語を通じて育成してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

くまもり英語村なんかすごくいい活動だと思うんですよ。ちょっと私、子どもたちの夢を応援する取り組みをしてほしいと、土曜日を使って英語の必要性であったりそういった世界観を伝えてほしいという話をさせていただいたんですけども、土曜学習というのは物理的に難しいんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、学校教育の立場からご答弁させていただきますと、なかなか土曜日に学習といえいいのか授業といえいいのか、授業であれば当然カリキュラム上に位置づけなければならないというふうなこと、当然教育課程の一つになりますので、計画であるとか、あるいは評価であるとかというふうなこともきっちりしなければならない、それが授業というものになります。

また、教職員の勤務時間の問題というのもそこで発生してまいります。当然労働基準法に基づいた勤務時間設定が必要になりますので、そういったところも一つの課題となつてきょうかというふうに思っております。

土曜学習をどのような形態で、どのような形で、どこがどのように行うのかというふうなところ、そこについてしっかり考え、吟味していくことが必要ではないかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

土曜授業ではない、ちょっとこれ文部科学省の資料だと思うんですけども、いわゆる土曜授業、土曜の課外授業、土曜学習と、この3つのパターンが土曜日の教育活動にはあるという記事を私ちょっと見ているんです。そういった意味で、いわゆる全員参加型の授業というものではなくて、いわゆる希望者に来てもらうというか、イメージとしてはちょっとくまもり英語村に近いのかなと思うんですけども、そういった取り組みをどんどん頻繁にしていくことというのが本当に重要だというか、やっぱり将来、自分たちの夢をかなえるために子どもたちは今勉強していると思うんですよ。なので、夢がなくなってしまうというか、夢を失ってしまう子どもたちが年齢を重ねれば重ねるほど減っていったってしまうというのが非常に本当に大きな問題だと思っていて、どんな職業があるのかとか英語を学ぶ必要性というか、そこにはこういう世界が待っているんだというものを大人たちみんな子どもたちに示してあげることが、最終的に年齢を重ねていくにつれて子どもたちが夢を実現していく一歩を踏み出していけるような環境づくりというのがこれからどんどん求められるのではないかなというふうに思っています。ぜひとも、土曜授業ではなくて土曜日の課外授業であったり土曜学習、いわゆる全員参加型ではなくて希望者だけでもとりあえず来てもらうような、そこは教員の方ではなくて、地域で活躍されている企業であったりとかNPOの団体であったりとか、いろんな職業お持ちの方がたくさんいてはると思うんです。そういった人たちにどんどん来てもらう。

熊取町にも178人ですか、外国の方が住まれていると思うんです。英語できる、できないということにはかわらず、そういった人たちにも協力していただいて、異文化、やっぱり違う国に行っている子どもたちは少ないと思うんですよ、外国に行ったことがある子どもというのは。実際にそこに住まわれた人たちに、それぞれの国について教えていただく。教科書ではなくて、よりリアルな声をそういう人たちから発信してもらうことで、世界観というのはわっと広がると思うんです。

なので、そういう形を今後取り組めるような環境づくりというのをぜひともお願いしたいと思っていますので、またご検討をお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。

厚生労働省がまとめている国民生活基礎調査で、2012年度時点の18歳未満の子どもの貧困率は

16.3%という、約6人に1人の子どもが貧困であるということが明らかになり、2007年の7人に1人が貧困と言われる時代からさらに子どもの貧困というものが悪化しました。

しかしながら、何をもって子どもの貧困を定義するのかということ難しい、そういうことを前提として本日は話をしたいと思っておりますけれども、子どもの経済状況は大人の所得に依存しているということから、子どもの貧困問題とは、生活に困窮する家庭及びそこに育つ子どもの問題だと言いかえることができるかと思っております。

今回の私の質問は、子どもたちの今の状況を知り、議会は何をどう協力すれば子どもたちの貧困を、生活が困窮している家庭を支えることができるのか、子どもたちのSOSを大人みんなで見つけてあげて、地域の子どもたちは地域で支える、そういうことにつなげていきたい、その思いで質問させていただきます。

では、1点目の小・中学生を対象とした本町の子どもの貧困状況及び子育て支援課、教育委員会等への相談件数の推移について順次伺います。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）子どもの貧困の現状と対策、環境整備につきまして、まず私のほうから、子どもの貧困に対する今後の課題につきまして総論的にご答弁申し上げます。

本町における子どもの貧困対策につきましては、昨年3月に策定いたしました熊取町子ども・子育て支援計画において、福祉や教育の各分野における子ども・子育て支援に関する施策として取りまとめ、関係部署が施策展開しているところでございます。

経済的支援の一例を申し上げますと、子ども医療費やひとり親家庭医療費の助成、保育料の軽減や学童保育料の減免、私立幼稚園就園補助金や就園奨励費補助金など、子育て世帯に対してさまざまな経済的負担の軽減等を行っております。

また、子どもに関するさまざまな相談時や、小・中学校など現場において経済問題を抱えるケースなどを把握した場合なども、ケースごとに適切な支援を行うとともに、ケースによっては小・中学校や大阪府岸和田子ども家庭センターと連携しながら子ども家庭相談員などによる継続的な支援も行うなど、きめ細かな支援を実施しているところでございます。

今後の課題という点でございますが、国におきましても平成28年度より教育費の負担軽減等についての取り組みを始めるとともに、大阪府においても市町村と連携しながら子どもの生活に関する実態調査や支援の検討を行う予定となっているなど、国・府においても対策が始まったところであり、本町といたしましては、これらの動向を注視、連携していくことはもちろんですが、今後も引き続き熊取町子ども・子育て支援計画に掲載の各施策を着実に推進するとともに、先ほども申し上げますとおり、支援が必要な児童や保護者に寄り添い、ケースごとに適切な支援をきめ細かく継続的に行っていくことが肝要だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）続きまして、小・中学校における子どものいじめ件数の推移についてお答えします。

本町の今年度のいじめの認知件数は、2学期末現在で小学校が23件、中学校では73件でございます。中学校については昨年度の17件と比較しまして大幅に増加しておりますが、これは、本年度、国によるいじめ認知件数の見直しを受け、各学校が問題行動事案を精査し、さらに毎日の学校生活の中、いじめにつながりかねない未然事案も件数に上げたことによるもので、全て解決済みの報告を受けております。

従前から申し上げますとおり、いじめは重大な人権侵害事象であり、絶対に許されないことであると考えております。熊取町教育委員会におきましては教育方針において、いじめを絶対に許さない学校づくりと、いじめを発見した際に確実に解決できる体制づくりを行うことを明記し、学校や関係機関と連携を図り、取り組んでおります。

続いて、不登校児童生徒人数の年次別推移につきましては、過去5年で見ますとほぼ横ばいでございます。本年度2学期末の人数は昨年度のほぼ同数で、小学校8名、中学校17名、合計25名ですが、昨年度までや本年度途中まで不登校であった生徒が、教職員の丁寧なかかわりにより学校で過ごせる時間がふえたという話も聞いております。

不登校になるきっかけや要因は多様化、複雑化しておりますが、児童・生徒への登校の促しや保護者への丁寧なかかわりを今後も続けてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

すみません、ちょっともう1回。子どものいじめ件数の中学校73件というふうにあったと思うんですけども、大体この推移についてはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）認知件数の推移です。過去5年間を申し上げたいというふうに思います。

平成23年度が小学校2、中学校が6、合計8です。平成24年度が小学校12、中学校が17、合計29でございます。平成25年度、小学校28、中学校が21、合計49、平成26年度が小学校33、中学校17、合計が50、そして27年度の2学期末が今申し上げたとおりでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

今度はちょっと別の視点で聞きたいんですけども、熊取町次世代育成支援対策地域行動計画、そこに、これは後期計画というものだと思うんですけども、親が病気や生活苦のため食事をとってない、入浴していない、洗濯されていない、体操服や文具がないなど、生活面での支援を必要とする子どもが多数存在しますが、これらに対する支援のメニューはなく、子どもの貧困に対する取り組みの充実が大きな課題ですという記載がありました。これについて詳しく教えていただきたいんですけども。

議長（重光俊則君）答弁いただけますか。

中谷健康福祉部長。

健康福祉部長（中谷ゆかり君）次世代の行動計画につきましては、子ども・子育て新計画のところで入れかわりといいますか、それを継承しているという形になってございますので、先ほど総論という形で田中理事のほうから答弁させていただきましたように、実態といたしまして全くないというふうには我々も把握、数としての形というのはお知らせできませんが、全くないとは私たちも言い切れないというふうに思っております。それが、先ほどの課題が全て融合している人という意味合いではなく、やはり支援が必要なご家庭、子どもさんというのはいらっしゃるというふうに認識してございます。

そういった中で、先ほど総論という形で答弁させていただいたように、学校現場と我々健康福祉部が一緒になりまして、必要な支援を必要なタイミングで出させていただく。例えば、食事というところの分野につきましては学校給食が一つの重要な栄養源であるというふうに考えております。学校給食につきましては、教育委員会が早くから小・中完全給食を行っておりますし、保育所のほうでもそういった対応をさせていただいている中でそれぞれの子どもさんに合ったというような対応をさせていただいているということで、その課題に対する文章の計画上の表現ですので、少し文章になるような、きれいに並んでいるような形になってございますが、それぞれに対応させていただいているということをご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

次の質問に入ります。

本町の就学援助金の支援状況について伺います。

学校教育法第19条では「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされております。全国では全児童に占める受給率は15.6%、これは平成24年度の調査ですけれども、大阪府が26.65%と最も高く、1995年の調査開始以来一貫して増加しており、子どもを抱えていながら経済的に困窮している世帯の割合がふえていることが大きな問題となっております。

本町の就学援助金の受給割合についてお聞きします。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） それでは、浦川議員ご質問の子どもの貧困の現状と対策、環境整備についての2つ目、本町の就学援助金の支援状況及び今後の取り組み課題につきましてご答弁させていただきます。

「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」先ほど議員もご説明いただきましたが、内容につきましては、学校教育法第19条に基づきまして就学援助の支給を現在行っているところでございます。

この就学援助制度につきましては、三位一体改革によりまして平成17年度より国からの補助が廃止され、税源移譲、地方財政措置が行われ、市町村単独事業として実施しているものでございまして、対象者につきましては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とされ、その基準額は各市町村において規定しているものでございます。本町におきましては、要保護者及び前年中の所得が生活扶助基準の1.1倍未満の世帯を対象に給付してございます。

また、国において、平成25年8月に就学援助費支給認定の際に根拠とする生活扶助基準の見直しがされたところでございますが、これにより当該援助費支給の対象外とならないよう、平成26年度以降の就学援助費につきましては改正前の生活扶助基準により認定を行っているところでございます。

支給状況についてでございますが、平成26年度実績で、小学校では411件で、支給額が2,455万9,000円でございます。中学校では230件で、支給額が2,008万9,000円となっております。全児童・生徒数に占める割合は小学校が14.86%、中学校が16.58%となっております。平成27年度では、2月1日時点の実績で小学校が420件、中学校では232件となっております。割合では小学校が15.53%、中学校では17.11%となり、年々増加している状況でございます。

今後におきましては、厳しい財政状況の中、財源確保が課題となりますが、引き続き支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

これを支給するタイミングについて、ちょっと私、課題として話をさせていただきたいと思いません。

今は1学期が終わる7月下旬に支給されていると思うんですけれども、望ましいのは、子どもたちが入学する前に学用品をそろえたい、そのための就学援助だと思います。実際に支給月を大きく前倒しし、4月に支給されている自治体もありますが、本町としては前倒しにする予定が今後あるのかなのか、お願いいたします。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） 議員ご質問の内容につきましては、これまでも議会の質問で、また委員会の中でもいただいたところでございます。

この内容につきましては、やはり就学援助の対象の方、その内容というのは所得によりましてそ

れが判定される、そういったことがございまして、適切に、法でも必要とされる対象の方に支給していくこと、そういったところでは、直近の課税データを採用するということになりましたら6月1日時点の課税のデータを用いまして算定をしていくと。

本町におきましては、6月のデータを用いまして課員全員で、できるだけ早く支給できるようにということで作業を行ってございます。その結果、7月末に支給をさせていただいているというところございまして、この内容というのは、近隣の市町村の中でも例えば9月に支給をされるとか8月、遅かったら10月であったりとかいう自治体もございまして。この近辺の中では、7月での支給というのは早いという状況も一方でございまして。

我々の思いとしては、必要とされる保護者の方に適切に支給をさせていただきたいという考えのもと、今支給を行っているというのが現状でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

この地域の中では比較的早いほうだというふうに私も認識しているんですけども、何のための就学援助かというところをお考えいただいて、職員さんには非常にご足労をおかけすると思うんですけども、やっぱり前倒しして頑張っておられる自治体も、必要なときに必要な援助をしているといった意味では前倒ししていくというようなことをご検討いただいてもいいのかなと私自身は感じています。

就学援助金の支給状況なんですけれども、先日、文部科学省の平成26年度の大阪府の各自治体の就学援助の実施状況というページを閲覧しました。そこには、就学援助制度の周知方法、こういう形で保護者の方たちにこういう支援制度がありますよというものをお知らせしていますというメニュー、そういうのが8項目にわたって記載がありました。例えば、うちの自治体は広報紙で案内していますよとか、教育委員会のホームページに制度の詳細を書いていますよとか、そういったような内容が8項目にわたって保護者の人たちにお知らせしていますというのが一覧で載っているページがあるんですけども、貝塚市や岸和田市では5項目、より詳細に保護者の人たちにこの制度がありますよというものをお知らせしていますよといったようなことで、積極的にお知らせしているのかなというふうにとれます。泉佐野市でも4項目。

熊取町の項目を見ますと二項目だけだったんです。その2つというのが、一つは教育委員会のホームページで掲載していますよといったような内容、そしてもう一つが進級時に学校から制度の資料を配付していますよという、この二項目が文部科学省のホームページで保護者の人たちにこういう案内をしていますよという、8項目中2つの項目で熊取町には丸が記載されてありました。

さらに、教育委員会のホームページにどんなことを書いているのかなというので確認しましたところ、制度の内容については一切書かれていないですよ。非常に私自身、ぱっと見て不十分かなというふうに思いました。

やはり、子育てするなら熊取町、子どもたちを育てる環境が整っていますよというようなことをアピールしていくためには、こういったことももっと積極的にと言ったらあれですけども、必要な人たちにしっかりと支援が行き届いている、そういうことが望ましいのではないかなと私自身思っています。この周知方法について十分だとお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）十分というところの観点でいえば、議員今おっしゃっていただいた内容について、当然改善していく点はあるという認識も持っております。

今、2点とか5点というような文部科学省の中での項目のお話が出ましたんですが、本町のほうでのお知らせといいますのは、就学援助で対象となる費用、どういうものが対象になりますか、例えば給食費であったりとか学用品であったりとか、あと校外活動費、修学旅行費、こういった幾つもの項目が、こういうのが就学援助の対象となって支給されるんですよというような内容をお知らせ

せさせていただいているというようなこと、また、就学援助費の認定についての関係、そういったところでも、本町につきましては所得の確認というのが保護者の方にそういう証明を上げてもらうのではなくて、教育委員会のほうで必要な方の部分を委任状を保護者の方から申請時にいただきまして、その内容で課税の状況を確認させていただいている、そういった意味で、またそういうこともございますというお知らせであったりとかいうような項目でございます。

そういったところで、あと泉佐野市ということであったり貝塚市というお話も出てございますが、その中で就学援助のお知らせというところでは、同じように期日であったりとか申請の方法であったりとか、あと支給の決定については郵便で通知します。それも本町でも同じようなことでございますが、あと所得の確認の金額、おおよそそういう金額であれば、それは約でございます。例えばこの額であればというような額が入っていると。

あとは、先ほどの就学援助の対象となる項目であるとかそういうようなことで入っているというところ、その中には、例えば支給できる内容の額が幾らでありますよ、ただ、それはその方の実費であったりとかそこに書けないようなものもございますので、その辺は工夫しながら、入れてもいいのではないかと、そういうようなところは改善するところがあるのかなと考えてございます。

議長（重光俊則君） 浦川議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

すみません、継続してください。

教育次長（小山高宏君） そういうようなことも考えているということと、今、実際に学校を通じてこういう内容ですということのプリントで保護者の方にも就学援助の制度というのもお知らせさせていただいているというようなこともございますし、広報紙のほうでも就学援助制度というのがございますというご案内もさせていただいている。そういったところで、現時点でも我々の考えるところでの周知はさせていただいていますが、ただ、今、議員のお話であったように、我々もこれが全てベストだとは思っておりませんので、改良するところというのは今後検討していく必要があるのかなと考えてございます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

非常に熊取町の教育委員会、皆さん熱心に子どもの件に関してもいろいろとしっかりと対応していただいていると思います。

やっぱり漏れのないようにきちっと支援が必要な人たちには応えていく。周知方法もたくさんあればあるほど漏れがどんどんなくなってくる、そんな制度あったんだったら使いたかったなと、日ごろからそういうのは保護者の人と先生とがしっかりと話はされているんだと思うんですけども、ちょっと私が見たときに、あれっと、よそから見たときにも、熊取って余りそういうのを熱心にPRしていないのかなと。PRと言ったらちょっとおかしいんですけども、しっかりとそういうサポートをやっている自治体だということを示す意味でも、たくさんのそういう広報ツールというのは持ってしかるべきなんじゃないかなというふうに思っています。

就学援助金の件数、金額にしてもどんどん膨れてくると思うんです。これは熊取町だけではなくて、所得の格差というものがどんどん開いてきて、子どもがその中で被害をこうむっていたりとか、私の最初の夢にもつながる話なのかもわかりませんが、最終的には自治体でも限度があるかと思っておりますので、そういう問題をどんどん大きくして行って、議会ですることであったりとか住民みんなで考えること、地域の人たちで子どもたちをしっかりと守っていく、こども食堂なんかもそのあらわれだと思っています。いろいろ全国でも広がりを見せていまして、熊取にはまだそういったところには至っていないのかなと思いますけれども、今後、所得の格差が広がるにつれてこういう問題というのはどんどん広がってくると思いますので、伏せるのではなく、もっとそれをしっかりと、今こういう問題があるんだということを認識させていただいて、みんなで情報共有して、

漏れないようにというか、たくさんそういった支援を必要としている人たちをみんなでサポートしていけるような、そんなまちづくりにしていけたらなというふうに思っております。

以上で、私の子どもたちのグローバル人材の育成を目指した、子どもたちの夢を応援する取り組みについて、そして子どもの貧困の現状と対策についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時04分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

平成28年 3 月定例会会議録（第 2 号）

月 日 平成28年 3 月 2 日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 重光 俊則	3 番 浦川 佳浩
4 番 河合 弘樹	5 番 坂上 昌史	6 番 阪口 均
7 番 二見 裕子	8 番 渡辺 豊子	9 番 服部 脩二
10 番 佐古 員規	11 番 矢野 正憲	12 番 鱧谷 陽子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 13 番 江川 慶子

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	西牧 研壮	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	泉谷 徹	総 務 部 理 事	阪上 敦司
住 民 部 長	貝口 良夫	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	中谷ゆかり
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	山戸 寛
事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	下中 博之
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	小山 高宏
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第 2 号 固定資産評価員の選任同意について
- 議案第 3 号 監査委員の選任同意について
- 議案第 4 号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第 5 号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 町長の給与の特例に関する条例
- 議案第 9 号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第17号 退職管理に関する条例
- 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例
議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例
議案第21号 学童保育所条例
議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例
議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例
議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて
議案第33号 町道路線認定について
議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

追加付議案

議員提出議案第1号 町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議

議長（重光俊則君）皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席13番江川議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）本日の日程ですが、昨日に引き続き一般質問の予定でしたが、江川議員が体調不良のため一般質問を取りやめます。

それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第6 議案第2号 固定資産評価員の選任同意についての件を議題といたします。

中尾副町長の退場を求めます。

（中尾清彦君退場）

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

それでは、議案第2号 固定資産評価員の選任同意についてご説明を申し上げます。

前固定資産評価員の清水正弘氏につきましては、平成28年1月26日付で辞任しましたので、その後任として副町長の中尾清彦氏を選任したいと考えておりますので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書4ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）このたび中尾清彦氏が、副町長が選任されたことによって、固定資産評価員ということで、いわば充て職のような形でこのような議案が出てきているわけなんですけど、この固定資産評価員については中尾氏以外の他の評価員の方、何名いてどういった方々なのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）固定資産評価員ですけれども、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するために市町村に置くというふうにされているものでございます。ですので、固定資産の不服審査等の部分の評価員とはまた違う制度でございます。

本町につきましては、開発等で宅地のたくさんふえてきた昭和57年1月から設置のほうをさせていただいてございまして、それ以降、助役であったり収入役、副町長に兼務をいただいているという状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そしたら、固定資産評価員というのは1名だけということですか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）すみません。先ほどちょっと説明のほうで漏れました。

一応、地方税法のほうで定められておまして、町の税条例のほうで、第83条で固定資産評価員は1人とするということで定めてございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほどの答弁の中にもありました不服審査を受け付ける、そういう委員というのは、それは何名いるんですか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）固定資産評価審査委員会については、現在3名の方に委員のほうをお願いしてございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

審査委員のほうと評価員とは私ちょっと混同しておりましたが、その審査委員会ですか、それは3名で構成されていて、平成27年度はそういった審議会というか委員会を何回か開いていますか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）はい。申し出のほうでございませんでしたので、委員会のほうは開催してございません。

議長（重光俊則君）よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 固定資産評価員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第2号は原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案に同意することに決定いたしました。

中尾副町長の入場を求めます。

（中尾清彦君入場）

議長（重光俊則君）次に、日程第7 議案第3号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第3号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員の谷口昇一郎氏につきましては、平成28年3月31日付で任期満了となりました。引き続き同氏を選任したいと考えておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。議案第3号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第8 議案第4号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第4号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の代谷誠治氏につきましては平成28年3月31日付で辞職をします。その後任といたしまして、梶山慎一郎氏を任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の8ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決したいと思えますがこれにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第4号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第5号 一般職員給与条例等の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件及び日程第11 議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）それでは、議案第5号、議案第6号及び議案第7号について一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第5号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書9ページをごらんください。

提案理由でございます。

平成27年8月6日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

10ページから14ページまでは改め文でございます。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後ろ、資料1-1をごらんください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから同じ条項を二度改正する手法をとってございます。

まずは第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第21条第2項第1号は、一般職職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行が「100分の75」を「100分の85」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の35」を「100分の40」に改正するものでございます。

次に、資料1-2をごらんください。附則第23項につきましては、勤勉手当限度額を算出する基準の中で特定職員55歳以上、6級以上の職員の減額分1.5%を全体の支給限度額から減ずることとなっていることから、今回の支給率の改正により、その減額率を現行「100分の1.125」を「100分の1.275」に、現行「100分の75」を「100分の85」に改正するものでございます。

次に、資料1-3から1-8は、一般職職員の給料表の新旧対照表でございます。今回の人事院勧告に伴い、平均0.4%の増額改正となっております。

次に、資料1-9をごらんください。第2条による改正でございます。

第21条第2項第1号は、一般職職員の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で現行「100分の85」を「100分の80」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の40」を「100分の37.5」に改正するものでございます。

次の第3項は、勤勉手当を算出するための基礎額に係る改正であり、現行では基礎額については「給料の月額」としておりましたが、改正により「給料の月額と地域手当の月額」の合計額とするものでございます。

次に、資料1-10をごらんください。附則第23項につきましては、勤勉手当限度額を算出する基準の中で、特定職員55歳以上6級以上の職員の減額分、1.5%を全体の支給限度額から減ずることとなっていることから、今回の支給率の改正によりその減額率を現行「100分の1.275」を「100分の1.2」に、現行「100分の85」を「100分の80」に改正するものでございます。

次に、資料1-11をごらんください。第3条による改正でございます。附則第7項につきましては、勤勉手当及び単身赴任手当に関する特例条項で、平成30年3月31日までは地域手当につきましては6%を、単身赴任手当につきましては3%を超えないように規定しておりましたが、人事院勧告により平成28年3月31日までの特例とするよう改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書14ページにお戻りください。

附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項は遡及のための適用規定でございます。第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の改正は、平成27年4月1日から適用するものとし、第2条第2項及び附則第23項の改正規定は平成27年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、給与及び勤勉手当の内払い規定でございます。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払いとみなすという規定でございます。

第4項は、規則の委任規定でございます。附則第1項から全項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

以上で、議案第5号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書15ページをごらんください。

提案理由でございます。平成27年8月6日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げることにあわせて、常勤特別職職員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

16ページは改め文でございます。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後ろ、資料2をごらんください。右が現行、左が改正案でございます。

第3条第2項は、期末手当支給率の改正でございます。現行の6月支給率「100分の195」を「100分の200」に、現行の12月支給率「100分の210」を「100分の215」にそれぞれ改正し、年間0.10月引き上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書16ページにお戻りください。

附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。

第2項は、期末手当の額の特例でございます。平成27年度に限り、この条例による改正後の常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定の適用につきましては、同項中「100分の215」とあるのは「100分の220」とするもので、平成27年12月期末手当の遡及を行うものでございます。

次に、第3項は期末手当の内払いでございます。この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき、適用日以降の分として支給された期末手当は、改正後は常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書17ページをごらんください。

提案理由でございます。平成27年8月6日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.10月上げるため、この条例案を提出するものでございます。

18ページは改め文でございます。改正内容につきましては新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後ろ、資料3をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。第4条第2項は期末手当支給率の改正でございます。現行の6月支給率「100分の195」を「100分の200」に、現行の12月支給率「100分の210」を「100分の215」にそれぞれ改正し、年間0.10分引き上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻りください。

附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。

第2項は期末手当額の特例でございます。平成27年度に限り、この条例による改正後の議会議員報酬等条例第4条第2項の規定の適用につきましては、同項中「100分の215」とあるのは「100分の220」とするもので、平成27年12月期末手当の遡及を行うものでございます。

次に、第3項は期末手当の内払いでございます。この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき、適用日以降の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましてご説明を終わらせていただきます。

ただいまご説明させていただきました議案第5号、議案第6号及び議案第7号につきまして、よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本3件については議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本3件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。
議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。
議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(重光俊則君) 次に、日程第12 議案第8号 町長の給与の特例に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長(泉谷 徹君) それでは、議案第8号 町長の給与の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書19ページをごらんください。

提案理由でございます。

本町におきましては、現在、行財政改革を推し進めており、今後におきましても行財政改革に取り組む必要がございます。行財政改革の推進のメッセージとして町長の給与を減額するため、この条例案を提出するものでございます。

20ページが町長の給与の特例に関する条例でございます。

第1条は給料の特例でございます。この条例の施行の際、現に町長の職にある者の給料月額は今般勤特別職職員給与条例第2条の規定にかかわらず60万8,000円とする規定でございます。本規定は、現町長の給与に限り、条例に規定している町長の給与月額76万円から2割を減額した額とするものでございます。

第2条は退職手当の特例でございます。この条例の施行の際、現に町長の職にある者が退職する場合は、常勤特別職職員給与条例第3条の規定にかかわらず退職手当は支給しないとする規定でございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとしてでございます。

以上で、議案第8号 町長の給与の特例に関する条例についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) 以上で、説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。矢野議員。

11番(矢野正憲君) おはようございます。

町長の給与の特例という形で2割カットをされるというふうな形で、町長自身が今回の選挙戦、戦ってこられたというふうなことで、こういったことが出ていると思うんですけども、町長が2割をカットすることによって、例えば特別職の副町長であったりとか教育長、さらにはほかの部長級とか理事者というふうなところに波及をするのはどういうふうな考えを持っておられるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思ひます。町長は政治家なので自分の言うた公約について自分だけを下げるのか、それともほかの皆様にも波及をしていくようなことを考えておられるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長(重光俊則君) 藤原町長。

町長（藤原敏司君）お答えを申し上げます。

これは政治家としての私の信念でありまして、熊取町、本当に厳しい財政状況がこれからも続く
とそういう予想のもとに、これは皆さん方への今の熊取町財政の厳しさをある意味ひとつわかって
いただければというふうなことで、2割カットということで公約として上げさせていただきました。
これは、個人としての公約ですので、副町長以下教育長そして一般職員の皆さん方に波及するとい
うことは全く考えておりません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）そしたら、例えば、この条例が可決をされて2割カットになりましたになった後に、
副町長であるとか教育長であるとか、そういったところが減額になるというようなことはないとい
うような形で理解したらいいんですか。どういうふうな考えなんですか。町長と副町長の給料が逆
転するような状況にもなってくると思うんですけども、その辺はどういうふうな精査されておら
れるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これは私からそういうことをお願いするということでもありませんし、もし仮にそ
ういう状況が意識として持っていたら副町長、また教育長であれば考えていただけるものと、
そのように考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）町長は政治家なので、自分がしたいというふうなことはされたいと僕は思いま
す、個人的には。ただ、それが波及をされて副町長であるとか教育長、さらには職員の皆様の給料
のほうにも波及をするというふうなことが、それは僕はいいとは余り思っていないんです。もらっ
ている給料を、それ以上の仕事をされたら僕はそれでいいというふうな考えに立ちます。そういっ
た中で、今の発言であれば、ひょっとしたら副町長や教育長がみずから申し出をするような可能性
もあると、それをとめるということはどうもされないというふうな、そういうふうな認識でいいん
ですか。そうじゃなくて、「私はもう政治家だから、だから自分の給料は2割カットはする。せやけ
れどもあなた方はもらっている給料以上に仕事をせい」というような形をとるのか、出てきたら
「そうやな、ほんならすなりと認める」というような形に立たれるのか。その辺はどういうふう
な考えをお持ちなんですか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）個人の意思は尊重しなければならないと、そのように思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）じゃ、もう一つ。退職金手当てですね。維新の後任の候補者の首長というのは2割カ
ットであるとか退職金のカットというふうなことを一つの公約、常套手段のように使われておられ
ます。その中で、例えば大阪の市長、退職金カットをされるというふうな話があった中で、現実4
カ年にわたって給料に上乘せをされておったというような状況も、現実ありましたよね。その人勸
であかん、報酬審議会であかんというふうなことになったのかもしれないけれども、熊取町の町
長としてはそういうふうなことが、もう完全に1,000万円を退職金としてもらわないというような
考えなのか。それとも同じように、退職金という制度はなくしますけれども4年にわたって給料に
上乘せをするというふうな、そういうふうなことではないのか、その辺ちょっとお聞かせいただけ
ますか。

議長（重光俊則君）藤原町長じゃなくて部長ですか。泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）すみません。私のほうからご説明させていただきます。

本日、提案させていただきました条例の内容につきましては、これまでの規定で定められており
ました76万円の給料を2割カットして60万8,000円にするという条例でございますので、大阪府と

か市がある程度を月割りにやって上乘せしているというような条項ではございませんので、そのようなことはございません。

それと、第2条では退職金は支給しないということですので、退職金についても一切支給しておりませんし、現条例の中の町長の給与を2割カットする額で今回の条例も定めてございますので、そのようなことはございません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）この特例に関する条例で、藤原町長が町長の任期のときにこれをするという意味合いですか。これやったら別に4カ年のどうこうというのは書いていないんですけども。町長になられた方は有無なく、もうこういった形にするというようなそういうふうな考え方なんですか。その辺ちょっとお尋ねしたい。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）すみません。条例の中にも表記していますように、現に町長の職にある者ということで、現在は藤原町長の特例となっております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

1番（文野慎治君）矢野議員の観点からも、私も思っていたことを質問していただいたので、違った観点からなんですが、今回、これで浮くわけですね、その浮いた部分の使い道、そういったことについてはどう思っておられますか、町長。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）公約の中でも申し上げていますように、熊取町の活性化を目指していく機関として熊取町創生プロジェクトチーム、これを立ち上げてまいります。これに係る経費をそこから充当するというふうなイメージを持っていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）選挙戦の中で退職手当は私が町長になったら返上しますというような方、ほとんどの方が言っておられたかというふうに思うんです。減らすだけという部分で言っておられた方と、「いや、これはこういう形で使うんだ」ということを言っておられた候補者の方もいらっしゃいました。今、質問させていただいて、町長のマニフェストにあるそういうプロジェクト等に使っていくんやと。そういう、これも一つだというふうに思います。何も、いやもう減らすだけやということであれば、単なる一般会計に入って、その財源がどこに使われたんか、藤原町長の場合はプラス給与ということですから、退職金だけの1,000万円プラスそこにも20%の給与カット分が入ってくるわけなんですけど、これはやはり何かの目的を決めて使っていかなければ意味がないなというふうに実は思っています。これは、私はやはり人を育てていく面で使っていく財源にすべきだなと。今回減らす部分やから用途についての議論はこれから補正予算等で、財源の中でこういう、町長の新たな施策というのが余り何も出ていないもので、あえてこの場で言わせていただきますけれども、やはりこれは、私は、若い職員を育てていくところに特に重点を置いて使ったらどうかというふうに提案なんですけど、思っています。

中西町長の、これも9月議会、12月議会でも個々質問等でもあったんですが、やはり退職を前に職員の方がたくさんやめておられます。私も言った記憶があるんですが、やはり熊取町民にとって職員の皆さん方は、これは財産です。マンパワーとして町民のために働いていただく。で、退職前の貴重な経験を積まれた方が順次定年退職でやめていかれて引き継いでいくということがこの数年の中でかなり崩れておまして、そういう意味で、早く人を、その方にかわる人を育てなければいけない。あるいは、若い職員についても育てていく。私も公務職場でおりましたからよくわかるんですけども、なかなか先ほど町長のほうにあったように、これからもまだまだ厳しい状況の中でやっていかなければいけない中で、役所で人を育てていく中でお金を使うということは言いにくい

という状況はあるかもわからないですけれども、ぜひ若い人の教育のために、例えばこういうところに研修を行かせて、しかしその財源がない。それにこの浮いたお金を使っていくとか。自治体に職員を派遣したい、自治大学へ職員を配置したい、行かせたいけれどもその予算がない。そういう基金に、基金というか中の部分として一般財源やから色はついていないけれども、ここに浮いた財源はそういったところに使うんだ。そのためにみずから町民に対してはメッセージとそして町職員に対してはやはり町長のもとで仕事をしていく組織をつくっていく、その方のパワーをつけていく、経験を積ませる、知識を詰め込んでもらう、そういう形へ使っていくお金にぜひしてほしい。ただ単なる一般会計に、減額しました、公約はそれで果たしました、しかしそのお金は一般財源に入っていますということではなくて、そういう目的を持ったところに使うんだということもあわせて質問させていただいて、回答いただければありがたいかなというふうに思います。

以上です。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）もうお察しのとおり、これは本当に貴重な町民の皆さんからいただいた税金の中の給料です。その給料を2割返還する。退職金も返還するというので、それをどこへどんなふうにするか、これはいろいろと考えています。4年間で給料と退職金カットで2,150万円ぐらいのお金を使わなくて済むということになるのかなと思います。これをもってどういうふうな熊取町の住民皆さん方への福祉の向上に役立てるか、それが一番基本的な考えであるんですけれども、その中で、私も議会議員やらせてもうてた中で思うことは、職員、なかなか民間企業と違う、そういう職場でお仕事をなさっているということもありますので、世間のそういう情勢に、言えばちょっと外れた感覚の持ち主もいてはるなど見えた感じもあります。そういう人らとあわせて仕事の効率化向上に向けて研修をしているというのが事実であるんですけれども、その研修の中身について議員の時代にはなかなかわからなかったんですけれども、もっとそういう社会全般の常識を持って仕事に当たっていただける、そういう研修もしようかなと思っております。

その中で、この間、まちづくりアドバイザーの井上馨さんという方がおられて、熊取町のその当時若手であった職員にいろいろと意見交換しながら、情報交換しながら、この熊取町の役場の運営についていろいろとご享受願ったというふうに聞いております。そういう場をまた引き続きやっていけたらなというふうな思いもあります。そこに幾ばくの経費もかかるんであればそちらのほうへも出していききたいし、もちろんこれからの町行政の運営に際していろいろな皆さん方のお力添えをいただく必要があろうかなと思います。その一つが熊取町創生プロジェクトチームです。これにもまたお金もかかってこようかなと思います。町内外からということですので、考え方によっては東京からもいろんなところからも来ていただかないかなというふうになってくると思います。そういうところにお金をつけていくというのも考えられますので、その経費として2,150万円、4年で割ったら500万円弱ですけれども、これをそういうところに充てていきたいと思っております。

さらにもう一つ、お伝えすることがあるとすれば、今、中尾副町長がせんだって、きのう、承認していただいたんですけれども、そういうプロジェクトチームの協議を、会議を進める中で、また特段の担当副町長が必要になるというふうなことを考えますと、今、府のほうから理事待遇で出向していただいていますけれども、その理事にかわって国から、もしくは大阪府から副町長として迎える場合も出てくるかなというふうに考えております。その差額の理事と副町長としての差額の給料もそこから出せば余り大きな財政負担はないのかなというふうなことを思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）藤原町長が選挙で、先ほど矢野議員も言っていましたけれども公約として2割報酬はカットするんだということを、給与ですね、カットするんだということを公約として掲げておられましたので、その公約の実現ということで、まずこの3月議会で上げてこられたかと思うんですけれども、ちょっと気になるのが先ほど矢野議員も言っていたように、町長自身が自分の公約です

ので、政治家なので、自分がやるということで掲げた公約なのでそれはそれでいいかと思いますが、やっぱりそれが、副町長や教育長に波及し、また職員に波及するということが、やっぱりちょっとそここのところが気になる場所でありまして、まず見たときにちょっと聞きたいのが提案理由のところなんですけれども、「行財政改革の推進のメッセージ」と、だから推進として町長の給与を減額するというんだったらわかります、でも「推進のメッセージ」としてというメッセージというところがちょっと気になるんですが、これは誰から誰へのメッセージ、伝えたい、メッセージというのは伝えたい内容ですよね。だから行革推進のメッセージとした提案理由、誰に伝えたいんですか、その辺教えてください。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほども申し上げましたけれども、町行政、熊取町の財政、本当に厳しいというふうな感覚を持っております。そういう感覚を熊取町の住民の皆さん方に少しでもわかっていただけたらというふうな思いがあります。これでもっているような場面が出てくるんだと思うんです。住民サービスを進める中で、社会資本の整備の中でいろんなものが出てくると思います。そういう中で、町財政は以前のような基金の金額もありませんし、税収も減ってまいります。そういう中で、行財政運営をするんですというふうな思いを皆さん方に少しでもおわかり願えたらというふうな、そういう思いのメッセージだと理解していただければありがたいです。

以上です。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）というのであるならば、先ほど矢野議員が聞かれたときに、副町長や教育長がみずから出してくるということについては何も言えないというふうに言いましたが、私、さっきのそういうのを聞いていたら、副町長や教育長、そういった職員に対してのメッセージという形に捉えないこともないでしょうか。町民に対するメッセージ、全ての町民に対していうメッセージではなくて、行政マンというんですか、そちらに対するメッセージという内容になっていないのか。ちょっとその辺のところは気になりますかどうでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）全くそのようなことは考えたこともないんですけれども、職員につきましてもそれぞれの部署、それぞれの担当のところで精いっぱい仕事をやっていただいているというふうには確信しております。その中で押しつけというふうなことも絶対思っておりませんし、今の給料からすれば熊取町の給料は大阪府の他市町村に比べても格段に低いレベルにあるということも自覚していますし、そういうことは全く考えたこともないんですけれども、ただ、私のメッセージとして熊取町の行先を考えた運営をしていかなければならないんですということを、この2割のカットの中で町民の皆さん方にお伝えしたかったという、そういうことでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）町長のみ条例と、特例というところで理解をしたいと思います。

あとまだちょっと。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）今、町長のお話を聞いて一つ気になったのが、また新しい副町長を大阪や東京から呼んでくるかもしれないというお言葉があったんですけれども、維新の会で企業感覚を入れなければならないということで、小学校の校長先生に企業の方を呼ばれて幾つかの問題が起こっております。その辺のことを考えますと、やはり企業感覚というのは、いろんな問題を含んでいますし、行政と企業というのはやはり同じようであって違うと思うんです。本当に行政の皆さんは町の皆さんに対してどのようにすれば福祉が向上していくとか、それからどのようにすればということで、本当にいろんな部署、私たちも本当に各部署回りますけれども、たくさん知識をお持ちで、大変なお仕事やと、私たち質問するたびにかじりかじりであちらこちら行きますけれども、本当にわかり切れないほどたくさんの国からの情報からいろんなことを考えてお仕事をされています。企

業はもうけるためにやっつけらっしゃるので、少し感覚が違うというのは当たり前じゃないかなというふうに私は考えております。その辺のどういう考え方を取り入れようかとされているのか、ちょっとよくわからないんですけども、その辺はよくお考えいただいて、行政畑の方を呼んでいらっしゃるのかもしれませんが、やはり企業という感じよりも、町としてこれから生き抜いていくためにどういうことをしていかなければならないかということは、すごく各部署の皆さん、よくいろいろ考えてくださっていますので、ほかからというふうなことは考えなくてもいいのではないかなというふうには感じておりますけれども、その辺はまた町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）鱧谷議員の考え方はいろんな活動の中でわかっているつもりなんですけれども、民間企業と役場の違い、確かにあります。民間企業は営利を追求する、利潤を上げる、それによって株主に配当をしていくという、それが一つの大きな使命やと思います。行政の仕事というと、これはもうおわかりやと思いますけれども、住民に提供するサービスが皆さん方にとって納得してもらえるようなサービスであるかどうかということを考えたら、民間企業も行政も同じやと思うんです。お金を追及するか、住民サービスのその効果でもって住民皆さんが納得してもらえるか、いけば、ここの行政は本当に納得のできる本当にすばらしい丁寧なサービスをしてくれているというふうに思うような行政運営をしていくのが、我々の仕事やと責任やというふうに考えています。その中で、もちろん住民サービスする、その背景にあるのは財源です。その財源をいかに確保していくかということもこれは大きな柱として考えていく必要があります。その財源をどうするか、これは住民の皆さん方からいただく住民税・固定資産税、たくさんあれば、それはもうそれを納得いただけるような住民サービスでお返しをするというのがもちろん大切なことですが、その財源、税収が減ってまいります。減ってきた中で今までどおり納得してもらえるような住民サービスができるかどうか、これは今のこともある程度ありますけれども、これから2年先、5年先、10年先、これはやっぱり考えるというのも政治家の一つの責務やというふうに考えています。

今ある、これから続くであろう税収の減少、それにあわせて、その分をどうやって穴埋めするかということも考える必要が、これはあります。そういうところで町の活性化、にぎわいを近隣市町村でもそうですけれども、いろんな首長、考えていろんな営業でもないですけども、活動しているのが現状やと思います。そういうものをつくり上げていくのに経費がかかる中で今来てもらっている、理事としてきてもらっているかわりに担当の副町長にお越し願う。その給料の差額をカットした分で補うということも、これは当然あってしかるべきやと思います。そういう考えのもとに動いていますので、大阪維新の会の考えがどうのこうのというお考えをお持ちだと思いますけれども、それは全く当てはまらないというふうにお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）お金がだんだん少なくなるというのは、その辺は私もよく理解はしております。でも、熊取町がやはり生きていく方向というのは町民の力をかりて、町民と一緒に考えて、町民と一緒に進めていくというのが今までやってきた町の姿やと思いますし、これからもそうしてやっていくのが町の姿ではないかなというふうには私は感じております。大阪や東京から来ていただいた方がどれだけ力を発揮していただけるか、それはわかりませんが、できましたら熊取町の中でいろんな考えの方のそういうプロジェクトをつくっていただいて、その中でどうしていったらいいのかと考えていくことが一番町民にとっても私にとっても納得できる道かなというふうには感じますので、またその辺よろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）初めましてでございます。藤原町長に質問をするのはこれが初めてかもしれません。ちょっとお聞きしたいことがございます。

この藤原町長の選挙戦のときのマニフェストにしっかりこれ書かれていました。もちろん、政治

家であるので、それをまずは公約を全うする、それはもちろんの話だと思います。この中に、まずはトップが改革を断行する覚悟を示す、これももちろんそうだと思うんですけども、カットするというのは、言えばやればできる話なんですけれども、私が言いたいのは、「これ、俺もやったからお前もせい」というように、矢野議員とかが言うていたような、ほかの職員に対する圧力になれへんやろかというのが一番懸念しております。職員は、町長言われたように、もちろん住民のためにもっともっと頑張っていていただく、それは私も思っております。ですけれども、やはり対価としてのある一定の額というのは副町長だったり教育長だったり、ほかの職員もそうですけれども、やはりそれはしっかりとしたものを与えていくべきだと考えております。

私がかし副町長であれば、町長がカットしたらおのずとやっぱり自分もカットします。もうそういうふうになっていると思います。「いやいや、これは俺だけの分やから」ということで、副町長から出てきたとか、そういうものを突っぱねるだけのそういう裁量があればいいと思っておりますけれども、その辺がまず1点と、それから、仮に、今、行財政改革でまずはトップがということでおっしゃっています、2割カット、退職金廃止。もしもこれまた行財政悪くなったらさらに何%かカットするんですか。そのカットした分が果たしてどれだけの足しになるのかというのがちょっと疑問に思っています。それよりは私は思うには、まずは仕事の効率を考えるようなそんな提案をどんどんしていくべき、無駄を省く、そういうことをやっていかないと、「私はカットしたからお前らもカットせい」とか何か圧力的なふうにとられるのは私は大反対ですし、やっぱり職員には対価としてしっかりとらっていて、それを仕事の効率を上げて、それがひいては効果につながっていくのではないかなと思っておりますので、職員の士気を高めるようなそういうふうな条例提案であってほしいなど、私は信じております。その辺いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私の給料カットが自分では決められないという、皆さん方の同意をもって決まってくというところが一つあります。これを職員の皆さん方に給与のカットというふうなことも、これ当然皆さん方が考える中で判断することでありまして、これを私がどうのこうのというものでも、これは絶対ないんです。ということをお願いしたいと思います。

さらに、仕事の効率化ということでもありますけれども、熊取町の行政、近隣市町村のそういうお話を聞く中では、すごい効率よく仕事をされているという、できた職員ですよというそういう評価を近隣市町村からいただいています。その中で、さらに効率化、能率を上げるというふうなことにについては、また皆さん方からの提案も上げていただけたらというふうに思っております。これは、責任を放棄するわけではないですけれども、いろんな形で職員の中でも考えております。先ほど申し上げましたようなまちづくりアドバイザー、井上馨さんの提言を生かして効率よく仕事ができるような、仕事環境ができるように変わってきたというふうに聞いています。

そういうことで、お金の経費削減については公約の中でも申し上げてはいますが、広域連携、いろんな形を模索しています。これはまだ相手があるとか広域連携、相手がありますので、なかなかこちらが思うようには進みません。スケジュールに載せられるというふうな段階ではないんですけれども、そういう意欲を持って職員一同これからも頑張っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

町長の、ぜひこれは私の政治としての判断であってほかに波及しないというそれを信じたいと思います。

それから、職員の皆さん方は、やはり今までもアクションプログラム等でかなりやってきております。ですが、それに甘んずることなく、企業ではもっともっとやっているところもたくさんございます。そういった研究を我々とともにまたやっていかないとはいけません。まずは効率を考えて削減できるところはして、それから今度は財源をふやす方法で効果を上げていく、そんな取り組みを

ぜひやっていただきたいと思います。

ですから、町長のこの公約というか、これがほかの職員に対する圧力等になって、「わしもやったんや」ということで、何かそういう働きにくい環境にだけならないことを祈っております。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この条文についての基本的な質問になるんですけども、この特例条例というのは藤原町長の任期が終われば、その4年間の任期が終われば勝手にこの特例条例というのはなくなるものなのか、それともまたこの議会でこの特例条例を廃止するというまで残っているものなのかどうなのかというのはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）まず1点目のこの条例につきましては、第1条のところでも書かせていただいているんですけども、この条例の施行の際、現に町長の職にある者ということでございます。この施行日につきましては公布の日をもって施行するというので、現在のところはあした。きょう議決がいただければ、あしたにでも公布したいなど。その公布した日に町長の職にある者ですから、藤原町長が限定となった条例でございます。

それと、この条例につきましては、議会で諮らなくてはこの条例を削除することはできませんので、この条例は藤原町長だけの条例ですけれども、条例としては残っていきます。それで、何かの段階で、実はこの条例、こういう条例は以前にもございます。以前の条例も今、条例としてまだ残ってございますので、その辺は、幾つかこういう条例が出たときには整理させていただきたいなど考えていますけれども、条例のほうは残っていくものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）じゃ、次、もし藤原町長ではない方が町長になった場合は当てはまらないということでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）はい。議員おっしゃるとおりでございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「ちょっと議長、休憩お願いしたいんですが」の声あり）

議長（重光俊則君）今、矢野議員から休憩動議がありましたが、賛成される議員はおられますか。

（賛成者挙手）

賛成者がありますので、この動議は成立しました。

お諮りいたします。ただいまから、しばらく休憩することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、しばらく休憩いたします。

約30分ぐらいかな。午前中ぐらいかかる可能性がありますかね。

それでは、しばらく休憩ということで休憩に入ります。

（「11時09分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の給与の特例に関する条例について議事を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議はありません

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号 町長の給与の特例に関する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(重光俊則君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) ただいまの町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議の動議を提出いたします。

議長(重光俊則君) 今、渡辺議員から附帯決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

ただいま、渡辺議員から町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議の動議を日程に追加し、追加議事日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加議事日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

(「13時02分」から「13時04分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程第1 議員提出議案第1号 町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。鱧谷議員。

12番(鱧谷陽子君) 議員提出議案第1号 町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議。

見出しの件について、議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月2日 提出

提出者 熊取町議会議員 鱧谷 陽子

賛成者 熊取町議会議員 文野 慎治

同じく 浦川 佳浩

同じく 河合 弘樹

同じく 坂上 昌史

同じく 阪口 均

同じく 二見 裕子

同じく 渡辺 豊子

同じく 服部 脩二

同じく 佐古 員規
同じく 矢野 正憲
同じく 坂上巳生男

町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議。

1. 現に町長の職にある者の給料及び退職手当の特例であり、他の常勤特別職職員及び一般職職員給与等に波及させないこと。

以上、決議する。

平成28年3月2日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。藤原町長。

町長（藤原敏司君）今、附帯決議を採決されたところでございますが、常勤特別職職員……。

議長（重光俊則君）町長、すみません、附帯決議はまだ採決されておられません。

町長（藤原敏司君）あ、そうなんですか。

議長（重光俊則君）後でよろしいですか。

町長（藤原敏司君）提案されたこの、なんですけれども、特別職職員及び一般職職員給与については、皆さん方の議決が必要な事項ということには間違いがないと、私はそのように思っております。私の給料もそうですし、職員の給料も、特別職の給与についても皆さん方議会での議決がないとこれは執行できませんので、そういうことも含めて町民の皆様方におわかり願えたらというふうに思いますので、そういう発言をさせていただきます。

議長（重光俊則君）それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 町長の給与の特例に関する条例に対する附帯決議の件を採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第13 議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、早期退職者等の退職手当や人事院勧告に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,269万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億5,508万4,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金6,269万1,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、22ページ以降の補正予算給与費明細書の中で後ほど一括して説明させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金93万7,000円の減額につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

続いて、12ページ、13ページをごらんください。

款 民生費、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金20万1,000円の減額につきましては、人件費の補正に伴うものでございます。

その下の、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金75万3,000円の減額につきましても、人件費の補正に伴うものでございます。

続いて、18ページ、19ページをごらんください。

款 土木費、項 都市計画費、目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金138万円の増額につきましても、人件費の補正に伴うものでございます。

次に、22ページの、補正予算給与費明細書をごらんください。

まず、特別職でございますが、比較の行のところ、期末手当におきまして、人事院勧告による年間支給率の引き上げに準じ、支給率を0.1カ月引き上げ、長等の部分で33万5,000円の増額となったものでございます。また、地域手当におきましても人事院勧告による年間支給割合の引き上げに準じ、支給割合を4%から5%へ1%引上げ、長等の部分で24万円の増額となったものでございます。

次に、23ページに移りまして、一般職でございます。

給与費ですが、比較のところ、給料で2,237万2,000円の減額、職員手当で8,877万5,000円の増、共済費で313万6,000円の減となり、合計で6,326万7,000円の増となっております。

給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。

また、職員手当につきましては人事院勧告に準じた地域手当の支給割合の引き上げや勤勉手当の支給率の引き上げに伴う増、及び早期退職者等の退職手当の増加によるものが主なものでございます。

共済費につきましては、自己都合退職や育児休業等に伴う減などにより減少したものでございます。

なお、24ページの給与及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、お目通しのほうよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議はありませぬか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）23ページの、給与費のことでお尋ねします。

退職手当について補正がありました。補正前の当初の予定では何人分であり補正によって何人分が追加されたか、それをお知らせください。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）退職手当につきましては、当初は2人分を計上しておりました。定年退職分でございます。その後、7名の方が自己都合等早期退職を望まれましたので7名の方を追加して合計で9名となっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第14 議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回補正の内容は、歳入、歳出とも人事院勧告に伴う人件費の増額と、それに伴う一般会計繰入金の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,508万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括です。

6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金138万円の増額は、今回の補正における財源調整分でございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費の負担金、補助金及び交付金8万2,000円の増額、給料8万4,000円の増額、職員手当等57万2,000円の増額、共済費20万3,000円の増額は、全て人事院勧告に伴う増額によるものでございます。

次に、目 下水道建設事業費、給料1,000円の増額、職員手当等32万8,000円の増額、共済費11万円の増額も、同じく人事院勧告に伴う増額によるものでございます。

以上によりまして、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から138万円を増額し、補正後の額を12億3,508万4,000円とするものでございます。

10ページからは、補正予算給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第15 議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件及び日程第16 議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を一括して議題といたします。

本2件について、説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第11号並びに議案第12号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告及び自己都合退職等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,515万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほう省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費

等繰入金につきましては、歳出における総務費の人件費の補正に伴い、歳出予算と同額の20万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、今回の補正は職員に係る人件費の補正のみとなっておりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書で説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

一般職でございます。

まず、給与費ですが、比較のところ、給料で69万4,000円の減、職員手当で52万3,000円の増、共済費で3万円の減となり、合計で20万1,000円の減となっております。

給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増が14万8,000円、職員退職に伴う減が84万2,000円で、都合69万4,000円の減額補正となっております。

また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じ地域手当の支給割合を4%から5%へ1ポイント引き上げたことに伴う増、それから自己都合退職に伴う減、また勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げたことに伴う増に伴いまして、都合52万3,000円の増額補正となっております。

共済費につきましては、自己都合退職等に伴う減などによりまして減少したものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして、議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,380万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳出における総務費の人件費の補正に伴い、歳出予算と同額の93万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、今回の補正は職員に係る人件費の補正のみとなっておりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書で説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

一般職でございます。

まず、給与費ですが、比較のところ、給料で68万7,000円の減、職員手当で17万3,000円の減、共済費で7万7,000円の減となり、合計で93万7,000円の減となっております。

給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴い4,000円の増、育児休業に伴う減、人事異動等に伴いまして69万2,000円の減額補正となり、都合68万7,000円の減額補正となるものでござ

ざいます。

また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じ地域手当の支給割合を4%から5%へ1ポイント引き上げたことに伴う増、勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げたことに伴う増、そして人事異動に伴う減により、都合17万3,000円の減額補正となっております。

共済費につきましては、人事異動や育児休業等に伴い減少したものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）国民健康保険事業特別会計補正予算の11ページ、給与費明細書のところでお尋ねします。

先ほど、自己都合による退職1名という説明があったかと思うんですが、退職手当のところには補正がないんですが、それはどういう事情によるのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）特別会計のほうで給料のほうは計上させていただいておりますが、退職手当につきましては一括して一般会計のほうで計上ということになってございますので、一般会計のほうでの計上ということになってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第17 議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億589万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページ、5 ページは総括でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）90万8,000円の減額、その下の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）45万4,000円の減額、その下の、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）45万4,000円の減額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費に対し、介護保険法などに基づき国39%、府19.5%、町19.5%の割合で負担することが規定されておりますので、当該事業における人件費の補正に伴い、それぞれの割合に応じて減額補正するものでございます。

その下の、目 その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、歳出における総務費の人件費の補正に伴い、歳出予算と同額の29万9,000円を減額するものでございます。

その下の、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては、今回の補正予算における財源調整のための減額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、今回の補正は職員に係る人件費の補正のみとなっておりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書において説明させていただきます。

10ページをごらんください。

一般職でございます。

まず、給与費ですが、比較のところ、給料で197万9,000円の減、職員手当で47万1,000円の減、共済費で17万9,000円の減となり、合計で262万9,000円の減となっております。

給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増、育児休業等に伴う減、人事異動等に伴う補正となっております。

また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じ地域手当の支給割合を4%から5%へ1ポイント引き上げたことに伴う増、勤勉手当の支給率を0.1月引き上げたことに伴う増及び人事異動等に伴う補正となっております。

共済費につきましては、育児休業等に伴う減などにより減少したものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたできますようお願い申し上げます。

以上で、議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略し

たいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第18 議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。下中上下水道部長。

上下水道部長(下中博之君)それでは、議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と、その補正に伴う他会計からの補助金及び引当金、繰入額の補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則でございます。

平成27年度熊取町の水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものです。

次に、第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。

平成27年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款、第2項 営業外収益、既決予定額に8万2,000円を増額し、補正後の額を1億8,691万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を10億600万7,000円とするものでございます。

次に、支出として第1款、第1項 営業費用、既決予定額に199万1,000円を増額し、補正後の額を9億189万7,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億7,049万8,000円とするものでございます。

次ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,065万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,084万6,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億8,052万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億8,071万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款、第1項 建設改良費、既決予定額に19万3,000円を増額し、補正後の額を3億937万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を4億3,330万9,000円とするものでございます。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する

ものでございます。

職員給与費、既決予定額に218万4,000円を増額し、補正後の額を1億1,527万5,000円とするものでございます。

3ページ及び4ページは、平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画です。

詳細については、12ページからの説明書で説明させていただきますので、12ページをお開きください。

収益的収入です。目 他会計補助金、節 他会計負担金として8万2,000円を増額しております。これは、下水道事業特別会計から水道事業会計に負担していただいている兼務職員の人件費について、人事院勧告に伴い受入負担金の増額補正をするものでございます。

収入合計として、既決予定額に8万2,000円を増額し、補正後の額を10億600万7,000円とするものでございます。

次ページをごらんください。

収益的支出でございます。目 原水及び浄水費で31万8,000円の増額、目 配水及び給水費で86万円の増額、目 総係費で81万3,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費として、給料、職員手当等、賞与等引当金繰入額、法定福利費の補正となっております。

次ページをお開きください。

支出合計、既決予定額に199万1,000円を増額し、補正後の額を9億7,049万8,000円とするものでございます。

次ページをごらんください。

資本的支出でございます。目 建設費で19万3,000円の増額です。人事院勧告に伴う人件費として、給料、職員手当等、法定福利費の補正でございます。

支出合計、既決予定額に19万3,000円を増額し、補正後の額を4億3,330万9,000円とするものです。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

平成27年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）です。

今回の人件費の補正に伴うキャッシュ・フロー計算書の補正でございます。説明は省略させていただきます。

6ページから10ページまでは、補正予算給与費明細書でございます。また、11ページは平成27年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第2号）です。いずれも、このたびの人件費による補正でございます。説明は省略させていただきます。

以上で、議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

の件を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第19 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事(阪上敦司君)それでは、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の21ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、行政不服審査法を全部改正する行政不服審査法(平成26年法律第68号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備が必要となることから、この条例案を提出するものでございます。

以後の説明につきましては、もとの法律のほうを旧法、新しく改正された法律のほうを新法という形で説明のほうをさせていただきます。

旧法につきましては、不服申し立ての一般法として昭和37年の制定以来、これまで実質的な改正が行われておりませんでした。この間、公平性、透明性等に関する国民の意識が大きく変わっており、時代の変化を踏まえ、これまで以上に簡易迅速な手続による国民の権利、利益の救済を図ることや、行政の適正な運営を確保することを目的として、このたび全部改正が行われたものです。

改正の主なポイントですけれども、まず1点目が不服申し立ての種類を審査請求に一元化するもの、2点目が審理員制度の導入、3点目が行政不服審査会への諮問手続の導入、4点目が審査請求期間の延長となっております、これらの改正にあわせて本町の関係条例を改正するものでございます。

22ページをお開きください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、第1条から第11条まで11本の条例をこの整備に関する条例にて一括して一部改正する内容となっております。

各条例の改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案書の中ほど、ピンク色の分界紙以降の資料4-1をごらんください。

まず、第1条による改正としまして、一般職職員給与条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

こちらでは、不要となっていた第9条の2、削除部分を削り、第20条の3第4項において引用しておりました旧法の法律名等を、新法の対応する条項に改める内容となっております。

資料4-2をごらんください。

次に、第2条による改正といたしまして、退職手当条例の新旧対照表でございます。

こちらにつきましても、先ほど同様、引用部分を改める内容となっております。

続いて、資料4-3をごらんください。

第3条による改正といたしまして、非常勤特別職職員報酬等条例の新旧対照表でございます。

新法第81条の規定によりまして、附属機関として条例設置が必要となる行政不服審査会の委員報酬について、新たに規定を追加するものでございます。

資料4-4をごらんください。

第4条による改正といたしまして、行政手続条例の新旧対照表でございます。

こちらでは、新法による制度の改正に伴い、これまで異議申し立てと審査請求の2種類あった不服申し立ての種類が審査請求に一元化されることから、文言の所要の調整を行うものとなっております。

資料の4-5をお願いいたします。

第5条による改正といたしまして、情報公開条例の新旧対照表でございます。

第16条の改正部分につきましては、先ほど同様、文言の所要の調整となります。第16条の2として、今回新たに追加する条文につきましては、情報公開条例により附属機関として既に設置している情報公開審査会と、新法第9条の規定により審査請求が発生した際に指名することとされた審査請求に対する意見書を作成することとなる審理員との審理手続に関して、重複する部分がございますので、その重複部分について審理員による審理を適用除外とする内容となっております。

資料の4-6をごらんください。

次に、第6条による改正といたしまして、個人情報保護条例の新旧対照表でございます。

第23条の改正部分につきましては、情報公開条例の改正同様文言の所要の調整となります。第23条の2として、今回新たに追加する条文につきましても、情報公開条例の改正同様、既に設置している個人情報保護審査会と審理員との審理手続に関して、重複する部分について適用除外とする内容となっております。

資料4-7をお願いいたします。

次に、第7条による改正としまして、固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表でございます。

この固定資産評価審査委員会につきましては、別途地方税法第436条において、審理に関する手続等を条例にて定めることが規程とされておりますので、その審理に関する手続について新法の趣旨にのっとり同程度の内容となるよう所要の調整を行うものでございます。

続いて、資料の4-10をごらんください。

次に、第8条による改正としまして、手数料条例の新旧対照表でございます。

新法第38条第4項及び第78条第4項の規定によりまして、審査請求に係る提出書類等の写しの交付に関する手数料を実費の範囲内において条例にて規定するものでございます。

資料の4-11をごらんください。

第9条による改正といたしまして、人事行政運営等公表条例の新旧対照表でございます。

内容については、新法による制度の改正に伴い不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

続いて、資料4-12をごらんください。

第10条による改正といたしまして、消防団員等公務災害補償条例の新旧対照表でございます。

内容については、先ほどと同様、新法による制度改正に係る所要の調整となっております。

資料の4-13をごらんください。

次に、第11条による改正といたしまして、附属機関条例の新旧対照表でございます。

こちらは、新法第81条の規定によりまして、第三者の立場から採決の判断の妥当性を審査する機関を設置する必要があるため、行政不服審査会を附属機関条例にて規定し、新たに設置するものでございます。

恐れ入ります、議案書の25ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴った関係条例の整備ということで、たくさんの条例の改正にかかわるご説明をいただいたんですが、その冒頭で今回の改正の全体的な特徴として4点にわたってご説明いただいたんですが、ちょっとはっきりと把握しづらかったもので、もう一度その冒頭に4点にわたって今回の改正の内容の特徴を説明された部分を、再度ご説明ください。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）はい。それでは、4つのポイントでご説明させていただいたと思います。

まず、1点目が不服申し立ての種類の一元化ということで、旧法では2種類、先ほどありましたように審査請求と異議申し立てというふうな2種類あった不服申し立ての種類を、審査請求に一元化するもの、これがまず1点目でございます。

2点目、審理員制度の導入ということで、これまで個々に設けられておったんですけども、今回の改正により処分に関与していないなど一定の要件を満たす審理員が審査請求の審理を行うこととされたというものが2点目でございます。

3点目が、行政不服審査会への諮問手続の導入ということで、処分または採決の段階で他の第三者機関が関与している場合等を除き、行政不服審査会等への諮問を義務づけられたものでございます。

それから4点目、審査請求期間の延長でございますが、旧法においては60日とされていましたが審査請求期間を、3月に延長することになったもの、以上が4つのポイントでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）内容はかなり多岐にわたっておりますので、ただいま説明いただいた点で幾分か理解いたしましたけれども、まだまだきちんとこの中身について検討する必要があるかなというふうに感じておりますので、これは委員会付託をする議案ではありますけれども、委員会までに今ご説明いただいたような内容が、恐らく何らかの資料があるかと思っておりますので、それをちょっとコンパクトにまとめた委員会審議のための説明資料を議員全員に配付していただきたいと思うんですが、お願いできますか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）はい、わかりました。それでは、資料のほう作成いたしましたして各議員のほうに配付させていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会議事規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第20 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）それでは、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書26ページをごらんください。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

27ページは、改め文でございます。

本条例によりまして、第1条、一般職職員給与条例、第2条、勤務時間、休暇等条例、及び第3条、人事行政運営等公表条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後ろ、資料5-1をごらんください。

まず、第1条でございます。

一般職職員給与条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条は給料表の規定でございます。

現行、第1項及び第4項の次の「別表」を、新たに別表第2を追加することから、「別表第1」に改正するものでございます。

第3項につきましては、現行では一般職職員給与規則に規定しております級別基準職務表を、職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容をより明確化するため、別表第2として本条例に規定するものでございます。

別表第2の表中、基準となる職務につきましては職員の職務の複雑、困難及び責任の程度により現行の職務に整合させ、補職名等を規定したものでございます。

資料5-2をごらんください。

第2条、勤務時間、休暇等条例の新旧対照表でございます。

第1条は、目的の規定でございます。

本条例につきましては、法改正による項ずれに合わせ改正するものでございます。

資料5-3をごらんください。

第3条、人事行政運営等公表条例の新旧対照表でございます。

第2条は、任命権者の報告の規定でございます。

第2項につきましては、毎年12月に広報紙にて公表しております事項に関する規定で、改正案では新たに第6号、休業の状況及び第9号、退職管理の状況を追加し、現行第7号の勤務成績の評価が人事評価と改正されたことから、第2号として新たに規定したものでございます。

また、これらの追加により現行の各号を繰り下げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書27ページにお戻りください。

下から2行目の、附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第21 議案第17号 退職管理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）それでは、議案第17号 退職管理に関する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書28ページをごらんください。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

29ページが退職管理に関する条例でございます。

本条例につきましては、職員が離職後に営利企業等に再就職し、現職職員に対して職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼することについては職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから、再就職者による依頼等の規制を行うことを目的として地方公務員法の改正が行われ、職員の退職管理に関する規定が申請されました。

この法改正を受け、本町においても退職管理に関する事項を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、条例内容の説明の前に、地方公務員法の改正概要についてご説明させていただきます。

1つ目といたしまして、元職員による働きかけの規制でございます。離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に関する職員に対し契約事務等の要求、または依頼などを離職後2年間禁止するものでございます。この条項につきましては、全職員に該当するものでございます。

2つ目として、働きかけ規制違反に関する監視でございます。働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について任命権者が調査を実施し、公平委員会は任命権者が行う調査を公正に行われるようその開始から終了までを監視するものでございます。

3つ目として、地方公共団体の講ずる処置として今回条例規定するものでございます。

それでは、退職管理に関する条例内容についてご説明させていただきます。

第1条の趣旨につきましては、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の、再就職者による依頼等の規制につきましては、地方公務員法の規定によるもののほか、再就職者のうち国家行政組織法に規定する部長または課長の職に相当する職として規則で定める者が離職した日の5年前の日より前についていた部署の職員に対し、契約等事務に関し離職後2年間職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないとする規定でございます。

第3条の任命権者への届出につきましては、管理または監督の地位にある職員の職として規則で定める者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についての場合または営利企業の地位についての場合は、日々雇い入れられる者となった場合やその他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより速やかに離職した職またはこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届けなければならないとする規定でございます。

附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、議案第17号 退職管理に関する条例についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第22 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）それでは、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書30ページをごらんください。

提案理由でございます。

労働者災害補償保険法による年金たる給付と厚生年金保険法による年金たる給付との併給調整の規定が改定されることに合わせて、非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

31ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後

る、資料6-1をごらんください。

附則第5条、他の法令による給付との調整の規定でございます。第1項は、本条例による年金補償と他の法律により年金給付された場合の併給調整で、資料6-2の表中、上から2段目の傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合は調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

次に、資料6-5をごらんください。

第2項は、本条例による休業補償と他の法律による年金が給付された場合の併給調整で、資料6-6の表中、上から2段目の休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合は、調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書31ページにお戻りください。

附則でございます。第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。この条例による改正後の非常勤職員公務災害補償条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び休業補償につきましては、なお従前の例によるものとする規定でございます。

以上で、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第23 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書32ページをごらんください。

提案理由ですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、農業委員会等に関する法律が改正されることに伴い、議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、33ページをごらんください。

議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の改め文でございます。説明は、新旧対照表にてご説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料7をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により引用条文の条ずれが生じ、改正が必要となりますので、現行第29条第4項を第35条第4項に改めるものでございます。

恐れ入りますが、33ページにお戻りください

下から2行目、附則をごらんください。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていた

できます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対しての質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第24 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書34ページをごらんください。

提案理由ですが、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、消費者安全法の改正が行われることに伴い、消費生活センター条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

まず、改正内容の説明の前に、消費者安全法の改正の概要について簡単にご説明させていただきます。

改正の背景といたしまして、高齢者からの相談件数の増加や高齢者等の消費者被害が深刻になったこと、また消費生活相談の質の向上や消費生活相談員が専門職であることをより明確にするとともに、その信頼を一層向上させるなどの必要があったものでございます。

このような状況を受け、消費生活相談員の職を法律上に位置づけるとともに、消費生活センターの組織、運営等に関する条例を整備することなどが規定されたものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書35ページをごらんください。

消費生活センター条例の一部を改正する条例の改め文でございます。

説明は、新旧対照表にてご説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条、現行、消費生活センターの設置についての規定でございましたが、新たに消費生活センターの組織や運営並びに情報の安全管理に関する事項などについて規定を行ったため、見出しを設置から趣旨に改正するとともに、その内容を規定したものでございます。

次に、第3条、公示でございます。

消費生活センターを設置したときまたは変更したときは、第1号、センターの名称及び位置、第2号、法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間を公示することを規定したものでございます。

次に、第4条、センターの事務でございます。

現行第3条において各号列記しておりましたが、新たな事務等にも迅速に対応できるよう法律に規定されている事務の条文を直接引用することとしたものでございます。

次に、8-2ページをごらんください。

第5条、職員等でございます。

第2項は、第3条において消費生活センターの略称規定を行ったため、消費生活を削除したものでございます。次に、第3項は、消費者生活相談員の規定でございます。現行は、消費生活相談員の法的位置づけが不明確であったため、今回の改正において消費生活センターの重要な役割を踏ま

え、一定の知識及び技術を有することが客観的に確認される者によって消費生活相談が行われることが望ましいとの考えのもと、消費生活相談員資格試験合格者を消費生活相談員と規定したものでございます。

なお、本町の現在の相談員につきましては、改正法附則第3条の規定に基づき合格者とみなされる資格を保有しておりますので、特段影響するものではございません。

次に、第6条、消費生活相談員の人材及び処遇の確保でございます。消費生活相談員の適切な人材の確保は特に重要であることから、雇い止めの抑止や適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる旨の規定を追加したものでございます。

次に、第7条、研修でございます。センターの職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保する旨の規定を追加したものでございます。

次に、第8条、情報の安全管理でございます。センターは、消費者の個人情報や事業者情報を含めて漏えい、滅失または毀損の防止など情報の適切な管理のため必要な措置を講じる旨の規定を追加したものでございます。

最後に、現行第5条を第9条に改めるものでございます。この改正は、条文の追加に伴う条ずれによるものでございます。

それでは、36ページにお戻りください。

下から2行目、附則をごらんください。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第25 議案第21号 学童保育所条例の件及び日程第26 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

本2件について、説明を求めます。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、議案第21号並びに議案第22号について、ご説明させていただきます。

まず、議案第21号 学童保育所条例についてでございます。

議案書37ページをごらんください。

提案理由でございますが、本町が児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業を実施するに当たって、当該事業の実施施設として熊取町学童保育所の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものです。

38ページをお開きください。

学童保育所条例、第1条は趣旨で、この条例は、児童福祉法第6条に規定する保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、同法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業を実施する熊取町学童保育所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条は、学童保育所の名称及び位置について、42ページの別表第1のとおり定めるものでございます。こちらのほうは、後ほどごらんください。

次に、第3条は、学童保育所への入所資格を定めており、第1項第1号から第3号で本町に居住しかつ住民基本台帳の規定により本町の住民基本台帳に記録されていること、労働または疾病等の

事由により放課後に保護者が家庭にいない状態であること、学校教育法第1条に規定する小学校に在籍していることと規定しています。

次に、第4条は、指定管理者による管理を規定しており、学童保育所の管理は地方自治法の規定に基づき法人そのほかの団体で町長が指定するものに行わせると定めております。

次に、第5条は、指定管理者の業務の範囲を規定しており、放課後児童健全育成事業に関する業務や、学童保育所の入所申請及び許可、学童保育所の利用料金、学童保育所の施設、設備の維持管理のそれぞれに関する業務のほか、町長が必要と認める業務としております。

次に、第6条は、指定管理者の管理の期間を指定の日から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げないとするものでございます。

39ページをごらんください。

第7条は、指定管理者の手続を定めるもので、第1項では指定管理者を公募により募集する旨を、第2項では指定を受けようとする団体は申請書に規則で定める書類等を添付して町長に申請しなければならない旨を定めております。

次に、第8条は、指定管理者の指定に関して、まず第1項で第7条の規定による申請をした団体のうち、第1号、学童保育所の平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うことができること、第2号、第5条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有していること、第3号、利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること、第4号、学童保育所の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること、第5号、学童保育所の効用を最大限に発揮できること、第6号、管理に係る経費を縮減できる見込があること、第7号、そのほか、町長が定める要件、のいずれにも適合しかつ第5条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補者として選定し、第2項では、候補者として選定した団体について議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする旨を定めております。

次に、第9条は、指定管理者の指定の告示等で、第8条の規定による指定があったときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を告示しなければならないこと、第2項では、指定管理者はその名称または住所を変更しようとするときは、その旨を届け出なければならないこと、第3項では、その変更の届け出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならないこと、第4項では、指定管理者の指定の取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならないことを定めています。

40ページをお開きください。

第10条は、事業報告書の作成及び提出についての規定で、指定管理者は管理業務の実施及び利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、そのほか管理実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項について毎年度事業報告書を作成し、提出しなければならない旨を定めています。

次に、第11条は、業務報告の聴取等についての規定で、指定管理者に対して管理業務や経理状況等に関し、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる旨定めております。

次に、第12条は、指定の取り消し等で、指定管理者が第11条の指示に従わないとき、そのほかの指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときはその指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨を定めております。

また、第2項では、第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合に、指定管理者に損害が生じても、町長は賠償の責めを負わない旨を規定しています。

次に、第13条は、学童保育所の開所時間を小学校の授業終了時刻から、また小学校の休業日は午

前8時半から午後6時までとすること、また延長利用時間は午後6時から午後7時までとすることを定めております。

次に、第14条では、学童保育所の休所日を日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までと定めております。

41ページをごらんください。

第15条は、入所の申請及び許可について定めております。

次に、第16条は、児童が第3条に規定する入所資格を有しないときまたは喪失したとき、保護者が利用料金を滞納したとき、そのほか学童保育所の管理運営上支障があると認められるときは、指定管理者は入所を許可せず、または出席を停止し、もしくは許可を取り消すことができることを定めております。

第17条は、利用料金で、42ページの別表第2に記載のとおり、基本利用料金が8,000円以内、延長利用料金が30分当たり月額750円以内、1時間当たり月額1,500円以内、臨時延長利用料金が30分150円以内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする、また第5項では、利用料金は指定管理者の収入として収受させることを規定しています。

第18条は、そのほかの費用として保護者は利用料金のほか規則で定める必要な費用の実費に相当する額を負担しなければならない旨を定めております。

第19条は、既納の利用料金は還付しないこと、ただし、規則で定める基準に該当する場合はその全部または一部を還付することができることを定めております。

第20条は、利用料金について、規則で定める基準に従いあらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額または免除することができることを定めております。

第21条は、原状回復義務で、指定管理者が指定期間が満了したときまたは指定を取り消されもしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、施設等を原状に回復しなければならないことを定めています。

42ページをごらんください。

第22条は、損害賠償義務で、指定管理者または入所児童が学童保育所の施設、設備等を汚損、破損または滅失したときは、損害を町に賠償しなければならないことを定めております。

次に、第23条は、秘密保持義務で、指定管理者または学童保育所の管理業務に従事している者は、個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、学童保育所の管理に関し知り得た秘密をほかに漏らし、または自己の利益のために利用してはならないこと、また指定期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いた後においても同様とすることを定めております。

次に、第24条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を定めております。

最後に、附則でございます。第1項で、この条例は、平成29年4月1日から施行することを、第2項では、指定管理者の指定及びこれらに関し必要なそのほかの行為をこの条例の施行日前においても行うことができることを定めております。

以上で、議案第21条 学童保育所条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書44ページをごらんください。

提案理由でございますが、児童福祉法第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業の実施施設である熊取町学童保育所の指定管理者の選考に関する審議を行う機関として、本町の附属機関に、新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料9-1をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条第1号の表中、15番の野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会を16番に繰り下げ、15番として学童保育所指定管理者選定委員会を追加するもので、担当事務は学童保育所の指定管理者の選定に関する事としております。

それでは、恐れ入ります、45ページの本文にお戻り願います。

附則をごらんください。第1項、施行期日でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正を行うものでございますが、内容につきましては、先ほどと同じく新旧対照表で説明させていただきますので、恐れ入りますがピンク色の分界紙の後ろ、資料9-2をお開きください。

非常勤特別職職員報酬等条例新旧対照表でございますが、別表中、児童福祉審議会の下に学童保育所指定管理者選定委員会を追加し、報酬の額について委員長は月額8,200円、委員は月額7,700円とするものでございます。

以上で、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本2件に対しての質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから確認のため、幾分ちょっと初歩的な質問になるかと思いますが、今回学童保育所条例というものが提案されているわけなんです、これは全協でも説明がありました、これまでの運営とは変わって指定管理者というやり方を導入すると、それがために新たにこの条例を設けると、だから指定管理者制度を導入しなければこの条例は必要ない条例だという解釈でよろしいですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 内容的に、指定管理者の選定等に関する部分が入っている部分はもちろんでございますが、町が直営で、例えば委託であろうが実施する場合も同様の条例が必要になります。ただし、その際には指定管理者に関する項目というのはなくなる可能性はもちろんあるというところでございます。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） そうしますと、指定管理者を導入するという今回の方針がなくとも、この学童保育所条例というのは制定する必要があったということなんですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 先ほども申し上げた、これまではNPOが実施しており、それを補助支出しておったという段階ですね、特段条例化はしておらなかった。ただし、直接実施する、委託であろうが熊取町が実施するという形になった場合には、当然設置条例等が必要になるというところでございます。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 直接実施すると、そこはちょっとわかりにくいんですけども、私が言っているのは、指定管理者を導入するという方針を熊取町は決めたわけ、もう既に決めているわけ、けれども、そのことがもし仮になかったとしたらこの条例が必要はないのかと、そのことをお聞きしているわけです。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 端的に、どこかのタイミングで必ず必要になる条例でございます。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） そうしますと、法律的にはこういう学童保育所条例を決めるということが法的に求められているということなんですか、その指定管理者を導入するかどうかは別として。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）条例の設置が直接求められているかというところではない、ただし市町村が実施主体になりなさいよというのを求められておる、イコール条例設置が必要になるというようなところがございますので、間接的には求められておるということになるかと思えます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

14番（坂上巳生男君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第27 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書、46ページをごらんください。

提案理由でございますが、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法に基づく「保育士」と同様の業務に携わることができる「国家戦略特別区域限定保育士」が創設されたことに伴い、大阪府において保育士確保の取り組みとして、特区制度を活用し国家戦略特別区域限定保育士事業を実施することから、府内の保育所等において就労できる枠組みづくりが必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

47ページをごらんください。

本条例につきましては、先ほど申し上げました提案理由により関係条例の整備を行うものでございますが、第1条で保育所条例の一部を、第2条で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、第3条で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料10-1をごらんください。

まず、第1条の、保育所条例の一部改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第3条の職員中、保育士に「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む」を追加するものでございます。

次に、資料10-2から10-4を順次ごらんください。

第2条の、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

改正内容は、第24条第2項、第30条第1項、第32条第1項、第45条第1項、第48条第1項の保育士に、保育士条例の改正内容と同内容を追加するものでございます。

次に、資料10-5をごらんください。

第3条の、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

こちら、第11条第3項第1号の保育士に同内容を追加するものでございます。

それでは、恐れ入ります、47ページの本文へお戻り願います。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明のありました保育所条例等の一部を改正する条例なんですが、この説明の中に出てまいりました国家戦略特別区域限定保育士、そういった資格の保育士を保育所条例あるいは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、そしてまた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という3つの条例の中に、この特別区域限定保育士を加えるというのがこの改正の趣旨なんですけれども、この限定保育士というのはどういう資格なんでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）資格としては、いわゆる保育士資格と全く同じものでございます。ただし、この限定保育士の資格を取得した者は登録後3年間に限りまして資格を取得した自治体、いわゆる大阪府の試験を受けますので大阪府内のみで保育士として働くことができる、よそに行っても保育士としての資格としては認められない、ただそれが4年目以降はどこに行っても保育士として働くことができるというものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、これは大阪府内に限定された資格ということになるわけですか。そういう、その、よくわかりませんが、大阪府内のそういう専門学校とかそういうところでこういう限定保育士資格というのが認められているということなんですか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）全国でこの地域限定保育士事業を実施しておりますのは、神奈川県、大阪府、沖縄県、あと千葉県成田市のみ、この4つでございます。先ほど申し上げましたように、その4つで通常年に1回試験がございますがそれに加えてもう一度試験をする、これが限定保育士のほうになってまいります。こちらの試験で、当然いろんな試験内容、項目がございますが、例えば10個項目があったとしまして、5つが合格しておつたと。その5つの合格はこちらの地域限定保育士のほうでも持ち越されると。したがって、残りの5つ合格すればいいというような形になっていると。今まで、年に1回だったものが年に2回受験資格が与えられるというようなご理解をいただければと思います。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第28 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書、48ページをごらんください。

提案理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成28年2月3日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、恐れ入ります、ピンク色の分界紙の後ろ、資料11をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

本改正は、放課後児童支援員になることができる者を定めた規定に、学校教育法の規定による義務教育学校、いわゆる小中一貫校の教諭となる資格を有する者を加えるもので、第11条第3項第4号の中学校の後に「義務教育学校」を追加するものでございます。

恐れ入ります、49ページ、本文へお戻り願います。

附則でございしますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷陽子議員。

12番（鱧谷陽子君）すみません、今説明いただきました義務教育学校という資格というんですか、義務教育学校ということは小学校、中学校ではなくて、また別にそういう資格を持っていらっしゃる先生がいらっしゃるということなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今ご質問ありました義務教育学校と申しますのは、従来にある小学校、中学校、それをまとめて9年間でカリキュラムをつくるというふうな学校が認められたというふうなことになります。ですから、例えば小学校が6年、中学校が3年というのが今までの状況でしたが、例えば9年間を一つとして考えますので、例えば4、3、2制にする、だから低学年、中学年、高学年9年を分けて4年、3年、2年に分けたりであるとか、いわゆるそういった区切りもこの9年間の中で考えることができるというふうなことになります。

ただし、これは学校教育法第1条の一条校に含まれておりますので、いわゆる小・中学校、小学校、中学校、義務教育学校というふうな形で並列で並べられる学校であるということですので、その先生というのは当然ながら従来どおり教員採用試験に通った先生方が行かれる、あるいは教員免許を持った方が行かれるという、だから形が変わったということだけでありまして、従来からの小・中と言えば並列で同じように考えていただければ結構です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第29 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の50ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございしますが、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げ、応能負担の適正化を図るため、また国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の負担の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

51ページをお願いいたします。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございします。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、桃色の分界紙の後ろの資料12-1をごらんください。

基礎賦課限度額を規定しております第14条の6中、基礎賦課限度額について、現行の51万円を52万円に改め、後期高齢者支援金等賦課限度額を規定しております第14条の6の10中、後期高齢者支援金等賦課限度額について現行16万円を17万円に改め、介護納付金賦課限度額を規定してございます第14条の12中、介護納付金賦課限度額について現行14万円を16万円に改めるものでございます。

なお、第18条第1項前段、同じく第3項、第4項の数値の改正につきましては保険料の軽減に関する規定ですが、賦課限度額を引用している箇所がございますので同様に改正するものでございます。

それでは、内容について若干補足説明いたしますと、本町の平成27年度の賦課限度額は現行の国基準額と比べて医療分及び支援分がそれぞれ1万円、介護分で2万円合計4万円の差があるところでございます。医療分が51万円、支援分が16万円、介護分が14万円となっております。一方、平成28年度の国基準額につきましては、国民健康保険法施行令の改正により医療分及び支援分でそれぞれ2万円引き上げられまして、医療分が54万円、支援分が19万円、介護分は据え置き16万円合計4万円の引き上げになったところでございます。

このまま改訂なしでは、国と8万円の差が開くこととなっております。これらの状況を踏まえまして、本町の賦課限度額につきましては近隣市町の見直しの状況、賦課限度額超過世帯にとっての影響などを勘案するとともに、これまでの急激な引き上げを行わないとの考え方から総合的に判断した結果、今回、医療及び支援分をそれぞれ1万円、介護分を2万円、合計で4万円を引き上げるものでございます。

賦課限度額の引き上げの効果といたしましては、賦課限度額内で賦課される世帯、いわゆる中間所得層の方々の保険料の負担が軽減され、高所得者の方々の保険料の負担増となりまして、応能負担の適正化につながるものでございます。

なお、本件につきましては、平成28年2月8日に本町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、同日付で諮問どおりで差し支えないとの答申をいただいております。

続きまして、新旧対照表の資料12-1をごらんください。

保険料の減額を規定しております第18条でございますが、保険料の応益割部分を5割軽減する基準額を定めております第1項第2号中、26万円を26万5,000円に改め、また保険料の応益割部分を2割軽減する基準額を定めている同項第3号中47万円を48万円に改め、それぞれ軽減判定の基準を緩和するものでございます。

この内容についても、例年の改正でございますのでご存じのことと存じますが、若干補足をさせていただきます。

保険料軽減に係る所得判定基準の変更についてでございますが、低所得者に対する保険料軽減制度については、所得割に応じて保険料の応益割部分を7割軽減、5割軽減、2割軽減の3段階で軽減しているところでございますが、このうち5割軽減及び2割軽減の所得判定基準について、税制改正に伴いまして国民健康保険法施行令が改正されまして見直しが行われましたので、これと同様の内容で本町条例を改正するものでございます。

最後に、保険料の減免を規定しております第25条ですが、これも同様に税制改正に伴う改正で申請書の提出期限について「納期限前7日」を「納期限」に改めるものでございます。

それでは、本文ページにお戻りください。

附則でございます。第1項でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置でございますが、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました国民健康保険条例の一部を改正する条例、内容的には限度額の引き上げということが中心になっておりますが、その限度額引き上げについては、先ほどの説明にもありましたが、国民健康保険の運営協議会で答申をいただいているということで、答申に従った医療分1万円、支援分1万円、介護分2万円、計4万円の限度額引き上げであるというご説明がありましたが、その説明についての金額が妥当かどうかというその根拠、それがただいまの説明だけでは非常にわかりにくいと思います。

これにつきましては、委員会付託で事業厚生常任委員会でもた審議されるわけなんですけど、私もいつも国保運営協議会がある場合には共産党議員団として委員が参加できている場合にはいいんですけども、参加できていない場合は傍聴したりしておったんですが、今年度につきましては傍聴は残念ながらできておりません。そして、現時点では議員の参加というものがもうなくなっている状態なんです。ですから、傍聴しなければ国保運営協議会の中身もわからないということなんですけど、先だって担当職員にお願いをしまして国保運営協議会の資料は見せていただいたわけなんですけど、この委員会審議をするに当たって国保運営協議会の答申を出すに当たっての説明資料、それをぜひ全議員に配付していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）はい。今ご指摘の資料につきましては、もう既に公開等もさせていただいておりますので、ご用意をさせていただきたいと思います。

以上です。

14番（坂上巳生男君）そうしましたら、また金曜日の本会議のときに、本会議の日程中に全議員に配付できるように、その辺の手はずをよろしくお願いします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「15時03分」から「15時15分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第30 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、52ページをお開きください。

議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成27年度税制改正により、減免の申請期日が見直されたことに伴い、介護保険料の減免の申請期日についても見直しするため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきます。

ピンク色の分界紙の後ろにございます資料13をお願いいたします。

介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

当該条例第12条の保険料の減免において、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者の保険料減免の申請期限を、納期限前7日から納期限までに拡充するものでございます。

今回の改正につきましては、申請期限の延長により対象となる住民の方の利便性向上と、税等に

おける申請期限との均衡を図るものでございます。

それでは、53ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第31 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第32 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、54ページからの議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び74ページからの議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

54ページのお戻りください。

まず、提案理由でございます。議案第27号につきましては、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準に準じて定めている本町の条例にも改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

続きまして、74ページをお願いいたします。

議案第28号の提案理由ですが、こちらも厚生労働省令で定めております指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、同基準に準じて定めている本町の条例にも改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

それぞれの改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料14-1をお願いいたします。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

まず、目次でございますが、第3章の2、地域密着型通所介護ということで、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行により、平成28年4月1日から通所介護のうち、定員が18人以下の小規模な通所介護及び療養通所介護が地域密着型サービスに移行されますので、新たに基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準をそれぞれ追加するものでございます。

なお、本町におきましては、定員が18人以下の通所介護事業所につきましては、現在6事業所ございますが、1事業所が近々追加される予定となっております。また、療養通所介護事業につきましては該当する事業所はございません。

それでは、各条項の改正内容の説明に移らせていただきますが、今回の条例改正や介護保険法などの法令の改正に当たり、影響する引用条文や文言などの改正部分につきましては、説明のほうを

省略させていただきます。また、今回の改正内容につきましては、その部分がもともと大阪府において基準を定めていたものを地域密着型サービスとして町に移行されることに伴い、本町の条例にその内容を追加されるものであること、またサービス提供に関する記録の保存期間について、国の基準で2年間となったものを5年間と既に定めている他の地域密着型サービスにおける保存期間に合わせたこと以外については、国の基準どおりに定めていることを踏まえ、説明につきましては、これまでの運用と比べ、新たに規定される運営推進会議に係る部分を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

早速ですが、少し飛びまして、資料14-3をお開きください。

第3章2 地域密着型通所介護でございますが、先ほども申し上げましたが、定員が18人以下の小規模な通所介護及び療養通所介護が、地域密着型サービスに移行されることにより、新たに地域密着型通所介護の基準を追加するものでございます。

第1節、基本方針でございます。まず、第59条の2でその内容を規定しております。

資料14-4に移っていただきまして、第2節 人員に関する基準でございます。

59条の3で指定地域密着型通所介護事業所ごとに配置する従業員の員数について、少し飛んでいただきまして、資料14-7、第59条の4では管理者の設置についてそれぞれ規定しております。

続きまして、第3節設備に関する基準でございますが、第59条の5で当該事業所に備えるべき設備及び備品等について規定しております。

次に、資料14-8、下のほうで第4節、運営に関する基準でございますが、第59条の6では当該事業所における利用者の心身の状況等の把握について、また資料14-9に移っていただきまして、第59条の7では当該事業者における利用料等の受領について、また資料14-10に移っていただき、第59条の8では指定地域密着型通所介護の基本取扱方針を、第59条の9では指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針をそれぞれ規定しております。

資料14-11の一番下から資料14-12にかけて、第59条の10で地域密着型通所介護計画の作成について、第59条の11では管理者の責務について、また資料14-13に移っていただきまして、第59条の12では事業における運営規程について、またその下の第59条の13では従業員の勤務体制の確保等について、それぞれ規定しております。

次のページ、資料14-14をお願いいたします。

第59条の14では利用者に係る定員の遵守について、また第59条の15では非常災害対策について、また第59条の16では施設、設備などに係る衛生管理等について、それぞれ規定しております。

次に、第59条の17では地域との連携等について定めており、この条項が新たに規定される部分でございます。第1項において、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者などにより構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと定めております。

次のページ、資料14-15、第2項では運営推進会議の記録の作成とその公表について、第3項では地域との交流について、第4項では利用者からの苦情に関し協力する努力義務をそれぞれ規定し、第5項では指定地域密着型通所介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならないとしております。

次に、その下の59条の18では事故発生時の対応について規定しております。

また、次のページ、資料14-16の中ほど、第59条の19では当該事業者における記録の整備について定めており、第2項において、利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間について、国の基準では2年間となっておりますが、ほかの地域密着型サービスの保存期間と合わせ5年間としております。なお、この部分が国基準と異なっているところでございます。

次に、資料14-17をお開きください。

第59条の20は、準用規定となっております。

続きまして、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。

第1款 この節の趣旨及び基本方針でございますが、まず第59条の21でこの節の趣旨について、資料14-18に移っていただき、第59条の22で基本方針について、それぞれ規定しております。

続きまして、第2款 人員に関する基準でございます。

まず、第59条の23では指定療養通所介護事業所ごとに配置する従業者の員数について、資料14-19に移っていただき、第59条の24では管理者の設置について、それぞれ規定しております。

続きまして、第3款 設備に関する基準でございます。

まず、第59条の25では当該事業所における利用定員について、第59条の26では備えるべき設備及び備品等について、それぞれ規定しております。

続きまして、資料14-20に移っていただきまして、中ほどの第4款 運営に関する基準でございます。

まず、第59条の27では利用申込者やその家族に対する内容及び手続の説明及び同意について、また第59条の28では当該事業者が行う利用者の心身の状況等の把握について、それぞれ規定しております。

次に、資料14-21をお開きください。

第59条の29では指定居宅介護支援事業者等との連携について、またこのページの一番下から資料14-22にかけて、第59条の30では指定療養通所介護の具体的取扱方針について、また第59条の31では療養通所介護計画の作成について、それぞれ規定しております。

次のページ、資料14-23をお開きください。

第59条の32では、緊急時等の対応について、資料14-24に移っていただき、第59条の33では、管理者の責務について、それぞれ規定しております。

次のページ、資料14-25をお開きください。

第59条の34では事業所における運営規程について、また第59条の35では緊急時対応医療機関について、資料14-26に移っていただき、第59条の36では安全・サービス提供管理委員会の設置について、それぞれ規定しております。

次に、このページの下の方から資料14-27にかけて、第59条の37では当該事業者が行う記録の整備について規定しており、第2項において利用者に対するサービス提供に関する記録の保存期間について、国の基準では2年間となっておりますが、ほかの地域密着型サービスの保存期間と合わせ5年間としております。この部分につきましても、国基準と異なっているところでございます。

次の第59条の38は準用規定となっております。

次に、資料14-28に移っていただきまして、第60条から資料14-34の第79条にかけての改正部分につきましては、今回の条例改正や介護保険法などの法令の改正に当たり影響する引用条例や文言などの改正となっておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

また、このページ、下の方の第80条の準用規定でございますが、認知症対応型通所介護事業所に係る規定で、新たに運営推進会議の設置が必要となることから、第59条の17を準用することを定めているものでございます。なお、本町におきましては、認知症対応型通所介護事業所については該当する事業所はございません。

次に、資料14-35をお開きください。

中ほどの第87条以降、資料14-46までにつきましても、今回の条例改正や介護保険法などの改正に係る影響部分でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

それでは、73ページのほうをお願いいたします。

当該条例の附則でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次のページ、74ページをお願いいたします。

続きまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましても、説明につきましては新旧対照表で行いますので、ピンク色の分界紙の後ろにございます資料15-1をお願いいたします。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

まず、第9条につきましては、介護保険法の改正に合わせ、引用条項の改正でございます。

次のページ、資料15-2、第39条につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における運営推進会議の設置に係る規定の追加でございますが、内容は、先ほどの認知症対応型通所介護の内容と同じでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

資料15-3をお開きください。

第40条第2項第6号につきましては、第39条において運営推進会議の設置を規定されましたので、運営推進会議の記録について追加するものでございます。なお、本町におきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業所につきましては該当する事業所はございません。

次の第62条の削除以降につきましては、介護予防認知症対応型通所介護に新たに運営推進会議に係る規定を定めたことによる引用箇所の改正を行うものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、76ページにお戻りください。

当該条例の附則でございますが、こちらにつきましても、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鯉谷議員。

12番（鯉谷陽子君）失礼します。

先ほど説明がありまして、指定地域密着型のこれをしているところは、これに移るところというのは1カ所とお聞きしたんですけれども、後のほうの第28号に規定されております指定地域密着型介護予防に関しましては、熊取町では施設としては存在しているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、お答えします。

まず、指定地域密着型サービスの部分なんですけれども、今回の条例改正の該当する事業所、通所介護事業所に当たる部分で18名以下の部分、これが地域密着型に移ってくるということで、こちらはその提案の中で説明させていただきましたけれども、現在町内では6カ所ございまして、新たに、近々ですけれども1カ所追加される予定でございます。

介護予防の分なんですけれども、こちらにつきましては、今回の条例の改正部分につきましては、介護予防の認知症対応型通所介護の事業所の改正でございますけれども、こちらにつきましては、町内の事業所はございません。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(重光俊則君)次に、日程第33 議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件及び日程第34 議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目(水道事業用地)地区地区計画の区域内にいける建築物の制限に関する条例の件を、一括して議題といたします。

本2件について、説明を求めます。田畑事業部理事。

事業部理事(田畑 洋君) それでは、議案第29号並びに議案第30号についてご説明させていただきます。

それでは、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の77ページをごらんください。

提案理由でございますが、熊取駅西地区の良好な市街地環境の形成を図るために定める地区計画の内容のうち、特に重要な事項につきまして、その実現を確保するため、建築基準法の規定に基づきまして、新たにこの条例案を提出させていただくものでございます。

なお、この条例は、昨年9月11日及び本年2月19日開催の議員全員協議会におきましてご説明させていただきました熊取駅西地区地区計画の区域の周辺の住環境と調和のとれた商業施設の開発を誘導するため、当該用途地域の制限に上乗せしまして建築物の制限を行うものでございます。

それでは、本条例の内容についてご説明させていただきます。

議案書78ページのほうをお目通しください。

第1条の目的でございますが、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づきまして、南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることによりまして、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としてございます。

次に、第2条の定義でございますが、条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令及び熊取駅西地区計画の定めるところによるものでございます。

第3条の適用区域でございますが、ピンク色の分界紙の後ろの資料16をごらん願います。

計画図の概要図でございます。適用区域につきましては、計画図(概要図)の赤線の枠内の区域を設定するもので、用途地域を第1種住居地域から近隣商業地域に変更する区域と同様の区域としてございます。

続きまして、第4条、第5条、78ページのほうにお戻りください。

第4条及び第5条には、具体的な建築物の制限を規定してございます。

まず、第4条の建築物の用途の制限でございますが、第1号では、マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、第2号では、工場、ただし自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものは除きます。第3号では、自動車教習所、第4号では、畜舎について、建築できないということになってございます。なお、これらの制限内容につきましては、区域に隣接する泉佐野市域での地区計画の制限内容と整合を図ってございます。

続きまして、第5条の壁面の位置の制限でございますが、いわゆる壁面後退でございますが、店舗、事務所等での用途で使用する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を対象としてございます。

恐れ入りますが、再度、資料16をごらんください。

先ほどの計画図(概要図)で、次に緑色の破線で示してございます境界線の部分に対しまして、1.5メートル以上の壁面後退を規定してございます。なお、この制限につきましては、隣接する既存の住宅地への圧迫感の軽減等を図るためのものでございます。

次に、78ページにお戻りください。

次に、第6条の公益上必要な建築物の特例でございますが、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した物につきましては、用途や壁面後退の制限の規定は適用しないものとしてございます。

次に、第7条の罰則でございますが、第1項第1号から第3号のそれぞれの違反者に対して、20万円以下の罰金を処するものでございます。なお、この罰金額につきましては、既に平成12年に制定しておりますつばさが丘地区及び若葉2丁目大学地区の地区計画に関する条例での罰金額と整合を図ってございます。

78ページの第1項第1号でございますが、第4条の用途制限に違反した建築主に対する罰則でございます。

次に、79ページをごらんください。

第2号は、建築基準法第87条第2項において準用する第4条の違反、つまり建築物を建てた後、その建築物の用途を変更した際に違反した所有者などに対する罰則でございます。

第3号は、第5条の壁面後退の制限に違反した設計者等に対する罰則でございます。

次に、同じく第7条第2項でございますが、第1項第3号の違反が建築主の故意による場合に、罰金刑を科する者の範囲を規定してございます。

続きまして、第3項でございますが、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第1項及び第2項の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても20万円以下の罰金刑を科するというものがございます。

続きまして、第8条委任でございます。条例の施行に関して必要な事項は、町長が定めるというものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、熊取駅西地区地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日、すなわちこの地区計画の都市計画決定を告示した日としてございまして、予定では今月30日から施行するものとしてございます。

以上で、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、議案書の80ページをごらんください。

南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内にける建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、周辺の低層住宅地のゆとりある住環境を保全するために定める地区計画の内容のうち、特に重要な事項につきまして、その実現を確保するため、建築基準法の規定に基づきまして、新たにこの条例案を提出させていただくものがございます。

この条例案につきましても、先ほどの熊取駅西地区と同様に、通常の当該用途地域の制限に上乘せをしまして、建築物の制限を行うものがございます。

それでは、本条例の内容についてご説明させていただきます。81ページをごらんください。

第1条の目的及び第2条の定義につきましては、熊取駅西地区の条例と同じ内容でございますので、ご説明は省略させていただきます。

第3条の適用区域につきましては、希望が丘二丁目の水道事業用地の区域でございまして、用途地域を第1種低層住居専用地域から準住居地域に変更する区域と同様の区域としてございます。

続きまして、第4条、第5条及び第6条には、具体的な建築物の制限を規定してございます。

まず、第4条の建築物の用途の制限でございますが、適用区域内には、上水道事業の用に供する庁舎、上水道施設及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築できないということになってございます。

続きまして、第5条の壁面の位置の制限でございますが、第1項では、隣接する低層住宅地への

圧迫感の軽減や日照の確保のために、1.5メートル以上の壁面後退を規定してございます。

次に、第2項は、第1項の制限の緩和規定でございます。建築基準法施行令における第1種低層住居専用地域の緩和規定を準用しているものでございます。

続きまして、第6条の建築物の高さの最高限度でございますが、周辺の低層住宅地への圧迫感の軽減を抑えるために、高さは12メートルを超えてはならないものとしてございます。また、区域の北側の住宅地の日照確保をするため、北側車線の制限を規定してございます。

続きまして、82ページをお開きください。

第7条の公益上必要な建築物の特例でございますが、この特例につきましては、将来の土地利用の可能性を勘案し、土地の利用状況に照らして周辺住宅地の良好な住環境を害するおそれがないと認めて許可したものににつきましては、用途や壁面後退、高さの制限の規定は適用しないものとしてございます。

第8条の罰則及び第9条の委任でございますが、これらの規定につきましても、熊取駅西地区の条例と同内容でございますので、この説明は省略させていただきます。

最後に、附則でございますが、この条例におきましても、希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日、すなわちこの地区計画の都市計画決定を告示した日としてございまして、予定では同じく今月30日から施行するものとしてございます。

以上で、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（重光俊則君）以上で、説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。阪口議員。6番（阪口 均君）駅西のことでお聞きしますが、泉佐野市との建物制限、調整ができていたという話でしたすけれども、この赤のエリアから外環よりの熊取エリアがありますよね。ここに例えばマージャン屋ができるとかいうふうなことの制限というのは係らないんですか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）泉佐野市域の分でございますが、今言うている駅西から外環までの、ちょうど踏切渡って行くところの間だと思うんですけども、その間につきましては、今回の駅西事業の泉佐野市域のほうは区域には入ってございません。住吉川という河川沿いから西側のほうが区域となっておりますので、区域外ということになります。

その区域外のところについては、同じく近隣商業地域を泉佐野市のほうは用途を変更してございますので、それに係る地区計画の建築条例、今回私どもが条例提案させていただく分を、上程予定が一応6月議会に上程するというで聞いております。内容については、整合させていただいているということで、マージャン屋のほうとか、そういういった風営法に係る分についてはできないという制限にしてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第35 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長（南 和仁君） それでは、議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の83ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、泉州南消防組合規約の執行機関の選任及び任期を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するため、同法第290条の規定により提案するものでございます。

続きまして、議案書のピンクの分界紙以降の資料のうち、資料17-1をごらんください。

泉州南消防組合規約の一部を変更する規約案でございます。泉州南消防組合規約の一部を次のように変更するというものでございますが、内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

次のページの資料17-2をごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、第11条執行機関の選任につきまして、泉州南消防組合の管理者と会計管理者を、構成市町のうち、市の長からの互選とするための改正を行うものでございます。

第11条第1項中、現行の管理者は、関係市町の長の互選により選出するとの規定のうち、下線部、「長の」を「市の長のうちから」と改め、また同条第3項中、会計管理者は管理者の属する市町の会計管理者をもって充てるとの規定のうち、下線部、「市町」を「市」に改めるものでございます。

次に、第12条、執行機関の任期につきましては、任期を2年と定めるために、第12条中、現行の管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の任期によるとの規定のうち、下線部、「関係市町の長の任期による」を「2年とする」と改め、これに伴い、第2項として、関係市町の長でなくなったときは、管理者又は副管理者が職を失うことと、第3項として、2年の任期中に关系市町の首長がかわった場合に、その新たな首長の管理者又は副管理者としての任期は、前任者の残任期間とするための規定を追加するものでございます。

申しわけございませんが、ページ資料17-1に戻っていただきまして、中ほどの附則の施行期日でございます。

施行日は、本件審議を経た後、地方自治法第286条の規定に基づき、大阪府知事の許可のあった日からとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、新たな任期の区切りを平成28年4月1日からとし、この規約変更の施行の際、現に在任している管理者及び副管理者の任期については、改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとするものでございます。

以上で、泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ただいまご説明いただきましたが、第11条第1項中、「長の」を「市の長のうちから」に改めると、これまで市町ということで、熊取町もその管理者の対象に入っておったわけなんです。今回、市の長のうちから互選により選出すると、そういうふうに変更になったその理由はどういうことなんでしょうか。

議長（重光俊則君） 南企画部長。

企画部長（南 和仁君） 議員おっしゃいますように、これまで市も町も含めた中での管理者の選任ということであったわけですが、このたび6つの団体の首長がご協議なされて、行政規模も比較的、市のほうが大きいと、また消防行政につきましても経験があるということで、まずは市の首長のほうから管理者を選任し、5名の副管理者を選任していくということで協議が調ったというように聞いてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第36 議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについてご説明させていただきます。

議案書84ページをごらんください。

提案理由ですが、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定に基づき、大阪府から権限移譲を受ける環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議するため提出するものでございます。

本議案の権限移譲に係る委託につきましては、昨年12月に各議員に資料提供をさせていただいておりますが、まず概要について、簡単に説明をさせていただきます。

大阪府からの権限移譲として、保健分野の2事務、農林分野の12事務の計14事務の移譲を受け、事務の実施に際しては3市3町の広域連携により、泉佐野市に一括して委託を行うこととするものでございます。経費の負担につきましては、大阪府から措置される事務移譲交付金を同額事務負担金として、泉佐野市に支払うこととしております。

それでは、規約についてご説明いたします。

ピンク色の分界紙の後ろ、資料18をごらんください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約でございます。

第1条、委託事務の範囲でございます。大阪府から権限移譲を受け、泉佐野市に管理及び執行を委託する14事業で、第1号、第2号は保健分野、第3号から第14号までは農林分野の12事業を、各号列記する規定でございます。

第2条、管理及び執行でございます。委託事務の管理及び執行については、泉佐野市の条例及び規則その他の規程等により行う旨の規定でございます。

第3条、経費の負担でございます。第1項は、委託事務の管理及び執行に要する経費は、熊取町の負担とする旨、第2項は、経費の額及び支払の時期は、泉佐野市長と熊取町長が協議して定める旨の規定でございます。

第4条、収入の帰属でございます。委託事務の管理及び執行に伴う収入の帰属は、泉佐野市長と熊取町長が協議して定める旨の規定でございます。

第5条、連絡会議でございます。泉佐野市長及び熊取町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開く旨の規定でございます。

第6条、委任でございます。この規約に定めるもののほか、委託事務について必要な事項は、泉佐野市と熊取町長が協議して定める旨の委任規定でございます。

最後に、附則、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第37 議案第33号 町道路線認定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それでは、議案第33号 町道路線認定についてご説明申し上げます。

議案書の85ページをごらんください。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

今回、町道路線認定する路線につきましては、表に記載のとおり、路線番号824号から828号までの5路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましても、表に記載のとおりでございますので、ご説明は省略させていただきます。

内容につきましては、資料によりご説明いたしますので、ピンク色の分界紙以降の資料19—1をごらんください。

資料19—1は、新規認定路線の一覧表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載してございます。今回の認定により、新たに5路線、総延長434.3メートルについて、町道路線認定を行うものでございます。

次に、各路線の内容についてご説明いたします。

次のページの資料19—2をごらんください。

新野田地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路で、路線番号824号、町道松風台9号線でございます。

次のページの資料19—3をごらんください。

大久保西地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路で、路線番号825号、町道大久保西4号線でございます。

次のページの資料19—4をごらんください。

大久保中地区の住宅建築に伴い寄附を受けた道路で、路線番号826号、町道大久保中2号線でございます。

次のページの資料19—5をごらんください。

五門東地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路で、路線番号827号、町道五門東15号線でございます。

次のページの資料19—6をごらんください。

大宮地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路で、路線番号828号、町道大宮3号線でございます。

以上、5路線の延長424.3メートルを、今回、町道路線認定することにより、道路の路線数が827路線、総延長が15万6649.3メートルとなるものでございます。

以上で、議案第33号 町道路線認定についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第38 議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長（南 和仁君） それでは、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきまして説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては、300万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、また熊取町文化振興財団の解散に伴う出損金返還金及び財政調整基金への積み立てなどが主な内容となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,711万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,220万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございます。順次説明させていただきます。

4ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 総務費、項 総務管理費の人事給与システム改修事業21万6,000円でございますが、これは当初予算で計上しておりましたマイナンバー制度に対応するための人事給与システムの改修について、完了が翌年度になることから繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページに移りまして、第3表地方債補正でございます。

変更でございますが、北保育所耐震補強事業債につきましては、事業費の確定に伴い、借入限度額を60万円増の160万円とするものでございます。次の水道事業会計出資債につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定に伴い、限度額を1,400万円減の3,100万円とするものでございます。次の町道舗装事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,680万円減の3,720万円とするものでございます。次の町道小谷穴釜線整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,530万円減の490万円とするものでございます。次の町道貝塚日根野線整備事業債につきましては、事業未執行により、限度額を1,480万円減の皆減とするものでございます。次の交通安全施設整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を230万円減の310万円とするものでございます。次の道路附属物修繕事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を150万円減の50万円とするものでございます。次の橋りょう修繕事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,330万円の減で960万円とするものでございます。次の永楽ダム周辺道路法面修繕事業債につきましては、事業未執行により、限度額を220万円減の皆減とするものでございます。次の町道野田中央線整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を80万円増の1,250万円とするものでございます。次の公園整備事業債につきましては、長池オアシス公園設計業務ほか2件の未執行により、限度額を2,580万円減の4,500万円とするものでございます。

続いて、6ページをごらんください。

防災行政無線デジタル化事業債につきましては、事業費の確定見込みにより、限度額を4,590万円減の3億1,870万円とするものでございます。次の中学校非構造部材耐震補強事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を940万円減の2,080万円とするものでございます。次の総合体育館非構造部材耐震補強事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を160万円減の360万円とするものでございます。

いずれも、起債の方法、利率等につきましては、補正前と変更はございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割1,100万円の増額、滞納繰越分300万円の増額及び目 法人の法人税割3,200万円の増額につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

次に、項 固定資産税、目 固定資産税の滞納繰越分150万円の増額及び項 町たばこ税、目 町たばこ税1,000万円の増額につきましても、いずれも決算見込みによるものでございます。

その下の款 地方消費税交付金、項 地方消費税交付金、目 地方消費税交付金2億3,600万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

次に、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税715万円の増額につきましては、国補正の予算に伴う調整額の復活によるものでございます。

その下の款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金550万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

また、その下の保育所運営費負担金1,334万7,000円の減額につきましては、保育料徴収見込み額の増によるものでございます。

また、その下の児童手当負担金935万8,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。また、その下の保険基盤安定負担金939万3,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,109万7,000円の減額につきましては、介護職員初任者研修講座に係る事業不採択によるものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金、節 道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金8,170万8,000円の減額につきましては、交付額確定によるものでございます。次の節 都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金2,871万9,000円の減額につきましては、交付額確定によるものでございます。次の節 住宅費補助金の社会資本整備総合交付金334万9,000円の減額につきましては、木造住宅耐震改修補助に係る交付見込み数の減及び総合体育館非構造部材耐震補強設計業務に係る交付額確定によるものでございます。次の目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金473万5,000円の減額につきましては、中学校非構造部材耐震化事業に係る交付額確定によるものでございます。

12ページ、13ページをごらんください。

款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障害者自立支援給付費負担金275万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。次の保険基盤安定負担金17万7,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。次の保育所運営費負担金667万4,000円の減額につきましては、保育料徴収見込み額の増によるものでございます。次の児童手当負担金209万7,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。次の保険基盤安定負担金521万9,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

続いて、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の森林環境税導入準備交付金59万8,000円の増額につきましては、府税として新たに課税される森林環境税の賦課に係る導入準備交付金でございます。

その下の目 民生費府補助金の重度障害者医療費補助金500万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

その下の地域福祉・子育て支援交付金661万2,000円の増額につきましては、内示によるものでございます。

続いて、目 農林水産業費府補助金のため池等整備事業補助金600万円の減額につきましては、

ため池ハザードマップ作成に対する補助金でございますが、府補助に係る国庫割り当てがなかったことによる皆減でございます。

その下の目 土木費府補助金の震災対策推進事業補助金77万5,000円の減額につきましては、木造住宅耐震改修補助に係る交付見込みの減によるものでございます。次の目 教育費府補助金、節

小学校費補助金の大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金2,206万5,000円の減額及びその下の節 中学校費補助金の同補助金978万3,000円の減額につきましては、いずれも太陽光発電設備等設置事業費の確定によるものでございます。

続いて、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子25万4,000円の増額につきましては、各基金の運用益の確定によるものでございます。

その下の、項 財産売却収入、目 不動産売却収入の土地売却収入504万4,000円の増額につきましては、町有財産払い下げに伴う土地売買代金でございます。

その下の出損金返還金の熊取町文化振興財団出損金返還金3億1,060万3,000円の増額につきましては、熊取町文化振興財団の解散に伴う出損金返還金となっております。

続いて、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄付金8,381万5,000円の増額及び目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1,445万7,000円の増額につきましては、いずれも寄附実績によるものでございます。

その下の目 民生費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金200万円の増額及び目 教育費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金3万円の増額につきましては、いずれもくまとりふるさと応援基金へ積み立て、28年度に活用するものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金2,500万円の増額及び目 財政調整基金繰入金2億8,091万2,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に目 地域福祉基金繰入金262万円の減額につきましては、地域福祉・子育て支援交付金の増によるものでございます。

14ページ、15ページをごらんください。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入の消防団員退職報償金共済金39万3,000円の増額につきましては、消防団員退職報償金の増によるものでございます。

その下の電算機使用負担金225万5,000円の減額につきましては、介護保険特別会計からの負担金の減によるものでございます。次の自動販売機取扱手数料1万9,000円の増額につきましては、駅下にぎわい館設置の自動販売機の売り上げ増によるものでございます。次の公益信託泉州地域振興基金助成金30万円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

その下の訴訟経費等他会計負担金1,279万8,000円の増額につきましては、住民訴訟等に要した経費に係る水道事業会計及び下水道事業特別会計からの負担金となっております。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の債権整理対策事業、供託金242万円の減額につきましては、損害賠償請求訴訟の判決確定によるものでございます。

その下の目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金3億1,060万3,000円の増額につきましては、熊取町文化振興財団出損金返還金分の積み立てとなっております。次の公共施設整備基金事業、公共施設整備基金積立金512万9,000円の増額につきましては、運用益及び土地売却収入の積み立てとなっております。また、減災基金積立事業、減災基金積立金2万6,000円の増額につきましては、運用益の積み立てでございます。

その下の目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立金8,441万3,000円の増額につきましては、

寄附実績及び自動販売機取扱手数料分の積み立てとなっております。

続きまして、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業、国・府支出金等返還金1,613万9,000円の増額につきましては、平成26年度臨時福祉給付金給付事業費及び事務費の確定による返還金でございます。

次に、目 社会福祉費の障害者自立支援給付事業、自立支援等医療費1,100万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

次に、目 重度障害者医療助成費の重度障害者医療費助成事業、重度障害者医療費公費負担額1,000万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療費の後期高齢者医療事務事業、療養給付費負担金787万7,000円の増額につきましては、平成26年度負担金の清算追加支払い分となっております。

その下の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金23万5,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料573万1,000円の増額及び2つ下の施設型給付費117万7,000円の増額につきましては、いずれも人事院勧告に伴う公定価格の改定によるものでございます。また、保育事業補助金1,093万2,000円の減額につきましては、執行見込みの減によるものとなっております。

その下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業、国・府支出金等返還金171万7,000円の増額につきましては、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費及び事務費の確定による返還金でございます。

次に、目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,355万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

続いて、18ページ、19ページをごらんください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金1,948万3,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。次の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金5,493万2,000円の増額につきましては、財政安定化支援事業繰入金に係る軽減世帯割合による補正の増によるものでございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金324万1,000円の減額につきましては、システム改修の一部を平成26年度に前倒ししたことに伴う減などによるものでございます。

次に、款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費のごみ収集事業、消耗品費400万3,000円の減額及びごみ・不燃物収集業務委託料593万1,000円の減額につきましては、いずれも所要見込み額の減によるものでございます。

その下の環境センター運営事業、光熱水費1,000万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。また、修繕料2,300万4,000円の減額につきましては、空気予加熱器及び排ガス冷却器整備業務、粗大ごみ処理施設供給コンベア整備業務に係る事業費の確定によるものでございます。

続いて、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金1,400万円の減額につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定に伴うものでございます。

続いて、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等整備事業、測量・設計・監理等委託料600万円の減額につきましては、ため池ハザードマップ作成事業の未執行によるものでございます。

20ページ、21ページをごらんください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域就労支援事業（商工）、職業能力向上講座委託料1,109万7,000円の減額につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事

業不採択によるものでございます。

続いて、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料1,700万円の減額、町道等維持修繕工事費1,180万円の減額、幹線町道等舗装工事費1,500万円の減額及びその他町道等舗装工事費1,900万円の減額につきましては、いずれも執行額の確定によるものとなっております。次の道路新設改良費の道路新設改良事業、物件補償費算定委託料164万3,000円の減額につきましては、執行額の確定によるものでございます。

次に、道路新設改良工事費5,530万円の減額につきましては、町道小谷穴釜線整備事業に係る執行額の確定及び町道貝塚日根野線整備事業の未執行による減でございます。

その下の用地購入費741万3,000円の減額及び物件移転等補償費669万9,000円の減額につきましては、いずれも町道貝塚日根野線整備事業の未執行によるものとなっております。

次の目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、交通安全施設工事費100万円の減額につきましては、執行額の確定による減でございます。

続いて、項 河川費、目 河川維持費の河川維持事業、維持修繕工事費160万円の減額につきましては、執行額の確定による減額となっております。

続いて、項 都市計画費、目 都市計画総務費の民間住宅耐震改修等事業、木造住宅耐震改修補助金310万円の減額につきましては、執行見込み額の減によるものとなっております。

次の目 公園費の公園整備事業、測量・設計・監理等委託料1,700万円の減額につきましては、執行額の確定及び長池オアシス公園設計業務の未執行による減でございます。次の公園整備工事費430万円の減額につきましては、執行額の確定による減でございます。

続いて、公園維持管理事業、公園等維持修繕工事費620万円の減額につきましては、執行額の確定及び成合ポンプ撤去工事費の未執行によるものとなっております。

次の目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金1,380万4,000円の増額につきましては、住民訴訟等に要した経費に係る一般会計への負担金の増によるものとなっております。

22ページ、23ページをごらんください。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金541万3,000円の増額につきましては、泉州南消防組合の退職手当の増額分となっております。次の目 非常備消防費の消防団運営事業、報償金40万6,000円の増額につきましては、退職予定者の増によるものでございます。また、被服費10万3,000円の増額につきましては、入団予定者の増によるものとなっております。

次の目 災害対策費の防災事業、防災行政無線デジタル化工事費4,594万2,000円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものとなっております。

続いて、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、支援教育介助員臨時雇賃金910万円の減額につきましては、支援教育介助員数の減によるものとなっております。次の目 建設事業費の小学校大規模改造事業、測量・設計・監理等委託料323万円の減額につきましては、非構造部材耐震化工事監理委託及び太陽光発電設備等設置工事監理委託に係る執行額の確定による減となっております。また、太陽光発電設備等設置工事費1,315万1,000円の減額につきましては、執行額の確定による減となっております。

続いて、項 中学校費、目 建設事業費の中学校大規模改造事業、中学校地震補強工事費1,183万6,000円の減額及び太陽光発電設備等設置工事費804万6,000円の減額につきましては、いずれも執行額の確定によるものとなっております。

続いて、項 保険体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、測量・設計・監理等委託料653万2,000円の減額につきましては、総合体育館非構造部材耐震改修工事实設計業務に係る執行額の確定によるものとなっております。

24ページにつきましては、地方債の調書でございます。こちらは、後ほどお目通しのほうよろし

くお願いいたします。

以上で、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第39 議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回、補正予算の内容は、歳入につきましては社会資本整備総合交付金の減額、一般会計繰入金が増額、平成26年度流域下水道事業市町村負担金精算返納金による増額及び平成27年度流域下水道建設費等負担金の減額に伴う流域下水道事業債の減額でございます。歳出につきましては、流域下水道建設費等負担金の減額及び住民訴訟に係る訴訟経費等負担金の追加による補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,135万3,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更は第2表地方債補正によるとしております。4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。

表の左側が補正前、右側が補正後となっております。

流域下水道建設費等負担金の減額により、流域下水道事業の補正前の限度額2,500万円から1,330万円を減額し、1,170万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括です。

8ページ、9ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金1,300万円の減額は、当初国庫要望額8,000万円に対し交付額6,700万円となったものがございます。国庫補助金が減少となりましたが、下水道整備につきましては、当初の計画どおり完成見込みでございます。

次に、款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金1,380万4,000円の増額は、歳入歳出予算による調整額として増額補正をするものがございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の流域建設負担金等精算返納金314万2,000円及びその下、流域維持管理負担金等精算返納金562万3,000円については、平成26年度の大阪府決算による負担金確定により返納されるものがございます。

次に、款 町債、項 町債、目 下水道債の流域下水道事業債1,330万円の減額は、流域下水道建設費等負担金の減額に伴う流域下水道事業債の減額でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道建設事業費、節 負担金、補助及び交付金の流域下水道建設費等負担金1,320万3,000円の減額は、流域下水道中部水みらいセンター建設工事において、次年度以降への工事延伸や年度別工事支払額の本年度減額に伴うものでございます。

その下、訴訟経費等負担金947万2,000円の増額については、住民訴訟判決確定に伴い、各訴訟に要しました経費の負担を、各会計での負担額を算定し、下水道事業特別会計の負担分となったものでございます。

以上によりまして、6ページ、7ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から373万1,000円を減額し、補正後の額を12億3,135万3,000円とするものでございます。

最後に、12ページをごらんください。

地方債の補正調書でございます。

表の右下の欄をごらんください。今回の補正によりまして、平成27年度末の地方債現在高見込額が67億914万4,000円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第40 議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件及び日程第41 議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を、一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第36号並びに議案第37号についてご説明申し上げます。

まず、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3点ほどございまして、1点目が保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）の確定に伴う補正、2点目が同じく保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の確定に伴う補正、そして3点目が財政安定化支援事業繰入金確定に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

今回は、歳入の確定に伴う補正でございます。

まず、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料7,441万

5,000円の減額につきましては、繰入金の増額に伴う財源調整として減額補正するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）でございます。これが69万8,000円の増額でございます。これは、当初予算に対しまして、交付決定額が増額になったことによるものでございます。

次に、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございます。1,878万5,000円の増額でございますが、これも先ほどと同じく交付決定額の増額によるものでございます。

次に、同じく目 一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金5,493万2,000円でございます。法定軽減対象の世帯の割合が50%を超えた場合に対象となる法定繰入金でございまして、平成27年度に法定軽減の対象となる基準が上げられる制度改正が行われたためその対象が増加し、繰り入れの基準を上回り50%を超えたため対象となったもので、所要の費用を繰り入れるものでございます。

なお、8ページの歳出は、財源振替を行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の増額と保険基盤安定繰入金の増額、これに伴う広域連合負担金の増額補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,933万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で529万7,000円の増額でございます。これは、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの決算見込み額に合わせて、特別徴収保険料を1,378万2,000円減額し、普通徴収保険料を1,907万9,000円増額し、この合計額を現年度分として529万7,000円を計上するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金で23万5,000円の増額でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金で553万2,000円の増額でございますが、保険料等負担金は市町村で徴収いたしました保険料と保険基盤安定繰入金を合算して広域連合に納付するものでございまして、今回は保険料増額分、それから基盤安定繰入金の確定額を合わせて補正するものでございます。

以上で、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終

わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました国民健康保険特別会計の7ページのところで保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金についてご説明いただきましたが、この財政安定化支援事業繰入金というのは、法定軽減の対象者数の数に応じて自治体に支援されていると、そういうお金だと思いますが、この金額については、これはももとの当初予算には、これはなかった分ですか。その辺はどうですか。

議長（重光俊則君）ちょっと待ってくださいね。

議案審議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃるとおり、財政安定化支援事業の今回の5,400万円の補正でございますが、当初のほうでは、軽減対象の見込み数が50%を下回る見込みでございましたが、この10月にその数字が確定して国のほうに報告を上げております。その時点で52%という数字で、50%というのが、この国の繰入基準が定められておまして、その50%を超えた時点で計算式がございまして、その計算式に当てはめた基準に従いまして繰り入れをなさないと、こういうふうに基準が定められておりますので、10月以降の数字の確定をもって、今回改めて補正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただいた50%という数字について、もう少し詳しくご説明いただけますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご承知のように、法定軽減7割、5割、2割の、いわゆる軽減世帯数、その対象者が全世帯の50%を超える場合に財政上の支援をしてあげなさいと、繰り入れをしてあげなさいというのが、国のほうから基準が示されてございます。その基準が当初は46%程度だったんですけれども、それが数字が確定した時点で52%ということになりましたので、今回初めて繰り入れの対象になったというものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、場合によったら、この支援金、繰入金がもらえなかった場合もあり得るといことなんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）軽減の世帯数、全体の世帯数に占める割合、それが国のほうから基準が毎年示されるんですけれども、その示された基準、それをクリアしておれば繰り入れしてあげなさいというものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。まだ、ちょっとよくわからない部分もありますが、またそれは事業厚生常任委員会で、鯉谷議員のほうから質問させていただきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第42 議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、介護保険制度改正によるシステム改修費の補正などがございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億367万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金、システム改修補助金98万6,000円の増額につきましては、介護保険システム改修に対し交付される補助金に交付決定に伴う補正でございます。

次の款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の介護給付費準備基金積立金利子2万9,000円の増額につきましては、今年度の基金運用益の見込み増に伴う補正でございます。

次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金の事務費繰入金324万1,000円の減額につきましては、先ほどご説明いたしましたシステム改修補助金の増に伴う町負担分の減と、歳出でご説明いたします電子計算機使用負担金の減により一般会計からの繰入金が減となるものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費における介護保険事務事業の電子計算機使用負担金225万5,000円の減額につきましては、介護保険制度改正に伴い必要となるシステム改修につきまして平成26年度の国の補正予算を活用するため、今年度を実施予定であったシステム改修の一部を平成26年度に前倒し実施したことに伴う減額補正でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金における介護給付費準備基金積立事業の介護給付費準備基金積立金2万9,000円の増額につきましては、歳入で説明いたしました介護給付費準備基金利子の補正に伴うものでございます。

以上で、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第43 議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）それでは、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算の内容でございますが、歳入では永代使用料及び管理手数料の減額並びに墓地基金積立金利子の確定による減額補正、また、歳出ではそれに伴う墓地基金積立金の減額補正となっております。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,026万5,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

これらの内容につきましては事項別明細書でご説明させていただきますが、4ページ、5ページは総括表でございますので説明を省略させていただき、6ページ、7ページをごらん願います。

まず、歳入でございます。

款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓園手数料の永代使用料297万円の減額でございます。これは、平成26年度に70区画の墓地の増設工事を行い、加えて返還のあった5区画を合わせた計75区画分について永代使用料を予算計上しておりましたが、結果的に70区画の使用許可にとどまりましたので、その残り5区画に係る永代使用料の減額でございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 手数料、目 墓園手数料の管理手数料15万円の減額ですが、これは、永代使用料と合わせて、1区画につき5カ年分で3万円の管理手数料、5区画分減額するものがございます。

さらに、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の墓地基金積立金利子1万2,000円の減額ですが、これにつきましては利子の確定に伴う減額でございます。

次に、8ページ、9ページをごらん願います。

歳出でございます。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金の313万2,000円の減額でございますが、これは、先ほどの歳入補正の合計額、すなわち使用料及び手数料と財産収入の合計額を墓地基金に積み立てる取り扱いとしており、今回減額補正するものでございます。

以上で、平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第44 議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。下中上下水道部長。

上下水道部長（下中博之君）それでは、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、談合事件に係る住民訴訟等に要した訴訟経費等の負担及び耐震

化施設整備工事の工事金額確定による一般会計出資金の減額による補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則でございます。平成27年度熊取町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条、収益的収入及び支出の補正です。平成27年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款、第1項 営業費用、既決予定額に332万6,000円を増額し、補正後の額を9億522万3,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億7,382万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,084万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,484万6,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億8,071万6,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億9,471万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款、第3項 他会計繰入金、既決予定額から1,400万円を減額し、補正後の額を3,100万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を1億7,846万3,000円とするものでございます。

3ページ及び4ページは平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画です。詳細については7ページからの説明書で説明させていただきますので、7ページをお開きください。

収益的支出でございます。目 総係費で332万6,000円の増額につきましては、談合事件に係る住民訴訟等に要した訴訟経費等について、各会計間での負担額の均整を図るため、水道事業会計に係る負担額を計上し、一般会計に繰り出すため補正するものです。支出合計、既決予定額に332万6,000円を増額し、補正後の枠を9億7,382万4,000円とするものでございます。

次ページをお開きください。

資本的収入でございます。目 他会計出資金で1,400万円の減額につきましては、耐震化施設整備工事の事業費確定に伴い、一般会計出資金の減額補正をするものでございます。収入合計、既決予定額から1,400万円を減額し、補正後の額を1億7,846万3,000円とするものです。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

平成27年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）です。今回の補正に伴うキャッシュ・フロー計算書の補正でございます。説明は省略させていただきます。

また、6ページは平成27年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第3号）です。今回の経費補正に伴う貸借対照表の補正でございます。説明は省略させていただきます。

いずれも、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。
本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

(「17時16分」延会)

3月熊取町議会定例会（第3号）

平成28年3月定例会会議録（第3号）

月 日 平成28年3月4日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 13番 江川 慶子

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	西牧 研壮	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	泉谷 徹	総 務 部 理 事	阪上 敦司
総 務 部 理 事	田宮 克昭	住 民 部 長	貝口 良夫
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	中谷ゆかり	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二
事 業 部 長	山戸 寛	事 業 部 理 事	田畑 洋
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	下中 博之	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	小山 高宏	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算
議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席13番、江川議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、これより平成28年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第45 議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件、日程第46 議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第47 議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第48 議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第49 議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第50 議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第51 議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について、順次説明を求めます。

初めに、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。中尾副町長。副町長（中尾清彦君）それでは、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

28年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては、町長が町政運営方針によって申し上げましたので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき、主に増減額が大きかったものを中心にご説明申し上げます。

まず、予算書の3ページをお開きください。

議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算。平成28年度熊取町の一般会計の予算は次に定めるところによるというものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ127億9,118万円でございますが、平成27年度と比較いたしますと2億5,631万6,000円、2.0%の減となりました。主な増減につきましては、後ほど説明いたします。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表によるとしております。

次に、第2条で債務負担行為について定めております。内容につきましては、8ページの第2表をごらんください。

1件目は、熊取町土地開発公社の銀行その他金融機関に対する債務保証でございます。これは、土地開発公社が業務執行のために金融機関より借り入れる資金につきまして、その債務を保証するためのもので、8億円の範囲としております。2件目は、野外活動ふれあい広場指定管理委託で、平成32年までの期間で、限度額は2,160万円。3件目、路線価更新等業務委託で、平成29年度までの期間で、限度額は1,818万8,000円。4件目は、環境センター車両更新で、平成29年度までの期間で、限度額は934万5,000円。5件目は、道路清掃用車両更新で、平成29年度までの期間で、限度額は423万6,000円。6件目及び7件目は、小学校及び中学校健康診断業務委託で、平成29年度までの期間で、限度額はそれぞれ314万1,000円と198万6,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条の地方債でございます。内容につきましては、9ページの第3表をごらんください。

北保育所耐震補強事業7,300万円、広域廃棄物処分場整備事業30万円、水道事業会計出資債4,700万円、町道舗装事業5,400万円、町道小谷穴釜線整備事業1億3,320万円、町道貝塚日根野線整備事業1,570万円、交通安全施設整備事業450万円、道路附属物修繕事業400万円、橋りょう修繕事業2,110万円。

続いて、10ページをお開きください。

永楽ダム周辺道路法面修繕事業220万円、町道野田中央線整備事業1,300万円、町道久保高田線歩道拡幅事業400万円、公園整備事業1億1,200万円及び臨時財政対策債5億8,000万円でございます。合計で10億6,400万円となり、平成27年度と比較いたしますと3億5,500万円の減となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。平成28年度も前年度と同様10億円を限度として

設定しております。

続きまして、第5条、歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

まず、総括表に基づき、歳入の主なものにつきまして前年度と比較しながら説明させていただきます。

増額した主な科目については、4、配当割交付金が7,100万円増の1億100万円、5、株式等譲渡所得割交付金が3,700万円増の9,200万円、6、地方消費税交付金が2億3,600万円増の8億3,600万円、10、地方交付税が1億5,100万円増の23億8,800万円となっております。

これに対し、減額した主な科目でございますが、1、町税が4,329万5,000円の減の40億4,416万円、15、府支出金が1億8,403万3,000円減の9億1,867万4,000円、18、繰入金が1億6,777万7,000円減の8億7,907万6,000円、21、町債が3億5,500万円減の10億6,400万円となっております。

次に、14ページの歳出でございます。

まず、増額した主な科目につきましては、3、民生費が3億797万5,000円増の50億6,040万9,000円、7、土木費が1億6,868万7,000円増の16億9,957万1,000円となっております。

これに対しまして、減額した主な科目でございますが、4、衛生費が2,239万7,000円減の13億7,380万3,000円、8、消防費が3億8,353万1,000円減の5億3,325万7,000円、9、教育費が2億9,893万9,000円減の12億1,760万9,000円、10、公債費が2,117万7,000円減の11億4,381万7,000円となっております。

それでは、次に、歳入予算から目単位で前年度と比較しながら、少し詳細に説明させていただきます。

16ページをお開きください。

まず、町税ですが、項 町民税、目 個人につきましては、納税義務者数の減少により2,685万4,000円減の21億6,538万5,000円となり、また、目 法人につきましては、法人の移動により196万3,000円減の9,222万7,000円となり、町民税合計で2,881万7,000円減の22億5,761万2,000円となっております。

その下の固定資産税につきましては、地価の下落修正及び住宅用地特例の適用により3,868万7,000円減の15億2,209万4,000円となっております。

軽自動車税につきましては、原動機付自転車等への税率引き上げなどにより、993万8,000円増の8,902万3,000円となっております。

次の町たばこ税につきましては、売り上げ本数見込みの増により1,411万7,000円増の1億6,342万5,000円となっております。

その下の地方譲与税から18ページ一番下、交通安全対策特別交付金までは、国の見通しを参考に算定しております。

18ページの上から3段目の地方消費税交付金につきましては、国の地方財政計画を加味し、2億3,600万円増の8億3,600万円となっております。

一番下から2段目、地方交付税につきましては、国の地方財政対策及び本町独自の増減要因を加味し1億5,100万円増の23億8,800万円となっております。

続きまして、20ページをお開きください。

分担金及び負担金でございます。項 負担金、目 民生費負担金につきましては、3,282万9,000円増の2億1,248万4,000円となっておりますが、これは、すみれ保育園開園に伴う保育料の増によるものでございます。

次に、使用料及び手数料でございます。項 使用料、目 土木使用料につきましては、331万

1,000円増の6,702万5,000円となっておりますが、これは、永楽ゆめの森公園の開園に伴い、自動販売機分の公園使用料が増加したことによるものでございます。

次に、22ページをお開きください。

ページ下の国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては、5,145万2,000円増の10億7,835万4,000円となっておりますが、これは、利用者の増により、障害者自立支援給付費負担金が増加したことや、すみれ保育園の開園に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金が増加したことなどによるものでございます。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金につきましては、2,672万1,000円減の871万1,000円となっておりますが、これは、平成28年1月から開始される社会保障・税番号制度導入に係るシステムの整備費補助金及び25ページの個人番号カード交付事業費補助金が減少したことによるものでございます。

次に、24ページ、項 国庫補助金、目 土木費国庫補助金につきましては、6,255万6,000円増の4億4,142万1,000円となっておりますが、これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が道路新設改良工事など補助対象事業費の増に伴い増加したことなどによるものでございます。

次に、目 教育費国庫補助金につきましては、4,128万7,000円減の1,801万8,000円となっておりますが、これは、全小・中学校を対象にした非構造部材耐震改修工事の完了に伴い、学校施設環境改善交付金が皆減したことによるものでございます。

続きまして、ページ中央やや下の府支出金をごらんください。

項 府負担金、目 民生費府負担金につきましては、3,141万6,000円増の5億7,936万7,000円となっておりますが、これは、社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金及び児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

次に、26ページをお開きください。

ページ一番下の項 府補助金、目 教育費府補助金につきましては、1億8,213万7,000円減の453万1,000円となっておりますが、これは、全小・中学校の太陽光発電設備等設置工事に対する大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金が皆減したことによるものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

項 委託金、目 総務費委託金につきましては、3,072万6,000円減の7,831万7,000円となっておりますが、これは、知事選挙費委託金、府議会議員選挙費委託金及び国勢調査交付金の皆減によるものでございます。

次に、ページ中ほど繰入金でございます。

目 公共施設整備基金繰入金につきましては、1,640万円増の3億1,140万円となっておりますが、これは、投資的事業における普通建設事業費充当額の増によるものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては、1億8,700万円減の5億2,400万円となっております、一般財源の不足に対応するため繰り入れるものでございます。

繰入金合計では、1億6,777万7,000円減の8億7,907万6,000円となっております。

続いて、30ページをお開きください。

諸収入でございます。

項 雑入、目 雑入につきましては、3,352万円減の1億7,412万3,000円となっておりますが、これは、地域包括支援センターの委託化に伴い、介護予防サービス計画費が減少したことなどによるものでございます。

32ページの町債につきましては、9ページ、10ページの第3表 地方債のところでご説明申し上げたとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、34ページをごらんください。

続きまして、歳出予算につきまして、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。
まず、議会費でございますが、負担率の変更に伴い、議員共済負担金が減となったことにより、35ページ2段目の議員報酬等関係事業が減となるなど、議会費全体で722万5,000円減の1億2,955万6,000円となっております。

次に、36ページの総務費でございます。

項 総務管理費、目 一般管理費につきましては、8,621万6,000円増の8億3,317万3,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業、一般管理費一般職分において、退職手当が定年退職者の増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、46ページをごらんください。

項 総務管理費、目 財産管理費につきましては、2,243万7,000円増の7,573万1,000円となっておりますが、これは、町有財産管理事業、総務において公共施設等総合管理計画策定に係る委託料が増加したことや、庁舎維持管理事業において、庁舎東館外壁塗装修繕により、庁舎改修工事費が増加したことなどによるものでございます。

次に、50ページをお開きください。

項 総務管理費、目 企画費につきましては、1,576万円増の4,425万6,000円となっておりますが、これは、53ページのくまとりふるさと応援寄附事業において、謝礼品費が前年度の寄附実績増に伴い増加したことなどによるものでございます。

次に、56ページをお開きください。

項 総務管理費、目 電子計算費につきましては、7,045万1,000円減の1億4,476万2,000円となっておりますが、これは、電子計算システム整備事業において、社会保障・税番号制度に係る電子計算システム開発委託料が減少したことなどによるものでございます。

次に、58ページをお開きください。

一番下の項 徴税费、目 税務総務費につきましては、1,087万円増の1億6,967万6,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業税務総務費において、人件費が増加したことなどによるものでございます。

次に、62ページをお開きください。

下のほう、項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費につきましては、1,057万5,000円減の8,568万6,000円となっておりますが、これは、65ページの戸籍事務事業において、地方公共団体情報システム機構交付金が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、66ページをお開きください。

項 選挙費、目 町長選挙費につきましては、1,310万9,000円の皆減、目 町議会議員選挙費につきましては、1,233万2,000円の皆減、目 知事選挙費につきましては、1,321万9,000円の皆減、68ページの目 熊取町土地改良区総代選挙費につきましては、120万5,000円の皆減、目 府議会議員選挙費につきましては、1,192万7,000円の皆減となっておりますが、これは、それぞれ前年度に選挙執行されたことによるものでございます。

66ページに戻っていただきまして、目 参議院議員選挙費につきましては、1,565万5,000円の皆増となっておりますが、これは、選挙執行に伴い増加するものでございます。

次に、68ページをお開きください。

項 統計調査費の目 指定統計費につきましては、1,991万5,000円減の169万2,000円となっておりますが、これは、27年度に実施された国勢調査に係る経費が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、民生費に移らせていただきます。

72ページをお開きください。

項 社会福祉費、目 社会福祉費につきましては、3,242万6,000円増の7億1,954万1,000円となっておりますが、これは、75ページの障害者自立支援給付事業において、介護訓練等給付費が利用

者の増に伴い増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、80ページをお開きください。

項 社会福祉費、目 重度障害者医療助成費につきましては、1,335万円減の6,301万1,000円となっておりますが、これは、重度障害者医療費助成事業において、重度障害者医療費公費負担額が助成対象者数の減などにより減少したことによるものでございます。

続きまして、82ページをお開きください。

ページ一番下、項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては、1億2,099万8,000円増の8億3,916万9,000円となっておりますが、これは、85ページ中ほどにございます民間保育所等助成事業において、平成28年4月より新しくすみれ保育園が開園することにより、民間保育所運営委託料や保育事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

次に、86ページをお開きください。

項 児童福祉費、目 児童福祉施設費につきましては、1億4,694万円増の9億537万2,000円となっておりますが、これは、保育所運営事業において、89ページ中ほどの耐震補強等工事費が北保育所耐震補強工事費及び0・1歳児の受け入れのための改修などにより増加したことや、91ページの児童発達支援事業において、障がい児通所給付費が利用者の増により増加したこと、学童保育運営事業において、学童保育事業補助金が補助単価の増などにより増加となったことなどによるものでございます。

次に、92ページをお開きください。

項 児童福祉費、目 児童措置費につきましては、1,264万5,000円減の7億6,100万7,000円となっておりますが、児童手当給付事業において、児童手当費が支給対象児童の減により減少したことによるものでございます。また、その下の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費につきましては、7,064万7,000円増の4億2,824万4,000円となっておりますが、これは、保険基盤安定繰出事業において保険基盤安定繰出金が国民健康保険料軽減措置の拡充により増加したこと、国民健康保険事業特別会計繰出事業において、国民健康保険事業特別会計繰出金が保険料軽減世帯割合の増により増加したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費の説明に移らせていただきます。

104ページをお開きください。

項 清掃費、目 塵芥処理費につきましては、2,469万円減の5億8,750万3,000円となっておりますが、これは、環境センター運営事業において、前年度に計上しておりました粗大ごみ供給コンベアの整備に係る経費が皆減したことによるものでございます。

続きまして、農林水産費に移らせていただきます。

112ページをお願いします。

項 農業費、目 農業振興費につきましては、589万5,000円増の2,434万8,000円となっておりますが、これは、農業振興事業において、就農者への支援を行う青年就農給付金が皆増したことなどによるものでございます。

114ページをお開きください。

項 農業費、目 農地費につきましては、1,224万3,000円減の2,684万5,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業（農地費）において人件費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、商工費の説明に移らせていただきます。

少し飛びまして、118ページをお開きください。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては、129万3,000円増の4,374万3,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業、商工業振興費において人件費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、土木費の説明に移らせていただきます。

120ページをお開きください。

項 土木管理費、目 土木総務費につきましては、1,383万5,000円増の2億3,438万3,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業（土木総務費）において、人件費が増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、126ページをお開きください。

項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費につきましては、2億6,029万2,000円増の3億8,615万5,000円となっておりますが、これは、道路新設改良事業において、町道小谷穴釜線の整備に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、132ページをお開きください。

項 都市計画費、目 公園費でございますが、1億251万7,000円減の3億5,223万円となっておりますが、これは、公園整備事業において、永楽ゆめの森公園に係る公園整備工事費が減少したことによるものでございます。

次に、134ページをお開きください。

ページ一番下、項 都市計画費、目 下水道費につきましては、765万4,000円増の3億4,345万5,000円となっておりますが、これは、下水道事業特別会計繰出事業において、下水道事業特別会計繰出金が公債費の増などにより増加したことによるものでございます。

次に、消防費の説明に移らせていただきます。

136ページをお開きください。

下のほう、項 消防費、目 非常備消防費につきましては、2,250万8,000円減の2,954万8,000円となっておりますが、これは、139ページの消防施設管理事業において、消防団の車両更新に係る経費が皆減したことなどによるものでございます。

次に、140ページをお開きください。

項 消防費、目 災害対策費につきましては、3億6,241万3,000円減の1,388万5,000円となっておりますが、これは、防災事業において、防災行政無線のデジタル化工事費が皆減したことなどによるものでございます。

続きまして、教育費の説明に移らせていただきます。

142ページをお開きください。

項 教育総務費、目 教育委員会費につきましては、673万5,000円増の1億6,742万8,000円となっておりますが、これは、145ページ下でございます外国青年英語指導助手招致事業において、外国青年指導助手を2名増員したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、152ページをお開きください。

項 小学校費、目 建設事業費につきましては、1億8,009万7,000円の皆減となっておりますが、これは、前年度に計上しておりました全小学校における校舎及び体育館の非構造部材耐震改修工事また太陽光発電設備設置工事に係る経費が皆減したことによるものでございます。

次に、その下の目 学校給食費につきましては、1,180万8,000円増の9,793万3,000円となっておりますが、これは、小学校給食事業において、食器の更新に係る経費及び学校給食調理等業務委託料が増加したことなどによるものでございます。

次に、その下の項 中学校費の目 学校管理費につきましては、1,881万3,000円減の8,295万7,000円となっておりますが、これは、中学校運営事業において、27年度の教科書改訂に伴う教師用指導書代が減少したことや、155ページの中学校維持管理事業の維持修繕工事費において、熊取中学校におけるプールの改修経費が皆減したことなどによるものでございます。

次に、156ページをお願いします。

項 中学校費、目 建設事業費につきましては、1億1,574万4,000円の皆減となっておりますが、これは、項 小学校費と同様に、全中学校における校舎・体育館及び武道館の非構造部材耐震改修工事また太陽光発電設備設置工事に係る経費が皆減したことによるものでございます。

少し飛びまして、162ページをお開きください。

ページ一番下、項 社会教育費、目 文化財保護費につきましては、547万1,000円増の1,272万6,000円となっておりますが、これは、165ページ中ほどの文化財保護事業において、土丸・雨山城跡保存活用計画策定事業負担金が皆増となったことなどによるものでございます。

次に、166ページをお開きください。

項 社会教育費、目 青少年対策費につきましては、646万1,000円増の1,087万5,000円となっておりますが、これは、169ページ中ほどの子育て支援放課後自習室事業に係る経費が皆増となったことなどによるものでございます。

少し飛びまして、174ページをお開きください。

項 保健体育費、目 体育施設費につきましては、1,325万6,000円減の1億5,796万2,000円となっておりますが、これは、177ページの体育施設維持管理事業において、総合体育館の非構造部材改修設計業務に係る経費が皆減したことなどによるものでございます。

次に、178ページをお開きください。

中ほどの公債費につきましては、元金が983万6,000円減の10億6,436万8,000円、利子が1,134万1,000円減の7,944万9,000円となっておりますが、これは、町債の償還が進んだことによるものでございます。

その下の災害復旧費につきましては、例年どおり枠どり計上しているものでございます。

180ページをお開きください。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、従来と同様の予算措置を行っております。

182ページ以降につきましては、明細書あるいは調書となっておりますので、別に配付の予算附属資料とあわせて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成28年度の歳入歳出予算を13億6,866万8,000円とし、前年度に比べ1億3,395万3,000円、率にして10.8%の増加としております。

公共下水道整備目標としましては、整備面積9.36ヘクタール、年度末人口普及率につきましては78.8%を目標として取り組んでまいります。

予算書の195ページをごらんください。

平成28年度熊取町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,866万8,000円と定めるとしております。

同条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしております。

第2条、債務負担行為について、次の第3条では地方債についてそれぞれ定めております。

内容につきましては、債務負担行為については198ページ、第2表、地方債については199ページ、第3表をごらんください。

第2表 債務負担行為でございます。水洗化の促進を図るための水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償並びに水洗便所改造資金融資償還完済補助金と、平成27年12月の議員全員協議会でもご説明させていただきました地方公営企業法適用支援委託に必要な限度額を4,200万円とし、期

間については28年、29年と設定するものでございます。

また、第3表 地方債におきましては、公共下水道の推進を図るため、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

公共下水道事業として1億5,210万円、流域下水道事業として5,210万円、資本費平準化債として1億2,000万円、資本費平準化借換債として5,960万円、公営企業会計適用として1,760万円とするものでございます。

195ページへお戻りください。

第4条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定めるとしております。

それでは、予算の内容につきましてご説明申し上げます。

水色の分界紙をめくっていただき、203ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括です。次ページ、204ページは、歳出の総括です。歳入歳出それぞれの合計を13億6,866万8,000円とするものでございます。

206ページ、207ページをごらんください。歳入予算でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 下水道費国庫補助金9,000万円は、前年度より1,000万円の増額、下水道管渠埋設工事の増加によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金3億4,345万5,000円は、前年度より765万4,000円の増額としております。

1つ飛ばして、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公共下水道事業負担金1,334万円は、泉佐野市から本町下水道施設への流入に伴う建設負担金でございます。

次に、2行下、損害賠償金496万9,000円は、分割納付される4工事分となっております。

次に、款 町債、項 町債、目 下水道債の公共下水道事業1億5,210万円は、前年度に比べ3,200万円の増額、流域下水道事業債5,210万円は、前年度に比べ2,710万円の増額で、それぞれ事業費の増額によるものでございます。

その下、資本費平準化債1億2,000万円は、前年度と同額、その下、資本費平準化借換債5,960万円は、平成18年度に借り入れました資本費平準化債の借り入れ期間が10年を経過したため、当初の予定どおり借りかえを行うものです。

その下、公営企業会計適用債1,760万円は、債務負担行為でもご説明させていただきました公営企業会計適用に係る平成28年度分の下水道債であります。

次に、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 下水道費負担金、節 下水道事業受益者負担金590万8,000円は、前年度に比べ428万円の減額となっております。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 下水道使用料の現年度分5億477万8,000円は、前年度に比べ764万6,000円の減額となっておりますが、平成27年度決算見込みと比較した場合、ほぼ横ばい状況となっております。

ページを2枚めくっていただき、210ページ、211ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費2億9,798万2,000円は、前年度に比べ13万9,000円の減額となっております。

右側の説明欄の上から4項目めの報酬、非常勤職員報酬190万4,000円は、地方公営企業法適用業務における事務嘱託員を1名採用するものでございます。

その6項目下、委託料、使用料徴収委託料2,439万9,000円は、水道事業に委託しております徴収事務に係る経費が下がったことにより、委託件数は増加しますが、結果として前年度より106万3,000円の減額となったものでございます。

次に、その3つ下、地方公営企業法適用支援委託料1,540万円は、平成28年度分の地方公営企業適用支援業務委託料となっております。

次に、212ページ、213ページをお願いします。

右側の説明欄の上から3項目めの負担金、補助及び交付金の流域下水道維持管理費等負担金1億5,446万8,000円は、前年度に比べ353万3,000円の増額となっております。

続いて、212ページ中段、目 下水道建設事業費3億2,830万円は、前年度に比べ7,040万6,000円の増額となっております。右側の説明欄、下から3項目めの工事請負費の管渠等更新工事費2,530万円は、前年度と同様に長寿命化計画によるマンホール鉄ふたやマンホールポンプ設備などの更新工事を国の補助金を活用するなど、引き続き計画的に実施するものです。

その下、管渠埋設費等工事費1億8,608万8,000円は、前年度に比べ2,686万3,000円の増額となっております。大宮、久保、小垣内、山の手台地区の管渠埋設工事と、五門、山の手台地区のマンホール設備を2カ所設置するなど工事を予定し、普及拡大を図ってまいります。

次に、一番下の項目、負担金、補助及び交付金、次ページ214ページ、215ページをお願いいたします。右側の説明欄1行目の流域下水道建設費等負担金5,318万1,000円は、前年度に比べ2,792万6,000円の増額となり、中部水みらいセンターの処理施設の複数年にわたる工事において、平成28年度工事分が増加したことなどによるものでございます。

その下、補償、補填及び賠償金3,546万8,000円は、前年度に比べ2,404万2,000円の増額となり、先ほどご説明させていただきました管渠埋設工事の増加に伴い支障物件となる水道・ガスの地下埋設物移設工事が増加したことによるものです。

その下、償還金、利子及び割引料213万8,000円は、納付される損害賠償金のうち国庫補助対象事業に係る国への補助金返還額となっております。

次に、款 公債費、項 公債費、目 元金5億8,397万円は、前年度に比べ7,787万円の増額、その下、目 利子の長期借入金利子1億5,394万1,000円は、前年度に比べ1,418万4,000円の減額となっております。

本町の償還方法の多くは、元利均等償還となっているため、元金については、借り入れ金額の多い時期の償還期間の終わりが近づいてきたことにより、元金の割合が大きくなったことに加え、資本費平準化債の借りかえも重なり増額となり、逆に利子につきましては、割合が小さくなったことに加え、近年の借り入れ額の減少と利率の低下により減額となっております。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費は、前年度と同額の300万円としております。

次の216ページから221ページは、給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

222ページをごらんください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。内容は記載のとおり、水洗化促進に係る上の2項目については、現在該当するものはございません。

次に、地方公営企業適用支援委託に係るものについては、当該年度以降の支出予定額4,200万円とし、期間については29年度までとするものでございます。

223ページをごらんください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。表右下の記載のとおり、平成28年度末現在高見込み額は65億4,006万円とするものでございます。

以上で、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第43号、第44号についてご説明申し上げます。

まず、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

す。

国民健康保険事業特別会計の予算編成に当たりましては、国（厚生労働省）が示す予算編成に当たっての留意事項に基づきまして、保険給付費等の歳出の経年変化を見て積算し、次に、この歳出を賄うための国・府支出金や前期高齢者交付金などの特定財源を国基準で算出積算いたしまして、最終、歳出額と歳入額との差額を保険料で賄うこととしております。

それでは、予算書の227ページをごらんください。

平成28年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億4,598万2,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

それでは、内容につきまして、233ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

236ページをお開き願います。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は12億8,199万3,000円で、対前年度比6,142万3,000円の増額で、若干増額する見込みとなったところでございまして、一般被保険者数は1万1,349人と推計しております。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料は3,947万3,000円、前年度比945万5,000円の減額でございますが、退職者医療制度の廃止等に伴う退職被保険者数の減少によるものでございまして、退職被保険者数は336人と推計しております。

次に、2つ飛びまして、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 療養給付費等負担金につきましては、国の定率負担金でございまして8億8,976万9,000円で、前年度比1億326万円の増額でございます。

次の目 高額医療費拠出金負担金3,356万2,000円、対前年度比70万4,000円の減額でございますが、歳出のところで説明いたしますが、高額医療費共同事業への拠出金に係ります国の負担金であり、拠出金の4分の1の額がそれぞれ国及び府から交付されるものでございます。

次に、目 特定健診等負担金701万1,000円、対前年度比47万1,000円の増額でございますが、特定健康診査等事業費に係ります国の負担金でございまして、事業費の3分の1ずつを国・府、そして保険料で負担するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 財政調整交付金でございますが、2億6,883万2,000円で、対前年度比3,294万3,000円の増額でございます。

次に、238ページをお願いいたします。

款 療養給付費交付金、項 療養給付費交付金、目 療養給付費交付金は1億1,113万2,000円で、対前年度比3,992万3,000円の減額でございます。これは、退職医療制度等の廃止等に伴う退職被保険者の減少に伴うものでございます。

次に、款 前期高齢者交付金、項 前期高齢者交付金、目 前期高齢者交付金は16億5,319万4,000円で、対前年度比9,923万3,000円の減額でございます。これは、65歳から74歳までの前期高

齢者について、全国の全保険者間で財政調整する制度でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 高額医療費拠出金負担金は3,356万2,000円で、対前年度比70万4,000円の減額でございます。国庫支出金と同額の高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1の額でございます。

次の目 特定健康診査等負担金は701万1,000円で、対前年度比47万1,000円の増額でございます。内容は、国庫支出金と同額の特定健診に係ります府の負担分でございます。

2つ飛びまして、款 府支出金、項 府補助金、目 府財政調整交付金は3億9,110万8,000円で、対前年度比8,076万6,000円の増額でございます。これは、保険財政共同安定化事業の収支差が拡大が見込まれまして、それに対する特別調整交付金による激変緩和措置も増加するというものでございます。

次に、款 共同事業交付金、項 共同事業交付金、目 共同事業交付金は1億911万3,000円で、対前年度比808万1,000円の増額でございます。これは、国保連合会から各市町村の保険者に1件当たり80万円を超える医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付されるものでございます。

次に、目 保険財政共同安定化事業交付金は10億8,054万1,000円で、対前年度比1億198万1,000円の減額となっております。これにつきましては、国保連合会から各市町村の保険者に1件当たり1円を超え80万円までの医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金は4億2,824万4,000円、対前年度比7,064万7,000円の増額でございます。内訳について順に説明いたしますと、まず、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が1億6,724万7,000円、これにつきましては、低所得者に対する保険料軽減額を補填するための繰入金であり、28年度は税制改正に伴う保険料軽減に係る所得基準の緩和分を含むものでございます。

次の節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9,490万8,000円につきましては、低所得者を多く抱える保険者を支援するための制度である保険基盤安定制度による繰入金でございますが、先ほどの税制改正によりまして対象者が拡大されておりますので、前年度に比べ増額となっております。

次の節 職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費に対する7,013万円の繰入金でございます。

240ページをお願いいたします。

次の節 出産育児一時金繰入金の1,400万円につきましては、歳出の出産育児一時金の3分の2の額を繰り入れするものでございます。

次の節 財政安定化支援事業繰入金でございますが、法定軽減対象の世帯の割合が50%を超えた場合に対象となる法定繰入金でございます。平成28年度も繰り入れの基準を上回り50%を超える見込みであるため、所要の費用6,726万円を繰り入れるものでございます。

次の節 その他一般会計繰入金1,469万9,000円につきましては、町独自の減免や医療費地方単独助成に伴う療養給付費負担金減額分を一般会計から補填を受けるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

242ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが6,229万6,000円で、対前年度比13万4,000円の減額でございます。一般管理費については、人件費など保険事務に関する事務経費でございます。減額の主なものといたしましては、職員の人事異動に伴う給料、職員手当及び共済費の減額となっております。

次に、244、245ページをごらんください。

下段の款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、本年度計で34億2,364万5,000円で、対前年度比7,687万7,000円の増額、これは、平成27年度の見込み額を含む過去5年間の医療費実績に基

つき算定したものでございます。

続きまして、246、247ページをごらんください。

款 保険給付費、項 高額療養費、目 一般被保険者高額療養費は4億284万5,000円で、対前年度比4,810万7,000円の増額でございます。目 退職被保険者等高額療養費は1,823万円で、対前年度比509万8,000円の減額となるものでございます。これらの計上につきましても、先ほどの療養諸費と同様の方法により算出したものでございます。

次に、248、249ページをごらんください。

款 後期高齢者支援金等、項 後期高齢者支援金等、目 後期高齢者支援金は6億1,924万3,000円で、対前年度比1,724万3,000円の減額でございます。これは、28年度の概算支援金と26年度の精算額による影響を反映したもので、全体として減額となったものでございます。

次に、2つ飛びまして、款 介護納付金、項 介護納付金、目 介護納付金でございますが2億1,033万3,000円で、対前年度比1,148万2,000円の減額でございます。これにつきましては、介護保険第2号被保険者の減少に伴う28年度の概算納付金の減少及び26年度の精算額に影響を反映した結果、減額となったものでございます。

次の款 共同事業拠出金、項 共同事業拠出金、目 高額医療費共同事業拠出金は1億3,422万8,000円で、対前年度比281万8,000円の減額でございます。これにつきましては、レセプト1件80万円を超える高額医療費について、都道府県単位で財政リスクを分散する事業の拠出金でございます。府内の保険者が前々年度の3年間の医療費実績に応じ負担するものでございます。

次の目 保険財政共同安定化事業拠出金は13億902万5,000円で、対前年度比1,056万8,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、1件当たり1円を超え80万円までの医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付される事業に対する拠出金でございます。なお、拠出金につきましては、所得割、被保険者割、実績割の割合が25対50対25の計算で算出されるものでございます。

続きまして、250、251ページをごらんください。

款 保険事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費は3,320万3,000円で、対前年度比249万2,000円の増額でございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費は3,956万1,000円で、対前年度比308万1,000円の増額でございます。これは、人間ドック助成金、脳ドック助成金について、近年の傾向から予算額を増額したことによるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。なお、254ページから259ページの給与費明細書、260ページの債務負担行為に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書263ページをごらんください。

平成28年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,155万5,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきましては、269ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

272、273ページをごらんください。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料 3億7,120万1,000円、対前年度比1,527万9,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加によるものでございまして、平均被保険者数の見込みを、平成27年度4,344人から平成28年度では161人増の4,505人と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金 1億2,033万4,000円で、対前年度比225万5,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金は、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と町の事務費分を一般会計から繰り入れるものでございまして、次の節 保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するための繰入金でございます。増額の要因につきましては、後者の保険基盤安定繰入金について、被保険者数の増加及び国民健康保険料と同様に、28年度は税制改正に伴う保険料軽減に係る所得基準の緩和分を含むものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

274ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、2,641万円、対前年度比127万4,000円の減額でございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費でございますが、126万9,000円で、対前年度比36万5,000円の増額でございます。今年度は、27年度に計上のなかった保険料通知用封筒等の印刷経費の計上が必要となったことによるものでございます。

次に、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金でございますが4億6,307万3,000円、対前年度比1,844万2,000円の増額でございます。内訳としましては、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分を公費補填額として受け入れる保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するための保険料等負担金が4億5,094万7,000円、また広域連合の事務費等総務的経費に対する本町の負担金で、1,212万6,000円となっております。増額の要因としましては、先ほど説明いたしました被保険者の増に伴う保険料徴収金の増額及び保険料軽減に伴う所得基準の緩和によります保険基盤安定繰入金の増額による保険料等負担金の増加によるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、278ページから282ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、平成28年度は第6期介護保険事業計画の2年目となり、給付実績を考慮して予算編成に取り組みましたが、高齢化に伴い、要介護、要支援認定者数も増加すると見込んでおり、歳出予算の約95%を占める保険給付費が5.1%増加すると見込んだことにより、予算総額は、前年度31億9,280万2,000円に対しまして、1億5,344万8,000円、4.8%増の33億4,625万円となりました。

予算書の285ページをお願いします。

平成28年度熊取町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億4,625万円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

次に、第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号において、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきましては、291ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。291ページ、292ページは総括でございますので、説明のほうを省略いたします。

294ページ、295ページをお開きください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては8億3,668万6,000円で、対前年度比2,482万円の増となっております。これは、被保険者数の増によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、5億8,856万1,000円で、対前年度比2,992万2,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費が増となったことにより、国負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金でございますが、調整交付金につきましては、後期高齢者の加入割合と被保険者の所得分布状況に応じて国から交付される補助金でございますが、その交付率により1,142万1,000円となり、対前年度比357万円の増となったものでございます。

次に、目 地域支援事業交付金の介護予防事業分でございますが、歳出における介護予防事業費から特定財源である健康教室受講料等を除いた費用に対する25%分を交付するもので、173万8,000円となり、対前年度比3万1,000円の減となっております。これは、歳出の介護予防事業費において、二次予防対象者把握事業における対象者数の減に伴い、介護予防事業委託料が減となったことによるものでございます。

また、目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の39%分が交付されるもので、2,201万2,000円となり、対前年度比625万4,000円の増となっております。これは、歳出における包括的支援事業・任意事業費において、地域包括支援センターの委託化に伴い増となったことによるものでございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金を合わせて8億9,027万4,000円で、対前年度比4,281万円の増となっております。これは、第2号被保険者の負担分として、歳出における保険給付費及び介護予防事業費の28%に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出における保険給付費が増となったことによるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金につきましては、4億4,253万4,000円で、対前年度比1,980万9,000円の増となっております。これは、保険給付費の府負担分でございますが、歳出における保険給付費が増となったことにより、国負担分と同じく増となったものでございます。

次に、項 府補助金、目 地域支援事業交付金の介護予防事業分でございますが、国庫補助金と同じく歳出における介護予防事業費から特定財源である健康教室受講料等を除いた費用に対する12.5%分が交付されるもので、86万9,000円となり、対前年度比1万6,000円の減となっております。

また、目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における包

括的支援事業・任意事業費の19.5%分が交付されるもので、1,100万6,000円となり、対前年度比312万7,000円の増となっております。それぞれの増減の理由につきましては、国庫補助金と同じ内容となりますので、説明のほうを省略させていただきます。

296ページ、297ページをお願いいたします。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金及びその下の目 地域支援事業繰入金の介護予防事業分につきましては、それぞれの歳出における保険給付費及び地域支援事業費の介護予防事業分の12.5%に相当する金額を、また、その下の目 地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分の19.5%に相当する金額を町負担分としてそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金684万4,000円につきましては、国において公費投入し、低所得者に対する保険料の軽減を図るもので、一般会計において国・府負担金を収入し、町負担分と合わせ一般会計から繰り入れるものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金でございますが、そのうち職員給与費等繰入金につきましては総務費の人件費を、事務費繰入金につきましては介護保険料の賦課徴収や要介護認定等に係る事務費を、それぞれ一般会計から100%繰り入れるものでございます。

これらの結果、一般会計繰入金の合計といたしましては5億2,459万3,000円で、対前年度比860万4,000円の増となっております。この主な原因につきましては、職員給与費等繰入金で職員数の減により、事務費繰入金で介護保険システム改修の減により、それぞれ減となったものの、保険給付費の増による介護給付費繰入金や地域包括支援センターの委託に伴う地域支援事業費繰入金の包括的支援事業・任意事業分が増となったことによるものでございます。

次に、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金1,613万3,000円の増につきましては、介護給付費に対する財源不足を基金から繰り入れて対応するものでございます。

298ページ、299ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費ですが、6,149万4,000円で、対前年度比1,612万3,000円の減となっております。これは、職員給与関係事業におきまして、職員数の減による減及び介護保険事務事業において、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修の減により一般会計への電子計算機使用負担金が減となったことなどによるものでございます。

少し飛びまして、302ページ、303ページをお願いします。中ほどをごらんください。

歳出全体の約95%を占めます保険給付費でございますが、まず、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費28億3,148万5,000円で、対前年度比1億3,253万7,000円の増となっております。これは、給付実績に基づき、施設介護サービス給付費が4,478万9,000円の増となったこと、また、居宅介護サービスのうち、小規模な通所介護については地域密着型サービスへ移行することとなっておりますので、居宅介護サービス給付費は334%の微増にとどまりましたが、一方で、地域密着型サービス給付費は7,373万円の大幅な増となったことによるものでございます。

304ページ、305ページをお願いします。

まず、項 高額介護サービス等費及びその下の項 高額医療合算介護サービス等費につきましては、給付実績によりそれぞれ増となったものでございます。

306ページ、307ページをお開きください。

次に、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費でございますが、5,646万円で、対前年度比1,598万3,000円の増となっております。これは、包括的支援事業におきまして、地域包括支援センターへの委託に伴い、非常勤職員報酬などは減となりましたが、委託料の地域包括支援センター運営委託料が増となったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

なお、312ページから317ページの給与費明細書、318ページの債務負担行為に関する調書につき

ましては、説明のほうを省略させていただきますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）それでは、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、平成28年度予算の概要でございますが、主に開園当初の熊取永楽墓苑の使用者に係る平成28年度から5カ年分の管理手数料の納期が到来すること、昨年11月オープンの永楽ゆめの森公園と墓苑の一体的な管理を行うことに伴うものなどでございます。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

予算書の321ページをお開きください。

平成28年度熊取町の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,165万4,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、327ページ、328ページは総括表でございますので説明を省略させていただき、330ページ、331ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金989万1,000円は、墓苑の維持管理費用を墓地基金から繰り入れるものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓園使用料689万円は、28年度から使用開始となる12区画分の永代使用料でございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 手数料、目 墓園手数料2,412万円は、主に開園当初に使用許可いたしました792区画と、28年度から使用開始となる12区画の計804区画分の管理手数料でございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の墓地基金積立金利子の6万2,000円は、基金の運用利息でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公園事業事務費負担金69万1,000円は、永楽ゆめの森公園のオープンに伴い、墓苑との共用管理部分等について、一般会計の公園側に費用負担していただくものでございます。

次に、歳出でございます。

332ページ、333ページをお開きください。

款 墓園費、項 墓園費、目 墓園総務費958万2,000円は、墓苑の維持管理に要する経費でございます。

まず、節 共済費の労災保険料1万2,000円及び賃金の臨時雇賃金288万3,000円は、墓苑管理等の臨時職員の雇用に係る費用でございます。

次に、需用費として183万4,000円で、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料でございます。なお、修繕料には、通常の修繕に加え、墓苑内の排水口の一部改修費用を計上しております。

次に、役務費として25万5,000円で、通信運搬費及び全国町村会総合賠償保険料でございます。

次に、委託料として70万2,000円で、植木剪定等委託料、ごみ・不燃物収集業務委託料、衛生設備保守点検委託料、警備委託料でございます。

次に、負担金、補助及び交付金の墓地事業事務費等負担金99万6,000円は、墓地事業に係る職員

の事務経費を一般会計へ負担金としてお支払いするもので、担当職員の平均給与額の約14%を負担することとしております。

次に、償還金、利子及び割引料の墓園使用料等還付金290万円は、墓地区画返還に係る永代使用料及び管理手数料をお返しするための経費でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金の3,107万2,000円ですが、これは、先ほど歳入でご説明いたしました永代使用料689万円、管理手数料2,412万円及び墓地基金積立金利子6万2,000円の合計額を基金に積み増しするものでございます。

最後に、予備費として100万円を計上しております。

以上で、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算について説明を求めます。

下中上下水道部長。

上下水道部長（下中博之君）それでは、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算について説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。

第1条、総則です。平成28年度熊取町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量です。業務の予定量は、次のとおりとするものです。

給水戸数は1万7,600戸とし、前年度より200戸の増加としております。

年間総給水量は463万1,000立方メートル。1日平均給水量は1万2,688立方メートルとしております。近年の節水機器の普及・向上や高齢化社会などの要因を考慮いたしまして、前年度比1.32%の減少と見込みました。

次に、主な建設改良事業の事業費は3億6,071万5,000円で、前年度に比べ7,042万6,000円の増加となっております。

次ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものです。

収入の部です。第1款 事業収益は9億8,445万9,000円で、前年度に比べ2,175万9,000円の減額です。内訳としては、第1項 営業収益は7億9,942万5,000円で、前年度に比べ1,966万1,000円の減額、第2項 営業外収益は1億8,502万4,000円で、前年度に比べ209万8,000円の減額、第3項 特別利益は1万円で、前年度と同額としております。

次に、支出の部です。

第1款 事業費は9億7,293万1,000円で、前年度に比べ102万3,000円の増額です。内訳としては、第1項 営業費用は9億857万6,000円で、前年度に比べ526万9,000円の増額、第2項 営業外費用は4,108万2,000円で、前年度に比べ424万6,000円の減額、第3項 特別損失は2,127万3,000円で、前年度と同額、第4項 予備費は200万円で、前年度と同額としております。

次ページをごらんください。

第4条、資本的収入及び支出です。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものです。

収入の部です。

第1款 資本的収入は2億1,683万円で、前年度に比べ2,436万7,000円の増額です。内訳としては、第1項 企業債は1億1,780万円で、前年度に比べ410万円の増額、第2項 負担金は5,203万円で、前年度に比べ1,826万7,000円の増額、第3項 他会計繰入金は4,700万円で、前年度に比べ200万円の増額としております。

次に、支出の部です。

第1款 資本的支出は5億934万6,000円で、前年度に比べ7,628万1,000円の増額です。内訳とし

ては、第1項 建設改良費は3億7,947万6,000円で、前年度に比べ7,035万円の増額、第2項 企業債償還金は1億2,987万円で、前年度に比べ593万1,000円の増額としております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足しておりますが、第4条、括弧書きのとおり、不足する額2億9,251万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、すなわち資本的収入に含まれます仮受消費税額と資本的支出に発生します仮払消費税額の差額です。2,528万4,000円、減債積立金4,000万円及び過年度分損益勘定留保資金2億2,723万2,000円で補填するものでございます。

次ページをお開きください。

第5条、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものです。

起債の目的は、施設整備事業で管路耐震更新工事費等の事業に充てるためのものです。限度額は1億1,780万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおりです。

次に、第6条、一時借入金です。一時借入金の限度額は5,000万円と定めるもので、前年度と同額としております。

次ページをごらんください。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないというもので、職員給与費1億1,664万6,000円をその経費とし、前年度に比べ20万5,000円の増額としております。

次に、第8条、たな卸資産購入限度額です。たな卸資産の購入限度額は741万円と定めるもので、前年度に比べ331万7,000円の減額としております。

次ページをお開きください。

6ページ、7ページには、平成28年度熊取町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出を、8ページ、9ページには、同計画、資本的収入及び支出を記載しております。

説明については、後ほど32ページ以降の予算説明書で説明させていただきます。

10ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書です。会計期間における資金の増減をあらわす書類です。業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示することで、経営状況の把握、分析が可能となるものです。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により1億4,797万1,000円の現金が増加し、2点目の投資活動では、管路耐震化事業などの施設整備を行うため3億2,975万7,000円の減少、3点目の財務活動では、企業債の償還額が新規借入額を上回りますが、国の繰り入れ基準により一般会計からの出資金を見込んでいることから3,493万円の増額を見込んでおります。

水道事業としての資金は1億4,685万6,000円の減少となっておりますが、減少の要因としては、管路耐震化など将来に向けた安全・安心なための積極的な投資によるものです。今後も安定した経営を行うための資金残高を保ちつつ、将来に向けた施設整備を進めてまいります。

11ページから17ページは、職員の給与費明細書です。説明は省略させていただきます。後ほどお目通しください。

18ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

内容は、平成26年度当初予算で債務負担行為として承認いただいた事項で、水道料金徴収等業務委託です。

19ページから23ページは、平成27年度熊取町水道事業予定貸借対照表です。

20ページ最下段、資産合計及び23ページ最下段負債資本合計を80億8,848万859円と見込んでおります。

24ページから28ページは、平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表です。

24ページ、25ページは資産の部で、25ページ最下段、資産合計を80億6,823万451円と見込んでいます。

26ページ、27ページは負債の部で、27ページ最下段、負債合計を51億9,153万6,466円と、28ページは資本の部で、下から2行目、資本合計を28億7,669万3,985円と見込んでおり、最下段、負債資本合計を、25ページの資産合計額80億6,823万451円の同額と見込んでおります。

29ページをごらんください。

29ページ、30ページは、平成27年度熊取町水道事業予定損益計算書です。

次ページ、30ページをお開きください。

下から4行目の当年度純利益として4,725万8,000円を見込んでおります。

次ページ、31ページをごらんください。

注記表です。重要な会計方針等を記述しております。後ほどお目通しください。

32ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業会計予算説明書です。

主なものについて説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の部です。収入では、第1項 営業収益、目 給水収益、節 水道料金ですが、7億9,886万円とし、前年度に比べて1,968万2,000円の減としております。これは、近年の節水機器や器具の普及、高齢化社会などによる要因で、給水量の減少を見込んだものです。

次ページ、33ページをごらんください。

収益的収入合計は9億8,445万9,000円とし、前年度より2,175万9,000円の減額としております。

次ページ、34ページをお開きください。

支出です。第1項 営業費用、目 原水及び浄水費では、次ページ、35ページをごらんください。節 委託料ですが、2,100万6,000円とし、前年度より483万1,000円の増としております。これは、本年度は上水道各所管施設における計器機器類の定期点検の該当年に当たることから増額したものです。

次に、節の下から4行目、受水費ですが、4億240万8,000円とし、前年度より405万2,000円の減としております。これは、先ほど説明させていただいた給水量の減少と同様に受水量も減少している状況から、前年度より約5万立方メートルの減少を見込んだものです。

次ページ、36ページをお開きください。

目 配水及び給水費では、中段、節 賃金ですが、水道管の管路情報システムの導入に伴う給水台帳のスキニング及びデータ入力作業要員として、前年度までは臨時職員1名を任用していましたが、その作業もおおむね完了したため、本年度は全額皆減としております。

次ページ、37ページをごらんください。

上段、節 委託料ですが、900万4,000円とし、前年度より60万5,000円の減、1行あけて節 修繕料ですが、2,054万8,000円とし、前年度より150万1,000円の減としております。これらは、量水器検定満了に伴うメーター交換に要する経費で、前年度は例年に比べ交換メーター個数が増加するため増額としておりましたが、今年度については、前年度より交換個数が減少するため減額したものです。

次に、中段、節 路面復旧費ですが、292万6,000円とし、前年度より366万1,000円の減としております。これは、前年度は過去の水道管工事の影響による舗装修繕として300万円を計上しておりましたが、今年度については例年と同様に漏水修繕後の舗装修繕工事、仕切り弁室の段差等の補修工事のみとし減額したものです。

続いて、目 総係費です。

次ページ、38ページをお開きください。

最下段、節 委託料ですが、2,129万5,000円とし、前年度より139万1,000円の増としております。これは、右説明欄の最下段、公営企業会計制度業務支援委託料の増によるもので、公営企業会計制

度の改正後、水道事業会計の予算及び決算書の作成について、種々の通知等に基づき作成してきましたが、内容の精度を高めるとともに、今後の事務事業の効率化を図るためマニュアル化作業等支援委託をするものです。

次に、次ページ、39ページをごらんください。

中段、節 退職手当負担引当金繰入額ですが、1,255万1,000円とし、前年度より400万3,000円の増としております。これは、人事異動に伴う負担金引当金などにより増額するものです。

次に、目 資産減耗費、節 固定資産除却費ですが、1,550万3,000円とし、前年度より739万円の増としております。これは、本年度予算による配水管移設工事や布設替工事等に伴う固定資産除却により増額したものです。

次ページ、40ページをお開きください。

収益的支出合計ですが、9億7,293万1,000円とし、前年度より102万3,000円の増額としております。

続いて、41ページをごらんください。

41ページからは資本的収入及び支出です。

まず、収入です。

第1項 企業債、目 企業債、節 企業債ですが、1億1,780万円とし、前年度に比べ410万円の増としております。これは、本年度整備事業の増に伴い、その対応として企業債の増額をしたものです。

次に、第2項 負担金、目 負担金、節 工事負担金ですが、3,097万円とし、前年度に比べ1,826万7,000円の増としております。これは、消火栓設置工事及び公共下水道工事等による配水管移設工事等に伴う負担金で、本年度は配水管移設設計及び移設工事増により増額したものです。

次に、第3項 他会計繰入金、目 他会計出資金、節 一般会計出資金ですが、4,700万円とし、前年度に比べ200万円の増としております。これは、国の耐震化事業に係る繰り出し基準に基づき一般会計から繰り出すもので、更新事業の増により増額したものです。これらにより、資本的収入合計を2億1,683万円とし、前年度に比べ2,436万7,000円を増額したものです。

次ページ、42ページをお開きください。

支出です。

第1項 建設改良費、目 改良費ですが、5,132万円とし、前年度に比べ4,694万2,000円の増としております。これは、委託料では、本年度久保4丁目地区ほか給配水管移設工事設計業務の実施、工事請負費では、前年度は公共下水道工事において必要となる水道管移設工事が1工事でありましたが、本年度は小垣内1丁目地区ほか給配水管移設工事のほか2件の工事を実施するため増額したものです。

次に、目 施設整備費、節 委託料ですが、3,923万4,000円として、前年度に比べ2,388万7,000円の増としております。これは、前年度は2件の業務であったのに対し、本年度は国道170号給配水管布設替工事設計業務のほか2件の工事設計業務及び熊取町水道事業認可変更業務を実施すべく増額したものです。

工事請負費については、大宮橋水管橋布設替工事や第3配水区域拡張整備工事等9件の工事を実施するもので、前年度に比べ40万3,000円の減額となりますが、ほぼ例年の工事件数を実施するものです。

次ページ、43ページをごらんください。

資本的支出合計ですが、5億934万6,000円とし、前年度に比べ7,628万1,000円の増額としたものです。

44ページ及び45ページは、企業債償還明細書です。説明は省略させていただきます。

また、平成28年度水道事業会計予算附属資料では、平成24年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、給水人口、年間総給水量等の推移を記述しております。後ほどお目通しください。

以上、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。
よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（重光俊則君）以上で、議案第41号から議案第47号までの7件についての説明を終わります。
議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時54分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派代表質問を行います。

平成28年度町政運営方針及び各会計予算諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、矢野議員。

11番（矢野正憲君）それでは、会派代表者質問のトップバッターとして、大きく3点についてお尋ねをいたします。

まず最初に、成長戦略の宿泊施設誘致と空き家民泊の取り組み課題についてでございます。

外国人観光客が急増する関西空港を対岸に持つ地域として、まちとしての都市的利点を生かし、観光客の需要の取り組みに対して、観光適用宿泊施設の誘致やマンション空き部屋や一軒家を民泊として利用できる民泊条例が大阪府で成立をし、ことしの4月より施行をされることとなっております。

まず大きな1点、宿泊施設の誘致と空き家民泊の取り組み課題についてお尋ねをいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、成長戦略についての1点目、宿泊施設誘致と空き家民泊の取り組み課題につきましてご答弁申し上げます。

全国的に訪日外国人旅行者数が増加傾向という中、旅行者の宿泊場所を確保し、町内の滞在を促すことは地域経済の活性化を図り、ひいては雇用の創出にもつながるものと考えてございます。

このような効果が着実に本町にも循環されるよう、宿泊施設の誘致や空き家民泊の取り組みとともに、訪日外国人が利用できるような飲食店や周遊ルートの発掘などの受け入れ環境の整備もあわせて検討する必要があるものと認識してございます。

そこで、ご質問の宿泊施設誘致の課題でございますが、現在、町内に宿泊できる施設はございませんが、多額の奨励金により、宿泊施設の誘致に向け動き出している近隣市もございます。そういった近隣市の動向も注視しながら検討するとともに、限られた町域の中で、宿泊施設の建設用地の確保についても課題であると認識してございます。

そういった課題解決の一つとして、2点目の空き家民泊の取り組みが想定されます。

その空き家民泊の取り組み課題でございますが、12月議会の二見議員と浦川議員からの空き家に対する一般質問のご答弁のとおり、平成25年住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家率が13.5%に対しまして、本町の空き家率はおよそ2分の1の7.0%であり、国、府、近隣自治体と比較して低い数値でございます。

そのような状況の中、今般、大阪府が国家戦略特区法に基づき、平成28年4月から一定の要件を満たし、知事の認定を受けることにより、民泊運営が本町の一部地域においても可能となり、他市町と比較して低い空き家率ではございますが、今後、空き家所有者から民泊運営申請の可能性も想定されるところでございます。

その際には、民泊の適正運営について大阪府と連携し、ごみ出しや騒音など滞在者のマナーによる近隣住民とのトラブルなども留意する必要があるものと考えてございます。

このような諸課題を踏まえた上で、住民の快適な住環境の維持についても配慮しながら慎重に検討を進め、また一方では、堺市以南9市4町でインバウンドの受け入れ環境に取り組んでいる泉州

観光プロモーション推進協議会におきまして、泉州一体であわせて検討していくことも肝要であると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 今、いろいろと答弁がありましたけれども、隣の泉佐野市のほうで、上限1億円というふうな形で補助金を出すというふうな条例が去年の12月に通ったんですかね。そういうふうな現状があります。

泉佐野市は関西空港の対岸のまちというふうなことで、LCCが比較的早朝便であったりとか、深夜便で来るというようなことで、大きな需要があるんだと思いますけれども、熊取町として、今、新しくなった町長が熊取町の成長戦略の一つとしてマニフェスト等にも掲げておられたと思いますけれども、これから熊取町とすれば、そういうふうな条例を制定するようなことを想定されておられるのか。なかなか1億円というような金額を出した中で、それを回収することも非常に困難なところもあるかと思えます。同時に土地、その辺はどういうふうを考えておられるのか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 議員に今教えていただきましたとおり、泉佐野市のほうはおもてなし条例ということで5%から10%、2,000万円から1億円の間で誘致のインセンティブを宿泊施設設置奨励金という形で設けられております。

また、和泉市のほうでも同様に、設置補助金等々がのせられておるんですけれども、本町では現時点想定できますのは、その和泉市、泉佐野市で設置されているような、そういった設置に係る、要はインセンティブ、奨励金といったものは財政上の問題等々から検討はしておらないんですけれども、現時点想定できるとするならば、和泉市がその設置奨励金のほかに固定資産税の減免であったりとか、借地料に対する補助金や町有地の無償提供といった土地に対するインセンティブ、またあるいは、下水道料金の減免を行っておりますが、こういったところ辺ぐらいが現時点、これはこれから財政当局等と検討していく事項とはなりますが、このあたりぐらいが精いっぱいではないかというふうに考えているところでございますが、いずれにしましても、泉佐野市やこの和泉市のように、建設費に1億円もの多額の税金を投入することは財政的にも、また良好な住宅都市である本町にとって、住民の理解を得るのはなかなか難しいものではないかなというふうに現時点考えているところでございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） わかりました。条例の制定は今のところ視野には入れていないというふうな形でいいんですね。わかりました。

もう一つ、今回熊取駅西等も開発をしていくというふうなことになっておりますけれども、ホテルを誘致するというふうな場合のときに、ステーション型のホテルを、駅近ですよ、そういうふうなホテルを誘致するというのが一つ大きな目標になったりするんだろうというふうに思っておりますが、熊取町の既存の駅、東側というんですか、それはもうなかなか開発というのはしんどい話の中で、今度、駅西のほうで泉佐野市とタイアップしながら開発を進めていくというふうなことになっておるんですが、その用地というところでは、熊取町の用地があったりとかというのはあるんですか。その辺ちょっと確かめさせていただきたいと思えます。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 駅西のほうにつきましては、駅西開発の熊取町域といいますのは、ロータリー一部分と一部ロータリーの南側部分に空き土地というんでしょうか、近隣商業地域に変更した土地というのはございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 熊取町の土地というのが、大体ロータリーになってしまうような形なんです。そういうような認識でいいんですよね。

その中で、熊取町としてホテルを誘致するというふうなことを考える中で、どういったところにそういうふうな誘致をするか、その辺はどういうふうに議論されておられるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）宿泊施設誘致ということになりますと、やはり利便性等々考えますと駅前が最適であるというふうには考えております。

そういったことで考えてまいりますと、現在開発中の駅西という考え方がやはり自然であると、自然の流れであるというふうには想定しております。

しかしながら、駅西開発区域は先ほど申しましたとおり、ロータリー一部分がほとんどで、ロータリーの南側に一部近隣商業地域に用途変更した土地がございますが、その土地は公有地ではございませんで、また地権者も当然ございますので、地権者の意向によるところが大きいかなというふうに想定しております。

駅西で宿泊誘致ができる土地ということになりますと、やはり泉佐野市側というのがございますが、泉佐野市側につきましても、やはり地権者の意向というのが出てこようかと思えます。

仮にこの泉佐野市側に宿泊施設ができたとするならば、今後、例えばひまわりドームで全国大会が開かれたりだとか、また本町への来訪者の宿泊地ということになり得ますし、また、法人税は落ちませんが、何らかの経済効果が期待できるものというふうに考えられますので、そちらのほう、いずれにしましても泉佐野市側の地権者の意向、これがございますので、現時点では何ともしようとお答えするのも申し上げにくいというところでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）わかりました。

関西空港を目の前に持つというような土地的な優位性がありますよね、熊取町は。その中で、現在でも、ことしで大体2,000万人ぐらい超えるような訪日観光客が来られるというふうなことで、国はこれを3,000万人にふやすというふうな形でビジット・ジャパンとか等いろんな施策を打っているわけですが、今現時点でも、関空から訪日の外国人が熊取町の中に来られるというのはなかなか現実ではありません。

そういった人たちに熊取町の中でお金を使ってもらおうというふうなことも成長戦略というふうなことです。考えておられるんだと思うんですけど、例えば、泉佐野市とタイアップするとか、駅西のほうを。そこでホテルを誘致してもらおうというふうなことも考えられるかと思うんですが、そういったことはこれから交渉等はしていくんですか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑洋君）泉佐野市とのタイアップということで、当然駅西事業については泉佐野市と本町と協力していくということで、今現在駅西のほうの泉佐野市側の動きとしては、まちづくり協議会というものを設置して、民間企業による開発というふうに聞いてございます。

ただ、本町のほうは、先ほども明松のほうからも申し上げましたとおり、近隣商業地域を1ヘクタール設定してございますので、その地権者の方々と今後の土地利用について検討していくということで、2月11日に第1回のワークショップという形で開催させていただきました。やっぱり皆さんの、地権者の意向ということも踏まえて、今後、泉佐野市と協力のもと、立地に関して、土地利用に関してホテルが誘致できるか、その辺も含めて働きかけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）わかりました。

泉佐野市がそういうふうないろいろな形でこれからやっていく中で、熊取町の駅で観光客がおもらさうような、そういう方策というのはやはり大切になってくるであろう、それが成長戦略の

一環になっていくのかなというふうに思っております。

ホテルの誘致だけではありませんけれど、いろんな形で活性化されるというふうなことが熊取町にとったらいいことであろうかなというふうに思っております。

泉南市のほうも、いろいろと地方創生の1型で、サザンビーチのほうにリゾート型ホテルを誘致するというふうなことで動いておられるようです。いろいろ話を聞いておりますと、関西空港の対岸のこの辺でホテルがとれないから、例えば泊まるのが白浜になったりとかというふうなこともあるようです。

そういった意味では、この辺でホテルを誘致して建ててもらおうと、それなりの需要、ニーズというのはあるのかなというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

町長には、府会議員として4年間お務めになられてこられまして、見てきた景色が少し違うと思うんですけども、そういった中で、マニフェストにも触れておられましたけれど、どういった形でホテル誘致されていくのかというふうな思いというのは、どの辺まで思い描いておられるのか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ホテル誘致ということでございますけれども、大阪府のほうの観光成長戦略の中では、I R、統合リゾート施設を誘致するというふうなことがメインで提案されていましたが、それにつけて、この泉州でそういう候補地としては上がらないものなのかというふうなことも一部議員の中では議論されておりました。ただ、イメージする中では、やはりリゾートというイメージから海があり、緑がありというふうな、そういう状況を勘案しての誘致を考えたらどうやというふうなことがあったわけです。

具体的には、私は熊取町ですけれども、岬町のあの海岸沿いを外国の皆さん方に楽しんでもらえたらというふうな、そんな案も確かにありましたけれども、なかなかそれはいろいろな会派のいろいろなご意見がある中で、そういうI Rの提案についてはまだ遅々として進んでいない状況です。

ただ、私的には熊取町に、できればそういう宿泊施設、ホテルを誘致したいという思いは、これは並行して持っていたわけですが、西開発とあわせてどのような状況になっていくのか、これにつけて提案させてもらっています創生プロジェクトチームを早々に立ち上げました中で、いろんなご意見を伺いながら、また議員の皆さん方と情報交換しながら進めていければなど、そのように思っております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）I Rというような言葉が出ましたけれども、リゾート型のカジノですかね、そういうふうな議論がされておるというふうなことも、私としてもしっかり認識はしております。大阪市内の咲洲か、それか泉佐野市かというふうなお話が出ているというふうなことも認識はしていますが、それはそれとして、熊取町としてどうするかというふうな、ホテル誘致ですよね。町長としてもそういうふうに並行しながら考えていきたいというふうなことなんで、そういったものをやはり知恵を出し合いながらやっていただきたいなというふうな思いは持ちます。

ホテル誘致が、建ったところにひょっとしたら中国の景気が減速しておるとか、いろんな、習近平さんがいろいろ税金をかけるというような情報等も入っておりますから、その辺は注視をしないといけない問題かもしれませんが、ただ、外国から来ておられるのは中国の外国人の方がほとんどであるとはいえ、ベトナムもたくさん来られておる、インドネシアがこれからまたそういうふうな施策をとってくるというふうなことが言われておりますから、そういったものでしっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

ホテルの誘致はこの辺で終わらせていただきますが、次、民泊ですけれども、民泊はどうされると答弁されましたか。どういうふうな答弁でしたか、もう一度お願いできますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）民泊につきましては、基本的にはこれは大阪府条例ということになりますので、基本的には熊取町で適用範囲に入っている区域、その方が運営したいということでありましたら、これは府条例にのっとって民泊運営を開始するということになりますので、その運営を開始されたときには、大阪府と連携しながら、ごみ出し、騒音などの滞在者のマナーによる近隣トラブルなども検討しもって対応していきたいというところでございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）ちょっと確認させてください。大阪府のほうで民泊条例ができました。府内の43の市町村のうち、37市町村がその府の条例に適用範囲をされるというふうな形でいいんですか。

別段熊取町のほうで条例を制定しなければいけないというふうなことではないというふうなことなんでしょうか、その辺もう一度お願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）熊取町のほうで特に条例等は必要ございませんでして、大阪府条例に基づいて運営が開始されるといったところでございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）わかりました。

今回、大阪府が国家戦略の特別特区に指定をされているというふうなことで、これは大阪府だけじゃなくて、関西圏ですか。関西圏でこういうふうな条例をつくるのが可能やというふうなことになっておるんですが、国の動きを見ておると、特区関係なく全国的にそういうふうな民泊条例、民泊で泊まることができるようにというふうな形になっていくようです。

熊取町にあっては、いろいろな質問の中で、持ち家率が86%でしたか、そういった中で、空き家の率が低いというような話が出ておりましたけれども、実際、熊取町も先ほどから言っておりますけれども、関空から目と鼻の先というふうな形で、そういった形で民泊の需要というようなこともあり得るのかなと個人的には思っておりますが、そういった中で、先ほどごみ出しの問題であるとか騒音の問題、あと、考えられるのは不法滞在の問題であるとか薬物の問題、こういったことが考えられると思いますけれども、こういったところに熊取町行政としてはどういうふうな形で、管理であるとか監視をしていくのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）基本的には、こちらは府条例ということになりますので、管轄は保健所ということになります。熊取町においては、泉佐野保健所管轄ということになってございますので、大阪府と連携しながら、また保健所の指導等を仰ぎながら、基本的に先ほど申しあげました騒音であったりとか、ごみ出しであったりとかということで、周辺住民の環境を守っていくといった、そのような対応になっていくものと想定してございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）もともとこの条例ができたのが、違法民泊等の問題があるというふうな形で、これを推し進める中では、やはり行政が管理をせなあかんというふうなことにもなっているというふうな認識をしておるんですけれども、熊取町の町民の皆さんが民泊をやりたいとなったときには、どういうふうな手続があるのか、またそういった意味で、熊取町行政として、府じゃなくて熊取町としてそこに携わっていかないといけないようなことも出てくるんだろうと思います。その辺はどういうふうに考えますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）この民泊のほうなんですけれども、基本的には知事の認定を受けることによって、旅館業法の適用が除外されるといった内容になりまして、その要件としましては、宿泊日数が7日以上あることというふうになっております。ですので、通常ホテルですと1日から当然泊まれるわけなんですけれども、要は、一定民業を圧迫しないということで、7日以上という長い期間が設定されておると。

それでいて、なおかつ居室の要件も原則として床面積が25平方メートル以上ということで、そういった要件も課せられているということになってございまして、これらの要件を大阪府のほうに申請すると。申請許可、認可がおりますと、当然熊取町のほうには情報が入ってございますので、入ってきた際には、大阪府と先ほど申しましたような問題点について協議を行い、当然周辺住人への配慮というものも出てこようかというふうに想定してございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）熊取町民の中で、民泊に手を挙げる人というのはどれぐらいおられると想定されていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）非常に難しいご質問かなと思うんですけども、今、この熊取町域で許可される地域というのが、いわゆる希望が丘、自由が丘、それからつばさが丘、山の手台といった、そういった住宅地は除外されてございます。そういったことから、多くの住民、熊取町の人口の半分以上を占めるそういった地域は除外されているといったところから考えますと、そんなには出ないのかなというふうに想定しております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）ちょっと話はそれますけれど、以前から浦川議員であるとか二見議員とかが空き家バンクの制度を設置したらどうだというふうな話も出ておりました。こういうふうな空き家バンクに登録するような人というのは、そういう商売をしようかなというふうなことも考えておられる方もおられると思うんですが、先んじてそこから情報を収集するというような形で、これからこの民泊というふうな中で、空き家バンクというふうなことも熊取町としても考えないといけないような状況になってくるんじゃないのかなというふうに認識をします。

その辺については、今まで検討するというようなお話がありましたけれども、この辺についたらどういうふうな考えをお持ちですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）先ほどご紹介いただきましたように、12月議会におきまして二見議員、浦川議員の一般質問でご答弁させていただきましたとおり、基本的にはこの空き家バンクの設置については本町の空き家率が低いということ、また、宅建協会の泉州支部、こちらによりますと、本町の物件は比較的優良物件ということで、同制度はどちらかといえば過疎化地域のほうで導入されているといった、そういった先進事例の点などからも、現時点、転入促進であるとか、あるいはこの民泊といった観点でその空き家のあっせんを行うという、いわゆるこの空き家バンク制度、これの設置予定は現時点はございません。

しかしながら、住民部所管の空き家対策の一助にもつながるといふ側面も持ち合わせているということからも、大阪府や、また近隣の導入団体、そちらの動向、実績なども確認しながら引き続き調査・研究のほう行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）今のところ空き家バンク制度については、まだ考えておられないというふうな答弁でありましたけれども、こういうふうな形で民泊条例ができてくる、訪日外国人をおもてなしするというような、そういうふうな形で出てきておりますので、そこはやはり熊取町としてもある程度前に進めるような必要性はあるのかなというふうには認識をします、私自身はね。

その中で、やはり空き家バンク等でいろいろ成功しているようなところの事例を見ると、やはり民間の、先ほど言われたような宅建業界、不動産屋、そういったところと情報を共有されておるというふうなところが一つ大きいところであろうかというふうに認識をしておるんですが、熊取町もやはりそういうふうな制度というか、情報を収集するようなことにはしっかりと努めないといけ

ないのかなというふうに思います。

それが民泊について、これからいろんな騒音であるとか、ごみ問題であるとか、不法滞在であるとか、薬物の汚染であるとか、そういったものを管理する、監視をするというふうなところに大きな役割を担うのではないのかなというふうに思っておりますので、今はする気はないというふうなことですけれども、それこそ戦略会議の中で、いろいろと議論をしていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

次が、大きな質問なんですが、子育て世代の……

議長（重光俊則君）公有財産。

11番（矢野正憲君）ああ、すみません。公有財産ですね。

公有財産の活用で税収増の施策の取り組みというふうなことで、その課題、これも新しくなった町長のマニフェストの中で、図書館であったりとか、ひまわりドームというような、そういった名称も具体的に出ておりましたから、どういうふうな考えを持たれておられるのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）それでは、公有財産活用の税収増の施策の取り組み課題についてのご質問についてご答弁させていただきます。

最初に、現在本町において公有財産を活用した歳入につながる取り組みについてご説明をさせていただきます。

まず、ひまわりドームにおいては、売店等の常設を行っており、年額13万2,000円の使用料をいただいております。また、煉瓦館においては、レストランを出店していただいております、年額94万6,000円の使用料をいただいております。加えて、朝代の青池横のじんかい埋め立て管理用地において、太陽光発電施設を設置するため貸し付けを行っており、年額約150万円の使用料をいただき、平成27年より20年間貸し付けを行うものでございます。また、職員や非正規職員の各施設における駐車場としての貸し付けにより、年額約950万円の使用料をいただいております。

次に、広告事業といたしまして、広報紙やJR熊取駅東西自由通路などにおいて、年額326万2,000円をいただくとともに、役場や図書館など7カ所に公募により自動販売機を設置し、事業者から年額527万8,000円の使用料をいただき、これらの使用料を合計いたしますと、年額約2,000万円の収入となっております。

また、昨年開園いたしました永楽ゆめの森公園内での物販ブースにおいて、現在、産業振興の観点から使用料を無料として町内事業者に出店していただいておりますが、平成29年度からは使用料を徴収する予定としてございます。

今後におきましても、公有財産を活用したさらなる財源確保を行うため、本町においては、各施設が高い集客率を図れるように努めるとともに、町内事業者にも積極的に参加していただけるような環境整備も図る必要があると考えております。

また、これまで行ってきた広告収入等の自主財源の確保策につきましても、引き続き充実ができますよう、先進自治体などの調査・研究も行い、検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）主な公有財産の活用の中で、広告の収入が年額2,000万円でしたか、これが一番大きいというふうなことです、ちょっと僕が考えておったのは、例えば図書館や体育館をネーミングライツですとかというような考え方をお持ちなんかなと思っておったんです。

例えば、図書館にしてもいろいろと議論ありましたが、TSUTAYAの経営とかで本屋も、それからカフェですか、そういったことも考えておられるのかなというふうにちょっと思っておりましたから、年額2,000万円、大きな金額ではありますけれども、そういうふうなことというのは全く考えておられないのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）泉谷総務部長。

総務部長（泉谷 徹君）すみません、広告事業につきましては約326万円程度でございます。

11番（矢野正憲君）326万円、すみません。

総務部長（泉谷 徹君）やはり一番大きな収入源となっておりますのが、駐車場の貸し付けとなっております。

ネーミングライツについてでございますが、ネーミングライツにつきましては、安定的な財源確保、また民間のノウハウ等を活用した施設の魅力の向上、そして契約団体による施設のイメージアップなどのメリットが上げられると私ども考えてございます。

ただ一方では、施設の名称が数年ごとに変ってしまう可能性があること、そして、企業プラス施設名となることが多いので、親しみにくさが生じるなど、反対にデメリットもあるのではないかと考えてございます。

本町におきましては、多くの住民に利用される施設は、これまで基本的に住民からの公募により愛称を決定しており、住民に施設命名者になっていただくことで、その愛称が住民の間で定着することに愛着を持っていただけるよう、これまでも進めてきたところでございますので、現時点ではネーミングライツの導入については考えてはございませんけれども、このネーミングライツの導入につきましては、先ほどもご説明させていただいたように、安定的な財源確保にもつながってまいりますので、今後も引き続いて調査のほうはやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）町長にお尋ねします。

いろいろと選挙のときに、マニフェスト等で皆様に訴えながら戦ってきた中で、こういうふうな公有財産の活用というふうなことも触れておられましたが、町長としてはどういうふうな形で思い描いておられたのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

全然私自身が町長を責めているとかそういうふうな思いはなくて、いろんな僕らが見てきたような景色と違う景色を見てこられているのも事実ですから、そういった中で、いろんなアイデアをお持ちなのかなというふうに思いまして、ちょっとこの質問をさせていただきます。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）お答えをさせていただきます。

矢野議員と皆さん方とのそういう大きな違いは多分ないとは思いますが、ひまわりドームにおきましては、商工会と指定管理者制度の間で屋台を出して、熊取町の野菜なり、パンなりを販売しているという現状があるんですけども、こういったものをもう少し拡大できものかなというふうな思いが一つあります。

例えば、ひまわりドームに入って正面玄関の右サイドに、いろんな事業するとき、駐車場なり、テントを張ったりしてお店が出たりする場所があるんですけども、ああいう場所でもう少し規模の大きなそういうものがないかなと。そこへ来ていただいた人に熊取町の物販、農産物なりを買っていただく。

いろんな地方からドームを利用していただいているみたいなので、そういう方々にも、そういうものがあればお買い上げしていただけるのではないかなと。そこには、土地を貸して、そこから地代もいただくというふうなやり方も一つあるのではないかなと、そのように考えています。

一つ例を挙げるとすれば、図書館も同じように、今、外店というふうなことでやられているんですけども、図書館の魅力をもっとアップする中で、泉州一帯からいろんな人にお越し願って、図書館の本貸し出しについても利用していただく中で、まずは物販、熊取町の産物をお買い上げいただく、情報も熊取町から持って帰ってもらう。そういう中で、その流れを熊取町に持ってこられたらなというふうな思いでの公有財産活用の一つの方策かなというふうには思っています。

以上です。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 以前、1週間前ですか、議員全員協議会の中でゆめの森公園のお話も出ました。2月16日現在ぐらいで9万3,000人ぐらいのご利用があるというようなお話もありましたし、この前の日曜日、1日だけでも3,000人ぐらいの利用があったというふうなことを聞いてございます。

そちらのほうで、いろいろな物販を今やられていないものですから、29年度からそういうふうな形で、テナント料的な協力金みたいなものをもらおうかというふうなお話なんで、やはり人が集まればそこにビジネスチャンスは生まれると思います。だから、そういった形で前へ前へ進めていただきたいなというふうな思いは持ちます。その辺はそんなに違わないと思いますので、しっかりとリードしていただきたいなと思います。

商工会についても、いろいろこの中でもその代表である佐古議員等がおられますから、佐古議員にも汗をかいてもらわないといけないようなことにもなるのかなと思ったりします。するんですが、いろいろと上手にリードするのは、やはり行政かなというふうに思います。そういった形では進めてほしいというふうに考えます。

あと、太陽光です。太陽光を青池でやっておると。年間120万円ぐらいの土地代を取っていたですよね。そういったものがほかにも未利用地というのは熊取町の、そういう持っている土地の中で、使っていないところというのはまだまだあるのかなというふうに思ったりはします。

そういったものにも土地を貸して地代をもらうというふうなことも考えられるでしょうし、例えば学校の屋上等、それこそ太陽光を入れるといいようなそういった発想もあっていいでしょうし、以前そういうふうな質問をされておった議員もおられましたよね。ちょっと耐震化の関係でというふうな話もありましたけれども。そういったことも進めていけばいいのかなというふうに思います。群馬県の太田市なんか、実際やってはりますから。そういうふうなことで、やはり収入をふやしていただきたいなというふうに考えております。

あらゆることを知恵を絞っていただきながら、入ってくるものをしっかりとふやしていただきたいというふうな思いがありますので、ここについてはしっかりと対応していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それでは、大きな2番の子育て世代の負担軽減についてなんでありますが、今年度、平成27年度より子どもの医療費助成を中学校卒業、義務教育終了まで所得制限なしで入院、通院とも実施をしておられます。18歳まで拡充するというふうな考えも公表されておりました。所信表明の中では触れられておりませんでしたけれども、こういったことを充実させるためには、幾つかの高いハードルがあるかなというふうに思っておるんですが、どういった形で充実、拡充させていくのか、この辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） それでは、子育て世代の負担軽減についてご答弁申し上げます。

子育て世代の負担軽減のうち、子ども医療費助成制度、これはさまざまある経済的な支援の中でも、子どもの命を守るという視点からすぐれた制度でありまして、安心して子育てできる社会として少子化対策、転入促進にも大きく貢献する重要な施策であるというふうに認識しております。

昨年の4月より制度を拡充いたしまして、中学校卒業まで入院、通院ともに一部負担金を除きまして、実質無料としておるところでございます。

この制度拡充によりまして、対象者は約2,500人から約5,900人と3,400人ほどふえてございます。公費負担額につきましては5,800万円であったものが、平成27年度、これは見込みでございますが、約1億1,600万円と約5,800万円の増額となっておりますのでございます。

また、27年度には大阪府の補助制度も拡充されまして、補助総額が約6,800万円を見込んでございます。町単費は約4,800万円となるものでございます。しかし、この補助制度には年限がございます。現時点では4年目の平成30年度以降になりますと、補助総額が現状の半分程度になるという見込みでございます。

制度拡充は、さらに一定の町支出を見込まなければなりませんので、引き続き、国あるいは府に対しまして補助制度の継続、拡充を要望しつつ、財政状況に与える影響と近隣の状況等を勘案いたしまして、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 今回、平成28年度の予算というふうな形で骨格予算や言うていますが、127億9,118万円ですか、もう本予算並みですよ。

というふうな形で、これから政治的施策に肉づけをしていくというような形になってくるんでしょうけれど、ある一定子ども医療費助成というのは、我が会派では大体完成形に近いの違うか、義務教育終了というような形になっておりますから、大体完成形に近いの違うかなというふうな認識は持ちます。

その中で、政治的判断で18歳まで拡充をしていくというふうなときに、どういった段階を踏みながら拡充していくのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思います。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） おっしゃられるとおりだと思います。

やはり財政状況の見定めというのが非常に重要になってくるのかなと。と申しますのも、ことし実施したけれども、来年はちょっと財政状況厳しいから狭めるということは、これはもうできない話でございますので、持続可能な制度として、これを構築していかなければならないということがございます。

それと、やはり子育て支援策、そして転入促進策としても重要な施策でございますので、近隣の状況、それからやはり周りの進捗状況、そういったものも慎重に研究・検討してまいりたいというところで、現在考えておるところでございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） これから拡充するに当たって、現実的な問題としたら所得制限を設けるとか、入院を先にするというような形になってくるんだと思いますが、先ほど言いましたけれど、義務教育終了というようなことで、ある一定もう完成形に近いと私は思います。

その中で、今までやっていないような施策に予算を回す、例えば所信表明を見ていると、小学校、中学校のクーラーをつけるというふうなこともあったりしますし、一般質問等で聞いておっても、熊取町だけではなくて、国の中で多子減免も行っていくよというようなメッセージが出されております。今までしたことのないようなところに予算を手当てするほうが、例えば今まで恩恵を受けておられなかった人たちに恩恵が授かるというような意味合いにもなってくるのかなというふうに思うんです。

例えば、都道府県レベルや政令市、さらに中核市ではもう既にやっていますけれども、不妊治療を熊取町がまたもう一つ設けてやるとか、それがひょっとしたら誘引策にもなるかもしれませんし、今までしたことのないような施策に手当てをしていただきたいなというふうな思いは持ちます、現実的に。

小学校、中学校のクーラー、最初は小学校だけかなと思ったら中学校まで拡充していくというような、普通教室に入れていくというような所信表明がありましたので、そういったところにこれから予算をかける。優先順位をつけて、18歳の拡充というのは少し下のほうになっているんだろうというふうな予測はするんですけども、この辺についても町長、どのように考えていますか。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） おっしゃるとおりでして、経常収支の比率ももう100に近いというふうなところまでできています。

昨年予算に比べて、ほとんど変わらないというふうな数値になっていますので、骨格予算といながらも本当に本予算に近い肉づけがどこまでできるか、これは本当に難しい局面にきていると

思います。

その中で、本当にいろいろな、こういうものができたらというふうな思いで公約を掲げさせてもらいましたけれども、これはもう、もちろん皆さん方と相談させてもらいながら優先順位をつけていかなければならないというふうに思っています。

この間から、小・中学校、保育所巡回というんですか、視察させてもらっている中で、いろんな先生方のお話を聞くわけですが、教育環境、シーズンシーズンでいろいろと違う、これはもう現実にそうやと思います。夏が非常に暑い夏になっています。そういうところで勉強する子どもたちの環境もこれまた平等ですので、考えていかないかんとということで。

いろいろとありますけれども、皆さん方との協議の中で優先順位をつけていく必要があろうかなと、そのように考えております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） おっしゃるとおりだと思います。

あれもこれもというのはなかなかできないような時代ですから、前町長のときからもそういうふうなスタンスに立ってされておったと思います。

しっかりと部内の中で精査をしていただいて、議論をしていただいて、優先順位をしっかりとつけるというふうな形でやっていっていただきたいなと思います。

小学校、中学校のクーラーの完備にしたら、聞くと、貝塚市は今回の28年度の予算で、中学校の普通教室全てにクーラーをつけるというような形になっておられるようです。今までは、中学校の3階だけであったのが、今回の予算で中学校は普通教室に全てつけるよというふうなことを教育長がおっしゃっておられました。

そういった意味では、教室に、本来は暑い寒いを教えるのも教育の一環だと思いますけれども、そういうふうな状況になってきておるのかなというふうに思っておりますので、我々としても小学校にクーラーをつけよというふうなことも言うてきた覚えがありますので、しっかりと精査をしていただいて進めていただきたいなと思います。

それでは、最後の学童保育事業についてに移ります。

指定管理者制度の導入に向けて、この1年間進めていくというようなことになっておるんですが、それについての取り組みについて、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） それでは、学童保育事業における指定管理者制度の導入に向けた取り組みについて答弁させていただきます。

現在、本町では、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業をNPO熊取こどもとおとなのネットワークに対して事業費補助を行う形態で実施していますが、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、放課後児童健全育成事業は市町村が実施主体となること、また、市町村が適切と認めた者に委託等が行えることとされました。

このような状況を踏まえ、現在の保育の質を確保することを念頭に、町が主体的に学童保育事業を行うための方策についてこれまで検討を行ってまいりましたが、本町の学童保育事業が、これまでNPO法人による民設民営方式で実施されてきた経過も踏まえ、民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が期待できるとともに、事業の安定性、継続性の観点から、長期的に運営を行うことが可能な指定管理者制度が最も適切な手法であると判断したところでございます。

また、指定管理者制度では、施設の利用許可や管理の権限を有し、条例で定める範囲内で利用料金の設定を行い、みずからの収入として収受できるといった点についても、現状の学童保育事業の実施形態に近く、円滑な制度移行が可能と見込んでおります。

なお、指定管理者の選定に際しましては、公平性の確保や競争原理の観点からも、公募によるプロポーザル方式を採用する方向で検討を行っており、利用料金や管理運営コストが安価であること

のみならず、現状の保育の質の確保及び向上についても重要な項目であるため、このような視点を含めた総合的な選定基準に基づき選定したいと考えております。

さらに、指定に当たっては利用料金の統一化や低減化、保育サービスの平準化、連絡窓口の一本化など、施設の効果的かつ効率的な運営を図るべく、5つの学童保育所全てを1団体に一括して5年間管理を行わせるものとし、平成29年4月1日からの導入を予定しております。

以上、学童保育事業の指定管理者制度の導入に向けた取り組みについての答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 熊取町の学童は、書かれているように昭和54年から今のNPO法人がやっていたというふうな形になるんですけども、その中で、子ども・子育て支援新制度が始まって、去年の4月ですよ、始まって大きな世の中の流れであろうというふうな認識は持ちます。

その中で、5学童10クラブを一括で出す。5年間というふうな、少し長いのかなというふうな感じはするんですが、この前の議員全員協議会の中でも少しやりとりがありました、その辺についてはどう考えているんですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 先日の議員全員協議会でも少しご議論いただいたところですが、やはり一番ポイントになってくるのは、これまで議会で何度もご議論いただきました保育料がやはり高いよねというところが1点あると。なおかつ利用者アンケートの中でも6割程度がやはり少し高いというご認識を持っておるといところで、一つの大きな課題は利用料金を下げることといところがあるかと思えます。

これを行うために最もいいのは、やはり本町のような5カ所という、ある意味少ない数でございますので、そこでのスケールメリットを働かせることが利用料の低減につながるというふうに判断しています。

もう1点は、やはり3年よりも5年という長期にすることで事業主側のほうも長期の視点で経営できるということも利用料の低減につながる面だろうといところで判断いたしまして、一括して5年というふうに考えておるといところでございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） この前の話によると、ノウハウを持たないので、いろいろと5年間勉強させてほしいというようなこともありましたけれども、ノウハウを求めるのであれば、5学童を2つとか3つに分けて2つの業者にするほうがノウハウを蓄積するのは、多分2倍たまと僕は思います。

その中で、5年というのは長いなというふうな話や考えを持ちました。だけど、現実、例えばひまわりドームの指定管理であるとか、キャンプ場の指定管理というのは5年やというふうなことで、その辺で整合性をとってはるのかなというふうな認識も持ったんですけども、現実、例えば29年4月から指定管理者を導入するというふうな中で、今年度の28年度予算が学童保育の事業補助金が9,883万円になっているんですけども、指定管理者を導入することによって、補助金というのは圧縮されるんですか、減少されるんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 今おっしゃっている補助金は国・府の補助のことでございますか。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 28年で学童保育のほうに補助金と出しているのは9,800万円ぐらいあるんですよ。

これが、指定管理者を導入することによって圧縮されるかと聞いているんです。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 基本的には現状の国・府補助制度、国庫補助制度と考えていただいてよろしいかと思いますけれど、これに基づく支出になりますので、圧縮という部分では児童数の増減による圧縮というのは当然想定されますが、制度そのものによって指定管理になったから圧縮され

るかというところ、そうではないというところがございます。それより、まずは利用料の低減のほうに向かいたいというところがございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） この前の説明を聞いていると、例えば、今現在では10時から5時まででしたか、人をつけてもらってやってもらっているんでしょう。指定管理になったら昼の1時からになるんですよ。見てもらう時間というのは少なくなるわけですよ。そんだけ分が圧縮されるん違うんかなというふうに思っているんですが、そうでもないんですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 開所時間といいますのは、今も午後の1時から夜の7時までで、延長保育も含んでです。これは変わりません。ただ、勤務の形態、我々がシミュレーションする上での職員が働く時間帯としましては、10時ではなく午後1時からのシミュレーションをしているというところがございますので、そのことによって、人件費が圧縮されて事業費が圧縮されるというところはございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 今の答弁わかりましたか。

早い話はそんなに変わらんというようなことなんですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 保育の時間帯そのものは変わりません。

そのことによって、町の支出が変わるというところはございません。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） 指定管理を入れることによって、切磋琢磨していただいて、今1万円のやつを8,000円以内に抑えてもらうというのが、保護者の負担軽減につながるというふうな形になりますよね。

熊取町が出すような補助金というのは、そんなに変わらないというような形なんですよ、今の答弁だったら。そしたら、別に指定管理者を入れるような必要はそんなにないの違うの。その辺の意義とか意味というのは、どこに見出しているの。熊取町が主体になるというのが、大きなところになるのか、その辺ちょっとお尋ねしたい。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 議員おっしゃるとおり、まず新制度のもとで事業実施主体は市町村が担うという部分で熊取町が主体になるところが大きく変わるところが1点ございます。

どうしても、町からの支出という面では、国庫補助基準がございますので、これに基づく支出というところがございますので、どうしてもそこは揺らげないというところがございます。

ただ、もしほかに単独の部分、本町の場合は減免制度に基づくものしかございませんので、ここも動きようがないですけれども、他市町村で単独の支出をしているようなところがあれば、ここは圧縮される可能性があるよねというところの制度になっているというところです。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

11番（矢野正憲君） あと2分というふうなことらしいんで、実は僕、これをするによって、補助金とか、熊取町が出す、もらうような金額というのが削減されると思っていました。

そういったことで、熊取町が指定管理者を入れるときに、ただ単に指定管理を入れるんじゃなくて新しい試みというふうなことを考えたかどうかというふうな提案をしようと思っておったんです。

例えば、この1月から神奈川県の大磯町というところが通称朝学童、朝の子どもの居場所づくり事業というのをやっています。皆さん、どういうふうなことかという、ちょっとげげんな顔をされていますから、保育所に子どもを預けるときには7時前後に皆さん行くわけですよ、親が連れて。小学校1年生の壁というのがあるみたいで、小学校に上がったからお父さん、お母さんの働

く時間帯が劇的に変わるかといったらそうじゃないというふうなことで、お父さん、お母さんが先に会社に行って、お子さんが最後に家に鍵をかけてから通学するというような事例もあるというふうなことで、大磯町は神奈川県モデル事業としてそういったことをされておられます。

神奈川県はことしの4月から、いろんなところにふやしていこうというふうな考えを持たれているようです。朝の子どもの居場所をつくる事業、こういったことを指定管理を導入すると同時に新しい試みをするべきやろうというふうな認識に立って質問しようと思っておったんですが、そうでもない。一度検討していただきたいと思います。

子どもたちが親より後に学校に行くというふうなケースがあると思います。そういうふうな潜在的なニーズはあろうかなと思いますので、ニーズ調査等をやっけていただいて、指定管理と同時にそういうこともやっけていただきたいなと思っておりますので、ちょっと検討していただきたいなというふうに思います。これについて何かあれば。終わりですか。

議長（重光俊則君）あと、質問なしで回答だけ、手短に。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）保育所等で、もうそういう事業をやっておるという情報は私もつかんでおりますが、学童というのはちょっと初めて聞きましたので、その辺ちょっと私も勉強させていただければと。

議長（重光俊則君）矢野議員。

11番（矢野正憲君）朝学童というそうです、通称。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

議長（重光俊則君）以上で、新政クラブ、矢野議員の質問を終わります。

次に、熊愛の会を代表して、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、熊愛の会を代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

今回、藤原町長を迎えての初めての28年度予算に伴う大切な議会が開催されております。初めての会派質問ということでよろしくお願いをいたします。

私は、まずこの3月議会に当たって一つだけというか、進め方、事前の問題についてだけちょっと、これは質問ではないですが苦言だけ言わせてください。

1月24日、史上まれに見る多数の方が立候補する中で、厳しい選挙戦が戦われて藤原町長が誕生し、そしてこの3月議会、さまざまな候補者がさまざまな公約を掲げて戦った選挙で、藤原町長が当選の栄誉を得たわけでございますが、その町長がマニフェスト等で、どのように町政を劇的に変えてくれるのかなというふうなことが、多くの町民の方の関心事であったというふうに思いますし、我々議員にとっても、この議会の中でどういう質問をし、町長の姿勢、そういった形に思いを一緒にできるもの、あるいは時間をかけて討論をしなければいけないもの、そういう意味で一般質問や会派質問がこの3月議会ではあるわけなんですけれども、日程的なことを言いますと、会派質問の締め切り、通告期限が2月22日、一般質問はその前の週の16日であったわけです。

先ほど言いましたように、この3月議会の予算書であるとか、町政運営方針が示されるのが2月15日ということございまして、この予算書と方針が示された中で一般質問を考えましたし、あるいは、次に会派質問を2月22日に出さないかんけれども、町長の所信表明というのが2月25日しか出てこないということで、多くこの予算に絡む会派質問という時間を与えていただくわけで、我々も議員としても責務を果たす意味で、実りある、やはり議論をしたいなど、こういうことを思っておったんですが、結果的にはきょうもさせていただく質問の通告後に所信表明がされた。3月1日から議会が始まっておって、その日に町長の所信表明もあり、そして予算についての町政運営方針も示された、こういうことございまして。

やはりそういう意味では、本来であれば、これは私が勝手に思っておったのかわかりませんが、8年続いた町長がかわられて、そして先ほど言った選挙戦が厳しかった。そういう中で誕生した町長でありますから、まずは、やはり2月に臨時議会がまずあるのかなと。そして退職された副町長の穴を埋めて、そこでまず所信表明をされて、そして3月1日からの、これは日程が決まっていた

わけですから、この議会に臨んでほしかったな。

そういった意味で、私のきょうの質問も3項目出しているんですが、1点目はやはりこれは総括的なことで聞かせていただいています。2点目、3点目は多くの会派の方もご苦労されたと思うんですが、やはり町長が選挙戦で示されたマニフェストを中心にそれぞれの各論でどう考えておられるのかなということで質問項目を、我が会派はそういう形で考えて、きょうやらせていただきますのでよろしくをお願いします。

私が今言ったようなことで、きょうはちょっと町長に多くしゃべっていただきたいと思うんで、もし、苦言という部分で区切らせていただきましたけれど、その点で何かあれば、また答弁の中で補っていただけたらなというふうに思います。

それでは、1点目、大きく総論的に書いています。熊取町をどのようなまちにしていくなですか。

町長選挙で示されたマニフェストでは多くの施策、本当にたくさんの施策が示されております。しかし、項目はたくさんあるんですけれども、熊取町をどのようなまちにしていくなか、こういったことが残念ながら示されていなかったように私は感じております。

この4年間でどのような熊取町にしていきたいのか、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊愛の会を代表しての文野慎治議員の質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、スケジュールについて苦言があったということでございます。厳しい選挙戦を戦って疲れたということは、これはもう理由にはなりません。選挙戦の後、スケジュール的にはもう3日目から実務が始まる中で、いろいろな調整をさせていただいたんですけれども、その調整がなかなかうまく進まなかったと。まずは、副町長の選任についてもいろいろと考えておったわけですが、なかなかその調整もうまくいかない中で、所信表明、町政方針というふうなことが、どんどん後へいってしまったというのが事実でございます。本当に議会の皆さん方には申しわけなく思っておる次第でございます。その中で、そういう諸般の事情を勘案していただきまして、ご容赦を願えればというふうに思います。

熊取町をどのようなまちにしていくなかということでございますが、今後の町政運営の方向性ということで、私の所信として、行財政改革の推進を初めとする7つの政策とそれぞれの分野ごとの具体的な施策について表明させていただいたところでございます。

それにつけて、改めて申し上げることはないんですけれども、この熊取町、先人から引き継いでまいりましたこのすばらしいまち熊取町を、その発展をとめることなく次の世代のために引き継いでいくという理念のもとに、人口減少社会を乗り越え、まちの活力やにぎわいの維持・創出を通じて、住民の皆さんに安心して暮らしていただけるまちづくりを一つ一つ着実に進めていきたいという思いであります。

より一層魅力のある「住んでみたい・住んでよかった・住み続けたいまちくまとり」の実現に向けまして取り組む中で、誰しもがふるさと熊取という愛着を感じていただけるまちを目指してまいりたいと思います。

そして、各施策の推進に当たりましては、住民活動の基礎である39自治会の活動を軸に、今後も住民同士の結束をこれまで以上に高めながら、その住民の皆様との協働のまちづくりを積極的に進め、行政情報の共有による透明性の高い説明責任を果たす行政運営に努めてまいりますとともに、とりわけ議員の皆様方にはしっかりとご説明した上で、住民、議会、行政がさらに強固な一枚岩となったまちづくりを推進していきたい、そのように願っております。

つきましては、今後の町政運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）所信表明に書かれておりましたことを、本当に要約しておっしゃっていただいたと

思います。

2月12日の日に初めて議会のほうへ町長がご挨拶に来られまして、覚えているのは二元代表制のもとという基本を踏まえられて、議会との関係、そういったことを重視して、こういうこともおっしゃっていただきました。まさにそのとおりだと思います。

そして今、言葉として出されました住民、議会、行政、このやっぱり3つ、これがやはり基本であるというふうに思いますし、そして情報の共有、透明性、説明責任、どうかこういうことを肝に銘じてこの4年間熊取町のかじ取り役をやってほしいなど。これは本当に切に思っておりますし、私ども熊愛の会としても議員の立場で町長のそういう態度について、真摯に向かってやっていきたいと、まずこのことを申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、先ほど矢野議員の中、新政クラブさんのほうからもありましたけれども、今回の予算が出てくるのは骨格予算だと。これは4年に1回、町長選挙があるわけですから、そのときの3月議会というのは実はそうなんです。

通常、骨格予算といえば、前年比、比べて必要経費とかそういう義務的な経費、継続している事業の経費、そういったことを予算化する、そして6月議会ぐらいで肉づけというか補正が出てくる。町長がかわれば新たな方針を予算化してくる。こういうスケジュールだなというふうに実は思っております。

先ほど言いましたように、2月15日に予算書と町政運営方針が出てきたときに、非常に長い、今回の議会の初日でも町長がお読みになった町政運営方針、予算の根拠となる考え方を代表である町長がおっしゃったわけなんだけれども、2月15日に予算書とその文面を見させていただいたときに、先ほど言った、本当に厳しい厳しい、マスコミからも注目されるような町長選挙があったのかなというぐらい実は奇異に感じたんです。

というのは、その文面を見ると、私は前中西町長が議会の中でこれを読んでいるんだという風景と変わらないものが浮かんできたんです。先ほどもありましたように、実に98%前年比の予算総額、それで今回骨格予算だとおっしゃっている。2%が、そして先ほど来言いましたように、多々いろんな項目がマニフェストで出ているわけなんです、その中で、どれを取捨選択、順番をつけるということをおっしゃたけれども、今年度のこの3月議会の中で提案をする中で、どれとどれとどれは施策の公約を実現するための最優先課題として出してきましたよというふうなことが、2%しか枠がない中で出してこられているということが非常に不自然な、言っておられることと出している予算の中身が非常におかしいなと思ったんです。

通常、骨格予算といえば7割、8割出してきて、町長がかわったからこれが肉づけですよというような形を、実は予想をしていたんですけれども、そういった点はどうなのでしょう、町長。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）町長選挙が1月24日というふうな日付のもとで行われたわけですが、もうそのとき既に大体の予算の張りつけですか、それが大体終わっていたというふうに私自身は思っているんです。そういう意味では、なかなか政策の継続性というふうなことも考えた中では、一からやり直してその骨格をというふうなことも理事者の皆さん方にはなかなか難しい局面であったのではないかなというふうには思っておりますけれども、6月議会で議員言われるように、前年度の予算に比べて2%という減額です。その減額、2%の予算が確保された中で、どういうふうな施策を優先していくかということについては、本当に厳しい取捨選択をしないかのかなというふうには思っていますけれども、スケジュール的にそういう時期にあったということもひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今から考えれば、8年前に町長選挙で町長がかわっているんです。1月に町長選挙が行われることは、突然上垣町長がやめられたということでその時期になって、それがずっときているわけなんです。

上垣町政から中西町政にかわったときというのは、やはり突然3期目当選されて、すぐやめられて、その路線を引き継ぐという町長が当選をされたというふうに私は理解しているんですが、そういった意味の中でも、やはりもう少し色を出されていたんじゃないかなというふうに、記憶は定かではないですが、そのように実は思っています。

町民の皆さん方は、今回の選挙でやはり確実に期待をされたのは、やはり劇的に変えてくれるだろう、劇的に。それはいいほうに変わらなだめなんです。先ほど言ったように、それこそ議会との対話も進めながら、そういうことが大前提の話ですけれども、やはりやる気を持って、そして町民の皆さん、議会、そういったことと壁をなくして、情報を全て提供して、そういう町長を選ぶ選挙だったんだなということで、結果、藤原町政がスタートしたんですね。

ですから、私が当選したときは1月24日で、3日目からスタートして、もうほぼ決まっていたんですよという形は、余り、答弁を私は求めていながらこういうことも何なんです、余り答弁と言う話ではないかなと、これは思います。ちょっと、もう少し選挙戦のときの思いというか、そういったことを、町長になって選ばれたんだから、それをやはりもう少し、今度は役所に乗り込まれた中で、短時間の中でもそれを訴えるという努力をしてほしかったなというふうに思うんです。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）私のほうから、ちょっと予算編成に係るところの責任者ということでご説明申し上げたいんですけども、通常、毎年度の予算編成というのは前の年の10月から予算要求の事務に各部局が入ってまいります。これは文野議員も十分よくご存じやと思います。

当初は経常的な予算の予算要求を財政のほうに提出があり、その後、投資的経費ということでその時々町長の色が出てくる予算が11月時分から予算要求という形で提出されてきます。それらを取りまとめて予算書としてまとめて作成していくわけですが、大体それがもう1月の末にはほぼ固めていなければこの3月議会を迎えることができないようなタイムスケジュールになってきておるわけでございます。これは印刷に出して、やっぱり数日間当然かかってきますし、事前には皆様方にも予算書という形でお配りしなければならないということで、どうしてもタイムスケジュール的にそういうふうになってしまう。

何分にも選挙が1月の末ということで、それがもう最終段階の時期での選挙ということになっておりますので、本町の場合であれば、この28年度の当初予算に見られるように骨格予算ということで、経常的な必要最小限の経費と。既にもう政策決定済みのものである経費等を盛り込んだ予算が今回の骨格予算という形で提案させていただいたということになります。

そして、文野議員、先ほど来からおっしゃっていますように、去年と比べたら2%しか減していないということは、これが本町の財政状況の非常に厳しいところでございまして、昨年の当初予算、去年は骨格予算ではなかったんです。ことしは骨格予算なんです。にもかかわらず、扶助費がやっぱり5.7%ふえております。繰出金も5.3%の伸びということで、やっぱり経常にかかる経費がどんどん積み上がってきておるといような状況であるということをご理解いただけたらというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）重々わかっています。

ただ、町長は政治家として、この町政運営に私が当たるんだと手を挙げてやはりきたわけですから、そういった意味合いの中で、それはその組織の職員の方と一緒に仕事をするので、そういう部分について全て了解としてやられたと。苦渋の選択であったということもわかります。

そしたら、ちょっと質問の仕方を変えますけれども、いろいろこの間、本当に短時間で、この議会を迎えるに当たっても、いろいろレクチャーを各部から受けたというふうに思います、この予算の裏づけの。そういった中で、町長のマニフェストは任期の間にこれをするということやから、そんなんすぐに予算編成はまだしてへんねんという答えは、そうなったらそれだけの話なんですけれ

ど、あえて聞きますけれども、中に入ってこられて、マニフェストでこういうふうなこと書いたけれども、ちょっとこれは難しいなと、今時点で、28年度は難しいなというて、もう諦めた内容はありますか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）優先順位はつけますけれども、諦めたということになりますと、これは最初からそれこそバンザイというわけじゃないですけれども、そういう思いは持っておりません。財源をいかに確保しながらその項目を実施していくかということに傾注してまいりたいと思います。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）実は一般質問の中で、各議員からそれぞれ細かい話が出てきていて、私一つ、これ何で言葉が全然町長の口から消えたなという、一つだけ気になっているのだけ、ちょっと言わせてください。

二見議員がひまわりバスの路線変更であるとか、そういうことを言った中で、駅前の乗り入れ、そういったことが実は町長のほうから出てこなかったんです。私は選挙のとき何度も駅前で町長がマイクを握っているのを生で聞いているんですけど、ひまわりバスの駅前乗り入れ、これ候補者の方皆さん言うていました。藤原町長の場合は、熊取駅への乗り入れは当たり前のこととして、ひまわりバスの利便性を高めますとおっしゃっていたんです。ところが行政の方々の二見議員に対する答えの中でも、そのことが一言も出てこないんですよ。この点だけちょっと教えて、これは諦めたわけじゃないんですか、そうか、まだ言えない理由があるんですか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）その当時の発言はちょっと定かではないんですけども、確かに熊取駅乗り入れは、これは実行していきたい。前任者の町長にあっても、熊取駅乗り入れというふうなことも公約されていまして、現職の町長が乗り入れるという表現がありますので、これは行政の中で、そういう一定の方向性が出ているのかなというふうな勘違いも、勘違いではないんですけど、そういう思いもあったんで、理事者に確認したところ、南海バスとの競合がありますので、これから時間をかけて協議していかないかというふうな答えしか返っていないんですけども。

乗り入れについては、ひまわりバスという名称の中で乗り入れていくか、もしくは、ひまわりバスを補完する福祉バスというふうなもの考えの中で、それをひまわりバスとして大きく呼んでいただければ、そういう形で熊取駅へ乗り入れる方策もあるのではないかなというふうに思っております。

これも民間の力をかりながら進めていく必要があるんですけども、それにつけても、いろいろな協議をする必要がありますので、その協議をまずもって始めていかなければならない中で、これを前面に今の時点ではなかなか押し出せないというふうな思いがありましたので、お答えができなかったというのが現状です。ぜひ熊取駅の乗り入れは実現したいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）選挙前から勢いで相手候補が言うたら言うたという、先に藤原さんが言うていたのか、僕は中西町長のは聞いていなかったんで、ああ、言うてはるわと思っていました。

ぜひ、それこそ今もおっしゃっていただいたんやから、南海バスとの協議をするということであれば、トップで乗り込んでやってほしいです。全てにわたってやっぱりその気概が欲しいんです。覚悟が欲しいんです。ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

ですから、私の一般質問でも、レクチャーされて、私は談合事件についての一般質問をさせていただいて、この間、6月、9月、12月、4回連続それをテーマとしてやらせていただいて、そのことについてのレクチャーで、私が示した資料は行政側から町長に説明がなかったということが答えであったんです。

ですから、やはりもう少し熊取町でこの間起こってきたことについて、町長としてやるんだから、

そして、先ほど言ったように、住民の方の選択は今までの路線じゃなくて変えてほしいんだということの選択をされてついた町長としては、やはり自分からあの問題はどうなっているんやと、やっぱりレクチャーの中でも聞いてもらわんと、深く議論にならないと思うんです。

だから、あえてこうしてきょう町長をご指名させていただいてお答えいただいていることは、大変恐縮なんだけれども、これはやはり一発目の議会で、町長の選挙のときの熱い気持ちがある中で、お聞きしたかったからあえてこういうことになっていますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから個々いろんな問題、いろいろ対話はしていきたいなというふうには思っています。

そしたら、もう次、各論のほうにいきます。

ぜひ先ほどお願ひしたような点については、やはりみんな、それぞれの投票した方はそのフレーズが気に入って入れているとか、みんなそれぞれあると思うんですよ。だから、選挙やから言うたということでないように、誰かが言うていたから公約に入れたということのないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目、議会のインターネット中継でございます。これの現状の認識についてどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、議会のインターネット中継についての1点目、現状の認識について答弁申し上げます。

これは、当然ながら町長のほうに経過等ご説明して確認したものでございますので、その点よろしくお願ひします。

長年の課題であった議会のインターネット中継を、昨年12月定例会から一般質問のみ限定で、ユーチューブを活用して12月16日から公開しております。ご存じのように、これは録画したものを配信し公開しているものでございます。なお、この配信公開の視聴状況でございますが、議員1人平均100回程度の視聴回数となっております。

また、住民アンケートによる生中継、ライブ配信についても一定のニーズがあり、情報発信等の観点からもさらなる拡充が必要ではないかと、町長ご自身現状認識しているものでございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

やっと12月議会からスタートしたということなんです。

次、またちょっと町長、ご答弁いただきたいんですが、manifestoに議会インターネット生中継で自宅傍聴を可能にするということを書いておられますんですが、そのスケジュール的な腹はどのように思っておられるんでしょうか。

議長（重光俊則君）ちょっと質が違うと思ひます。藤原町長がこう言われてて、どう考えられているかという質問ですから、まず藤原町長がお答へください。藤原町長。

町長（藤原敏司君）打ち合わせがちょっとまずかったですね。

府議会でも生中継をするというふうなことを経験している中で、このインターネット生中継、これもぜひとも熊取町議会へも導入していただかないと、これはもう情報公開が一つの信念で持っている私にしては、絶対必要やというふうな思ひは、これはもう何年も前から持っていたことでございまして、このスケジュールにつきましては、議会の皆さん方といろいろな協議も相談もさせてもらわないかんというふうなこともあつたと思ひます。

その内容についても、皆さん方の考えもあるでしょうし、そういうことも含めてスケジュールはまだ持っていないけれども、早急にこれは進めたいというふうには思っています。

ただ一つ気になるのが、やっぱり財源ということもありますので、その辺もまた重々皆さん方と協議してまいりたいというふうには思っています。

議長（重光俊則君）阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）町長にもうほとんどおっしゃっていただいたんですけど、今後は、経費面、それから、それに相関連しますが、当然映像の形態等によって経費面が違ってきますので、さまざまな観点から議会側との調整協議が必要であると考えておられまして、その結果、具体的な実施スケジュールを立てていくものと考えておられます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）町長、4年間府議会に出られていて、それまで町議でおられるときに、そのときに一緒につくった議会基本条例ですよ。これに基づいてインターネット中継をやるということ、条例ができた後、それこそ多くの時間、積み残した課題としてインターネット中継が、当時を思い出していただきたいんですが、議会のあり方研究会というのを立ち上げて、幾つかの項目、議会基本条例の次にこれを導入しようねというようなことを議員の中で話をし、そしてその1番が議会のインターネット中継やったんです。

そして、具体的に見積もりまで、あるいは会派の視察であるとか、そういったことも一緒に行かせていただいたこともあるんですけども、その実現が実はこの前の12月議会からになったんですよ。

それぞれ議員が全員で可決をして要望したり、そうしたことがあって、中西町政の中では本当に最後の最後の議会の中で初めて実現したと。それも当初は、我々の時代は生中継、今、町長がおっしゃられていたマニフェストに書いている生中継であったんですが、それが何とか録画でも発信できるようになったわけなんです。

この現実、今、町政あずかられるようになって、このスピード感、これはどう思われますか。まだなっていなかったらすぐ実現しようという立場であったと思うんですが、今は録画は何とか12月になった。その状態を受けて、町長として、先ほどの答弁のように生中継へ向かってスケジュールを組んでいくと、こういうことですよ。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員のおっしゃるとおりです。

できるだけ早い時期に、そういうスケジュールを決めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ご答弁いただいた中で、やはり気になるのは財源の問題なんです。

この今回12月からやるについても、我々、4年前に、もっと前ですよ。議会基本条例をつくってから研究の部分からすれば、一つは大変技術革新が進んで、非常に当初よりも安い値段で実現できるという状況になっています。

ただ、これの予算の出どころが議会費からということに、実は縛られているんです。考えてみていただいたらいいんですけども、町長は全ての情報公開をする。そういう状況の中で、それも一つのこの議会から発信をする、この議会の中ではまさに二代表制の中で、理事者側の皆さん方と町民の代表である議員が切磋琢磨している議論をして、それを見ていただっていくという状況の中では、これほど熊取町政をわかっていただけという部分についてのことから言えば、一番町側もアピールをする絶好の機会なんです。それをオープンにする予算というのは、町は町の広報紙、議会は議会だよりというのは、それはそれぞれの分担があるというふうに思うんですけども、そういうことからすれば、やはり今、議会費というのは全体の予算の中で1%ぐらいなんです。そういう状況で実現をしていくということになれば、大変厳しい状況だというふうに、これは思います。

そういった意味合いの中では、どうか全体の予算の中でこれを実現していく。町長として、自分の熊取町にける思いを発信していく場がこの議会ということも、一番大きな場だというふうに思いますので、そういった意味で、そういう予算の財源の部分についてどのように思っておられますか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議会枠、行政枠というふうな考え方もお持ちかなと思いますけれども、特段私にはそういう枠は頭の中ではないんです。全般的な一般会計の中の予算として財政が厳しいというふうな思いがある中で、議会であろうと、そうじゃない、企画であろうと、福祉であろうと、どこからあったとしても、それはもう何ら抵抗ないというのが私の思いです。

議会枠がなかったら、議会枠をふやせばいいというふうな思いで、これは簡単過ぎるかもわかりませんが、その金額を改めて見る必要があると思いますけれども、そういう思いでありますので、これはもう絶対その当時からも言うていたとおりに、できるだけ早い時期にやりたいという思いで、その出どころをどうのこうのという思いは持っていません。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）安心しました。ぜひとも情報公開をしたいんだという思いを先行されて実現をやっていくという立場で、基本に戻るけれども、対話を重ねながら、そこは実現する方向でやっていけたらなというふうに思います。

一緒に当時、豊中市議会のほうにも視察に行ったことを覚えておられるかもわかりませんが、議会のほうが全然要求していないけれども、当時の豊中市の市長はもうぱっと予算をつけて、すごい施設をやって、即もう委員会も含めてインターネット生中継を始めたという説明を受けましたよね。

だから、それからしたら熊取町が今までどうあったんかということで、いつも私はおかしいということをお願いしていたんですけれども、ぜひその経験と今の答弁を共有する立場として、そのことの実現に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

あわせて議会基本条例の第14条議会広報の第2項で、ここでインターネット中継の根拠を書いているんです。「情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする」と。これは議会基本条例やから議会側の主語ですけども、これは町長であれ一緒だと思うんです。そういった意味でよろしくお願ひしたいと思います。

それと、この情報技術の発達を踏まえたということで、この今現状のインターネット中継について、住民の皆さん方のご意見等が耳に入っているんです。そういったことを若干、これは要望事項としてお願ひをしたいというふうに思うんですが、今、この固定カメラ、町長、12月の録画配信は見られましたか。見ましたか。何か感じましたか。見にくいね。小さいね。そのとおりなんです。やっぱり臨場感がないんです。

だから、やはりあの当時、あり方研でいろいろ研究した当時、いろんなメーカーでいろんな、お金をかけたらすばらしいのがありますよ。しかし、少なくとも今のこの固定カメラで、もう本当に小さく映って、原稿を読んでいたら顔も見えない、頭の上しか見えない、そういうふうな物では、せっかく録画配信とはいえ、家で見られる状況をつくった、半歩踏み出したけれども、同じやるならもう少しそこは臨場感を持って、そしてこの議会の中の雰囲気をちょっとでも、家でも感じていただいて、議会や町政に関心を持っていただける町民の方をどんどんふやしていくという意味で、それこそ投票率も上げるということの一端にもなるし、そういうふうな機器の選択というか、そういったこともあわせてインターネット中継を早くしたい、生中継をしたいという思いの中で、それもぜひ組み入れていただけたらというふうに思います。

ついでにもう一つは、これも議会基本条例をつくったときに言っていましたけれども、あらゆる理事者側の方と議員が対話をするというか、議論をやりとりする場、委員会についても同時に、ですから議会で起こっていることはいつでも見られると、同時に見られるという環境を、ぜひ今までおくれた分、熊取町で実現を早くしてほしい、このことは要望したいと思います、現時点でのお思いはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君） それでは3点目、各委員会もインターネット生中継する必要があると思うが考えはとのご質問ですが、1点目の質問でもお答えしたように、さらなる拡充が必要であると認識を町長がされておりますので、各委員会についても当然、今後、調整・協議の対象であると考えておられます。

それと、あと、今の現状についてはぼやけておるとかそういう旨につきましても、2点目でお答えしましたように映像の形態とそれに関連する経費も当然かかってきますので、その点、いろいろなさまざまな観点から議会側との調整・協議が必要であると考えておられますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） よろしいですか。

1番（文野慎治君） それでよろしいですか、町長のほうも。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 担当理事が表明したとおりでございます。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） よろしく申し上げます。要望しておきます。

次に、これもマニフェストに書いておられる広域連携について、最後に質問したいと思います。

さらなる広域連携による事務事業の効率化によるコスト削減について、こういう表現がございます。具体的にどのような事務が対象で、いつからそういうことに着手をされるのか、そういったことについてご答弁いただきたいと思えます。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは、ご質問の広域連携についてご答弁申し上げます。

広域行政の推進、こちらにつきましては泉州南消防組合による消防業務や共同設置しました広域福祉課、こちらによります福祉事務をきっかけとした泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の広域連携による取り組みをさらに進めるため、これまで協議を行ってまいりました。

具体的には、本年、28年4月からは農林分野12事務、保健分野2事務につきまして、広域連携で大阪府から事務移譲を受けるべく本議会におきまして、関連議案を上程させていただくところでございます。

今後におきましても、3市3町の枠組みを軸に、広域化する行政課題につきまして調査・研究を行いながら、大阪府からの権限移譲事務以外のあらゆる分野でも広域連携を検討し、行政の効率化及び地方分権の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 今、ご答弁いただきました。

府からはこれもご時勢で、権限移譲というのはどんどんおりてまいりますよね。それは当然受けて、町民の方に府から町になって不便を感じない、安心してより身近なところでそういうことができるという行政のレベルをぜひ上げて、保ってやっていっていただく、これは当然のこととしてお願いをしたいと思います。

町長が選挙戦の中であえてこのこと、広域連携ということ、それは府議会の中で、少なくともこの3町というエリアを同時にこの4年間体験された中で、気持ちの中でもおありだというふうに思うんですが、町長、具体的にプランとしてこんなことも考えているというようなことがあれば、お教えいただきたいんですが。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 具体的などというふうなことですけれども、他市町村で実行しているのが児童の発達相談支援ということでやっている地域があります。また、消費者相談及び消費者の皆さん方への啓発、これらについても共同で実行している地域もあるということで、そういうものの具体例を参考にしながら、近隣市町村に呼びかけていけたら前へ進めていきたいなというふうな、そういう思い

がある中で、熊取町の行政の効率化というふうなことを考えますと、ごみの焼却場なんかの連携が図られればというふうな思いもありますけれども、これはもういろんな場面が予想されますので、これも時間の要る作業になるのかなというふうに考えております。

できるだけ、そういうのを模索しながら近隣自治体と広域に近い共同作業ができるものがあれば、進めていきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） ぜひ、熊取町が発信をして呼びかけるぐらいの先進的な考えで、やはり逆に1つの市同士の話というよりも、町という市よりは規模の小さいところの首長が、理屈抜きで、理屈というか、説得力を持って、こういったことをやはり今のこの時代、そしてまた泉州地域というのは本当によその県の市みたいに30分、1時間走らんと次の市へ行かへんというようなどころではなくて、そういった部分が多々あるというふうに思うんです。景気のいいときであったら、よく例え話で言うんですけども、ここの市は財政もまだいいから体育館をつくった。次につくる市は、その後につくるところはそこよりちょっと面積の大きい体育館つくったということを自慢していたような時代もあるんです。

しかし、今はそういう財政状況の市は、町もどこにもなくて、いかに限られた予算を効率的に、そして優先順位をつけてやっていく。そのための中で、住民の自治であるとか住民の福祉というような観点のきめ細かなサービスは今の市町村の単位でやるほうがより身近で、気持ちの温かみの通ったサービスを届けられるというものは、それはそれぞれやっていけばいいと思うんですが、しかし、発想を変えて、例えば、こういう役所を運営する中の物品を購入する形、あるいは先ほど、もっと大きく言えば、バスの、福祉バスとかそういうこともおっしゃっていましたが、各どこともバスを運用している。お金を取っているところ、取ってへんところというようなこともあるかもわかれへんけれども、そういういったようなことも、この泉州地域の狭い状況の中を考えていけば、もう少し柔軟に熊取町が中心となって提言を、その首長同士のそういう中で研究をし、呼びかけていくというような発想をぜひ熊取町がリードをしていただけたらなというふうに思うんです。

ちょうど8年前かな、初めて議員にならせていただいて、予算のときに、今回も出ていますけれども、固定資産税の資料をとるのに航空写真を撮る。八尾市からセスナを飛ばしてくる。そのときに質問させていただいたら、このセスナは八尾市から来て、熊取町だけを撮って帰る。そしたら、それだけ高くなる。それやったらどことも八尾市からセスナを飛ばして、その固定資産の捕捉をするための資料をつくるために、それなら貝塚市や周辺のところ呼びかけて、同じ日に飛んできてもらって分担をしたらどれだけ安くなるかわかれへんからということを会派で要望させていただきました。それは、音頭をとってやっていただいたからだと思いますが、かなり安い金額で今実現しています。

ですから、そういったことを、小さいけれどもきりりと光るのが熊取町で、この泉州地域であるべきだというふうに思うんです。

ですから、そういうことを、それぞれ我々議員も知恵を絞って発想をやわらかくして呼びかけていくというようなアイデアを、我々も考えなあかんし、それを理事者側の皆さん方も受け取っていただいて、行動に移していただくというようなことをやっていけばいいのではないかなというふうに、実は思っています。

道路行政もそうだと思うんです。泉州山手線、岸和田市のフタツ池のところとまっていて、町長の発言でもあったように、それが少し動き出すんですか。ね。そういったこともやはりこれも発想の転換で思うんですが、岸和田市から動いて行って、貝塚市に来て、熊取町に来るまでまだ当分先やなというような考えでは、実はなくて、熊取町には、例えばニュータウンのところにはもう山手線の敷地があるわけですよ。ですから、ちょうど九州新幹線が鹿児島まで持ってくるために博多からまずつなごうとせんと、鹿児島から熊本までを先に開通させて、そして博多からそこをつなぐ、そして今、大阪から直接鹿児島まで行けるというようなことが現実ありましたよね。これは僕

はしたたかな戦略やというふうに思います。いつか来る、熊本まで来たら、あと10年したら鹿児島に来るといふのを待つのと違って、絶対に九州にその新幹線を通らせるためには、間を抜いてでも終点を先にそこまで通しておくんやという戦略があったというふうに思うんです。

ですから、泉州山手線一つにしても、府が動いて、府が指導してちょっと動き出しますよという情報発信が今の現状だと思うんです。しかし、今までよりは一步進んだと、これは理解します。しかし、熊取町の道がない、そして渋滞緩和をせないかん、逃げる道をつくっていかなあかん、そういったことからすれば、これは府の事業ではありますけれども、そういう形で知恵を絞って熊取町から提案をして、できるところから着手しようよというふうな動きで、ちょっとでも前へ進めていく戦略が必要だというふうに思っております。

広域連携について言わせていただきましたが、総括的に何かご答弁がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）私、町長が1月27日にご就任されて、そこから各部局のレクチャーといふのを10日間のスケジュールで、本当に町長お忙しい中、いろいろご挨拶とか行かないといけない中、間を縫いましてレクチャーのほう、立ち会いのほうさせていただきました。

その中で、本当に感じたんですが、町長のマニフェストの事項でありますこの広域連携、また、それは所信の中にも落とされた、明確に落とされたというところで、各部局の各事務事業につきまして、各事業ごとに各部局に対してこの事業は広域化の検討はできないんですかということ、一つ一つ確認もされてございました。

そういったことで、町長自身は本当にしっかりとこの広域連携については、事務の効率性、我々のもともとのスタンスである事務の効率性というところの観点をしっかりと理解していただきまして、レクチャーのほう進んでいたというところ、この点も1点ご理解いただけたらというふうに思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員おっしゃるとおり、熊取町が北は貝塚市、南が泉佐野市、その両サイドに岸和田市があり、泉南市がありというふうな地形の中で、熊取町があるんですけども、私が議員時代思っていたことは、議会基本条例、これを成立させて、議会がこの熊取町を動かして、議会から情報発信をする中で、近隣自治体との広域連携、連携できる分野があればどしどしやっていく、そういう思いで議会基本条例というものを提案させてもらったというのがその当時の思いです。

その思いは、今も変わりはありません。この熊取町が情報発信といふのか、そういう広域連携の中心的な役割を担っていかなければならないと、それが熊取町の存在価値、熊取町のブランドを高める一つの方策やというふうに私は思っています。

そういことからして、行政と、議会の皆さん方もそうですけれども、議会もそういう役割を担っていただく機関であるならば、そういうところでいろいろな議会と交流を深めてもらって、そういう情報も集めていただく中で、両者がこの熊取町の存在価値を高めていく、それが住民の皆さんに我々が課せられたそういう大きな仕事ではないかなと今でも思っています。

だから、それを皆さん方と進めていく、それが私の大きな信念でございまして、これはもう変わることがありません。

以上です。

議長（重光俊則君）ちょっと1件いいですか。

事務ということで、泉州山手線本当は関係ないんですが、質問に出ましたので、一つだけちょっとだけ簡単に説明したいということで、通告外のあれですけども、ちょっとだけ回答すること。山戸事業部長。

1番（文野慎治君）質問と違うんやけどな。

事業部長（山戸 寛君）先ほど泉州山手線が出ましたので、ちょっと正確なことだけお伝えしたいと思

います。すみません。

昨年10月29日に3市1町で、岸和田市以南泉佐野市まで3市1町で大阪府知事宛てに、泉州山手線推進協議会を設立しまして、要望書を持っていきました。これは何も府から泉山をすると言うたわけでもなし、我々3市1町でこぞって要望させていただきました。

それに伴いまして、今後の動きなんですけれども、まず今、今年度やっております岸南線の2期事業が2期区間については、議員各位に議員全員協議会でもお伝えしておりますように、立体交差から平面に変えて事業を推進するというので、大阪府によれば来年度からは、事業費をかなり1期区間、それから2期のほうにもちょっとシフトしていくということで、岸和田土木管内でも熊取町の岸南線には最重要路線として手を加えてくれるように聞いてございます。

その後、先ほど文野議員がおっしゃるように、南海ニュータウン、若葉地区ですね、希望が丘ですか、例えば泉山線の先行用地ございますので、まずは今申しました岸南線、それから大阪外環状線の4車線化、これを最重要路線にしております。その後、先行買収しました泉山線の用地をまずは外環から……

議長（重光俊則君）すみません、もうちょっとかなり広がっていつていますので、もう今のその程度でいいんじゃないですか。

事業部長（山戸 寛君）まずは、要は外環から貝塚中央線までを熊取町は要望しております。それだけちょっとお伝えしたいと思います。すみません。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）もう最後です。

町長のご答弁、全く同感です。その思いでやっていきたい。

町長がおっしゃったように、基本は本当に二代表制の中で、お互いの立場をわかり合いながら意思疎通を図っていく、全てを情報公開していく、それに尽きてくるというふうに思いますので、町長がかわって今後こういう質問、あるいはいろんな場面での意見交換というのは本当に実のあるものになるということを期待いたしまして、熊愛の会の会派代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、熊愛の会、文野議員の質問を終わります。

会派質問の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「15時03分」から「15時15分」まで休憩）

議長（重光俊則君）それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

会派代表質問を続けます。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、町政運営方針並びに平成28年度予算に関連しての会派代表質問を行いたいと思います。

まず1点目は、通告に書いておりますように、アベノミクスの評価についてであります。

藤原町長は町政運営方針の中で、アベノミクスによって企業収益、雇用情勢の改善があったと評価し、先行きも、雇用、所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが期待されていると述べられました。

しかし、昨年11月の厚労省の発表では、非正規雇用者の全雇用者に占める割合は4割に達しています。また、2月8日発表の毎月勤労統計調査では、実質賃金は4年連続でマイナスとなっています。安倍政権の3年間で実質賃金はマイナス5%の減少となっているわけであります。非正規が約2,000万人となり実質賃金が減り続ける中で、アベノミクスの恩恵をこうむっているのは大企業と一部の投資家だけではないでしょうか。

地方自治体は住民福祉の向上が本旨であり、そのために国が間違った方向を向いていけば異議申

し立てをする必要があります。そのためにもアベノミクスに対する正しい評価が必要と思われるが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、アベノミクスの評価についてのご質問につきましてご答弁申し上げます。

運営方針の冒頭に、アベノミクスに関する記述がございましたが、これは国全体におけます社会情勢につきまして、内閣府による平成28年1月期の月例経済報告に基づき、客観的に述べさせていただいたもの、これをまず1点ご理解いただきたいと思っております。

アベノミクスはデフレからの脱却を目指すために、大胆な金融政策、機動的な財政政策及び民間投資を喚起する成長戦略を3本の柱としまして、現在、景気、雇用、給与、税収、企業業績等にかかわる経済指標が改善している状況であり、平成28年度の地方財政計画におきましても地方税、地方譲与税等が前年度に比べて大きく伸び、リーマンショック以前の水準まで回復しているところでございます。

そして、それに対する評価につきましては、一定の景気浮揚についての高評価はあるものの、議員もご指摘のとおり、雇用の増加や賃金の上昇という好循環には至らず、家計は成長の果実を享受できていないというそういった低い評価もあり、専門家によっても意見が分かれているところでございます。

その一方、本町におきましては、平成28年度当初予算において、配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金などが増加しており、大阪府全体における景気の上昇を実感できる点はあるものの、個人所得割などの減少により、町税全体は減少しておりまして、アベノミクスの波及効果の実感が乏しい点もございます。

国のアベノミクスは道半ばであり、さらには国と市町村ではおのずと規模や役割が異なる中で、国が進める経済対策につきまして、市町村が個別の評価を行うことは非常に難しいところでございます。しかしながら、国の経済対策は市町村にも影響を与えることから、今後におきましてもアベノミクスの推移を注視してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）丁寧にご答弁いただきありがとうございます。

今の答弁にもありましたように、アベノミクスの評価については、専門家によっても評価が分かるところだと、そういうふうなご答弁もいただきました。

私、この質問をするに当たって、参考資料もつけさせていただいておりますが、見ていただいてもわかりますように、①の資料は、これは勤労者世帯の実質実収入の推移ということで、実質賃金を世帯単位に直した、そういう指標でございますが、安倍政権発足前の時点と比較して、明らかに実質実収入が低下しているということが見てとれると思っております。

そしてまた、その一方で大企業の経常利益そして内部留保の推移ということでの表が②でございますが、大企業の内部留保は2012年度から2015年度にかけて、着実にその内部留保を蓄積しており、現時点で資本金10億円以上の大企業の内部留保は300兆円を上回っているというところであります。もちろんそれは、大企業の従業員の給与、社員の給料等には一定反映しているわけではありますけれども、国民全体ということでは、なかなか大企業の収益が国民全体には波及していないというところが実態かと思っております。

そしてまた、2015年におきましては一定雇用の改善はあったものの、長期的な視点で見れば、正社員は減り続け非正規の職員、従業員がふえ続けているというのが実態であります。その辺は5番、6番の資料にあらわれておりますが、安倍政権の3年間ということで見れば、正規職員は23万人の減少であり、非正規は167万人の増加というふうになっております。

これが安倍政権3年間の実態であります。消費税増税の一方で、この間の社会保険料負担の引

き上げによって、国民の可処分所得が極めて低下し続けております。可処分所得の低下ということ了我々が非常に正確に捉えていく必要があるかと思うんですが、これは、何を以て可処分所得の低下と捉えるかというのは、その統計のとり方によってさまざまありますが、これは民間のシンクタンクでもさまざま、いろいろと計算しておりますけれども、3年間をとってみてもやはり1世帯当たり数万円から十数万円、毎月の収入にして、それだけの実質可処分所得が低下しているというのが実態かと思ひます。

健康保険料やあるいは厚生年金の保険料、そしてまた消費税による負担増、そういったものをトータルして国民の世帯当たりの可処分所得がどんどん低下し、生活実態が苦しくなっているということをきちんと認識することが大切かと思ひます。

このアベノミクスの評価にかかわるような、町政運営方針の中の表現の文言というのは、冒頭の挨拶程度の言葉だというふうにも言えるかも知れませんが、町政を運営していく者としては、きちんと見ていく必要があると思ひますが、藤原町長自身のご見解、もしお聞かせ願えたらと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）冒頭の挨拶といえど、慎重にやっていくべきではあるというふうには思っております。私にも、文章を読んでいてちょっとこれは疑問に感じるなというふうな箇所があったんですけども、これは内閣府の発表ということで、それを文章を変えてというふうなこともなかなかできないというふうな、変えられたらよかったんですけども、内閣府の文章をそのまま引用したということでごさいます、そのまま感じているということではありませぬので、その辺はご了解願えたらと思ひます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺は了解いたしました。

昨年の暮れの情勢と、そして、年明け以降の経済情勢、かなり大きく変化してきておりますので、その辺の事情もあったかなとは感じておりますが、恐らくこの町政運営方針の文章を準備された時点と、その直近の経済情勢と大きく変わってきておりますので、そういった事情もあるかと思ひますけれども、今後の町政運営において国の施策を正確に評価、認識していただきたいということをお願いしておきます。

第2点目の質問に移らせていただきます。

第2点目は、住民参加のまちづくりについてであります。町政運営方針において、住民参加のまちづくりを推進するとありますが、そのためにはより一層の情報公開と住民の政策形成にかかわることのできる機会の保障が大切だと考えます。

町長は議会や住民との対話を大切にしたいと述べておられますが、具体的にどのようなことを考えているのかお聞かせください。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）それでは、坂上議員の住民参加のまちづくりにつきまして、ご答弁申し上げます。

住民参加のまちづくりの推進に当たりましては、住民の皆様のニーズを的確に把握し町政運営に反映させていただくことは、町行政にとって欠くことのできない重要なことであると認識しております。そのためには、行政情報を適時、的確に住民の皆様にお伝えすることが、より多くの住民の皆様が地域のまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めることになると考えてございます。

坂上議員ご質問の対話でございますが、まず、住民の皆様との対話の代表的な取り組みが、町政連絡事務嘱託員連絡会の開催でございます。ご承知のとおり、この連絡会は年に5回、町内39自治会の会長が一堂に会して、町の施策の実施状況をご報告させていただき情報公開といった側面だけでなく、各自治会からのご意見、ご要望等を拝聴し、町政に反映させていただいているところであり、この連絡会が住民の皆様との貴重な対話の機会であると捉え、今後も真摯に取り組んでまいり

たいと考えてございます。

また、各地域に町長ほか幹部職員が地域に出向かせていただき、町長と住民の皆様との忌憚のない意見交換等を行う地域対話についても、引き続き実施させていただき、住民の皆様との直接的なコミュニケーションをとることにより、地域との連携を深めていきたいと考えてございます。

一方、議員の皆様方に対しましては、本会議や委員会、議員全員協議会といった議会運営の中だけではなくて、予算や町政運営に関する適宜のご要望に対しまして、これまで以上に真摯に耳を傾け、議員の皆様方とともに議論しながら町政運営に当たってまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

何点か答えていただきましたが、町長は公約の中でも住民との対話ということをおっしゃっておられたかと思うんですが、みずから地域に出向いていく地域対話、これは恐らく中西町長の時代もやっておられたのかなと思うんですが、地域対応についてはどれぐらいの頻度、ペースでやっていきたいと考えておられますか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）私のほうからちょっと地域対話の実績をご報告させていただきます。

こちらのほうにつきましては、平成25年、26年、27年、現時点で地域対話の実績が今のところゼロ件となっております。最後に地域対話を行ったのは24年度に1度やったところでございます。

今後、町長ともいろいろと協議させていただいて、地域対話、また地域対話とは違った形で、新しい地域の住民の方々との対話できるようなシステムづくりにも取り組んで、検討させていただきたいなというふうにも考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）恐らく、これまでの地域対話というのは……

議長（重光俊則君）ちょっと待ってください、すみません。町長の発言がちょっと見えなかったもので失礼いたしました。藤原町長。

町長（藤原敏司君）南部長からありましたように、3年間はなかったということでございます。スケジュール的なこともありますので、なかなか何回もというわけにはいかないと思いますけれども、年に1回ないし2回ぐらいはそういうことを進めていきたいというふうに思っております。地域対話についての内容ですけれども、これは地域の皆さん方からの要望というふうなことも、行けば皆さんそういうふうなことが出てくるかなと思いますけれども、行政の情報を皆さん方に聞いていただくという意味合いのタウンミーティングというふうな方向性を今の時点では考えていまして、そういう施策についてご意見をいただくというふうな内容で進めたいなというふうなことを思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

施策について意見を聞くと、そういう形でのタウンミーティングをやってほしいということでしたけれども、どういう形にせよ、町長みずからが住民の中に入って行って住民の意見を聞くということが非常に大事かと思えます。我々議会は、議会報告会というのを議会のたびにやっておりますけれども、議会報告会という名のもとで、実際のところは住民のご意見、ご要望を聞くための集まりということになっているのが実態でありまして、大変厳しいご意見をいただくこともあります。そういう中で、われわれ議員がみずからの不勉強を実感したり、襟を正す、そういう機会になったりするわけですが、直接住民の中に出向いて行って、生の声を聞くことによって、町の施策にそれを反映していくということもできる非常にいい機会かなと思えます。もちろん多忙な中で、そうい

う地域対話、住民対話を頻繁にやるということは不可能でしょうけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

そして、1点だけここでぜひ確認しておきたいのは、その住民参加という点で、昨年12月議会でも、私、発言させていただきましたが、熊取町は住民の意向を把握する一つの手段として、パブリックモニター、住民の意見をモニターという形で聴取する方法をこのところとっておるわけなんです。この間、パブリックモニターを実施する期間は、パブリックコメントのほうは中断しております。パブリックモニターを今年度末ですか、一定終了した時点で試行的に実施したその成果を評価して、その上でパブリックコメントをどうするか判断するということであつたんですが、他の自治体では、モニター制度をやっているところもパブリックコメントは併用してやっているところがほとんどであります。

ぜひパブリックコメントをまた復活していただきたいと思うんですが、再度、12月議会に続いて同じ質問になりますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）南企画部長。

企画部長（南 和仁君）議員のご質問の中にもございましたように、パブリックモニターの試行期間としては今月の末で終了いたします。パブリックモニターにつきましての実績を十分に検証し、パブリックコメントの復活導入とあわせて、本町にふさわしい住民意見聴取制度を平成28年度当初にはつくり上げたいというように考えております。

なお、特にパブリックコメントの制度につきましては、復活に向けて前向きに検討してございます。それも含めまして28年度当初しかるべきときに、皆様方にご報告し、またご意見等いただきたいというように考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

パブリックコメントの復活については、前向きに検討しているというご答弁をいただきましたので、そのことを信じて期待をしておきたいと思えます。パブリックコメントについては、実際やっておっても、そのコメントに意見を出してくれる方が少ないと、だから余り成果がないんだということとずっとおっしゃられているんですけども、そういう制度そのものをきちんと保持しておくということが、住民に対するそういう機会の保障ということで、非常に大事かと思えますので、ぜひその点は必ず実現していただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

3点目の、小・中学校のエアコン設置、トイレの洋式化についてであります。熊取町は、子育て、教育を大切にするまちづくりがセールスポイントにもなっております。きめ細かな相談体制の充実や、耐震改修100%など先進的な取り組みをしまいましたが、小・中学校普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化は検討課題として残されております。

エアコン設置は町長の選挙公約にもありました。新型交付金の活用など財源を工夫しながら、学校トイレの洋式化を含め、ぜひとも早期に具体化を求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）それでは、坂上議員ご質問の3番目、小・中学校普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化についてご答弁させていただきます。

小・中学校普通教室へのエアコン設置につきましては、これまでも一般質問、会派代表質問にて、議員各位からご質問をいただいているところであり、教育環境の整備という点で重要な課題と認識しつつも、導入に係る予算確保と導入後の維持費用の確保が膨大となるため、導入時期については慎重に見きわめる必要があるとの答弁をさせていただいているところでございます。

小・中学校における設備整備の現況でございますが、夏の暑さ対策としまして、平成23年度に小・中学校の普通教室に扇風機を設置しているところでございます。

一方、冬の寒さ対策としましては、小学校5校では現在冬期において暖房を実施しておりますが、うち4校では温水ボイラーを使用した暖房設備となっております。いずれの学校も開校時、あるいは校舎の増改築時等にあわせ整備したものでございまして、ボイラー本体及び校内をめぐる配管についても老朽化が進み、更新の検討段階にもきており、その更新におきましてはエアコンの導入も視野に入れながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、中学校においては暖房器具がないことから、寒さ対策の観点から導入検討をあわせて行っていきたいと考えております。

しかし、これまでも課題としてきました必要経費についてでございますが、昨年9月に各学校ごとの使用教室数や受電設備を現況調査の上試算しましたところ、導入費用として約2億9,000万円、維持費としての電気代が年間約1,500万円程度必要となる結果となりました。

次に、トイレの洋式化についてでございますが、このご質問につきましてもしばしばお受けしているものでございますが、整備後30年から40年を経過した学校におけるトイレにつきましては、使い勝手の問題、におい問題、明るさの問題など課題もあることから、洋式化を含めた環境改善が必要であると認識してございます。そのため整備方法を含め現在検討を進めているところでございます。

これまで、児童・生徒の安全確保を最優先に、構造体及び非構造部材の耐震化事業を進めてまいりましたが、平成27年度をもって完了いたします。今後は、課題となっている校舎等の老朽化大規模改造といった補助事業の実施にあわせたエアコン設置やトイレ改修の可能性について調査を行うなど、財源確保に向けた補助メニューの精査に努めるとともに、近隣市町村の動向を踏まえつつ、今後における国の交付金の配分の動きなども注視しながら、段階を追って整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

今のご答弁では、やはり財源の問題もあるので、今すぐというわけにはなかなかいかないというふうな感じですが、エアコンについては導入費用2億9,000万円というふうにおっしゃいました。これは、小・中学校合わせてということによろしいんですかね。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）そのとおりでございます。小・中学校合わせた普通教室、支援学級を含めた普通教室でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）確かに、初期費用2億9,000万円というのはかなり大きな額かと思えます。その財源の問題として、この間、国の地方創生のさまざまな交付金が打ち出されていると思うんですが、そういったものを活用するということが不可能なんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいま地方創生というところでお話が出ましたので、また議員のご質問の中でもこの28年度以降に示される新型交付金などを使ってという通告もございましたので、まずは28年度新型交付金を活用してエアコン設置をできないかということ、これは企画部内のほうで現在研究しております。

その内容でございますが、28年度地方創生関係の交付金につきましては、その名称を地方創生の深化のための新型交付金、正式名称は地方創生推進交付金と国のほうでは名づけております。

その内容につきましては、28年度概算決定額としまして1,000億円を予定されてございます。しかしながら、昨年の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる先行型と言われるもの、こちらにつきましては100%交付率でございましたが、今回のこの新型交付金につきましては、2分の1の交付率というふうに設計されております。

また、その対象事業要件につきましては、先駆性のある取り組みであること、また、既存事業の

隘路を発見しそれを打開する、要は事業を推進するに当たって何か邪魔者、バリアがあればそれを打開するというようなそういった取り組みであること、あるいは先駆的であって優良事例の裾野を広げる取り組みといった事業に対して、交付金が設計されておるといったところでございます。

そういったことから、現時点では、単に学校にエアコンを設置するという事業には適用されないものというふうに想定されますが、これまた新年度に入りましたら正式に国のほうから交付要綱等が示されるものと思いますので、その内容をしっかりと確認した上で、このエアコン設置ももちろんご質問いただいておりますので、対象になるかどうかというのは検討していくんですが、この2分の1の町単費を導入した上で、本町の地方創生の取り組みを深化させる事業、これに活用してまいりたいというふうに企画部のほうでは考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

国の交付金の活用というのは、こちら側のメニューの提示の仕方によって変わってくるかと思えます。単に学校の普通教室等にエアコンを設置するというだけであれば、なかなか交付金の採択は難しいかと思うんですけども、その他の事業とうまく結びつけるとかして、国の交付決定を納得させるようなそういうこちら側の企画づくり、企画力にかかっているのかなというふうに考えます。ぜひ、その辺知恵を絞っていただいて、何とかして国の交付金を活用できるようなそういう工夫もしていただきたいと思えます。

トイレの洋式化についても、大規模改造等とあわせて検討していくということで、今すぐのトイレの改修は難しいかのようなことであったわけですけども、こういったこともぜひエアコン設置とも絡めて、何とか交付金の活用等で、トイレの改修もぜひとも早期にやっていただきたいというふうに考えております。

これも、これまでたびたび議会でも取り上げられてまいりましたが、一般家庭では、現時点ではほぼ100%近い洋式トイレの普及となってきた状態です。洋式トイレどころか、いわゆるウォシュレット、そういう非常に快適なトイレもたくさん普及していると、そういう状況のもとで、いまだに和式トイレでなければならないという状態が残っているというのは、小・中学校の生徒にとっては、極めて非常に勉学にも影響を来すということになるかと思えます。ぜひトイレの洋式化も積極的に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

4点目に移りたいと思えます。

子ども医療費助成の18歳までの拡充についてであります。子ども医療費助成は、今年度中学3年生まで拡充されました。全国的には、18歳までに広げる自治体もふえており、子育て世代の負担軽減、転入促進の観点からさらなる拡充が求められているかと思えます。この点について、町長の見解をお尋ねします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）子ども医療費助成の拡大についてご答弁申し上げます。

先ほど、新政クラブ矢野議員のご質問にお答えいたしましたように、子ども医療費助成は子育て支援、転入促進に大きく寄与する重要な制度の一つと認識しております。現時点、制度拡充からまだ1年を経過しておりませんが、拡充前と比較いたしまして対象者が約3,400人の増、公費負担額といたしましては約5,800万円の増額となる見込みとなっております。

平成27年度は国・府の補助金が合わせて約6,800万円程度入ってくる見込みでございまして、補助制度の年限がございまして、現時点では4年目の平成30年度以降、補助総額は現状の半分程度となる見込みでありまして、持続可能な制度にするためには、財政状況に与える影響を見定める必要がございまして、したがって、国・府に対しまして補助制度の維持、それから拡充を要望するとともに、近隣の状況を勘案しつつ、さらなる制度の拡充につきましては、より慎重に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）子育て支援、転入促進に寄与するという一方で、非常に大切な施策であるというふうに認識しておられるようですが、その一方で、拡充することによって公費負担も膨らむということではありますが、中学3年生まで拡充することによって、公費負担5,800万円がふえたということなんですが、この5,800万円というのは町の負担がそれだけふえたということですか、それともそのうち町負担はまた別の数字なんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）公費負担額、町のほうが支出する額ということでございます。それとはまた別に、先ほど申しました補助制度が、国あるいは府のほうがございます。そちらのほうの歳入も別途入っておるということでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、その町単費の分で5,800万円の負担増であるという、そういう認識でよろしいんですね。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）そのようにご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現時点での制度で、もし仮に高卒まで拡大したとすると、どれぐらいの負担増になりますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）これはあくまでも26年度の実績から概算、シミュレーションした数字でございまして、高校1、2、3と拡大いたしますと約2,100万円を超える額の負担が増加するという見込みになってございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現時点のシミュレーションで、高校3年まで拡充すると、2,100万円を超えるぐらいの金額が余分にかかるというふうな答弁でありましたが、確かに高3まで拡充すればそれだけの費用がかさむということで、そう簡単にはできないであろうということは重々わかっております。その辺の判断は非常に難しいところかなと思うんですが、そういう点で、先ほどの矢野議員の質問を聞いておられますと、安易に拡充するのはいかがなものかというふうな感じの質問のように感じておりましたが、慎重に判断するということは、それは当然かと思うんですけども、同時にまた転入促進、子育て支援という観点で、子ども医療費助成、これをさらに拡充していくというそういう方向性を持っておられるのであれば、早い時期に実施するというところにこしたことはないというふうに考えております。こういった施策、ある意味で近隣自治体との競争のような形にもなっておりますので、もし実施するのであれば早い時期の決断が必要かと思っております。その辺もぜひ検討お願いしたいと思います。

最後の5番目の質問に移らせていただきますが、ひまわりバスの利便性の向上についてをお尋ねします。

ひまわりバスは、高齢者の外出支援策として極めて重要な施策であります。高齢者の外出を支援することは、健康維持のためにも極めて有効と考えます。永楽ゆめの森公園の利用者が大変ふえておりますが、そのゆめの森公園の利用者のための交通手段としても重要であります。ぜひとも、土日祝日の運行、そしてまた熊取駅への乗り入れを実現していただきたいと思っておりますが、具体化の見通しはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山戸事業部長。

事業部長（山戸 寛君）それでは、ご質問のひまわりバスの土日祝日運行等についてご答弁申し上げます。

まず最初に、ひまわりバスの休日運行につきましては、27年6月議会での坂上巳生男議員からの

一般質問及び同年12月議会での江川議員からの一般質問において、永楽ゆめの森公園の利用状況などを検証の上、実施につきまして検討をしていく旨、ご答弁申し上げてまいりました。

開園後3カ月少し経過しました本年2月末時点での、永楽ゆめの森公園の来園状況につきましては、10万人を突破するといったうれしい悲鳴が出ます反面、お車での来園者が大半を占めていることから、土日祝日には地元地区での交通渋滞がしばしば発生している状態となっております。このような事態を勘案しますと、本3月議会での二見議員からの一般質問のご答弁と重複いたしますが、26年1月に実施しました利用者アンケート調査の結果や、永楽ゆめの森公園の開園後の利用状況などからも、早期に休日運行を行う必要があるものと考えてございます。

次に、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れにつきましては、ひまわりバスは主に公共施設等への循環を目的としており、駅への交通アクセスを目的としている路線バスと役割を明確にしております。さらに、ひまわりバスを駅に乗り入れることにより路線バスの経営圧迫につながり、路線の縮小や減便なども考えられることから、路線バスを利用し電車での通勤、通学をされている方々のご不便につながる事となります。

また、運賃有料化に先立ち、21年度に実施しました町内循環バス検討会議におきましても、路線バスが衰退するようひまわりバスのあり方では結果的に住民負担がふえることにつながるため、公共交通全体の維持、発展を念頭に置きつつ検討を行う必要があるとの提言をいただいております。

なお、現在の熊取駅周辺におけるバス停につきましては、七山方面循環コース及び青葉台方面循環コースにおきましては、青年会場前バス停が駅から約400メートルの位置に、青葉台方面循環コースにおきましては、防災コミュニティ公園前バス停が駅から約250メートルの位置にございまして、いずれも駅から徒歩5分圏内にバス停を配置してございます。したがって、現在のよう形態で、路線バスと循環バスの良好な関係を維持することが、住民の皆様にとりましてより便利な方法と考えてございますので、現在のところひまわりバスの駅への乗り入れは考えてございません。

しかしながら、前回の利用者アンケート調査結果におきまして、不満、不便であると感じる点としまして、「バス停から駅まで遠い」が11%ございましたことや、今後展開してまいります熊取駅西地区整備事業の完成後におきましては、駅西交通広場への交通量の分散状況などを勘案しながら、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れについて、バス事業者との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、先ほどの熊愛の会の文野議員からの会派質問におきましてご指摘いただきましたが、ひまわりバスの公約につきましては、取り組みが可能な項目から優先順位を慎重に検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。今後におきましても、鋭意ひまわりバスの利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ありがとうございます。

ひまわりバスにつきましては、既に二見議員の質問に対する回答もございましたし、先ほど文野議員の会派代表質問の中でも触れておられましたが、土日祝日運行、休日運行については永楽ゆめの森公園の利用が非常に予想以上に多くて交通渋滞を来していると、そういう交通渋滞を緩和する対策のためにも、休日運行については早期に実現できるよう検討していきたいということで、その点については非常に前向きに検討されておるということで、ぜひそれはそのとおりにやっていただきたいというふうに考えております。

そして、駅への乗り入れについては、路線バスの経営圧迫につながる可能性もあるということで、これについては慎重にやっていきたい。そしてまた、駅に近いところにも駐車場が2カ所、大久保の防災公園前と、青年会場前ということで2カ所あるから、その辺でご理解いただきたいというようなことでありましたけれども、防災公園前は駅へ約250メートルということでかなり近いわけでありまして、青葉台コースのバスの利用者だけでありますし、まだまだ不便な点もあるか

と思います。

ぜひ、駅への乗り入れについても南海との協議が必要でありますけれども、その辺は町長の姿勢で積極的に南海バスとも協議をしていただいて、今すぐというのはなかなか無理かと思いますが、粘り強く積極的に交渉を繰り返してぜひ実現できるようにお願いしたいということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、坂上巳生男議員の質問を終わります。

次に、未来を代表して、阪口議員。

6番（阪口 均君）会派未来を代表しまして、会派代表質問をさせていただきます。

3点ございまして、1つ目が教育のまち熊取ということについてお聞きしたいと思います。

藤原町長のマニフェストにもあります英語教育ということについて、焦点を当てたいなというふうに思っております。これについては、先日の一般質問で浦川議員が質問した内容とかぶるところはあるんですけども、私の目線として質問をしていきたいと思っておりますので。

まず、28年度から既に2名増員ということで計画されていて、これは必要やという判断でこういう結果になっているんだと思いますけれども、これから先、中期あるいは長期的に考えたときに、どういう人員構成にして、どういう将来の絵を描いているのかということについてお聞きしたいと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）阪口議員の1つ目の英語教育の充実に関して、中・長期的な展望についてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、本町におきましては、先進的に英語授業研究を進めるとともに、平成19年より全小・中学校にALT、外国人英語指導助手を配置しております。現在、外国人嘱託員ALT3名、外国人臨時ALT2名、日本人英語指導助手3名を配置しており、平成28年9月からは平成32年の小学校における教科化を見据え、外国人嘱託員ALTを2名増員する予定でございます。

5名のうち2名を小学校専属とし、現在週1回程度の配置を週2回に、また3名を中学校専属とし、現在週4日配置を週5日にいたします。ネイティブスピーカーと接する機会をふやし、生活の中で自然と英語を使うことを通して、子どもたちのコミュニケーションや英語学習への意欲を向上させてまいります。あわせて、ALTとのチームティーチングのあり方、文字指導を含めた、聞く、話す、読む、書くの4技能の指導方法、小中連携の円滑な接続等、授業研究も進めながら教員の指導力の向上を図ってまいります。

今後の展望についてでございますが、小学校の教科化に伴い、英語科免許取得等の専門性を有する教員の育成が必要となってきますが、指導者、授業時間数、指導内容等についてはまだ国で議論されている状況であることから、国の動向を注視しながら現在行っている取り組みをさらに充実させるとともに、ALTの増員等を含めて検討してまいりたいと考えております。

今後も、英語を通じて全ての子どもたちが、自分のことを表現したい、そして人とかかわりたいと思うことができるよう、英語授業研究、そして英語指導助手配置を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしましてご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）あと、近隣の市町のこのALT配置の状況として、どういう状況があるんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、泉南市以南の状況についてお伝えさせていただきます。

まず、岸和田市のほうが、日本人の助手を2名配置、それから平成27年度はALT外国人を5名、それからあと28年度につきましては6名に増員するという情報をいただいております。

貝塚市につきましては、日本人はゼロ、27年度のALTは4、28年度が外国人4。

続きまして、泉佐野市、日本人がゼロ、27年度の外国人が2、28年度は1名増の3の予定。

泉南市につきましては、日本人がゼロ、27年度外国人が1、28年度外国人が1。

阪南市につきましては、日本人がゼロ、27年度の外国人が5、28年度も5。

それから、熊取町、申しあげましたように、日本人が3、27年度5、これは非常勤の者も含めて5ということで、嘱託員が28年度は5になるということで、配置の時間数が大幅にふえるというふうにご理解ください。

田尻町は、日本人1、27年度外国人1、28年度外国人2。

岬町、日本人ゼロ、27年度外国人が1、28年度外国人が1、このような状況になってございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ありがとうございます。

ALTの雇用の形態なんですけれども、熊取町の場合は非常勤も含めてという形でしたですけれども、基本的には非常勤は幾ら採用してもいいというふうな状況なんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 非常勤等につきましては、当然ながらその予算の範囲内というふうなこともございますし、もう1点、やっぱり考えないといけないのは、外国人をどんどん入れたからといってその外国人をどううまく活用できるかという、その活用の仕方等の研究もやっぱり十分にしていけないと、難しい部分があるかというふうに思っています。

ですから、本町におきましては、かなり前から外国人を徐々にふやしてきながら、その活用方法を考えて取り組んできておるということですので、ですから非常勤については、当然ながら予算の枠の中でどれだけ入れるかということを考えて進めているというふうにご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 28年度の、先ほど予算説明されたときに、1人当たり350万円ぐらいだったと思うんですけども、それは間違いないですね。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） そのとおりでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 国の補助もあるということはお聞きしていますけれども、幾らぐらいの補助ですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 基本的に、全額入ってくるというふうなことで、我々算定させていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） ALTをふやして、子どもに英語を、できればしゃべれるようなそういう環境をつくっていくということが目的だと思うんですけども、長期的に、小学生があちこちで英語しゃべってるんやみたいなの、そんな時代がいつか来ればなというふうな、そんな思いで私はこのALTのことについて語っているんですけども、そういう目標というのはどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） まず、我々は当然ながら英語をもってコミュニケーションをできる子どもたち、あるいは英語でコミュニケーションをしたいと思う子どもたち、しようという子どもたちを育てたいというふうな思いで取り組みを進めていきたいというふうに思っております。ただ現段階で、実際その他のいろんな教科のある中で英語の活動あるいは英語の授業ですので、そこがどこまで達することができるのかというのは、なかなか明確にはお答えはできませんが、ただやはり我々としては英語でコミュニケーションのできる子どもたち、しようと思う子どもたちをしっかり育てていきたいという思いで取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 我々会派未来は、3名とも教育に対しては必ずこういった質問はしていきたいなど

思っているんですけれども、我々の夢としては、小学校の学芸会が、英語でやっている学芸会があるとか、あるいは運動会、主体的に子どもが準備とか実況中継とかやっていますよね、ああいうのがどこかの学校は英語で全部やってるんやみたいな、あるいは、前も一回言ったことがあるんですけれども、英語の弁論大会が熊取町であって、それを目指して各市町が競って集まってくるとかいうふうな、そんな夢を持っているんです。

それが、勉強するきっかけになったり、あるいは運動面で、ちょっと英語とは離れますけれども、そういった競争するきっかけになったりとかいうふうなことになって、結果的にこのまちが活気づく、教育のまち熊取というブランドが確立するというふうな、そういうところに行き着けばというふうに思っていますけれども、この夢はどういうふうに感じられますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）非常にすばらしい夢だというふうに私は思います。

ただ、運動会でも子どもらが英語でしゃべると、観客の保護者の皆さんももしかしたらその内容がわからないかもしれないんですが、そういったことは置かせていただきまして、当然ながら、例えば学校で英語の劇をするであるとか、運動会をそんなふうにするであるとか、あるいは学校規模になるのか、熊取町規模になるのか、そこを広げるのかは別としまして、そういう英語の弁論の大会をするであるとかというふうなことにしましては、当然ながら学校自身が教育課程の中で子どもに何を求めて、子どもにどういった成果活動をさせていきたいというふうな思いの中でやるかというところが非常に大きいというふうに我々は思っております。

だから教育委員会がこれをしますといっても、例えば学校自身がどういった思いでやっていくかというふうなことを、やっぱりもっと大事にしていけない部分があるのかなと思っておりますので、ただ一つ、やはりそのALTを配置し、しっかり英語の授業のあり方を考え、子どもたちが学びたいという意欲を持っていくことによって、当然ながらそういった英語の劇であるとか、学校自身が、子どもたちはここまでできるんじゃないか、また子どもたちがここまでしてみたいんだというふうな言葉が出てくれば、そういった形でどんどん発展していけるというふうに思っています。

ですから、ある意味、平成32年の小学校の英語の教科化というのは、その辺に向けて頑張っていくことが、将来、今、議員がお話いただいたような学校づくりをしていくための、第一歩になっていく部分でもあるのかなと思っておりますので、当然ながらやる限りはそういったことも含めて、やはり夢を持って取り組んでいくことが大事かというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）我々というか行政というのは、話題づくりというのも物すごく大切な仕事だと思うんです。熊取町は教育に力が入っているよとか、さっき言ったようなことをやっていけば、自然と町内、あるいはひょっとしたら全国に知れ渡っていくまちになるかもしれないですよ。

かつて私も転勤していたころですけれども、どこに住むかいうたら、やっぱり子どもがいれば教育環境が一番になってくるんです。今でしたら、大阪というたら北摂にどうしても人が集まってしまいますよね。堺市から南はもう大阪と違うみたいな、そんなイメージすら持たれているような状況なんですけれども、そこで、輝く、きらっと光る熊取町というのをやっぱり発信してもらいたい、していけないといけないというふうに強く思っています。

だから今、西牧教育長、小山次長、吉田理事のこの力を結集して、そういうまちづくりをされていくことがこれから20年、30年後の熊取町にとって非常に大きな役割になると思うんです。そういう形で熊取ブランドが確立したら、勝手にやっぱり人が入ってきます。今既に、教育に力を入れてこれだけ人口がふえましたという、そういう自治体もテレビで紹介されたりしてありますし、ぜひそういうところまで持っていきたいなと。

移住や定住がそれによって進んで、熊取町いいなと。明松理事の仕事がなくなるかもしれませんがけれども、それぐらいやっぱり教育ということから膨らませていくぐらいの、そういう形を私は期

待したいと思っています。

こんな夢に近いような話も入れていますけれども、藤原町長は英語教育ということのマニフェストにうたわれていますけれども、どんな未来像を描かれているか、もしそういうのがあったらちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）英語の全く話せない私なんですけれども、そういうことからいろんなことを思います。今は世界が小さくなるグローバル化が非常に進んでいる中で、日本だけじゃなくて世界的に仕事が身近に捉えられるというふうなことやと考えています。そういう時代になって、日本語は本当に大切な国語やなというふうに僕は思っているんです。この日本語をマスターしながら、英語も話せる人材を育てていくというのが、熊取町の大きな一つの仕事ではないかなというふうに思っています。

今、関西国際空港がインバウンドですごいにぎやかさを盛り上げてきているんですけれども、ホテルが近隣にはないという、泉佐野市なんかでもホテルを誘致するというふうなことで、そういう宿泊施設がこれからどんどん建ってこようかなと思います。そういったときに求められるのが英語を話せるそういう人材ではないかなと、そういうところで熊取町から出ていく英語の話せる、できる子なんか熊取町に残ってくれるのではないかなというふうに思います。ハイソサエティーなそういうホテルにあっては、日本語だけでは通用しませんので、そういう人らに地元に残っていただくためにも、英語を話せて日本語も十分話せる、そういった人が必要ではないかなと思います。

熊取ブランドを進めていく上では、私は、冗談ではないですけれども、それが置きかえられるかどうかわかりませんが、学園文化都市というふうなことを挨拶文の中で言うてますけれども、そういう意味では、本当に泉州の芦屋というふうなブランドも考えた上で、まちづくりを進めていきたいなというふうに思っています。

英語が、本当に重要な言語かなというふうに考えています、これからも。28年からそういう形で補充するというふうなことがちょっと情報にはなかったんですけれども、時間のとれる範囲でカリキュラムに影響のない中で英語の授業をできるだけふやしていけたらなというふうに考えています。

以上です。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）ありがとうございました。

私が言いたいのは、たまたま英語というのをきっかけにしてこういう話をしていますけれども、やっぱり熊取町というのは何か輝かないといけない、よそから注目を浴びるようなまちにならないといけないということを常々思っています。近隣との背比べというたら大したことないと思うんですけれども、やっぱり日本の中で輝くまち、そういうところを目指してやっていきたい、やっていただきたいなという思いが非常に強くありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、1番目の2つ目ですけれども、いじめ問題、それと教員が教育に集中できる環境ということに関してですが、ご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では続きまして、いじめ問題、教員が教育に集中できる環境に対する具体策についてのご質問にご答弁させていただきます。

まずは、従来から申し上げておりますとおり、いじめにつきましては、人として絶対に許されない重大な人権侵害行為であると考えております。熊取町教育委員会では教育方針において、いじめを絶対に許さない学校づくりと、いじめを発見した際に確実に解決できる体制づくりを行うことを明記し、学校や関係機関と連携を図り取り組んでおります。

また、国のいじめ防止対策推進法の施行を受け、学校は各校作成の学校いじめ防止基本方針のものといじめ対策委員会を組織し、学校全体で教職員全員が児童・生徒のいじめ事案の未然防止や早期発見に努めております。本町におきましては、いじめのみならず児童・生徒の課題解決のためにス

クールソーシャルワーカーを町内で2名配置しております。

さらに、中学校には府配置のスクールカウンセラーを3名、教育委員会では臨床心理士を4名と教育相談コーディネーターを2名配置しており、児童・生徒、保護者の悩みの相談や進路相談等を行っております。また、健康福祉部子育て支援課のケースワーカーによる家庭支援は、学校からの要請で行われるときもございます。

今後は学校の状況を見ながら、段階を追ってスクールソーシャルワーカーなどの専門的な職員の増員に取り組み、教職員の負担軽減等、教員が今まで以上に教育に集中できる環境整備等の取り組みを充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） いじめ問題と就学援助というのは、これ、ちょっと私は結びつけるんですけども、知人で教員をずっとしていた人としゃべった話なんですけれども、やっぱりそのいじめられる対象というのはいろいろあるんですけども、体が小さいほうがいじめられるでしょうし、気が弱いほうがいじめられるでしょうし、そういう中の一つとしてやっぱり貧困というのがあるということは、これは確実に言える話なんです。

公に何%あるんかというそんなことは発表もされないでしょうけれども、教員として見ているとやっぱりそういうことがあるんやと。例えば、小学校に上がるときに、人がみんなさらの制服を着ているけれども、ちょっと誰かのお古とか、あるいは貧困からくるちょっと不潔感であるとか、そういうことを感じられる子どもというのはいじめられる対象になりがちやという、そういう意見も聞いています。

ですから、就学援助とこれを結びつけるというのはその部分なんですけれども、きのう小山次長がおっしゃっていた、熊取町が6月に申請を受けたものを、書類審査なり書類のいろいろやった上で7月に支給するとおっしゃっていましたが、池田市とかは2月中に申請があれば3月中にやって、新学期に間に合うよみたいなところも中にはあるんです。

だから、子どもというのは生まれる場所も選べないし、親も選ぶこともできないし、やっぱり生まれた環境のまま新学期、小学校とか入っていくわけなんですけれども、やっぱりスタートラインは一緒にしてあげたい。親の貧困によって、そのスタートの場所が人よりおくらせてしまうとか、変な扱いをされてしまうとか、そういうことが、もし熊取町の職員の方が少し努力したことによって解消されるのであれば、やっていただきたいなというふうに思います。

この間の答弁の中であったのは、6月に一斉にそういう書類の処理をするとおっしゃっていましたが、例えば2月に申請を受けたものを3月に、100あるうちの20を先に書類審査なり書類処理をしたと、あと残りの80を今までどおりしたと。仕事量はそんなに変わらへんのちゃうかなというふうなことが私の素人的な考え方なんですけれども、要は、そこで少し町民のことを考えて、そっちに歩み寄ってくればそれは解消できないかなと思ひまして、ちょっとご質問します。

議長（重光俊則君） 小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） 先日私のほうがご説明させていただきましたのは、今、議員おっしゃられました、私どもの今の事務作業、6月の所得が確定した段階で、それを基本に認定をさせていただいている。これは先日もお話しさせていただきましたが、直近の所得の状況を見て、真にそこで教育に支援を求めている、必要だと思う方に支援をさせていただく。

今、議員がおっしゃられております、2月なりの申請でされている試算というのは、前々年の所得をもって、前年の所得は6月でしか所得証明が出ませんので、その前となりましたら、前年のその一つ前の所得を換算してされているというようなお話も聞いてございます。そういった意味で、ある市ではその時点で必要な方はそこでも申請し、そこで申請しない方は後の、今、町が行っているようなタイミングでも申請するようなこともできる、要は選択みたいのところもされていると。そうならば、前年の所得で対象にならなくても、前々年の所得では対象になる、要はそういうよ

うな選択といったら変な言い方ですけれども、できるような仕組みをされている市もあると。

先ほど議員がおっしゃられた市にとっては、前々、一つ古い所得をもって認定されて、その部分を支給されているというようなお話も聞いてございます。そういった意味で、私がお話しさせていただきましたのは、直近の内容に、所得の状況に応じて、現時点で本当に今お困りになられている方に支給をさせていただきたいという、そういう趣旨でございます。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）もう1点、いじめの件で議員のほうからお話がありました。

まず1点は、家庭のさまざまな背景の中で、いじめられる、いじめるということがあるということは絶対これは許されないことであると、我々は常々考えております。ですから、現にそういったいじめの調査等も行った中で、詳細については教育委員会のほうでは把握させていただいております。どういった事案が起こり、どういった内容であったか。ただ、今、議員のおっしゃってくださったような内容でいじめが起こるといふような内容については、基本的には我々キャッチはしていないという状況にはあります。

今現代のいじめというのは、いわゆる一般的に強い者が弱い者にといったような形だけではなくて、きのう強かった人が次の日にはいじめられてしまうといったような、いわゆる1対集団になる、その集団の形が変わって実はその集団から1人がはみ出て、強かった人間が逆にいじめられるといったような、誰もが被害者、加害者になり得るといふように今言われているのはそういった部分かなと思っていますので、だから根本的にそういったいじめをなくすという取り組みをしていかないといけない、あるいはいじめによってつらい思いをする子どもをつくらないという取り組み、その辺のところはやっぱり今後ますます重要になってくると思っております。

先ほど言っておりました、貧困によるいじめ等ということについては、絶対にあってはならないという覚悟のもと、教育委員会としては今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）今おっしゃったように、そういうケースのいじめる、いじめられるもあるんでしょうけれども、やっぱり、私は直接耳にしましたので、そういうこともあるであろうということも事実だと思います。

そういったところへのケアというのも十分にお願したいなというふうに思うのと、あと、小山次長がおっしゃった、私の認識では前々年じゃなくて、前年の2月までに出してもらった資料というのは、これはもう物理的に無理なんです。私、そういうふうに認識して今、話したんですが。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）そういった意味では、現状の中、やはり所得を確定していくとなりましたら、その方の収入の中でいろんな控除であったりとか、そういう税の中の仕組みがございます。そういったところで、一時的な所得であったりとか、そういうことの控除部分も当然そういう計算をきちんとされて、その方がどういう所得になっているかというものが、やはり確定されるのが、今、お話しさせていただきました、課税の所得証明というそういうところに至りますので、そういった内容で確認させていただくのが一番正しいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）確定申告は1月15日ぐらいから始まりますよね。確定申告は、しさえすれば書類は出てきますよね。それをもってするというのは、それは不可能なんですか。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）確定申告のその所得で全て所得が確認できる方であればいいんですけれども、それ以外の所得も含めた中で確認させていただいているのが、今の住民税のほうの課税証明というように認識してございますので、それが直近の一番データとして使えるというふうに考えてござい

ます。

議長（重光俊則君） 阪口議員、ちょっとすみません、答弁者が複数挙がっておりますので、では、西牧教育長。

教育長（西牧研壯君） 実は阪口議員がおっしゃっているようなことは、私が前からできへんかなと言っ
て、教育委員会の中で言っているんですけども、事務的に調べてみたら、やはりかなり無理だ
というのがわかっております。

ただ私が思うのは、例えば、現在ふるさと何とか基金とかいっぱいありますでしょう、あんなと
ころで何かお金をつくって、そのときの入学のときにそういうものが足りない人には貸し出すと、
後でそういうものが来たら返してもらうとか、別会計。要するに就学援助金という範囲の中では、
できないというのが答えです。ただ、そういったことで町長が新しくされるとして、そういう基金
をつくってしたとかいうのは、私はありだとそういうふうには思っております。

ですから、これをやっていたら、いつまでも終わらない。今の制度の中では押し問答になる。
ですから、前もって払ったところは、返してくれという話が起るんですよ。ほんなら返せないと
か。これ住民の税金からやっている話ですので、非常に話がややこしくなるんで、この制度上はち
よっと難しい。ただ何かないかなというのは教育委員会としてはできないことなんで、ご理解い
たきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君） 総務よろしいですか。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君） 税の関係ですけれども、先ほど小山次長のほうからもありましたけれど、現
在、確定申告ということで住民の皆様が申告いただいていると。この申告をもとに税の決定とい
うのが6月になるということで、税の決定がされた以降でないと、課税の証明書、所得の証明書が出
ないということで、税のほうの仕組みがなっておりますので、先ほどからありましたように、前
年度中の所得の証明というのであればやっぱり6月1日以降ということになるということで、これ
はもう制度上の話ですのでご理解いただけたらと思います。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） わかりました。ちょっと自分の認識違いのところがあったと思いますので、また、
他市で近いようなことができているところは、どんなやり方をしているのかというようなことも研
究していきたいと思います。

あと、この教育のところで、教員が教育に集中できる環境、これについてご答弁お願いします。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 先ほど、スクールソーシャルワーカーの配置等に関して、ご答弁
させていただいております。

今、学校の教職員、当然ながら学校現場ではさまざまなお仕事をさせていただいております。当然
ながら授業をしっかりするというのも一つですけれども、それ以上に、やはり子どもたちのいわ
ゆる一般的な生徒指導というふうなことであったりであるとか、あるいは保護者の相談、子ども
の悩みの相談、そういったところの負担というのも非常にふえてきておるという状況にござい
ます。

そういった中で、例えばスクールソーシャルワーカーがしっかりとその役割を果たしていただく
状況の中で、例えば子どもとの関係、親との関係をしっかりと作り、学校とのつなぎ役をしてら
うことによって、先生方のやはり負担軽減等にもつながっていくのではないかなということも含め
て、いわゆるスクールソーシャルワーカーの今後の配置についてでありますとか、あるいは、熊取
町が従前からやっております、いわゆる教育相談体制を充実させること、これが結果的には先生方
の負担軽減といえますか、授業等に集中できる環境づくりにつながっていくというふうにご
考へておりますので、こういったところにも今後ますます力を入れて頑張ってい
き、先生方が働きやすい環境をつくっていきたいというふうにご考へておるとい
うところでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）先生がいじめられるという、そういう現象も今あるんですね。子どもが、結構手出したらあかんものですから、手を出さない、つけ上がってくるみたいなそういう状況も今ありますし、モンスターペアレンツということで、先生がもうどうしようもない状況に追い込まれるみたいなところもあったりします。

ちょっと今の観点と違うんですけども、南中でちょっと悪い子どもたちを見張るために、授業に関係のない先生が、それを外へ出て行ったりせんように見張りをせないかんとか、そんな話も聞いたことあるんですけど、そんな事例は現にあるんですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）実際問題、南中学校だけではなく、過去に当然ながら町内の中学校でやはりそういった状況というのも起きております。

一つは、当然ながら子どもたちが教室を飛び出すであるとか、あるいは授業になかなか集中できないというふうな状況が起きた場合に、当然我々が考えないといけないのは、その子たちへの指導と同時に、やっぱりその授業を受けたいと思っている子たちに、授業を受けられる環境をつくっていくということが何よりも大事だと。

そうなりますと、教職員は当然授業が今ないからといって職員室にいるのではなくて、やっぱり全体で協力し合いながら取り組んでいかないといけないと。ですから、今、例に挙げていただいた南中学校の先生方につきましても、それがしんどいとか、困ったことやではなくて、率先してみんなでやっぱり子どものためにやっぴいこうというふうに取り組んでいただいておりますので、当然ながら現実そういった取り組みもすることがあるというふうには、ご理解いただければというふうに思います。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）そういったことで、自分の仕事ができないとか、次の授業の準備ができないとかいうふうなケースにならないように、そういったものについても十分にケアをしてほしいなど。

先生というのはやっぱり慕われる人ですし、教える子どもがその教えられ方によって成長するわけですから、立派な先生がやっぱり必要なわけです。先生になったらつらいよとかいうふうなことの無いように、先生を志す人がどんどんふえてくるぐらいの、そんな環境であってほしいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の談合問題についてですが、損害賠償金、これの回収についてご答弁お願ひします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは阪口議員よりご質問の、談合問題についての損害賠償金の回収についてご答弁させていただきます。

さきの文野議員の一般質問に対するご答弁と重複する内容となりますが、ご了解のほうよろしくお願ひいたします。

平成28年2月16日現在の損害賠償金等の納付状況といたしましては、損害賠償金1億5,782万9,397円、遅延損害金5,037万7,111円、合計2億820万6,508円で、住民訴訟での認定額3億7,474万9,725円に対しまして、損害賠償金の納付率といたしましては42.1%の状況であり、現在未払い者である建設業者10社及び個人2人に対して債権の回収に取り組んでおり、民事執行法に基づく財産開示手続の申し立てに伴い、任意納付及び差し押さえにより31万2,883円を回収いたしました。そのほか債務者の財産調査において、損害賠償金に充当できる財産の確認には至っておりません。

また、債権回収の最終的な法的手続である債権者破産申し立てについては、裁判所への予納金として5,000万円未満の負債額で個人50万円、法人70万円が必要であり、なお、その他弁護士費用など高額な経費が必要となること並びに他の債権者に与える影響も大きいことから、慎重な検討が必要となりますが、債務者が資産等を隠匿していることが判明し、町の債権及び他の債権者に対し充当するに十分な資産が確認された場合においては、債権者破産申し立てを行う必要があると考えて

おります。

今後とも不動産、預貯金等の調査を継続し、強制執行が可能な財産が確認でき次第、速やかに差し押さえなどの法的手段を行使するとともに、現在、選任を検討しております顧問弁護士より、回収手法などについての教示を受けるなど、町のこうむった損害の回復に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 私たちが去年の5月1日からこの議員という職について、それまで談合があったというのは知っていましたが、いろいろ深く知っていくについて、物すごく複雑な構図になっているなということは、6月議会、9月議会、12月議会と追うごとにそのことについては認識が深くなっていきました。今となつては、一日も早くこんなことから決着をつけて、こういう議題に上がってこないようにしたいというのが我々の思いです。

先ほど、42.1%の回収とおっしゃったんですけれども、正直ここへきて、どこまでいけるかと言うたら、私自身、あと分割している業者が分割が終わったらもう終わりやろうなぐらいの感じで捉えているんですけれども、どうですか、そこら辺については。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、財産調査——預貯金調査でございますが——岸和田市以南の金融機関59店舗ございましたが、全て調査依頼をかけさせていただきました。その中で、回答していただける金融機関もあれば、できないという金融機関もございます。これは私的財産ということで、公ではなく私ということで取り扱いされて、法的な制約力がないというものでございますので、回答できないという金融機関もございましたが、かなりの金融機関がご協力いただいて、各法人の財産、個人の財産、預貯金の状況についてご回答いただいておりますが、目ぼしい残高というのはほとんど確認はできておりません。

それと、今現在も継続して財産調査ということで、登記情報の収集については、毎月定期的に登記簿を上げて、移動がないかまた新たなものが出てこないかということの調査をさせていただいておりますが、その中でも、財産はあるものの担保がついておって資産的価値がないというふうなことの確認は、大体今つかんでおる中ではできておるところでございますので、今後大きく財産が発見されるというのは、非常に難しい状況であるなというふうな状況ではございます。

ただ、いつまたそんな情報が出てくるかもわかりませんので、そういうものについては常にアンテナを広げながら情報収集には努めていきたいというふうな状況であるというふうなことで、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、今現在分割納付していただいている3社については、今のところ順調に毎月定額返還をさせていただいておりますので、ほぼ回収できるであろうというふうなことは、見込みとしてはあるんですけれども、その他の会社の状況等を勘案しますと、実際に既に破産手続ということで、裁判所のほうにも申し立てをされて手続のほうも進んでおって、この前も、2月29日でしたけれども、債権者説明会ということで説明会があったんですけれども、私どもも出席いたしまして、破産管財人のほうからの説明がありましたけれども、資産等については見つからないということで清算手続に入る準備を進めておるというふうな報告を聞いておる法人も1社ございます。そのよう状況ですので、非常に回収については厳しい状況であるというふうなことでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 数字的にいくと、この42%が43%ぐらいになつてもう終わりかみたいなイメージですか。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） まだ分割納付の分が結構残っておりますので、1%、2%ではなく、ちょっとお待ちください。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）田宮理事、後で結構です。

総務部理事（田宮克昭君）すみません、じゃ、ちょっと調べて。

議長（重光俊則君）阪口議員。

6番（阪口 均君）先日、この訴訟に当たった住民の会の解散というのが、去年の11月だったと思えますけれど、あったんです。そのときに、いろいろ経緯、経過は説明されました。たまたま私の知人もそこに来ていまして、めったにそんなところに顔を出す人じゃなかったんですけども、そこで話をすると、何でこんなとこ来たのと聞いたら、熊取弁ですからもうそのまま言いますけれども、わい、こんな話聞いたらもう腹立ってしゃあないんやいうて、言っていました。うちの嫁さんなんか、キャベツ1個買うのに10円高いや、安いや、卵1パック買うのに何円高い、安いやうて、そんな生活をしているのに、せやのに我々の税金食い物にしたやつおるんやると、こんな聞いたら、もうそらむかつくよなみたいなそんな話なんです。

やっぱり、町民の血税をこういう形でむしばまれたようなことについては、徹底してやっぱり最後までやっていかないと、そういう町民の感情というのはおさまらないと思います。その人いわくは、もし税金納めんで済むんやったら不払い運動したいぐらいや、そんなことまで言います。50人や100人ぐらいみんな寄って不払いしたら、町困るやろなみたいな、そんな本音なんです、住民感情として。

だから、この人は納得できる対応がされたら、町がここまでやったんやったらしようがないなということで、自分が納得できたら、これはもうしようがないなと思うと。せやけど中度半端な形で終わらせられたら、これはもうそれこそ刺したいぐらいのことを言っています。それが本当の本音なんです。実態なんです。だから、納得するというのは、その人の気持ちの中には、もう債権者破産まで持っていけぐらいのことです。

さっき、1件当たり幾らとかおっしゃいましたけれども、12件のその債権者破産に持ち込んだとして、仮に1,500万円かかるのか2,000万円かかるのか、そこら辺前後の額かなと思いますけれども、気持ちとしてはもうそんな金は惜しくない、ちゃんとやってくれというのが住民の気持ちです。だから、そこら辺をしっかりと頭のと真ん中に置いて、これからの対応をしてほしいなというふうに、私はそういった住民の方の代表として、この場でしっかりとお伝えしたいと思います。

幸か不幸か、そういう意識を持っている人というのは、ごくわずかしかないんです。大半の、九十数%の人が、談合でどうやこうや言うたって、そんなん知らん話やみたいなことやから、まだそんな大きなことになっていないと思いますけれども、やっぱりこういった感情をみんなが持ってきだすと、町政に対しての不信感というはますます高まってくると思いますから、ぜひこれからの対応については、頭のと真ん中に住民を常に置いておいてください。そういう対応をしてほしいなというふうに思います。

町長、マニフェストにはこれがないんですけども、今どういう思いかちょっとお聞かせいただけたら。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そのためにも、今まで顧問弁護士としてこういうことに関与していただいていた弁護士にかわりまして、新しい弁護士を選任している途中でございます。その新しい弁護士によっては、また切り口が変わってくるのではないかとというふうに思うところもあります。今までの経緯を見てきた弁護士では、そこから考えが、新たな展開ができないんじゃないかなという思いもあります。まずは、選任をする新しい弁護士のご意見なりを聞いた上で、いろいろ、その上で状況を見た中で、皆さん方とまた相談しながら、進めていきたいなというふうに思っているのが今の心情です。以上です。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）数字のほうがわかりましたのでご報告申し上げます。

今現在、分割納付の3社のものが全て回収ということになりますと58.6%ということで、額で総

額2億1,959万3,897円という額になりまして、率で58.6%の回収率となる見込みでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） その中には、今、分割がとまっている業者は、回収できるという数字になっているんですか。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） いえ、現在分割のとまっている3社については、入っておりません。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） わかりました。町民の思い、住民の思いというのは私代弁したつもりですので、ぜひそのことを頭に置いていただいて、対応していただきたいなというふうに思います。

続きまして、3点目、駅西開発の件についてですが、ご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君） それでは、阪口議員ご質問の、熊取町の玄関口の駅東の整備についてご答弁申し上げます。

熊取駅東地区の整備につきましては、議員ご承知かとは存じますが、昭和55年度から熊取駅前土地地区画整理事業としまして事業着手し、平成3年4月に供用開始した後、平成10年4月に現在の交通広場を供用開始したところでございます。

現在の交通広場の状況でございますが、平成27年6月議会の坂上巳生男議員の一般質問でもご答弁いたしました。熊取駅東側のロータリーや周辺道路につきましては、特に朝夕の通勤、通学時間帯における大学や事業所等の送迎バス及び住民の皆様の送迎車両の乗り入れ、さらに夜間は学習塾への保護者の送迎車両等により、時間帯によって大きな混雑が発生している状態でございます。

その混雑緩和の一助といたしまして、現在計画中の熊取駅西整備事業に伴う熊取駅西交通広場の整備並びに泉佐野市による駅前アクセス道路の整備により、泉佐野市側からの駅利用者の送迎車両を駅西側へ分散させることが期待できます。さらに完成後におきましては、バス事業所などと協議により、一部の路線バスのバス停を移設するとともに、大学や事業所等の送迎バスの待機場所を駅西側へ分散、変更していただくなどにより駅東側の混雑緩和につなげてまいりたいと考えてございます。

また、駅東交通広場の周辺地域につきましては、今月、都市計画決定を予定してございます。駅西地区と同様に、既に用途地域を近隣商業地域に指定し、関係地権者の有効な土地利用を誘導する環境を整えてございます。したがって、駅東の再開発事業等につきましては、現在のところ計画はございませんが、熊取駅は近隣の日根野駅や泉佐野駅よりも乗降客数が多いという優位性があることから、にぎわい創出の面からも高いポテンシャルを有しているため、今後におきましても駅西整備による駅西地区の発展との相乗効果により、駅東地区が町の玄関口にふさわしいものとなりますよう、関係部局と検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君） 駅西と駅東の関係をちょっと整理したいんですけども、今は、外環の下の踏切、それと軽四が入っていっぱいいっぱいあのトンネルみたいなところと、それと町道ですか、佐野のほうに行くやつ、その3つしかないわけなんです。西開発された後は、泉佐野エリアからロータリーに入ってくる道が整備される、できるというふうな形になるかと思うんですけども、その計画というのはいつぐらい、その道はまだまだ先の話ですか。

議長（重光俊則君） 田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君） 泉佐野市側からの、ガードから府道泉佐野打田線、そちらのほうからの駅西1号線というのがございまして、その計画につきましては泉佐野市側で事業を実施するというところで、今後5年をめどにということで計画のほうをされていると。それとあと、府道大阪和泉南線、ちょうど旧の13号線、そちらのほうからのアクセスの駅西1号線並びに駅西線、それにつきましては

も同様に5年をめどにということで、計画のほうは泉佐野市のほうがされているというふうに聞いてございます。あくまでも計画上の話ですけれども。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）心配するのは、西の開発、西の開発と言っていますけれども、やっぱり交通の便が非常に悪いですね、アクセスが。東と西がほとんど行き来できないと見てもいいぐらいの状況なわけです。

その中で、西に車を誘導できたら東の混雑が緩和するやろうというのは、とてもそんな話になれへんやろうなという心配があります。だから、整備を進めていくに当たってはそのことも念頭に置いて、泉佐野市との調整事も多分に入ってくると思うんですけれども、単に今の描いている絵じゃ、西はどれだけ開発できるのかなというふうなそんなイメージをどうしても持つんです。だからぜひそこら辺は、一回インフラというのはやってしまったらもう20年、30年変わりませんから、しっかりと将来を見据えたやり方をお願いしたいなというふうに思います。

それと、東ですけれども、日根野が最近、交通の便からいってもJRの特急がとまったりとか、操車場があるからいろんな全ての電車がとまったりしますよね。昔は熊取のほうがあるかに優位性があったんですけれども、ポテンシャルとしては、はるかに日根野のほうがあるような状況になっていると思います。駅前の開発もしようと思えば日根野はまだまだできそうやし、熊取はもういっぱいいっぱいになっているし。

そういう点でいくと、もっと何かやっていかないと、一番乗降客が多いと言っているながら非常に利便性の悪い駅になってしまって、もう日根野の下になりかねないような、そんな心配するんです。熊取の駅前には駐車場とか多いから、車の利用の方には便利かもしれませんが、やっぱりお茶も飲みたい人が飲めない、一杯飲んで帰りたい人もそんな場所もない、物を買うショッピングゾーンもない、そういった場所になっていますので。ぜひこれについてはすばらしい熊取町の玄関口としてしっかりしたものに、そういう絵を描いて進んでいただきたいなというふうに思います。

時間がないので、もう私のほうから一方的ですけれども。

議長（重光俊則君） ちょっとすみません。2分三十数秒ありますけれども、一応5時をぎりぎり回りますので伝達だけいたします。

阪口議員の会派代表質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

あと2分35秒。

6番（阪口 均君）もう直接、町長のご答弁をいただきたいんですけれども、一番最後の熊取創生プロジェクト、これのイメージ、どういったメンバーでどれぐらいの人数でどういったものを議論してやっていくのか、そこら辺のばくつとしたイメージで結構です。お答えいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは申しわけございません、町長にかわりましてまず私のほうから申し上げます。

この熊取創生プロジェクトチームにつきましては、議会の冒頭、町長の所信表明にございました、7つの柱であります行財政改革の推進、教育の充実、子育て支援の充実、高齢者支援の充実、道路交通網の整備、戦略的なまちの活性化、安全・安心なまちづくりといった重点的に取り組む7つの施策に対しまして、またその中でも特にインバウンド朝、矢野議員からございましたインバウンド、ホテルの誘致等も含めたということでございますインバウンドや、BNCTの推進、税収増による自主財源の確保などにつきまして、町内外から有識者などに幅広くご参画いただき施策の企画、提言を行っていただく組織を現時点、イメージしてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）きのうちらっと町長から、東京からも人が来るかもしれんとかおっしゃってましたですね。やっぱりこれ、結構町長の本丸かなというイメージを受けるんですけども、そんな認識でよろしいですか。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取駅ということも含めて、東側の活性化、これが熊取町の収入増につながる一つ的手段であろうかなというふうに考えています。そういったことをBNC Tもそうですし、インバウンドもそうですし、そういうことも含めてまちの福祉政策とは別に、そういう活性化というふうな意味合いでの創生プロジェクトチームというふうに私は考えているんです。

熊取駅の東側、本当にコーヒー飲むカフェもない、食事するレストランもない、そういった風景の中で、通勤の人たちはすごい多いです。だけれど、昼間はもっと田舎の寂れたまちのような風景しかないんで、それを近隣からいろんな方に来てもらって、熊取町のそういう雰囲気味わってもらえるような、そういう熊取町の駅前の玄関口にしたい。それを実現するために、その方策としてプロジェクトチームもひとつ活用したいという思いです。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

6番（阪口 均君）ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、未来、阪口議員の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

（「17時03分」延会）

3月熊取町議会定例会（第4号）

平成28年3月定例会会議録（第4号）

月 日 平成28年3月7日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	7番 二見 裕子
8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二	10番 佐古 員規
11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 6番 阪口 均

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	西牧 研壮	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	泉谷 徹	総 務 部 理 事	阪上 敦司
住 民 部 長	貝口 良夫	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	中谷ゆかり	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二
事 業 部 長	山戸 寛	事 業 部 理 事	田畑 洋
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	下中 博之
教 育 次 長	小山 高宏	教育委員会事務局理事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算
議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席6番 阪口議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、これより平成28年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

会派代表質問を行います。

熊取公明党を代表して、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）おはようございます。

会派代表のラストバッターであります。本日は私のために会議を開いていただきまして大変恐縮でございます。精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、町政運営方針、予算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1項目めは熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

国は、人口減少や東京一極集中に歯どめをかけ、将来に向けて魅力ある地域づくりを目指す地方創生を進めていくため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを策定し、今後5カ年、2015年から2019年度の施策目標や具体的な施策としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。それをもとに、本町においても昨年10月、熊取町人口ビジョンと熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されました。

先日、総務省が2015年国勢調査の速報値を発表いたしました。それによりますと、国内の大半の自治体で人口減少が進んでいる現状で、大阪府も戦後初めて減少に転じ、東京圏は全国人口の4分の1以上を占め、東京一極集中はとまっていない状況とのことでした。大変ショッキングでありましたが、今後ますます実効性のある具体策の実施が求められるように思われます。

そこで、お伺いいたします。平成28年度総合戦略として、転入・定住について、結婚・出産・子育てについて、人の流れについて、まちづくりについて、仕事づくりについて具体的にどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）おはようございます。

それでは、ご質問の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、企画部よりまずは総括的にご答弁申し上げます。

本町の地方創生につきましては、議員先ほどおっしゃいましたとおり、人口減少社会の到来が不可避の状況の中、都市間競争において優位性を確保するという理念のもと、国が策定いたしました地方創生に係る長期ビジョン・総合戦略を踏まえ、本町における今後の人口の将来展望を示す熊取町人口ビジョン及び本町の地方創生の取り組みにおける基本目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめた熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年10月に策定したところでございます。

人口ビジョンにおきましては、2040年の本町の目標人口を4万2,000人と定め、この目標を達成するために、総合戦略におきまして「魅力ある選ばれ続けるまちづくり」「子育て世代の希望を実現するまちづくり」「活力あふれるまちづくり」という3つの基本目標を掲げてございます。

そして、定住魅力あふれるまちづくりや産業振興等による地域活性化により、人の流れを生み出し、本町で子どもを産み育てる希望を実現していただき、そのことで地域の活性化につなげるという好循環を生み出せるよう、平成31年度までの5カ年計画の取り組みとしてさまざまな施策を展開してまいります。

なお、議員ご質問の具体的な取り組みにつきましては、先ほど申し上げました総合戦略の3つの基本目標に基づく個別の施策におきましてしっかりと推進してまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。ビジョンに基づき、基本方針に基づき施策を個別に推進していくということなのですが、少し具体的に聞かせていただきたいと思います。

まず、転入、定住についてですが、7つのインセンティブで昨年度まで、28年3月31日までその分で転入促進をしてきたと思うんですけども、結果はどうだったのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、7つのインセンティブの実績、効果等々でございますが、申しわけございません。今現在、年度末集計がまだできておりませんので、25年4月からと27年9月末の2年半の実績ということでお示しさせていただきますと、新築住宅固定資産税の課税免除が296件、う

ち転入者が168件、中古住宅取得費補助が47件、うち転入者が20件、住宅リフォーム補助185件、うち転入者が7件、木造住宅耐震改修補助17件、うち転入者が1件、太陽光発電システム設置補助86件、うち転入者50件、出産記念品825件、うち転入者が79件、クーポンつき店舗マップは毎年11月ごろに発行し、全戸配布と転入者に配布してございます。

次に、その効果でございますが、転入促進効果指数であります転入者と転出者を比較するいわゆる社会増減数でございます。大阪府の統計によりますと、転入促進を開始する24年はマイナス36人であったものが、開始後の26年度ではプラス42人ということで、上下プラス78人となっております。大阪府内では9位、近隣5市3町の中では1番という実績となっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。プラス78人ということで、すごく効果があったかと思うんですが、せっかく効果があった転入促進策、28年3月で終わってしまうということですのでけれども、28年度としてはこの効果を検討しながら一旦事業を停止する分もあるというふうに聞いているんです。また新たに次の分として取り組む施策等もあるかと思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 7つのインセンティブでございますが、これは一定、3年間のキャンペーンということで展開させていただきました。そのうち、28年度は4つを継続させていただくということで28年度当初予算に計上させていただいております。一つが住宅リフォーム補助、そして木造耐震改修補助、出産記念品、クーポンつき店舗マップというこの4つを継続させていただく予定でございます。

なお、新規のインセンティブといいましょうか、転入促進に資する事業でございますが、新たな交付金、地方創生に資する交付金というのが、先日の坂上議員からの会派でございましたとおり、新型交付金というのがございます。その新型交付金につきましては2分の1補助ということで、残念ながら27年度におきます100%補助ではないということで、2分の1の単費を投入してまで実施すべきものを精査していかなければならないと。その上でちょっとハードルの高い要件も設定されているといったところで、今後、国が示される地方創生交付金の内容等々を鑑みまして、順次新たなインセンティブ等々につきましても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

今ちょっと手元に資料を用意させていただいているんですが、新型交付金のお話も出たんですけれども、27年度補正予算というのがありまして、その中に希望出生率1.8及び介護離職ゼロに直結する緊急対策3,951億円の中に三世代同居・近居の推進161億円とあるんです。以前、うちの二見議員が質問した項目なんですけれども、三世代同居・近居の推進、これは大きな施策かと思うんですよ。ほんで、国のほうがこうやって補助金を出しておりますし、先日、チラシに「泉佐野市 近居で暮らす」といってこんな広告が入っていたんです。住宅会社もやっぱり同居・近居というのを推進しているみたいで、この中で見ていたら親子の住まいの住まい方調査というので、50歳以上の方が親子の近居を希望しているのが84.5%あるんです。そして30代は85.2%あるということがこのチラシに載っていたんです。

ですので、こういうふうに泉佐野は近居の助成をやっています。ですので、泉佐野市の皆さんにという感じで、これ目につくチラシやったと思うんですが、熊取町もこういった施策を次のインセンティブとして取り入れるべきかと思うんです。その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 三世代同居・近居支援施策につきましては、これは転入促進効果とともに高齢者の安全・安心な暮らし、また世代間交流といった効果もあわせ持つということは認識してござ

います。そういったことから、まずは2世帯、3世帯の施策にもつながるということで、一旦住宅リフォーム補助、これのほうは継続させていただくということで、当初予算に計上させていただくという先ほどの答弁のとおりでございます。

ただ、二見議員からもご要望ございました。また、議員が本日お配りいただいております国のほうの一億総活躍の27年度補正予算、これ161億円計上されているということでございますので、こちらは残念ながらまだちょっと詳細の情報が国のほうからおりてきてございませんでして、基本的にもしこれが100%補助、100%交付金ということであれば、これはもう絶対に取りに行きたいというふうに考えてございますが、ただ、情報が入り次第しっかりと検証し、大阪府内で泉佐野市を含めて先進6団体が既に取り組みでおられるということでございます。

実際に、ちょっと私も知らなかったんですけども、50歳以上の方が84.5%もご希望されているというのは非常に大きなデータであるかなというふうに今改めて認識させていただきましたので、しっかりとそういった先進団体の取り組みも検証しながら、国の交付金の内容もしっかりと見定めて対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） よろしく検討をお願いしておきます。

同じ中なんですけど、結婚・出産・子育てについてなんですけれども、その分につきましても戦略の中で、数値目標5年間で出生数1,640人ということ、また転入者数の10歳未満は1,031人ということで、戦略の中で目標を掲げて、また今年度、その目標に向けて新たに考えている施策等ございませんでしょうか、出産に関して。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 出産に関してというところで、恐らく不妊・不育治療のことなのかなというところで、これまで議員のほうからご質問をいただいているところです。これまでも申し上げさせていただいていますとおり、できるだけ早期に実施できるようにというところで我々検討を進めております。

少し概略を、抽象的な表現になりますけれども、考えております内容等について触れさせていただきます。

基本的には、大阪府内の市町村でいろんな制度があるんですけど、大きく4つ制度がございます。一つは中核市以上の団体、これ全てがやっているわけではございませんが、がやっておりますいわゆる大阪府と全く同じ制度。中核市以上には直接国から補助金が入るということで、府の制度が使えないということもありまして、そういう形で大阪府と全く同じ制度をやっておる団体。2つ目が、大阪府が実施している特定不妊治療費助成、これに上乗せをして実施しておる団体。3つ目が、いわゆる泉佐野市、田尻町、岬町等がやっておる一般不妊治療と不育治療、これに対してのみ助成をしておる。ですと特定不妊は対象外にしておるというような団体。4つ目が不育治療のみを対象としておるというふうに、いろんなところがまちまちなんですございますが、本町が現在検討しておりますのは、これら特定不妊、一般不妊、不育、これのうち保険対象外になりますが、ただし、保険対象外だけれどもこれら3つ全てを補助対象にしましょうと。もちろん特定不妊については大阪府の助成制度に上乗せという形、一般不妊はそれとは別という形になります。

不育制度につきましては大阪府の補助制度がないということですが、やはり高額な治療費を要するということで、一般不妊、特定不妊とちょっと別にしまして、手厚くなるような形で考えていきたいというふうに考えております。もう少し時間をいただければというところでございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

国のほうも、特定不妊につきましては今ある現在の初期の助成額をまだ倍増するという形のことも打ち出しております、不妊・不育につきましては助成の必要性というものは国も認めております。その中で本町におきましては、創生戦略の中にもあるんですけど、合計特殊出生率が本町は低い

というので、やっぱり特に重点的に取り組んでいくべきやというふうに思っております、地方創生の交付金を活用してその分についても取り組んでいくということを9月議会の質問のときにもご答弁いただいたと思うんです。そんなん言うている間に、貝塚市はもう8万円の助成をやるんやという答えが出ています。まだ何にも答えが出ていなかった貝塚市はもうやるんやという答えが出ている中で、本町はちょっと遅くないですか。ちょっとその辺どうでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）貝塚市の情報も一定やっつかめたんですけども、8万円ということ、いわゆる貝塚市がやるのは大阪府の特定不妊の上乗せのみでございます。それ以外のことはやらないと。不育はもちろんやらないというところでございます。その制度設計が熊取町とは全然違ってくるところで、その辺の調整も含めて少し時間を要しているというところでご了承いただければと思います。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。時間をかけた分しっかりと手厚く、出生率が伸びる施策の方向で結果の報告をお願いしたいと思います。

今、出産のほうも聞きましたが、結婚につきましても、その中で創生戦略の中にも、また人口ビジョンの中にも結婚についての調査等がありました。結婚についてもやっぱりしっかりと支援していかないといけないかなというふうに思います。補助制度の中にも、地域における結婚に向けた活動の支援等36億円と補正予算の中にも載っておるんですが、このように国のほうも結婚に対しても補助しますよという内容が補助の中にあるわけですし、いろんな地域によって結婚についても出会い・結婚サポートセンターというものを立ち上げてやっているみたいなんです。

その辺の結婚について支援していくというので、うちの商工会青年部のほうが、佐古議員がやっていたらいいんですが、カップリングパーティーというのをやっているんですけども、これ個人の負担も大きいので、やっぱり町がある程度支援することによって個人負担も少なくして出会いのきっかけづくりというものができるとは思わないかと思うんで、結婚についても、また国のほうでは婚活や新婚世帯の支援等もありますので、その辺の検討もお願いしたいんですが、その辺は今ちょっと検討課題の中には上がっていますでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）婚活のほうにつきましては、議員今ご披露いただきましたとおり商工会のほうもやっていたらいいんですが、もう次、また4月にも開催されるということでお伺いしております。町のほうとしまして、今先ほど総合戦略の中に結婚支援というのがあるんかというようなちょっとご指摘があったんですが、実は結婚は入ってございませんでして、戦略の現時点では、すみ分けとしては、商工会がそれは積極的に青年部のほうがやってくさるということで意向を持っていますので、町のほうとしては、商工会にその部分はすみ分けとしてやっていただくという考えは持っているんですが、ただ、今回お示ししていただいた資料で結婚に向けた支援等で36億円上げられております。この内容によってはおっしゃいましたように参加料5,000円等々取られておりますので、その一部に補助を充てられるのかとどうかであったりとか、また新たな何か婚活に使えるようなものがあるかということら辺、そのあたりは住民部と調整しながら確認したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。いろいろ国のほうも頑張って補正予算を出しておりますので、しっかり取りつけていける施策の推進をお願いしたいと思います。

次に、人の流れについてなんですけれども、いろいろな今、ほかの会派代表や一般質問の中でも永楽ゆめの森公園の出店等のお話も出ていたんですが、人の交流について、今、熊取町におきましてはそういう交流施策というのは大きなゆめの森公園の流れというのが一番多いかと思うんです。その辺についての今後の展開、出店ではなくて道の駅、運営方針の中に載っていたんですか、運営

方針の16ページに永楽ゆめの森公園における道の駅についてということも記載されていたと思うんですが、その展開についてのお考えはあるでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）地方創生のほうには道の駅ということで記載させていただいております。こちらの道の駅につきましては、都市計画道路の整備促進の中で一定考えるべきではないかというふうに考えております。現在、永楽のほうにつきましても、当然、人の流れということでは多くの方が来られているんですが、やはり家族など限定されているところもございますし、本来、産業振興拠点ということであれば、やはり町の中心地のほうですることのほうに適正ではないかなというふうに考えております。ただ、現時点において道の駅等産業振興拠点の構想等は、まだ具体的なものは何もございません。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）まだ具体的にはないということですが、これだけ今、公園に想定以上の人に来てくれているので、その人たちがただの出店でというのではなくて、道の駅というものもちょっと考えながらやっていったらどうかというふうに思います。

道の駅制度というものができまして、今、全国で注目される道の駅というのがすごくありまして、1,079駅あるんです。その中で1番が青森県のいなかだてというところなんですけれども、そこは田んぼアートというのがあって、それがまたメインになっているかと思うんです。そこに子どもたちの遊戯場があるんです。だから、遊戯場があるというところで、熊取町にも公園がある中でそういった道の駅を設置し、また、そこで来られた方にいろいろなもの、熊取町の物産を買ってもらうというところのものも検討していただいたらなというふうに思います。

そこで、これは提案なんですけれども、熊取ブランドと言っている熊取コロッケ、それをここで販売するという形で、公園に来て遊んで、ほんで熊取コロッケを買って帰ってもらうという、それがまたPRになるかと思しますので、そういったことをまたちょっと時間があれなんで提案だけさせていた……。どうぞ。

議長（重光俊則君）貝口住民部長。

住民部長（貝口良夫君）貴重なご意見として承りたいと思います。

今おっしゃられた熊取コロッケのほうは、この3月の追加補正で、加速化交付金のほうで一定、28年度事業展開で小売店での販売であったりPRであったりそういった経費等を、採択されるかどうかはまだ確定ではないですが、そちらのほうで今積極的に考えていきたいと思っています。

それと、先ほど将来的に道の駅ということで、発展的に進んでいくことはすばらしいことだと考えておりますけれども、現時点で具体的な施策でありますのは、ご指摘のとおり、ゆめの森のほうで28年度からも商工会を通じて何店舗も出店いただく調整はもう既に済んでおりますし、また管理棟の中でも地場の一部、土日祝を中心ですけれども、農作物とか野菜とかそういう販売等も計画しておりますので、また一層のご支援等よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、そういう形でよろしくお願ひします。

次にいきます。まちづくりについてなんですけれども、まちづくりについてというところでBNC Tに関連するアトムサイエンスパーク構想というところのものを戦略の中に載せているかと思うんですが、今回シンポジウム開催も予定されております。その辺のところのまちづくりについての今年度の取り組みについてちょっと説明をお願いします。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）議員にちょっとすみません、お尋ねしますが、28年度のBNC Tの取り組みということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

28年度につきましては、これまで展開しておりますBNC T相談室の設置とか京都大学原子炉実

験所で進められております研究の支援と、あと企業立地投資促進優遇税制などの産業立地施策等を展開していきたいと考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。これ、大きなBNCT、本町にとってはアトムサイエンスパーク構想の推進をしっかりとやっていきたいと思う中で、当初にシンポジウムを開いていただくというところなんです。今、原子炉のほうは今年度、28年度は稼働するのかわかりませんが、今ちょっととまっていると思うんですが、「熊取アトムサイエンスパーク構想の今後の推進に向けて」という冊子を昨年3月に作成しました。その中で、取り組む検討内容というところで、まずはBNCT研究拠点の機能強化ということで、BNCTの相談室、またBNCT普及に向けての情報発信支援ということで、そういった取り組みを推進していただいているんですが、まだまだ構想で、まだまだ形が見えてきていないというところなんです。それをしっかりと形の見えるものにしていききたいと思うんです。

そこで、ちょっと新町長の藤原町長にお尋ねしたいんですが、藤原町長は府のほうで4年間府議会議員としてご活躍していただいた中で、いろいろパイプもあると思うんです。その中で、熊取町が今やっているBNCTに関して、（仮称）関西BNCT医療研究センターというものの創設、そしてグローバル・コラボレーションセンターというものも、仮称ですが、創設するというところのこういった構想を掲げて進んでいるわけなんです。この構想センターに向けての、高槻市にある大阪医科大が全ての医療拠点になるのではなくて、熊取町にも研究拠点としてこの分について推進するために、今こういった構想に向けての冊子をつくって取り組んでいこうという方向で熊取町は進んでいると思うんです。それで、町長におきましてはその考え、どのように進めて、パイプもあると思いますので、町長はどんなふうに取り組んでいかれるおつもりなのか、ちょっとその辺のところもお聞かせ願えたらと思います。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 医療機関が高槻市の大阪医科大学のほうですか、そちらのほうに行ってしまうというふうな今の現状には、大変遺憾であるというふうに思っております。

BNCT、ホウ素中性子捕捉療法、これはもう熊取町が京都大学原子炉実験所の皆さん方のそういう成果をもって熊取町のまちづくりですか、活性化というふうなことをもう10年前からやっている中で、今回のそういう大阪医科大学へ医療機関のセンターが行ってしまうというのは本当に残念なことやと思っています。これをいかに、そういう状況は確かにそのまま行くんでしょうけれども、医療機関、一部でもこの熊取町に原子炉実験所と協力しながら持ってきてほしいというのが私の思いです。

また皆さん方のこれはもう協力は絶対必要なことと思っていますので、一緒にそういう方向性を確保していきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 昨年、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会というものを町議会も設立いたしました。しっかりとまた取り組んでいきたいと思っておりますので、町長の府との太いパイプを生かしながら推進をよろしく願いしておきます。

次に、ちょっと時間があれなんで、ほかにもあったんですけども仕事づくりだけ1点聞かせてもらいます。仕事づくりについて何か取り組みを考えておられますか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） 現在、創生戦略の中には、地域就労支援事業ということで就職困難者に対して相談を実施するとともに、また資格取得の支援をしているところでございます。そのほかにも重要な要素といたしまして、地域の特産品、資源の活用というような形の仕事づくりというのも重要なかなと思います。先ほど熊取コロッケということでご指摘いただきましたけれども、現在、4

月から松源のほうで販売できるよう最終調整にちょうど入っているところでございます。また決定次第、広報のほうでもお知らせしたいと考えております。

そのほかに、創業者に対する支援ということで、現在、信用保証料の補助という形では実施しておりますが、それ以外にまた商工会と今、金融機関3者で連携して、新たな創業支援の取り組みということでもう既に着手しているところでございます。これも、28年度には新たな何か支援ができるかなというふうに思っております。

現在のところは以上でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

日本創成会議がまず一昨年ですか、出した施策の中で、人口減少問題というデータの中で一番注目されたのが、二十から39歳の女性人口が減少することによって消滅する都市があるというところなんです。ですので、国もだから女性活躍推進法というものを成立させましたけれども、女性にスポットを当てたというものがやっぱり生き残るまちになってくるのかなというふうに思いますので、今、創業支援というものがありましたが、私自身思うのは、今後、国のほうでも活躍推進法に向けて行動計画を策定するようになります。301人以上いらっしゃる企業に対して義務づけられるわけなんですけれども、本町におきましてはそんな大きな会社等はないから、行政は対象になるかと思うんですけれども、そんな中で、熊取町に来たら女性が活躍できるんや、女性が輝いているんやなど、女性が働きやすいまちなんやなどという、女性にスポットを当てた施策というのも一つ、いいPR施策になるのではないかなというふうに思います。

そんな中で、女性起業家の育成ということで、今の創業支援がありましたが、女性起業家に対しての助成金というんですか、融資額を倍増するとか、また女性に着目する形で新たな施策を推進してはどうかというふうに思います。

そして、福井県の鯖江市はJK課という女子高校生の課がありますけれども、熊取町には大学があります。ですので女子大学生、どちらかの課をつくるとか、女性輝く課という課を設置して、女性にそういったいろんなイベント等を企画してもらって、女子大生の目線だね。そういったことをするなり、女性にちょっと着目した仕事づくりというものを推進してはどうか。女性が頑張れば男性も頑張ると思うんです。ですので、それなんかはまちのPRになるかと思っておりますので、ちょっとそれだけ提案だけさせていただきます。

次にいきます。2項目めにいきます。

2項目めは、学校教育の充実についてです。

学校教育については、熊取町教育大綱に基づき豊かな人間性を育む教育に取り組まれておりますが、昨年、18歳選挙法が成立いたしました。本年より18歳選挙が導入されることになっております。社会や地域の課題を自分の問題と捉えて主体的にかかわる機会として、社会の一員としての自覚を醸成し、議会の仕組みを体験するために、以前行っていた子ども議会を復活させてはどうでしょうか。また、中学生議会に発展させてはどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） それでは、議会の仕組みを体験するため「子ども議会」の復活、「中学生議会」への発展についてのご質問にお答えします。

小・中学校では、それぞれの発達段階に応じ、学習指導要領に定められた各教科の目標や内容をもとに学習を進めております。政治や選挙に関する学習については、小学校では第6学年の社会科、中学校では社会科の公民的分野にその目標、内容等が示されており、地方自治の仕組み、民主政治の仕組み等を扱っております。

小・中学校の段階において政治や選挙に対する意識を高める教育については、よりよい社会をつくっていくよう、一人一人が主体的に判断し、行動できる力の基礎となるものを培っていくことが重要であると考えております。

そのために、小学校の低学年からさまざまな場面において社会とのかかわりを意識し、身近な家族から学校、地域へと範囲を広げ、学習や活動に取り組んでおります。例えば、クラスをよりよくするための学級活動や生徒会活動における地域の清掃活動の取り組みなどを通して、社会の一員としての自覚を育てております。それらの活動を通し、低学年からの取り組みと6年生以上で学ぶ選挙や地方自治などの意義の成り立ちを結びつけて学習することにより、選挙を単なる知識や権利としてだけでなく、主権者としての大切な役割を実感できることが必要であると考えております。

学校教育における体験活動におきましては、全員を対象に行うことが基本となりますが、子ども議会、中学生議会の実施に関しましては、議会の様子を疑似体験できるのは各校数名の児童・生徒になってしまうことが懸念されます。

以前実施していた際にも、体験活動は、日ごろ授業等で学習したことを体験を通して定着させるものですが、単発的な経験になってしまうこと、どの学校も同じような質問内容になってしまうため、調整が困難で質問内容を考えることに苦慮すること、さらに取り組みの形骸化等も課題として挙げられました。

本町では、平成22年度より町長と小学生の懇談会を行っており、より多くの子どもたちがより身近に町政を感じられるよう取り組んでおります。また、中学校においては、3中学校の生徒会交流会を実施し、それぞれの学校での生徒の主体的な取り組みについて意見交換を行っております。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、議会のネット中継が整備されればそれらを視聴する機会をつくるなど、当該学年の政治や選挙に関する授業の充実と、全ての児童生徒を対象に、各学校において社会の一員としての自覚を醸成するよう、さまざまな活動への参加を通し豊かな人間性を育てまいりたいと思いますので、ご理解賜りましてご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

先般、議長について行く形でなんですが、1月28日に岬町の子ども議会を江川議員と、副町長も一緒にでしたが、まだ局長だったので一緒に行かせていただきまして、傍聴しながら、すごく熊取町も以前やっていた子ども議会を思い出させていただいたんです。その中でやっぱりいろんな意見が出ていて、子どもたちが自分の目でまちづくりを考えている意見、それをすごく感動させていただきました。

いかに岬町をよくするかというので、向こうはみさっきーというゆるキャラなんですが、物産品にみさっきーのパッケージをつけて売り出したらどうかとか、自転車の走行が危ないので自転車レーンとか、また歩行者の歩道をつかってほしいとか、自分たちの子どもたちの目でまちづくり、それで、どうすれば元気なまちになるのかというところを提案して意見を言っていたのが、すごく感動したんです。

その後で町長が総評として、子どもたちが自分たちのまちのことを真剣に考えているというところに感動したと、そのように言っておられました。その裏舞台の中では、子どもたちだけではなくて、今、理事が言われたように、先生がいろいろと原稿をつくる中でお手伝いしているかと思うんですが、でも、そういった作業のある中で、その中で自分たちで自分たちのまちはどうしていったらいいのかというのを考えると思うんです。最後に感想の中で、岬町をよくしていくのは僕らの責任だと、そんなふうに書かれていたらいいんです。だから、子どもたちがまちをやっぴりよくしていかなあかん、交通ルールを守らなあかんなど自分たちが思うんじゃないかなと思うんです、そういう機会を通じて。ですので、やっぱり子ども議会というものは大変意義があるのではないかなと。

また、選挙制度が18歳選挙になったのも、若い人の声を聞くために18歳選挙になったんです。だから、子どもたちの声も聞きますよ、だから議会をインターネットで見てもらうだけではなくて、子どもたちの声を聞きますよ、私たちも行政も議員もみんな聞きますよという、大人は子どもたち

の意見を聞きますよという、そういった中で子どもたちは社会の一員や、自分たちも社会の一員だ、一緒にまちづくりをしなければならぬんだという自覚を促すのではないかなというふうに思うんですが、もう一度考え直すことはないですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、議員お話しいただきましたように、子どもたちがそういった気持ちを持つこと、思いになることは非常に大事なことだと思っています。

熊取町におきましては、小学校3年生、4年生の段階で、実は教科書の中に自分たちのまちのことを学ぼうというふうな単元がございます。これは3年生、4年生なんです。それに対しましては、実は熊取町は先生方独自で、ご存じのとおり「わたしたちの熊取町」という熊取町に関する副読本、これはもうイコール教科書になっています。そういったものをつくって、熊取を知るというような学習もさせていただいております。

そういったことの中から、当然ながら自分たちの熊取町をよくしたいという思いを持つ子どもたち、それから、取り組みについてはいろんな取り組みを通じて主体性や自主性を育む教育、こういったものやっけていながら、将来、熊取町を担っていける、政治にも関心を持ってくれる、選挙にも行ってくれる子どもたちを育てたいというふうに思っております。

ただ、子ども議会の復活等に関しましては、現段階ではどうするかということについて今後のことはまだ考えられていないというのが現状であります。当然ながら、今いただきましたご意見等、あるいは他市でも行っていたというふうな情報も聞いております。そういったところも含めながら、まさしく子どもたちがそういった成長をなし遂げられるような方法としてどんなことがあるのかということ、これをしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。なかなか厳しい案件かもしれないんですが、いろいろメニューある中でね。と思っておりますが、毎年じゃなくても何年かに1回とか、ちょっとそういったものも検討していただけたらなというふうに思います。

また、子どもたちの声を聞く、議会だけに限らずそういったところ、何かの機会ですらそういった、事業ではないですが、子どもたちが意見を反映できる場をまたちょっと考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、もう一個、学校教育の充実の2点目ですが、小・中学校の設備、施設の適正な管理として、3月議会冒頭の町長の所信表明にもありましたが、普通教室のエアコン設置やトイレの洋式化についてどのようにお考えですか。

議長（重光俊則君）小山教育次長。

教育次長（小山高宏君）それでは、渡辺議員ご質問の学校教育の充実についての2点目、小中学校の普通教室のエアコン設置やトイレの洋式化についてのご質問でございますが、先日の坂上巳生男議員からの会派代表質問にご答弁させていただきましたとおり、老朽化している小学校の温水ボイラーの更新や中学校への暖房機器の導入検討に際し、エアコン導入も視野に入れながら進めてまいりたいと考えているとともに、トイレにつきましても洋式化を含めた環境改善が必要であると認識し、整備方法を含め、現在、検討を進めているところでございます。

今後は、課題となっている校舎等の老朽化大規模改造といった補助事業の実施にあわせたエアコン設置や、トイレ改修の可能性について調査を行うなどしながら、段階を追って整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。段階を追って整備を進めると、前向きに進めていくんだというふうに理解をさせていただきます。

エアコンにつきましては、本当に大変教育できる環境を整えていくためには必要ですし、泉州地域を見てもエアコンが今設置されていないのは熊取町だけではないでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） 泉州地域からいきますと、設置されていないということになれば岬町、それと岸和田市のほうもまだ現時点では整備されていないというふうに聞いてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。教育のまちくまとりですので、教育環境がちゃんと整いますようにお願いしたいと思います。

トイレのほうも、今のところ何%ぐらい洋式化になっているのでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） 現在のところ、小・中学校合わせてでございますけれども、平均的には約18%弱というような状況でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） なかなか厳しいですね。和泉市のほうもたくさん学校があって、20%前後からいろいろあるんですが、平均で今50%の洋式化ができていっているらしいんです。やっぱり子どもたちの今の家庭環境というか、生活環境が変わってきておりますので、どこのおうち洋式のおトイレというので、子どもが学校へ行ってもトイレを我慢して結局落ちついて勉強できないとか体調不良になったりとか、またいじめの対象になったりとか、そんなふうになっている現状がある中で和泉市は取り組んでいって、大規模改修等のときにもあわせて改修していったかと思うんですが、今、平均50%を達成しているみたいですよ。

それでまた、国の補助金を申請して、3分の1の補助らしいんですが、今取り組んでいっているみたいなんですけれども、本町におきましても目標を持って取り組んでいただきたいと思うんですが、もう100%は無理かと思うんです。やっぱりいろんな子どもがいてる中で、和式のほうがいいのかという子どももいてるかと思うんですが、何%目標でもって取り組んでいかれるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山教育次長。

教育次長（小山高宏君） これは、これまでも議会のほうでご質問いただきまして、約半分、50%ぐらいというようなお話もさせていただいたことがあったかと思えます。

今、議員おっしゃられましたように、学校の校長先生にお聞きしましても、子どもによりましたら全く机なんかでも他人の子どものところへ例えば席が移動して座るときにすごく敏感になって、そこをきれいにしないとなかなか勉強が手につかないという子どもがいらっしやったりとか、保育所のほうでも今、和式でございまして、そういったところで小学校にいる子どもにとってもその辺が全て洋式化というところではなかなか厳しい面もございまして、その辺は学校のほうのご意見も十分聞きながら整備を進めていく必要があるのではないかなというふうに私は考えてございます。

トイレの洋式化ということでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたように、トイレ自身の環境という面で、やはり換気であったりとかにおいであったりとか、古いトイレについてはそういうところも今、課題であるというふうに考えてございます。大規模改修の中でそういうところを整備していくというのも、やはり重要なことかなというふうに考えてございます。

補助金の関係の確保であったりとか、その辺、近隣の市町村の状況であったりとかを確認しながら、特に補助金の動向につきましては注視しながら検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

補正予算の中にも公立学校等施設整備438億円とあります。これがそれに当たるかどうかはわかりませんが、補助金をしっかり見ながらトイレの洋式化に向けて取り組んでいただきたいことをお

願いしておきます。

次の項へいきます。3項目めは障がい者福祉についてです。

「障害のある人もない人も安心して地域で共に暮らせる健やかでふれあい豊かなまちづくりを目指して」を基本理念にした第2次障害者計画の第4期障害福祉計画に基づき、さまざまな支援事業が取り組まれておられますが、精神保健福祉士、社会福祉士、手話通訳者による相談体制の現状と課題についてお聞かせください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、障がい者福祉のご質問のうち、まず1点目の精神保健福祉士、社会福祉士、手話通訳者による相談体制の現状と課題についてご答弁申し上げます。

現在、障がいのある方やその家族などから、専門的な相談に適切かつきめ細やかな対応を行うため、介護保険・障がい福祉課に専門的な資格を有する職員を配置しているところでございます。具体的には、精神保健福祉士の資格を有する嘱託員2名、社会福祉士の資格を有する嘱託員1名、手話通訳者の嘱託員を1名配置しております。なお、平成27年4月から新たに正規職員の社会福祉士1名を配置しております。

そのほか、身近な相談窓口といたしまして、町内の3事業所に相談事業を委託しており、それぞれの事業所の相談支援専門員が、障がいのある方などからの生活全般に関する相談や福祉サービス等の利用に関する情報提供の支援等を行っております。

今後も、障がいのある方やその家族の方からの相談に対しましては、関係機関との連携を十分図り、適切かつきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

精神保健福祉士が2名ということですが、精神保健福祉士というのはどういったお仕事をされるんでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 主には相談に乗っていただくというような形になるんですけども、また、そのほかにも障がい者の方のサービスに対しての情報提供でありますとか、そういった部分を担っていただいていると。本町の嘱託員の2名の方なんですけれども、大部分が窓口の対応をしていただいているというような形になります。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。社会福祉士は正職で今回また27年度から配属していただいているところですが、私が今回質問させていただくのは、心に障がいのある精神障がいの方の分につきまして相談等を結構受けます。その中で、やっぱり心に障がいのある方というのはどうしてもひきこもりとか、家で閉じこもっている方というのがすごく多くて、そしてその中でネットに依存してしまう。ネット依存とか、そんな形で、生活保護をもらって生活している中で、障がいがある中で、もう結構生活保護をネットとかで費やしてしまっているという、そういった方も相談者の方にもいらっしゃるんです。そういった方というものを社会にもう少しその人たちの生活を戻してあげる、生活様式をちゃんと見てあげられる人というのが必要ではないかなと思うんです。

そんなんで精神保健福祉士というのがいらっしゃるのかなというふうに思うわけなんですけれども、窓口対応ということですが、本当はそうじゃなくて、その方たちのそばへ訪問し、ご相談、またいろいろ手助けできたらなというふうに思うんですが、その辺のところはどうですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） すみません。先ほどの窓口の対応というところが相談支援に当たる部分であります。

ただ、先ほど私、説明が少し不十分だったところがありまして、障がい福祉サービスの支給決定において、必要性でありますとかそういったところを総合的に判断する、判定するという部分、また、相談に来られた方などの心身の状況とか介護者の方の状況、どんなサービスを望んでおられるのかというような意向の調査、また、これは判定していくということになりますので審査会用の資料の作成など、こういったところが仕事の内容になります。

議員おっしゃられたように、その方に寄り添うというところは、専門職のこの資格を有する方につきましては常にそれを心がけて、いろんな角度からいろんな話を聞かせてもらって、その方に合ったサービスに導いていくというような仕事をしております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

導くというところで、その人たちに寄り添うという形で、視覚障がいの方でしたら点訳要員という人がいらっしやいます。また、聴覚障がいの方には手話要員というのがその人たちのお手伝いをして、社会参加のお手伝いをしているんですけども、その中で精神障がいの方につきましては、そういったサポートできる方というのが今言う福祉士の資格を持っておられる方というのでしたらなかなかそういったいろんな事務の仕事ができないと思うんで、精神障がいの方の精神保健福祉ボランティアの養成を泉南市や岸和市や岬町ではやっているそうなんです。そういったボランティアの養成も考えてみるべきではないのかということと、それともう一つは、2点目ですけども、そういう障がいの方が気軽に集える交流の場、そういうところがワンステップあって、社会に出るためにそういった交流の場があって、そこにボランティアの手をかりてそういう場に一緒に参加して、社会参加できるきっかけづくりというか、そういうものを設定することも必要ではないかと思うんですが、その辺のところをちょっとすみません、お願いします。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 精神障がいの方の集える部分、憩える部分になってくるのかなというふうには思っておりますけれども、これは2点目の質問ということで理解……

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、2点目の精神障がいの方が気軽に集える交流の場の取り組みについてという質問でございますが、本町では平成27年4月から、地域で生活されている精神障がいの方などがいつでも気軽に利用できる憩いの場としまして、地域活動センターひろばを設置しております。

この地域活動支援センターでは、障がいのある方が地域において自立した日常生活や社会活動を営むことができるよう、創作活動などの機会の提供やレクリエーションなどを通して、社会参加に向けての支援を行っているところでございます。利用者につきましても、広報、ホームページへの掲載や窓口でのご案内を行っていることもあり、徐々にその数が増加している状況でございます。

本町としましては、今後も利用者のニーズ等についても十分に把握しながら、引き続き、障がいのある方の自立と社会参加に向けた支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） すみません、ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、最後にいきます。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には手話は言語であることが明記され、また、障害者基本法において手話は言語であると位置づけられました。それを受け、私たち熊取町議会でも平成26年6月議会で手話言語法制定を求める意見書を全会一致で採択し、国に提出いたしました。先般、新聞で全自治体で採択されたというふうに載っております。手話を必要とされる聴覚障がい者の自立と社会参加を支援するために、社会生活のさまざまな場面で手話を普及させ、意思疎通の機会確保をしていくために、大東市では大東市こころふれあう手話言語条例を昨年9月に制定、

大阪市は本年1月に制定されたようです。

障害者福祉都市と宣言している熊取町です。本町も手話言語条例制定について取り組みを進めていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の聴覚障がい者の方の自立と社会参加を支援するために手話の普及促進として、手話言語条例を制定してはどうかでございますが、手話につきましては、聴覚に障がいのある方にとって、日常生活を送る上で情報を得たりコミュニケーションを図るための大切な意思疎通手段として、歴史と文化を持つ言語であると認識しております。

本町におきましては、手話の普及と啓発を図るため、先ほども申し上げましたが、介護保険・障がい福祉課に手話通話者を配置するとともに、公的機関や医療機関等に赴く場合などの支援としまして手話通話者の個別派遣を行っており、また、通訳者の養成を行うため、手話奉仕員養成講座につきましても毎年開催しているところでございます。

平成23年8月に改正されました障害者基本法におきましても、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められているところであり、本町としましても、ご質問の手話言語条例の制定に向けて先進的に取り組んでおられる自治体の条例制定後の取り組み等について情報収集を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）手話言語条例に取り組む方向で検討していただくということ、本当にありがとうございます。障害者福祉都市である熊取町ですので、そういった条例に取り組んでいただき、また、それは相手を思うそういった思いやりのある優しい心を育み、また学校生活におきましてもいじめをなくす社会をつくっていくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょうど時間となりました。最後に手話で、ご清聴ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、熊取公明党、渡辺議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議案第41号から議案第47号までの7件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席5番 坂上昌史議員、議席6番 阪口議員、議席8番 渡辺議員、議席10番 佐古議員、議席11番 矢野議員、議席14番 坂上巳生男議員、そして私、議席2番 重光、以上7名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「11時04分」から「11時09分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に佐古議員、副委員長に坂上巳生男議員、以上のおりでございます。

議長(重光俊則君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

(「11時11分」散会)

3月熊取町議会定例会（第5号）

平成28年3月定例会会議録（第5号）

月 日 平成28年3月24日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 河合 弘樹	5番 坂上 昌史	6番 阪口 均
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 佐古 員規	11番 矢野 正憲	12番 鱧谷 陽子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	西牧 研壯	企 画 部 長	南 和仁
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	泉谷 徹	総 務 部 理 事	阪上 敦司
住 民 部 長	貝口 良夫	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	中谷ゆかり	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	事 業 部 長	山戸 寛
事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	下中 博之
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	小山 高宏
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第17号 退職管理に関する条例
- 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議について
- 議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 学童保育所条例
- 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例
- 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着

型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについて

議案第33号 町道路線認定について

議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算

議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算

議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算

議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算

議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算

議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算

追加付議議案

議案第48号 教育長の任命同意について

議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）

議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

議会選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙

議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書

議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月熊取町議会定例会第5日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月9日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として教育長の任命同意についての件ほか2件、議会選挙として選挙管理委員及び同補充員の選挙の件、議員提出議案として児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書ほか2件の意見書、以上7件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の3件及び議員提出の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出の教育長の任命同意についての件ほか2件、議会選挙1件及び議員提出議案の児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書ほか2件の意見書並びに議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上8件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本8件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第2 議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第3 議案第17号 退職管理に関する条例の件、日程第4 議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件及び日程第6 議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件、以上6件を一括して議題といたします。

これらの議案は、総務文教常任委員会に付託され、審査を終わっております。本6件に関し、委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（服部脩二君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月2日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、3月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 退職管理に関する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

初めに、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 退職管理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 非常勤職員公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第31号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 泉州南消防組合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第34号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第7 議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第21号 学童保育所条例の件、日程第10 議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件、日程第18 議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件、日程第19 議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件、日程第20 議案第33号 町道路線認定についての件、日程第21 議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件、日程第22 議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件、日程第23 議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第24 議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、日程第25 議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第26 議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上20件を一括して議題といたします。

これらの議案は、事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わっております。本20件に関し、委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月2日の本会議において本委員会に付託されました議案20件の審査を行うため、3月9日

午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 学童保育所条例の件につきましては、活発な質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 町道路線認定についての件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑・応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 議会等出頭者実費弁償条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 消費生活センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第21号 学童保育所条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）おはようございます。熊愛の会を代表して、学童保育所条例に対する反対討論を行います。

このたびの学童保育所条例議案は、熊取町の学童保育をこれまでのNPOへの補助という形態から熊取町が主体となって小学生の放課後の健全育成を行うための新たな契約を行うもので、学童保育を担当する組織との間に委託契約または指定管理契約のいずれかの形態に移行させる目的で提出されたものであります。

平成27年4月に厚生労働省から発行された放課後児童クラブ運営指針には、第1章、総則に放課後児童健全育成事業の役割として「放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う」とあります。また、第4章の放課後児童クラブの運営の

中の職員体制には「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすること」が求められています。さらに運営主体には、「放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる」と明記されています。これらを考慮すれば、熊取町は、町内で長年にわたる学童保育のすぐれた運営経験のある組織と随意の長期契約を結ぶべきであると考えます。

しかるに、提案されている学童保育所条例における指定管理者の選定は公募によるもので、契約期間は5年間としています。これでは、長期にわたり安定した運営を要求している厚生労働省の運営指針を満たすことはできないと考えます。

現在、大阪府下で学童保育に指定管理を導入している自治体は非常に少ないことを見ても、公募方式による指定管理者選定が学童保育にそぐわないということが実証されています。熊取町がこのたびの学童保育所条例で公募による指定管理者選定を行うことは、これまで長年にわたり熊取町内で実施されてきた質の高い熊取ブランドの学童保育事業を完全に無視する姿勢であると言わざるを得ません。

公募による指定管理者選定方式を導入すると、5年ごとに受託組織が変わる可能性があり、学童保育従事者は全員が失職することにもなり、また児童は全く知らない従事者と新たに接触することとなり、それに対応する親子の不安は大きくなります。学童保育事業は、放課後学習事業とあわせて小学生の放課後の健全育成のために実施されるべき事業であり、現在の5つの小学校の2校でしか実施していないという中途半端な放課後学習事業の今後の展開位置づけと運営形態を明確にするとともに、学童保育所事業との関係を明確にしてから学童保育の管理方式、委託または指定管理を決定すべきであると考えます。

現在の熊取町の東校区を除き、学童保育は非常に狭くて粗末な施設で行われていますが、施設、設備の拡充を含めた今後の町の支援が不明確である。熊取町内で0歳から11歳の子どもを持つ親全員の意見を、アンケートを早急に集計して熊取町の方向性を決めるべきであるというふうに考えます。

以上で、熊愛の会の学童保育所条例に対する反対討論を終わります。以上です。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。佐古議員。

10番（佐古員規君）それでは、新政クラブ、守クラブを代表して、佐古員規より議案第21号 学童保育所条例について賛成の立場で討論させていただきます。

現在の学童保育については、36年にわたる実績を築いてこられたNPO法人が行われており、指導員、職員のきめ細かな指導や熱心さ、また小学6年生までの受け入れなど大変評価させていただいております。一方で、利用されている保護者からは、利用料の面、夜遅くの会議など、ご意見も頂戴しているところであります。そのような中で、より効率的な管理運営を目指しての学童保育所条例の制定には、次の理由により賛成したいと考えます。

この条例において指定管理者制度を導入することで、より時代のニーズに即した、さらに有効で効率的な放課後児童健全育成事業の実施及び学童保育所の管理運営が期待でき、熊取町の経費削減及び保護者の負担軽減、サービス向上につながるものと考えます。

2つ目、指定管理者制度により競争原理が働くことで、より工夫された効率的で効果の上がる事業展開が期待されること、3つ目、条例制定によって公正・公平に事業者選定ができることで今のNPOのように実力のある優良事業者を選定できること、以上により、議案第21号 学童保育所条例への賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表しまして、学童保育所条例に対する反対討論を行います。

これまで36年間にわたって本町の子どもたち、そして保護者を支えてこられたNPO法人熊取こ

どもとおとなのネットワークによる学童保育の入所人数は、2016年には522人となる見込みで、15年前の入所人数と比較すると約8割増加しています。これは、急激にふえていく共働き世帯の思いを吸収していることに加え、全国的にも先駆的な取り組みにより、多くの保護者たちに支持されてこられた結果が反映された入所人数だと考えます。転入定住促進の観点で子育てのまち熊取のブランドを構築し、今後ますます町内外へ広くPRしていかなければならないときに、今回の条例制定に伴う人件費圧縮を目的とした指定管理者制度の導入は、指導員の離職率の増加や質の低下を招くおそれがあるだけでなく、指導員と子どもたちとの信頼関係が崩れる可能性も示唆しております。

そもそも指定管理者制度とは、施設に対し、それを効率よく管理するという意味合いが強く、学童保育事業は児童福祉法第6条の3にある児童福祉事業であり、指定管理者制度の適用は適切ではないと考えます。また、現時点では大阪府下で指定管理者制度を導入している自治体も非常に少なく、導入に当たっては慎重に検討し、保護者のニーズをしっかりと捉えるためのヒアリング調査の実施を行うなど、運営者、保護者、議会、行政が納得のいく形で進めなければならない。さらに、厚生労働省が出している指針、放課後児童クラブ運営指針の第4章には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすること」と明記されており、指定期間である5年ごとに指導員が解雇される可能性がある当条例には賛同できない。

したがって、学童保育は児童福祉事業であり、指定管理者制度にはなじまないという点、保護者や子どもたちとともに信頼と実績を36年間築いてこられ、子育てのまち熊取のブランド構築に相当寄与されてこられた点、地域の実情をよく理解している点、全国的にも先駆的な取り組みをされてこられた点などを鑑み、指定管理者の選定に際しては、熊取町の指定管理者制度に関する運用指針にのっとり、公募しないことができる場合を適用し随意選定とするべきである。

また、利用料金を決定する際、就学援助制度を利用している世帯の減免措置の実施や非課税世帯、ひとり親課税世帯などの延長利用料金の減免措置、おやつや教材代などの新たな負担により従来の利用料金を上回る料金設定となる可能性がある当条例には賛同できない旨をお伝えし、学童保育所条例の会派未来としての反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）議案第21号 学童保育所条例について、私は賛成の立場で熊取公明党を代表いたしまして討論をさせていただきます。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が成立し、放課後児童健全育成事業については市町村が主体的に行うよう児童福祉法に規定されました。今まで本町は、学童保育事業を主体的に行っていたのはNPO法人で、町は施設貸与と事業費の補助を行ってききましたが、NPO法人の負担も多かったのが実情であります。指導員の人件費や施設の軽微な修繕費、保護者会の運営など、経済的にも時間的にも負担が多く、その分、利用料金が周りの市町村より高額となっていました。そういった事業者や利用者の負担を考えたとき、町が実施主体者となって子どもたちの安全な居場所づくりに取り組むことは大変評価できることと考えております。

本条例について、大きく3つの理由で賛成をいたします。

まず、1つ目の理由は、指定管理者制度を導入することによって、利用者である住民にとっては次の5つのメリットがあると考えます。1つ、利用料金が月額1万円から8,000円以内と安くなる。2つ、NPO法人への入会金5,000円や会費500円がなくなる。3つ、月途中の入退所時の日割り計算が可能となる。4つ、利用料金の減免がある。5つ、夜遅くまで保護者会に出席しなくてもよい。この5つのメリットです。

2つ目の理由は、事業者にとっても、町が主体的に施設の管理や運営を管理するので負担が軽くなると思うからです。

3つ目の理由は、第7条、第8条で指定管理者は公募により選定し、議会の議決により指定することとされていますが、公募を行うことにより、さらに保育の質の向上や事業者努力を推進するこ

とが可能となると考えるからです。また、議会は公正・公平な町政運営、行政運営を監視監督する立場であるので、そういった意味で、1社随契ではなく公募により公平・公正な事業者選定を推進する立場にあると考えております。

以上の3つの理由から、学童保育所の指定管理者制度導入について定めた議案第21号 学童保育所条例に対して賛成といたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）議案第21号 学童保育所条例について、賛成の立場で日本共産党熊取町会議員団を代表して私から討論を行います。

今回の条例案につきましては、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施するに当たって、熊取学童保育所の設備及び管理に関し必要事項を定める必要があるため提案されたものであります。この条例案の中には、指定管理者で行うことが明記されています。

私ども共産党議員団は、民間の経営ノウハウで低コストにするため、指導員の不安定雇用や低賃金、職員の定着の困難さなどが生じる指定管理者制度は、学童保育事業になじまないと考えます。公募による経費削減のため安価に流れるなら、今まで熊取町が続けてきた学童保育の質の低下につながり、子どもたちが毎日行きたいと思え、親が安心して預けられると思える学童保育所になりません。

しかしながら、町がこの条例を制定することにより、保護者の負担軽減と全ての保育の必要な子どもが入所できる学童保育所にするのであれば、一定、指定管理者制度もやむなしと判断したところであります。

熊取町で学童保育所が先進的に行われるようになったのは、1978年、京都大学原子炉実験所に勤める共働きの親たちが中心となって、子どもの放課後を豊かに安全に過ごさせたいとの思いから自主的に始まりました。以降、熊取町との話し合いで施設や補助金が出され、設立当初の道明町政の時代には保育料5,000円程度、第2子半額、指導員は1クラブ正職員2名体制、本来、町がしなければならない事業として運営費での不足分を町が補填していたころもありました。

保護者世帯の勤務状況や家庭環境、また子どもたちの生活環境も現在はさま変わりし、利用者の声に応え、これからの行政の果たす責任は重要であります。入所基準や手続なども幼保と同じく町で行うなら、それなりの町が果たす業務がふえるわけでありましたが、指定管理者導入でこれまでどおり行うなら、委託料の増額も検討する必要が生まれると思われまます。

そもそも現在の学童保育事業は、保護者による運営で一番安上がりのものだと言えます。この条例では、指定管理者は業者を公募により選定することになりますが、国基準を守り現状を低下させないこと、またこれまでの実績を評価すると、私どもは現在のNPOが一番ふさわしいのではないかと考えるところでありますが、その点は選定委員会で公平にしっかりと判断していただきたいと思ひます。よって、日本共産党熊取町会議員団はこの条例案に賛成といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第21号について討論を終わります。

それでは、議案第21号 学童保育所条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。浦川議員。

3番(浦川佳浩君) それでは、熊愛の会と未来を代表しまして、附属機関条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

さきの学童保育所条例の反対討論で述べたように、公募方式で学童保育所の指定管理者を選定することは、児童の育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が継続的、安定的に運営することという厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針に反するものである。指定管理者の選定に当たっては随意選定とするべきであることから、学童保育所指定管理者選定委員会を設置するというこの議案に反対いたします。

以上、附属機関条例の一部を改正する条例に対する熊愛の会と未来を代表しての反対討論といたします。

議長(重光俊則君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第22号について討論を終わります。

それでは、議案第22号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第23号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。鱧谷議員。

討論ですか。異議ですか。すみません、どういう趣旨か発言してください、そこでその場で。

12番(鱧谷陽子君) 議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例について、事業厚生常任委員会では、特別区において保育者が足りないから試験回数をふやして特定限定保育士をふやそうとしているが、保育士が足りないのは給料が安いなど条件が悪いからだと反対いたしました。

議長(重光俊則君) すみません、趣旨を言ってください。意見を言っているのか討論するか賛成するか、委員会で採決されております。それに対して賛成討論、反対討論されるのであれば、賛成討論、反対討論をされると。そうでなくて意見を述べられるということですか。どういう立場の発言なんですか。鱧谷議員。

12番(鱧谷陽子君) 反対しましたが、今回ここで賛成……

議長（重光俊則君）反対討論されるんですか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）いや、ここで賛成に変えたいということで。

議長（重光俊則君）そういう意味の発言ですか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）発言をしたいということです。

議長（重光俊則君）じゃ、それでは簡潔に今の立場を変更した内容について発言してください。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例について、事業厚生常任委員会では、特別区において保育者が足りないから試験回数をふやして特区限定保育士をふやそうとしているが、保育士が足りないのは給料が安いなどの条件が悪いからだと反対いたしました。しかし、保育士になりたい人の希望をかなえることにもなると考え直し、賛成することといたしました。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）わかりました。

それではもう一度、議案第23号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第23号 保育所条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第24号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）日本共産党熊取町会議員団といたしまして、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

昨年、支援分を1万円、介護分を1万円で計2万円賦課限度額を引き上げ、81万円になりました。今年度は医療分で1万円引き上げて52万円、支援分で1万円引き上げて17万円、介護分を2万円引き上げて16万円とし、合計で85万円となり、4万円の賦課限度額の引き上げです。提案理由は、国が上げたため町も上げたが、国基準は今年4万円引き上げる予定で、それよりは低いと言っております。そして、これからも国基準に合わせることを原則としつつ被保険者への影響を考慮していくと述べています。平成20年度以来毎年の上昇で、58万円だった賦課限度額が平成28年には85万円になっています。500万円の3人家族で77万4,270円となり、4,620円の増、負担率は15.5%になります。500万円の4人家族で81万360円となり、1万2,120円の増、負担率は16.2%になります。

賦課限度額の引き上げは、所得500万円代の中間所得層への負担を押しつけるやり方であり、このような方法で保険料抑制を図るべきではないと考えます。

賦課限度額が上がるほど収入の比較的多い方の負担となりますが、国民健康保険料は組合健保などに入れない非正規の方や年金の方が多く、高額収入の方は少なく、保険料がふえる世帯は改定のたびに減り、今では医療分で全世帯の2%、支援分で3%、介護分で3%であり、これ以上限度額を上げて影響する人は少なくなっていき、格差社会の中で滞納者がふえれば保険料の増加は望めません。

国から低所得者への軽減措置がされましたが、根本解決のためには国庫負担をもっと大幅にふやす必要があります。国への要求を続けるとともに、軽減措置から外れる低所得者、扶養家族の多い方の軽減を自治体独自での対策として取り組んでいただきたい。中間所得者への負担押しつけは解決策にはなりません。

以上をもって、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対する討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。二見議員。

7番（二見裕子君）議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で熊取公明党を代表し討論いたします。

国民健康保険は、納めた保険料の多少にかかわらず、誰もが同じ内容の給付を受けることになっています。保険料の負担能力があるからといって無制限に保険料を賦課することは妥当ではなく、各保険者は賦課額の上限として、国が定める基準の範囲内で条例において賦課限度額を定めることになっています。今回の条例改正は、その賦課限度額を見直すものです。

限度額が上がることによって限度額超過となっている世帯の保険料が増額となりますが、その分、増収分と同額が中間所得世帯の保険料から控除されることとなり、中間所得者の保険料負担が軽減されます。今回、医療分の限度額が51万円から52万円に1万円上がりますが、上がることによって国保加入の全世帯6,598世帯中147世帯の高額所得世帯は保険料が上がり、負担がふえますが、残りの4,774世帯の中間世帯は保険料が下がり、1,677世帯はそのまま影響がないとのことであります。また、支援分は17万円から19万円に2万円上がります。上がることによって180世帯は保険料が上がり、残りの4,741世帯は下がり、1,677世帯はそのままです。介護分は14万円から16万円に2万円上がります。上がることによって91世帯は保険料が上がり、残りの2,152世帯は下がり、742世帯はそのままです。全体的に見て約2.5%の世帯は上がり、72%の世帯は下がり、25%の世帯はそのまま影響がないようです。よって、今回の条例改正は弱者救済策と考えられるのではないのでしょうか。また、保険料が軽減されることによって保険料の収納率アップも期待できるのではないかと思います。

しかしながら、全体として保険給付費が年々増加傾向にあることを鑑み、特定健診やがん検診の受診率向上、ジェネリック医薬品の推奨など医療費抑制に積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第25号について討論を終わります。

それでは、議案第25号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第26号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第26号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第27号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第28号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第29号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号 南部大阪都市計画熊取駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第30号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 南部大阪都市計画希望が丘二丁目（水道事業用地）地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第32号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第33号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第35号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第36号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号 平成27年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第39号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第40号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号 平成27年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第27 議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議

案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第29 議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第30 議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第31 議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第32 議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第33 議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

これらの議案は、予算審査特別委員会に付託され、審査を終わっております。本7件に関し、委員長の報告を求めます。佐古予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（佐古員規君） それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件ほか6件の審査を行うため、3月16日、18日、22日及び23日の4日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見・要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件について審査を行いました。

一般会計予算については、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項ごとでそれぞれ2班ずつ、計4班に区分して審査を行いました。

審査においては活発な質疑応答があり、会派から意見・要望が提出されましたので、その報告をいたします。

まず、熊取公明党代表からは、1、転入促進策について、転入・定住促進策として、平成27年度までの3カ年計画で取り組んできた7つのインセンティブのうち、3つの事業が1年延長する予定で予算計上されていますが、そのうちの住宅リフォーム補助については、3世代同居・近居を推進し、国の補助メニューを活用できるよう取り組まれない。また、一番の目玉策となっていた新築住宅の固定資産税免除についても延長を図られたい。

2、良好な教育環境づくりについて、くまとりふるさと応援基金や国の補助制度を活用し、小・中学校の普通教室へのエアコン設置やトイレの洋式化について計画的に取り組まれない。

3、学校教育の充実について、いじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細かな相談体制に積極的に取り組むために、スクールソーシャルワーカーを拡充し、いじめゼロ、不登校児ゼロを目指されたい。また、放課後の全ての子どもの安全な居場所づくりとして放課後子ども教室の拡充に取り組まれない。

4、子育て支援について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現するために、子育て世代包括支援センター、熊取版ネウボラの立ち上げを図られたい。その上で、今年度、広域で取り組まれる産後ケア体制としての新規事業である産後2週間サポート事業や、ホームスタート事業等に積極的に取り組み、子育てに優しいまちづくりを推進されたい。また、不妊や不育症で悩む若いご夫婦の経済的支援として、治療費の一部助成についても積極的に取り組まれない。学童保育事業については、指定管理者制度導入により、町が主体的に、子どもたちの安全安心な居場所づくりと保護者の負担軽減に取り組まれることを期待する。

5、安全・安心なまちづくりについて、犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置について積極的に推進されたい。また、通学路における路側帯のカラー化、防犯灯やカーブミラーの設置、横断歩道や信号機の設置など、交通安全対策のさらなる拡充を図られたい。また、道路整備や改良工事などについては、計画的に事業実施に取り組まれない。

6、防災・減災対策の充実について、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業の実施、避難行動要支援者への避難支援体制の整備、木造住宅の耐震化、自主防災組織の育成など、防災・減災対策、防災力の向上に積極的に取り組まれない。

7、健康づくりの充実について、がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、前立腺がんのPSA検査や胃がんリスク検診の導入を図られたい。健康マイレージ（ヘルスケアポイント）制度の導入についても府の補助制度を活用し、早急に取り組まれない。中学生へのがん教育についても積

極的に推進されたい。

8、障がい者福祉の充実について、人工内耳装着者の経済的支援として、専用ボタン電池への補助を図られたい。また、手話言語条例についても早期制定を図られたい。

9、町内を循環するひまわりバスについて、住民ニーズの多い土・日・祝日運行について早急に取り組みを図られたい。また、利用者へのアンケート調査を適宜実施し、フリー乗降制度の拡充など、適宜見直しを図られたい。

10、小型不燃ごみの拠点回収について、住民サービスの向上を図るため、拠点の拡充を図られたい。

11、観光プロモーション事業の充実について、永楽ゆめの森公園に道の駅を設置し、旅行社と連携し、観光スポットとして案内し、関空から海外の観光客が訪れるような観光プロモーション事業を推進されたい。また、熊取ブランド等によるまちおこしなど、あらゆる施策の拡充による収入増についても積極的に取り組まれたい。

12、熊取アトムサイエンスパーク構想について、BNC T相談室の設置については評価するものであるが、地方創生の大きな施策としてBNC T実用化に向けて積極的に推進されたい。

次に、未来代表からは、1、教育について、ALTの増員を高く評価する。教育のまち熊取をさらにアピールして、全国に向けてこのブランドを知らしめてもらいたい。いじめ問題は徹底的に根絶してもらいたい。ソーシャルワーカーの有効活用を期待する。今後ますますふえる共働き世帯が、熊取に住んでいたことの幸せを感じるようなまちづくりを目指してほしい。学童保育施設として空き教室の利用の検討と指導員の質の確保に取り組んでいただきたい。小・中学校のトイレの洋式化及び空調設備の完備を早期に実現してもらいたい。土日学習（課外学習）等の導入を検討していただきたい。教員にとって働きやすく働きがいのある職場であるよう環境整備をお願いしたい。

2、道路整備について、長きにわたって不都合を感じている道路があるが、この先、一日も早く府や国に働きかけ、これらの道路の不便や危険を解消してもらいたい。

3、転入・定住政策について、従来の政策に、空き家の有効活用や二世帯近居政策等に加え、政策の中身の付加価値を高めてもらいたい。

4、公園管理について、永楽ゆめの森公園に水遊び場をつくってもらいたい。夏場の熱中症対策として不可欠と考える。

5、熊取創生プロジェクトについて、これは、藤原町長のマニフェストの中で候補になかった政策と認識している。広く町内外の有識者の意見を拝聴して政策に反映させるプロジェクトとあるが、スピードと実行力をもって早急に具体化させてもらいたい。大いに期待するところである。

次に、熊愛の会代表からは、1、町長の選挙公約にある議会のインターネット中継の早期実現をしていただきたい。6月議会では少なくとも委員会の状況を傍聴室で画像中継が見られるようにし、その録画映像をインターネット配信できるようにしていただきたい。

2、町内の安全・安心の確保と犯罪発生防止のために、早急に防犯カメラを各校区10台以上設置していただきたい。設置にあつては、自治会だけでなく、泉佐野警察の意見を十分に取り入れること。

3、大きなイベントの開催や災害発生時の救助・援助の拠点となる町民グラウンドのトイレの洋式化を早急に実施されたし。また、避難場所となる小・中学校その他公共施設のトイレの洋式化も早期に実施していただきたい。

4、平成27年度まで実施してきた転入促進策を28年度以降も全て継続実施していただきたい。

5、ふるさと納税は、町が努力すれば大きな増収が見込まれる制度である。謝礼品の見直しとPRを行って年間4億円の収入を目指していただきたい。

6、談合事件を早期に解決するために、顧問弁護士を直ちに交代させ、損害賠償金の徴収や不公平さをなくすための最善の措置を早期に講じていただきたい。

7、建設、土木工事等の町内指名業者の実態を把握し、登録業者の基準の見直しをしていただき

たい。

8、道路維持事業、道路新設改良事業については、場所、工事内容と時期、費用等その他詳細内容がわかる資料を提示していただきたい。

9、公園整備事業、公園維持管理事業についても、場所、工事内容と時期、費用等その他詳細内容がわかる資料を提示していただきたい。

10、要介護・要支援認定率低減のための施策として、60歳以上の人の実態把握と、健康増進のための個別指導やスポーツ、行事への参加と貢献ポイントの評価システムを早期に構築していただきたい。

11、空き家バンクを早期に設置し、積極的に空き家の活用をしていただきたい。

12、各地区の老人憩いの家の耐震評価を行い、長期的な維持管理計画を明確に示していただきたい。

13、外環状線の渋滞緩和策の調査・検討を行い、早期実現に向けて大阪府と国に要望していただきたい。

14、BNCTの研究拠点として、がん相談窓口を拡充するとともに、BNCTで対応できないがん患者を受け入れられる医療施設のネットワークを熊取町主体で早期に構築していただきたい。また、BNCTの研究拠点が町内住民の健康医療センターとしての機能を持つように、京都大学の広大な敷地の有効活用を検討していただきたい。

15、学童施設の拡充のためにも学校内施設の有効活用を検討し、児童の放課後学習と学童保育の運営の一体化計画を早急に策定していただきたい。

16、在宅医療ネットワークシステムの構築を早急に実現していただきたい。

17、アジアの国との国際交流の推進の目標と施策を早期に策定していただきたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、保育士など恒常的業務は正職員を基本とし、サービス残業が発生しないよう、適正な職員配置、計画的な職員採用に努められたい。非正規職員の賃金・研修等待遇改善にも努められたい。新入職員の研修を自衛隊に依頼することは、やめていただきたい。

2、保育料については、第2子・第3子への軽減など、負担軽減に努められたい。南保育所廃止については、保護者、地域住民の声をよく聞き、慎重に対応されたい。

3、学童保育への指定管理者導入制度に当たっては、現行の水準を低下させず、安定的な事業の継続ができるよう、十分な配慮をすること。

4、学校施設については、トイレの洋式化・エアコン設置など、学習環境改善に努められたい。就学援助の支給については、新入生への入学準備金の貸与など、工夫されたい。

5、ひまわりバスは、土日祝日運行など、さらなる利便性向上に努められたい。バスカード割引制度の導入も検討されたい。

6、困難を抱える住民の個別支援や、地域福祉活動のコーディネーターとして重要な役割を果たすコミュニティソーシャルワーカーを増員されたい。

7、ごみの不法投棄対策を強め、小型不燃ごみの定期収集を検討されたい。

8、永楽ゆめの森公園の管理・運営については、利用者と地域住民にとって安全で快適な公園となるよう、万全の体制で臨まれたい。

9、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、路面標示など交通安全施設の適正管理に努められたい。

次に、新政クラブ・守クラブ代表からは、1、転入促進策について、若年世代の熊取町への転入・定住促進を図るため、あらゆる手段を講じて子育て世代の皆さんが熊取町へ転入・定住してもらえるように、しっかりアピールに取り組んでいただきたい。特に固定資産税の減免については継続していただきたい。

2、学校教育環境の充実について、温暖化などの異常気象により夏場の教育環境も悪化傾向にあり、エアコンの設置・トイレの洋式化を強く要望する。

3、学校教育について、放課後学習などさまざまな活動のさらなる推進として、いじめや不登校などのきめ細やかな取り組みをより確実に行うためにも、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーの増員と雇用形態の見直しを要望する。また、中1ギャップを解消するため、小中兼務教員の選任などにも取り組んでいただきたい。

4、防災について、災害は忘れたころにやってくるという言葉がありますように、突然やってきます。災害に備えて自助・共助・公助の考え、自分たちの住む地域を自分たちで守ってもらう気概を育てること、自主防災組織の組織率100%を目指し取り組んでいただきたい。避難所・避難場所におけるWi-Fiの完備など、平時である今こそ、しっかりと有事に対する備えをお願いしたい。

5、子育て支援について、乳幼児医療費助成については、通院・入院とも医療費助成については中学3年生までされています。また、少子化対策として3人目以降の児童については保育料の無償化も検討し、子育てしやすいまちとしてのブランド確立の取り組みをお願いしたい。

6、スポーツ振興について、2020年東京オリンピック・パラリンピックの波及効果を最大限受け入れるべく、大阪体育大学と連携し、宿泊施設の整備、選手団の誘致を視野に入れ対応をお願いしたい。

7、環境センターについて、今後、長寿命化で町独自でのごみ処理と広域でのごみ処理を両にらみでの対応をお願いしたい。泉佐野市田尻町清掃施設組合が設置するごみ処理広域連携検討会において、主張すべきことはしっかりと主張していただきたい。

8、今後のまちづくりの夢と希望を与える熊取アトムサイエンスパーク構想について、関西イノベーション国際戦略総合特区に指定され、実用化に向けて研究が進められております。また、相談窓口を設置し適切に対応されております。今後、相談窓口の拡充も視野に入れ、アトムサイエンスパーク構想の実現に向けての取り組みを加速度的に進めていただきたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、採決の結果、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第47号 平成28年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件についての審査を行い、活発な質疑応答の後、会派から意見・要望が出されましたので、その報告をいたします。

まず、熊取公明党代表から、下水道事業特別会計について、国の交付金を活用して施設の長寿命化に計画的に取り組み、あわせて、建設整備事業についても計画的に事業を推進されたい。また、公営企業会計制度導入に向け、普及率や使用料が拡大する地域への建設整備計画を見直すなど、より効果的・効率的な事業運営に積極的に取り組まれたい。

国民健康保険事業特別会計について、ヘルスケアポイント制度を早期に導入し、特定健診の受診率向上を図られたい。また、ジェネリック医薬品個別差額通知のさらなる拡充等、医療費抑制に積極的に取り組まれたい。

介護保険特別会計について、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、今まで町が行っていた地域包括支援センターが民間法人に委託されました。委託したセンターの業務活動をしっかりと点検し、連携して地域包括ケアシステムの構築に取り組まれたい。今までふれあいセンターにあった地域包括支援センターは、高齢者の方が身近に相談でき、介護支援員さんが懇切丁寧に医療予防のケアマネジメントをしてくれていた。高齢者にとって身近な相談場所である地域包括支援センターが4月より移転され、不便になるのではないかと懸念する。高齢者の方が安心して地域で暮らし続けられるために身近な相談場所としての地域包括支援センターの位置づけについて検討されたい。また、訪問相談もするという丁寧な広報をしていただきたい。

水道事業会計について、熊取町水道事業ビジョンに基づき、安全、強靱、持続を目標に、安全で低廉なおいしい水の供給に取り組まれない。また、更新計画に基づき、施設の統廃合や重要給水施設へ供給する管路の耐震化についても計画的に取り組み、災害に強いまちづくりを実施されたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険事業特別会計について、国庫負担の増額が必要であるが、住民生活を守る自治体として、保険料軽減のため、一般会計からの繰り入れ増額を検討されたい。資格証明書や短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求める。

介護保険特別会計について、要支援の方への介護予防、日常生活支援の総合事業が安心できるサービス提供となるよう、町として万全の体制を整えること。地域包括支援センターについては、民間事業者と町の連携を密にし、公的責任を堅持されたい。保険料減免制度の拡充、利用料減免の創設を求める。

墓地事業特別会計について、永楽ゆめの森公園によって、墓地利用者に影響が出ないよう、公園担当者と調整しながら安全第一の管理運営に努められたい。また、共同墓地の設置についても検討されたい。

水道事業会計、下水道事業特別会計について、料金の抑制に努め、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道については、引き続き耐震管路への更新に努められたい。また、予期せざる事故により赤水が発生した場合の住民への緊急連絡体制など、危機管理体制を再検討すること。下水道については、下水道整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備区域は国の交付金を活用しつつ、計画的に整備を進められたい。

以上の意見・要望が出されました。

そして、本6件について採決を行った結果、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第41号から議案第47号までの7件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第47号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、これら7件について、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、熊取町平成28年度予

算に対する反対討論を行います。

藤原町長は、所信表明において、住民要望の強いひまわりバスの土日運行や小・中学校へのエアコン設置について前向きな姿勢を表明されました。また、さまざまな機会に議会の意思、住民の声をよく聞いて町政運営を進めるとも述べておられます。このような姿勢は歓迎するところであります。

新年度予算は、町長選挙前に編成をほぼ終えている骨格予算であり、予算の内容には町長の報酬2割カット以外は大きな変化はありません。共産党議員団は、平成27年度予算には3つの理由を示して一般会計予算に反対、また国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計にもそれぞれ理由を示して反対しました。1年前の予算委員会での議論と比較し、答弁に若干の前進面はありましたが、基本的な問題は解決されていないと判断し、一般会計と3つの特別会計に反対の意思を表明いたします。

まず、一般会計ですが、第1に、国保会計への法定外繰り入れが少なく、国保料の負担を国保加入者だけで解決すべしとの姿勢に終始していること。第2は、非正規職員への依存が大きく、そのことが正規職員の負担をも大きくしている懸念があること。恒常的に発生している業務は正職員を基本とすべきであり、安易な嘱託、臨職への置きかえは職場全体の士気にもかかわり、ひいては住民サービスの低下にもつながります。第3は、超過勤務抑制の問題です。残業のない勤務体制は大切ではありますが、極端な残業抑制はサービス残業につながります。残業のない職員配置と職員の自主的な勤務改善を求めるところです。

国民健康保険事業特別会計についてですが、限度額引き上げによって中低所得者の負担軽減を図るという手法は完全に破綻しています。国に対して国庫負担の増額を要求しつつ、一般会計からの法定外繰り入れをふやし、減免制度の拡充など住民負担の軽減へ最大限の力を注ぐべきであります。

介護保険特別会計については、国保同様に負担の大きさが問題です。利用料減免の創設、保険料減免の拡充など課題が残されています。また、地域包括支援センターを民間委託化することは、センターの場所の問題も含め利用者にとって不安の残る選択であり、納得できません。

後期高齢者医療制度についても、制度開始当初に比べ保険料が随分高くなっています。高齢者だけの別枠医療保険制度であり、制度の廃止を求める立場から、この予算には反対します。

以上をもって、日本共産党熊取町会議員団の反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第41号から議案第47号までの7件について、順次採決を行います。

初めに、議案第41号 平成28年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第42号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第43号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第44号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第45号 平成28年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第46号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第47号 平成28年度熊取町水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「11時58分」から「13時00分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、追加議事日程第1 議案第48号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 議案第48号 教育長の選任同意についてご説明を申し上げます。

教育長の西牧研壯氏につきましては平成28年3月31日付で退職いたしますので、その後任として、勘六野 朗氏を選任したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

略歴につきましては、議案書追-2ページのとおり、昭和53年3月に和歌山大学教育学部を卒業後、昭和53年4月に泉佐野市立新池中学校教諭に着任されまして、その後、平成18年4月に熊取町立熊取中学校教頭、平成23年4月に熊取町立熊取中学校校長を歴任され、平成27年4月からは熊取町公民館長として本町の教育行政に多大な貢献を賜っております。

勘六野氏におかれましては、以上のとおり教育現場においてすぐれた業績を残され、今後はこれまで養われた知識と経験を生かし、教育長としての職責を十分に全うしていただけるものと考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。江川議員。

13番(江川慶子君) ただいま町長からご説明があったんですが、選任同意というふうにご説明、聞こえたんですけども、今回この提案では任命同意ということなんですが、その点ちょっとご確認したい。お願いします。

議長(重光俊則君) 藤原町長。

町長(藤原敏司君) 申しわけございません。任命同意でございました。

議長(重光俊則君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号 教育長の任命同意についての件を採決いたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案に同意することに決定しました。

議長(重光俊則君) 次に、追加議事日程第2 議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長(南 和仁君) それでは、議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算(第8号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、平成27年度国の補正予算に係る地方創生加速化交付金、情報セキュリティ強化対策事業費補助金、個人番号カード交付事業費補助金の活用に伴って追加計

上するもの、また、職員の退職に伴う退職手当などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,123万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございます。順次説明させていただきます。

4ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 総務費、項 総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業5,815万7,000円でございますが、これは情報セキュリティ強化対策に係る経費でございます。こちらは、平成27年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業1,264万8,000円でございますが、これは個人番号カードの発行に係る経費でございます。こちらは、国全体として平成27年度に予定していた個人番号カードの発行が年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の款 商工費、項 商工業振興費の商工業振興事業1,267万4,000円でございますが、これは熊取町のブランド創造推進事業に係る経費でございます。こちらは、平成27年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の地域活性化事業7,927万4,000円でございますが、これは、にぎわい創出プラットフォーム施設整備、地域にぎわい創出事業及び大学生転入定住促進強化事業に係る経費でございます。こちらにつきましても、平成27年度補正予算での実施を国に求められておりますので、補正予算に計上し、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。

追加でございますが、情報セキュリティ強化対策事業850万円につきましては、情報セキュリティ強化対策事業に係る財源として借り入れるものでございます。補正予算債となりますので、充当率につきましては補助裏の100%であり、交付税措置は元利償還金の100%となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金8,000万円の増額につきましては、冒頭より申し上げておりますとおり、国の補正予算に関連して創設された交付金でございます。その下の情報セキュリティ強化対策事業費補助金850万円の増額につきましても、国の補正予算に関連して創設された補助金でございます。次の個人番号カード交付事業費補助金738万9,000円の増額につきましては、国の補正予算に関連して増額された補助金でございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金1,190万円の増額及び目 財政調整基金繰入金8,059万9,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続いて、款 諸収入、項 雑入の退職手当負担金214万9,000円の増額につきましては、退職手当水道事業会計負担金1名分の増によるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところで申し上げましたとおりでございます。
続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理職一般職分）、退職手当4,154万3,000円の増額につきましては、職員の退職に伴うものでございます。

その下の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料2,266万4,000円の増額及び機械器具費3,549万3,000円の増額につきましては、情報セキュリティ強化対策に係る経費となっております。

続いて、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、地方公共団体情報システム機構交付金738万9,000円の増額につきましては、個人番号カードの発行に係る経費でございますが、個人番号カード交付事業費補助金が国の補正予算で増額されたことに伴い、追加計上するものでございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、中ほどのプロモーション業務委託料950万円の増額などにつきましては、熊取コロケPRに係る委託料、先進地視察に係る旅費など、ブランド創造推進事業に係る経費となっております。次の地域活性化事業、中ほどのにぎわい創造事業委託料2,232万6,000円の増額につきましては、地域にぎわい創出事業及び大学転入・定住促進強化事業に係る経費となっております。その下の施設整備工事費4,556万7,000円の増額などにつきましては、にぎわい創出プラットフォーム施設整備に係る経費となっております。

12ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございますが、内容といたしましては、職員手当における退職手当の補正となっております。

14ページの地方債の調書につきましては、後ほどお目通しをよろしくお願いたします。

以上で、議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議案審議に入ります前に、ただいまの南部長のご説明中、地方創生加速化交付金に関連する予算につきまして1点ご報告申し上げます。

地方創生加速化交付金の対応につきましては、さきの3月11日議員全員協議会での説明及び後刻資料提出させていただきました実施計画書のとおり国のほうへ申請させていただいたところがございますが、予算審査特別委員会3日目の冒頭で速報としてご報告させていただきましたとおり、残念ながら不採択となったところがございます。力及ばずで、まことに申しわけございませんでした。

今回の内示では、全体1,000億円のうち906億円が採択され、残り94億円が4月以降に2次募集されるということを確認してございます。詳細につきましてはまだ国のほうからは示されておられません。2次募集に向けて国に不採択事由などについて確認するなどして、鋭意準備を進めてまいりたいと考えてございます。また、2次申請に際しましては、適宜議員の皆様方にも情報提供させていただくとともに、議員の皆様方からもアイデアなどがございましたらぜひともよろしくお願いいたしますと考えておりました。議員の皆様とともにこの交付金の獲得に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどぜひともよろしくお願い申し上げます。

本日の第8号補正予算につきましては、議会運営委員会を経て議案書提出後の不採択通知であったことから、事情ご了察の上、本日は一旦ご可決賜りたいというふうにご考えてございます。歳入8,000万円、歳出9,194万8,000円の予算処理につきましては、国の指示や、また他団体の対応なども参考にしながら適正に減額処理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長、貴重なお時間いただきましてありがとうございました。

説明は以上でございます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）地方創生加速化交付金、これが不採択だったということですのでけれども、次の2次募集、これは聞いたかもわからないんですけど、いつごろご提案して、いつごろまた採択の返事とか、それがわかるのかというのを教えてください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）2次募集のスケジュールでございますが、28年度に入ってからということでございますので、今現時点でわかってございますのは、4月以降に示されるものというふうに確認しております。現時点、未定ということでございますので、したがって申請及び予算措置につきましては、国からの情報、指示に従って速やかに対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ぜひ、もしこういったことで出そうと思っておりますというのがありましたら一度議員の皆さんにお諮りいただいて、意見等をお聞きしたらどうかなと思っております。その辺、これでいきますというのがわかり次第、我々もできる限りの協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ありがとうございます。4月以降、示されますれば、国のほうに不採択事由というのを問い合わせております。4月以降、不採択事由というのが確認できようかと思っております。あわせて、採択された事業というのも国のほうから示されてまいりますので、それらを総合的に勘案いたしまして、熊取町にとって熊取町の地方創生を進めるに当たってふさわしい事業、こちらのほうを鋭意考えてまいりたいと。その際には、議員ご指摘のとおり、ある程度形が定まっておりますら議員の皆様にも適宜情報提供してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ町長、トップセールスをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第3 議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1

号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南企画部長。

企画部長(南 和仁君) それでは、議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出とも臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付に係る経費となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,751万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億6,869万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の臨時福祉給付金給付事業費補助金2,430万円の増額につきましては、臨時福祉給付金に係る補助金でございます。その下の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1億2,600万円の増額につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金でございます。その下の臨時福祉給付金等給付事務費補助金2,721万2,000円の増額につきましては、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付に係る事務費補助でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業、非常勤職員報酬184万8,000円の増額からページ中ほどの臨時福祉給付金2,430万円の増額につきましては、臨時福祉給付金の給付に係る経費となっております。次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業(高齢)、非常勤職員報酬92万4,000円の増額から年金生活者等支援臨時福祉給付金1億950万円の増額につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢)の給付に係る経費となっております。その下の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業(年金)、非常勤職員報酬92万4,000円の増額から11ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金1,650万円の増額までにつきましても、年金生活者等支援臨時福祉給付金(年金)の給付に係る経費となっております。

12ページをごらんください。

補正予算、給与費明細書でございますが、内容といたしましては職員手当における各給付金事務に係る非常勤職員報酬等の補正となっております。

以上で、議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君) 途中ですが、12ページにつきましては議員のメールボックスの中に配付しておりましたので、今お手持ちでない方がおられるかもわかりませんが、12ページですね。はい。

以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）臨時福祉給付金の給付についてなんですけれども、年金者支援臨時福祉給付金と、それから年金生活者支援臨時福祉給付金、高齢と年金で分かれています。この時期というのは同じ時期であるのか、それからそれぞれの給付額というのはどれぐらいなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）歳入のほうでは2つの区分に分かれていますけれども、内容につきましては臨時福祉給付金と、それから年金生活者等支援臨時福祉給付金、高齢者向け、それと年金受給者向けと、ここが2種類に分かれています。合計3つの給付金があるというふうにイメージいただけたらいいのかなと思います。

給付金の給付時期、受け付け時期でございますけれども、まず、年度当初、5月2日から8月2日までの3カ月を予定しておりますのが年金生活者等支援臨時福祉給付金、高齢者向けと呼ばれるものでございます。これが1人3万円の給付となるものでございます。それから後、後半、前半の部分と一部重なるとあれなんで併給はできませんので、1カ月ほど間をあけるぐらいの予定で今おります。正式な日程はまだ後半の分は定めておりませんが、恐らく9月ぐらいからの受け付けというふうなことで予定しております。それがここに出ております年金生活者等支援臨時福祉給付金、年金受給者向けと呼ばれるものでございます。それとあわせて臨時福祉給付金、この臨時福祉給付金をベースに年金受給者向けの給付金を加算するような形で支給の作業をさせていただき予定でございます。

したがって、3つある給付金の1つは前半5月2日から8月2日の間で実施される、それから後半は9月からの予定で、臨時福祉給付金をベースに年金受給者向けの給付金、これが3万円になります。それから臨時福祉給付金は、これは半年分の期間を設定しておりますので1人頭3,000円と、この分が後半9月以降実施されるというふうなことでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

12番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

それから、それぞれの給付される人数、大体でいいですけど、わかりましたら教えてください。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、臨時福祉給付金、今8,100人を想定しております。それから年金生活者の高齢者向け、こちらが3,650名を想定しております。それから年金生活者の年金受給者向けが550名、これを熊取町のほうでは想定しております。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第4 議会選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、田中巳義君、岸本隆弘君、新田幸夫君、玉野優子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中巳義君、岸本隆弘君、新田幸夫君、玉野優子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、降井正崇君、坂本義治君、矢倉久美子君、村田千奈美君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました降井正崇君、坂本義治君、矢倉久美子君、村田千奈美君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

議長(重光俊則君)次に、追加議事日程第5 議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書、追加議事日程第6 議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書及び追加議事日程第7 議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(坂上巳生男君)それでは、議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-4ページをお開きください。

議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

一、児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

二、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

三、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。

四、学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

五、一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

六、虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書についてご説明申し上げます。追加議案書の追-6ページをお開きください。

議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

地方公会計の整備促進に係る意見書。

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成、活用を進めるにあたっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

一、統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること

二、統一的な基準による財務書類を作成するに当たり様々な相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること

三、統一的な基準による財務書類を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書についてご説明申し上げます。追加議案書の追－8ページをお開きください。

議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		坂上 昌史
同じく		阪口 均
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		鱧谷 陽子

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

奨学金制度の充実を求める意見書。

独立行政法人日本学生支援機構は、経済的理由により修学が困難な大学生等を対象に奨学金の貸与事業を行っている。

近年、大学卒業後に奨学金の返還ができず滞納する若者が増加傾向にある中で、同機構は返還が困難な場合の救済措置として、減額返還、返還期限猶予といった制度を設けている。平成24年度には、無利息の第一種奨学金の中に所得連動返還型無利子奨学金制度を導入し、平成26年度には、延滞金の賦課率の引き下げ等を行うなど、制度の改善を図っているところである。

しかしながら、こうした制度は適用要件が厳しいだけでなく、通常の返還期限猶予の上限が通算10年であるなど、さまざまな制約があると指摘されている。また、大学、大学院修了時に奨学金借入総額が500万円以上になった学生は、この5年間で倍増している。

よって国においては、奨学金制度の充実を図るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1、給付型奨学金制度を創設するとともに、無利息の奨学金制度をより一層充実させること。
- 2、減額返還並びに返還期限猶予に係る適用要件の緩和に努めるとともに、手続きの簡素化を図ること。
- 3、延滞利息の賦課率のさらなる引き下げを行うこと。
- 4、収入が一定額を超えるまでは、返還期限が猶予される所得連動返還型の奨学金制度を、着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、3件についてよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。これら3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、これら3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、これら3件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第2号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第3号 地方公会計の整備促進に係る意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第4号 奨学金制度の充実を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第8 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、平成28年3月定例会閉会から平成28年6月定例

会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年3月定例会閉会から平成28年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(重光俊則君) お諮りいたします。以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、議会会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議の上、ご同意、ご可決賜りまして、まことにありがとうございました。平成28年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。また、本定例会の中でご指摘、ご要望をいただいた点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいります。

寒さも緩み、一雨ごとに春めいてまいりましたが、議員の皆様におかれましては十分健康にご留意され、今後とも町政の運営並びに具体的な事務事業の執行に際しまして一層ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(重光俊則君) 閉会する前に、皆様方のご了承をいただきまして、3月31日をもって退任されます西牧教育長に対しまして議会を代表してお礼の言葉を申し述べたいと思います。

西牧教育長におかれましては、平成19年10月から8年6カ月の間、本町教育行政の要職を担っていただきまして、本当にありがとうございました。西牧教育長には、教育行政だけではなく、多くの分野における深い知識と長年の人生経験をもとに、議員の考え方、議員の質問の内容等につきましてもユーモアを交えたご指導、アドバイスをタイムリーにいただきましたこと、本当にありがとうございました。

3月末に退任されることとなりますが、どうか今後とも本町の発展のためご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、なお一層のご多幸とご健勝を心からお祈り申し上げまして、お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

なお、西牧教育長から退任の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。西牧教育長。

教育長(西牧研壮君) 議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶申し上げます。

思い出せば8年半という長い間、初めてやってきたときには、こういう教育行政というのは何かも全然知らなかったんです。大学に40年間ほどおりまして、それ以外のことは何もわからなかったんですけども、事務局のみんなが支えてくれまして無事こうやって過ごしてこられました。特に、議会の皆さんとは、よその教育長に聞きますと、議会では追及されるのが怖いと、こういうふうに言うんですけども、私は実は非常に楽しくて、誰か質問してくれないかなといつも待ち構えておるわけでございまして、本当に楽しい時を過ごさせていただきました。どうもありがとうございました。

昨年、実は73歳になりまして、新聞記事なんか見ていましたら、何か事件を起こした人が70を超えていると、ああこれは老人やからしょうがないなと、こういうふう思うわけです。そうしましたら自分はもう73だと、これはぼつぼつ引きどきどきどきがタイミングがいいかなと思って自分なりにはかっていたわけですけども、今回、1月の町長選で藤原町長が新しく選ばれて、新し

い器には新しい水を盛れと、これが鉄則でございますので、ああちょうどいい機会に私は退任できるなと思ひまして、町長に辞任したい旨申し上げまして、快く受けていただきました。

今後は、きょう任命同意していただきました新しい教育長のもと、教育委員会一丸となって支えてまいりますので、議員の皆さんもぜひご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたけれども、議員の皆さんと、それから町長を初めとする町理事者とがいわゆる車の両輪で今後とも一緒に支え合いながら、熊取町のより一層の発展をしてくれることを願ひまして、私の退任に際しての挨拶とさせていただきます。本当に、どうも長い間ありがとうございました。

議長（重光俊則君）西牧教育長、どうもありがとうございました。

最後に、いま一度、長年教育行政で貢献してこられました西牧教育長に大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

以上で、平成28年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時55分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年3月24日

熊取町議会

議 長 重 光 俊 則

議 員 佐 古 員 規

議 員 矢 野 正 憲